

大和唐古彌生式遺跡の研究

京都帝國大學文學部
考古學研究報告
第十六冊

大和唐古彌生式遺跡の研究



末永雅雄
小林行雄
藤岡謙二郎

第一章序 説

唐古遺跡
研究史

大和平野の中央部、磯城郡川東村唐古村落の東南方に位する、唐古池^①を中心とした一帯の史前遺跡は、故高橋健自博士によつて紹介せられて^②以來、鳥居龍藏博士等の調査を経て、ひとり大和のみならず、畿内における屈指の彌生式遺物出土地として、あまねく世に知られてゐる。殊にこの地の遺跡から發見せられる彌生式土器片の中に、原始的な動物繪畫を有するもののあることが梅原末治博士によつて指摘^③せられてから、故森本六爾^④その他の諸氏はこれが類品や、また別に銅鐸文様に類似した土器文様の檢出に努めたので、彌生式土器と這種青銅器との關係を明らかにすべき遺物の出土地として、唐古遺跡に對する學界の關心は一層高揚せられるに至つたのである。

しかるに本遺跡の主要部位は、農村にとり極めて重要にして、妄りに余人の手をふるゝを許さぬ用水池となつてゐるために、大正六年七月鳥居龍藏岩井武俊兩氏の試掘以後、この地における遺物の蒐集は専ら地方人士の表面採集に委ねられ、そのうちに土器石器の貴重な資料を含むにもかゝはらず、學術的見地よりすればいさゝか隔履搔痒の憾をいだかしむるものがあつた。従來公にせられた梅原森本兩氏等の本遺跡に關する詳細なる報告をはじめ、この地の飯田松次郎氏の藏品を収録せる圖録の如きも、また主としてかくの如き表面採集によつて得た資料に基づくものであつた。こゝにおいて本遺跡の重要性に着目せる奈良縣史蹟調査會當局は、大正十三年十月上田三平氏主査のもとに唐古遺跡の發掘を企て、同池西側堤防外の用水溝底部を選んで延長七十尺の間にわたるトレンチを掘り、遺物の包含状態を調査し、その際十數個の完形を存する彌生式土器を發掘したが、^⑥しかしなほ以て本遺跡の全貌を明らかにしたといふには至らなかつた。かくの如くにしてその存在が紹介せられてより以來三十數年を経過したが、唐古遺跡はたゞ學界の注視を浴びつゝも、その實相を究め盡すの機會を與へられざるまゝに永く地底に閉ざされて來たのである。^⑦

本調査の
經過

たまたま昭和十一年十二月の頃、奈良市より畝傍町を経て宇智郡五條町に通せんとする、國道第十五路線の敷設工事が、北方より進行して唐古村落方面に及ぶに至り、遺跡地たる此の唐古池底が同工事の採土場に撰ばれて、約四十臺二聯のトロッコ列車を使用する土砂の掘鑿運搬が開始せられることになつた。かくて工事の進行と共に、池底隨所より土器その他の遺物の續出を見るに至つたので、工事擔當者内務技師諸井英一氏はとりあへず遺物の

蒐集保存の方法を講せらるゝところがあつた。一方その報を受けた奈良縣當局においては、協議の結果この機會をもつて本遺跡の考古學的調査を遂行せんことを計畫し、委員末永雅雄は命に、よつて翌昭和十二年一月八日より三月二十八日工事の終了に至るまで、現地に滞在して失はれ行く遺跡の調査記録と、遺物採集に萬全の處置をとることになつたが、京都帝國大學文學部考古學教室主任文學博士故濱田耕作教授は末永の調査に對して指導の勞を惜しまれなかつたのみならず、進んで教室員小林行雄學生角田文衛藤岡謙二郎等を交替派遣して研究を援助せしめ、遂にその報告書を京都帝國大學奈良縣共同の調査をもつて上梓すべきことをも約された。

調査の方法

今回の唐古池探土工事は先づ池の西南隅の堤塘を切斷してトロツコ線を池底に引き込み、西側の堤に沿ふて北進し、漸次西北より東南へと放射狀に採掘を進捗せしめた(圖版第三、第四)。はじめ調査に著手するや池は氷に閉されてまわりの山々は白く、塞風吹き荒ぶ朝、調査参加者は午前五時起床と同時に現地に就きてより夜に至るまで、氷霜を踏み池中の泥土に染みつゝ一日一日を送つた。やがて春をむかへたが、その日差しのやうやく強くなり、調査者の襟元にわづかな日焦けを見るの頃、この唐古池の調査を終つてさらに約二町餘の南方にある鍵池の發掘に移つたのである。

以上に記した様に今次の調査は探土工事に併行して行つたために、トロツコが土砂を積載して池外に搬出した、僅かな時間の範圍内で處理しなければならなかつたので、場所に應じて必要な時間を當て、靜かに調査をするといふ様な好條件下の調査觀察は望み得ず、そ

の點には尠なからぬ遺憾な場合もあつた。しかし着手後次第に人夫達が調査に興味と理解を持つ様になつて來たのと、當時の内務省大阪土木出張所長高西敬義博士以下の關係諸氏、並に事の急速を要するがゆゑに、隨時參加して作業に協力された水野清一、羽館易、藤森榮一、羽田秀典氏等の援助によつて、以下記載するが如き成果を擧ぐるを得たのである。

なほ前にも一寸記した様に、唐古池の調査の後にその南方の鍵池に對しても同様調査の手を展べたが、本報告では記載の範圍を唐古池内部の調査事項に限定し、他のものは別に機會を改めて取扱ふこととした。

以上の現地に於ける調査に對して、出土せる豊富な遺物に關しては、木器類の應急處理を外にして、一先づ之を唐古國民學校に藏置し、後之を京都大學に移して整理を行ふ方針の下に、末永・小林・藤岡等が直ちに作業をはじめたのであつた。但し出土遺物の多量なるに加ふるに、翌十三年指導者たる濱田博士の長逝せらるゝの不幸に遇ひ等して、時を費すこと多く、こゝに發掘後六年の歲月を経た。此の間新たに梅原教授の監督の下に、中村春壽、岡田芳三郎、今井富士雄、澄田正一、坪井清足、荒谷芳雄等諸氏の援助^⑩に依り、作業をつゞけやうやく終了を告ぐるに至つた。即ち以下章を別つて其の結果を録するであらう。(小林末永)

【註】①この唐古池を『日本書紀』卷十、應神天皇七年の條に見える

秋九月。高麗人。百濟人。任那人。新羅人。並來朝。時命武

内宿禰。領諸韓人等。作池。因以名池。號韓人池。

なる記事のそれに當てる論者もあるが、右の記載からでは、的確にこれを立證することは出来ない。

②高橋健自博士の「大和雜錄」(『考古界』第一篇第七號、明治三

四年十二月)なる一文において石器時代の遺跡の一として「磯城

郡川東村大字鍵の遺跡」の見出しのもとに唐古の池附近の出土

品を記載してゐられるのが、おそらく本遺跡に關する最初の報告であらう。但し當時はまだ彌生式土器に對する認識が僅少で

あつた時代であつたから、この一文においても博士は單に石器時代の遺跡とのみ記して、圖示せられた二三の彌生式土器片については「發見の場所は石器時代の遺跡なれど、果して當時のものか、はた古墳時代のものか、それすら一疑問なり。」と述べてゐられる。

唐古遺跡より出土する土器が彌生式に屬するものであることが明らかになつたのは、大正六年七月鳥居博士・岩井武俊氏等の調査前後からであつたらしい。鳥居龍藏「閉却されたる大和國」『畿内の石器時代に就て』、『人類學雜誌』第三二卷第九號、大正六年九月)には韓子池又は韓人池の名によつて本遺跡より彌生式土器の出土が記されてゐる。但し同誌に併せて掲載せられてゐる岩井武俊氏の「紀和河泉諸國に於てなせし事ども」なる一文中には唐古遺跡の名が見える。

③梅原末治博士の唐古遺跡に關する報告は「大和磯城郡唐古の石器時代遺跡に就いて」、『人類學雜誌』第三三卷第八號、大正七年八月)及び「再び大和唐古の遺跡に就て」(同第三八卷第三號、大正十二年三月)の二篇がある。後篇において銅鏃及び鹿の繪畫を紹介し、前者によつて本遺跡の年代の下限が金石併用期に及ぶことを論じてゐる。但し繪畫ある土器は鳥居博士の調査のときに得られた土器片中にも見られるが、當時これについて論ずる所がなかつた。

④森本六爾氏「大和に於ける史前の遺跡」、『考古學雜誌』第十四卷第十・十一・十二號、大正十三年七月・八月・九月)は從來發表せられた唐古遺跡の報告中で最も詳細なるものである。この報告にも數例の動物繪畫が紹介せられてゐるが、同氏はこれより先、「原始的繪畫を有する彌生式土器について」、『考古學雜誌』第十四卷第四號、大正十三年一月)なる一文を草して、唐古出土の鹿の繪ある土器片を擧げ、これが「河内恩智・但馬氣比・

和泉神於等發見の銅鐸の様に狩獵生活を反映するところの著しい鹿の一群をあらはして居」ることを論じたが、なほ原始繪畫の資料たる點に重點を置いて居り、これを以て彌生式土器と銅鐸との關係を論ずるには至らなかつた。高橋健自博士『日本原始繪畫』(昭和二年九月刊)におけるこの種の資料に對する解釋もまた上述の範圍を出ない。

一方梅原末治博士は「大和國吐田郷發見の銅鐸と銅鏡とに就いて」、『歴史地理』第三二卷第二號、大正七年八月)なる一文において複合鋸齒文を取上げて、多鈕細文鏡・銅鐸・彌生式土器等に共通する文様なることを説き、鳥居龍藏博士は「我が國の銅鐸は何民族の殘した物か」、『人類學雜誌』第三八卷第四號、大正十二年四月)その他の論文中において彌生式土器に見らるる渦文・流水文等を「銅鐸使用者の紋様の影響」なりと論じて、その際大和唐古發見の土器片をその例證として使用せられるなどのことがあつた。

その後森本六爾氏が「彌生式土器面繪畫の新資料」、『歴史と地理』第二四卷第四號、昭和四年十月)において再び唐古發見の動物繪畫を取上げ、他の特殊文様をも併せ論じて、彌生式土器及び銅鐸が「同一範型の文化に基き發現した現象」なるべきことを述べるに及んで、ほゞ今日學界の有する見解に到達したのであつた。

⑤飯田恒男氏編『大和唐古石器時代遺物圖集』(昭和四年十二月刊)この調査については上田三平氏「唐古遺跡の研究」、『歴史と地理』第二一卷第六號、昭和三年六月)なる報文がある。

⑦その後唐古遺跡の各種遺物に對する論文報告が續出したが、その主なる研究者は森本六爾・直良信夫・樋口清之等の諸氏であつた。

⑧この間における調査事業の經過は末永雅雄「大和唐古彌生式遺

跡發掘日誌」(『考古學』第八卷第二・三・四號昭和十二年二・三・四月)として別に發表した。

⑨ 鍵池方面の遺跡遺物に關しては他日末永が『奈良縣史蹟名勝天然記念物調査會抄報』第三輯において發表の豫定である。

⑩ 本遺跡出土遺物の今後の處理に就いては、出土の際直ちに京都



第一圖 唐古遺跡發掘小景

大學に帶歸し應急保存法を講じ、今や異動し難い狀況にある木器類と研究上の必要から特に復原を行ひまた修理を加へるなどした若干の遺物をば本大學に留める外、大部分は之を奈良縣に返還して、地元の國民學校はじめ橿原道場大和國史館其他適當なる場所に保存せられる筈になつてゐる。

第二章 遺跡地の地理と地形

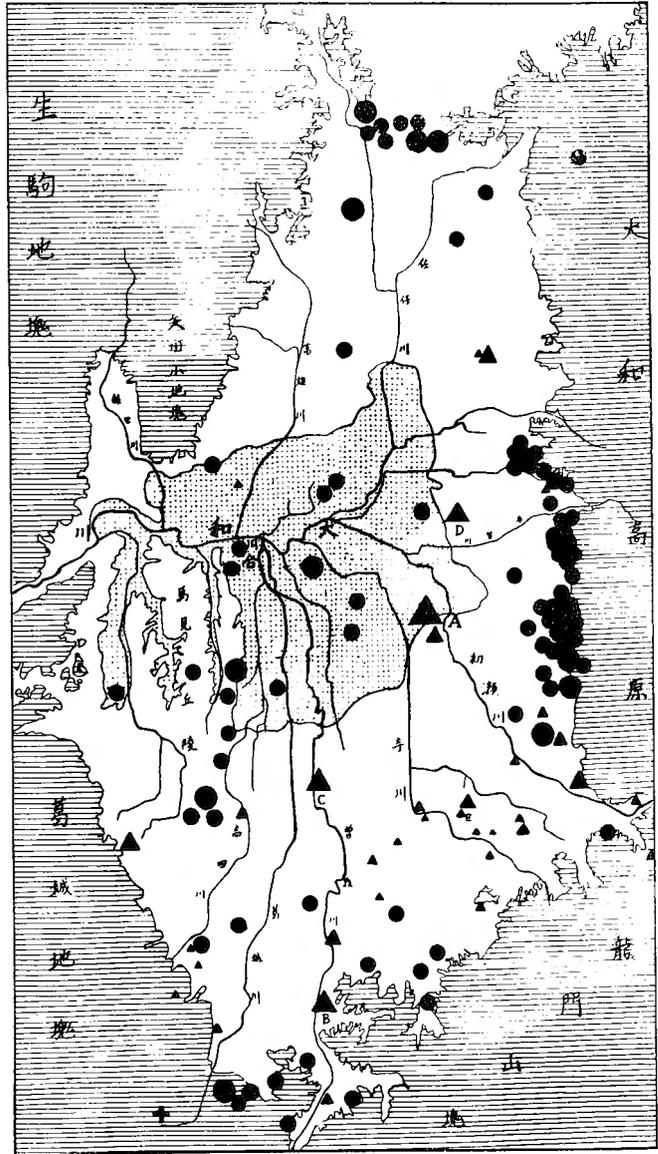
〔圖版第一—第四〕

唐古遺跡
の位置

奈良縣北部における、海拔標高百米の等高線に依つて圍まれる低地帯を以て、假りに地理學的に大和盆地(奈良盆地)の名を冠するならば、本報告の對象たる唐古遺跡は、南北約三〇粍、東西十六粍を測るほゞ菱形に形成されたこの盆地の中央部たる、川合附近を去ること東南約三千米の地點に位置してゐるのである。

大和盆地
の成立

この大和盆地とは言ふ迄もなく、河内平野其他の低地帯と共に、瀬戸内陥没地帯の東邊に生じた近畿中區の最も著しい地質的地形的特色を有する地溝帯の一をなすものである。而して古歌に青垣山めぐれりと言ふ此の盆地周邊の山々は、何れも之に對をなす古期火成岩から成る花崗岩系の地壘山脈に相當つてゐる。東方、伊賀盆地とを隔てる大和高原、東南の龍門山塊、河内平野との境をなす生駒山脈、之が東北から西南に延びた葛城山脈、更に山城との境をなす北の奈良丘陵等がそれである(圖三)。これらありし日の地質變動の姿は今に盆地周邊部に傾斜變換線となつて刻され、山麓に谷口扇狀地を形成せしめてゐる。就中奈良市から初瀬町に到る南北の構造線は地形學者に依つて、舊春日斷層崖の名で呼ばれ、その著しいものの一に擧げられてゐる。



第二圖 大和盆地の地形と遺跡分布圖 (▲印 彌生式遺跡 前方後圓墳)

發して大和高原を横斷する宇陀川、大和盆地の諸水を集めて河内に出づる大和川の横谷は、その中の最も著しいものであつて、之等の自然通路が早くよりまた自から文化交通路となつたことは考古學的遺跡並びに幾多の史實の教ゆる處である。右の宇陀川は盆地の東南隅に出るや初瀬川となり、西南櫻井町附近よりする寺川とほゞ並行して盆地中央部に到り、更に東北隅から南流した佐保川を併せて西流、川合附近に出で、こゝに大和盆地の他のあらゆる諸川と合し大和川となつてゐるのである。川合とはその名の示す如く、盆地の最低面

これら地質構造線には又早くから之を横切る谷の發達が見られた。伊賀盆地から

大和盆地
の史前の
状態

にして、あらゆる河川の相會した處であつた。即ち上記二川の他、盆地南部から北流したものに東から數へて曾我川、葛城川、高田川があり、北から南流したものに、富雄川が擧げられる。この盆地に最初我々の祖先が居住し始めた縄紋式文化の時代には、盆地の大部分はなほ水面で被はれてゐたと思はれる。彼等の聚落が何れもこれら山麓丘陵、地形的な言葉で言へば右の斷層崖下に發達した谷口扇狀地を占めてゐることは、これらの地域が地理學者ブラーシユの所謂、相異なる地層の接觸線に相當し、聚落發達の理想的地域を構成してゐた他に、別にこの盆地低地帯に於ける居住不能の事實が擧げられねばならないであらう。^①處が縄紋式文化も末期になり、彌生式文化に依る新生産技術が北九州その他の低地帯に成立し始めた頃、畿内に於いても右の低地帯は、盆地周縁から流入する諸河川の土砂に依つて次第に埋立てられて行つたと思はれる。本書において述べんとする唐古遺跡(圖A)のみならず、大和盆地の彌生式聚落は、何れもこれら新成低地帯に立地せるものであつて、かの山邊郡二階堂村岩室遺跡(圖D)、高市郡眞管村中曾司遺跡(圖C)等がまた何れも標高五〇米乃至五五米内外の地に位置して、盆地最低面、換言せば侵蝕基底面との比高僅かに十米強を測るにすぎない。しかし、この五〇米線に依つて劃される中央低地(圖B)は彌生式文化の占居當時はなほ湖沼地域をなしてゐたかと思はれる。それは低地立地を標識とせる彌生式遺跡が未だこの中央低地域内に發見されない事、之に反し次代の古墳、祝部式土器等の分布はこの地域に見らるゝこと、更に唐古發見の彌生式土器中には、水運に聯關せる舟の描かれた繪畫の存する事、豎穴に接せる粘土層に所謂 green mud が注意される事、その上を覆ふ砂層が三角洲に依る

ものと考へられ得る事等の消極的な資料から推察が許されるであらう。

唐古遺跡 と初瀬川

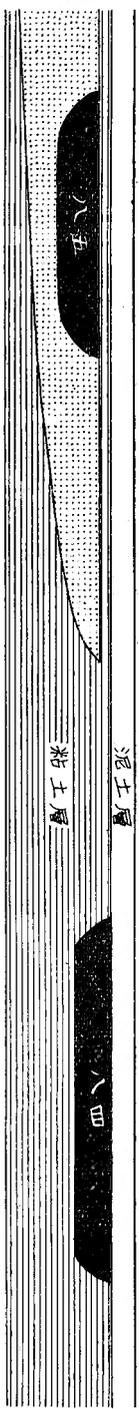
さて本遺跡地の中心をなすと思はれる唐古池は、まさに右の初瀬川と寺川との中間に位置する(第一版)。地形圖に依るに五十米の等高線は該池とその東南約三丁の地にある鍵池との中間を東北から南西の方向をとつて走り、附近の地形は東南から北西へと僅かに傾斜してゐる。おそらく之は往時に於ける初瀬川の堆積状態によるものであらう。この初瀬川は、大和盆地に出づるや、直ちに自らが形成した扇状堆積面のほゞ中央部を等高線に直角に、東南から北々西の方向へ自然な流路を構成しつゝ進んでゐる。所が現在は川東村井上部落に到つて北流し、法貴寺經由八田に到つてゐる。これは實際の地形から見て如何にも不自然であつて、鍵池、唐古池を結ぶ線こそ自然な流路とす可きであり、右の五〇米の等高線も二階堂村から田原本町に到る迄はコンヴェクスのカーヴを取つて、唐古附近に於ける堆積物の多かりしを暗示してゐる。此の場合、西部の寺川は唐古池底の堆積物に直接關係する所なかつたものと考へられる。否寧ろ中街道に沿ふて八木町附近から眞北に流れる該河川の流路には他の盆地南部の夫等と共に、より多く條里制の行はれた時代以降の人工的要素が作用してゐるのではないかと考へられる次第である。

唐古池の 地層

唐古池面積一七五四平方米は現在東西一町、南北一町半の長方形の築堤によつて圍まれた、大和盆地に通有な灌漑用池の一つであつて(第二版)、發掘前の池底面は外側の田畑面と大差なき位置に、水平に堆積した泥土層で蔽はれてゐた。今、發掘によつて知り得た池底内部の表土下地層の状態を述べると、この池の内部地層の中にも亦、ほゞ東南から北西へ走る砂層と

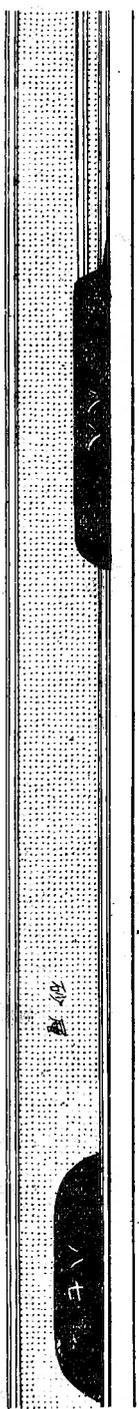
60尺

0



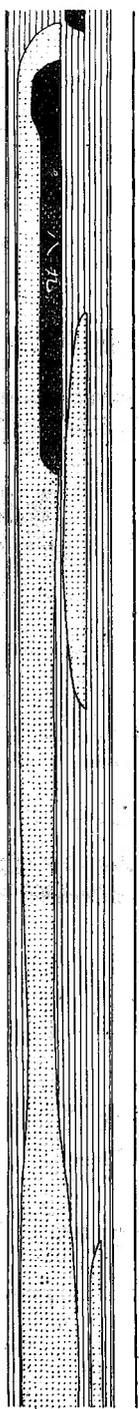
120

60



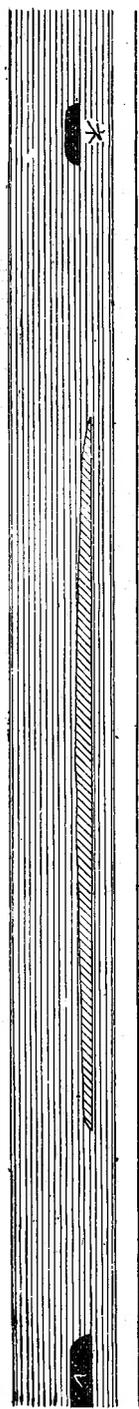
180

120



240

180



第三圖 唐古池一部地層圖

粘土層との互層並びに累層の關係が注意せられるのである(圖三)。もとより廣範圍にわたる發掘のことであるから、各部分において測れば各層厚には差はあるが、我々の調査の結果では、池底面下十二尺餘の深さにいたるまで、この様な砂層と粘土層との累層をなした状態は容易に認められた。この中、本調査の對象となつた彌生式系遺物の包含せられてゐたのは、この池底面下四五尺の範圍にとゞまり、以下の深所においては、例へば粘土層中に多くの植物類を含有してはゐたが、文化遺物の類は全くこれを見なかつたのである。

遺物の包含箇所

更に詳しく右の成層状態を述べると、遺物を含まざる下層部においては、砂層と粘土層とがほぼ同様な累層をなして各々二尺乃至三尺の厚さに堆積して居り、池底面下十二尺より更に下方に存する砂層の如きは、かなりの厚さを有するものの如く推されたが、上層部においては、砂層は一般的には比較的薄く、粘土層の間に介在してゐることが認められた。遺物類を豊富に包含してゐるのは主として右の上層部に作られた堅穴状の凹處内を充填せる黑色土層——黑色を呈するのは腐朽せる有機物に生じたバクテリアの作用による硫酸化鐵(Fe_2S_3)の粒子に基づく——中であつた。これらの堅穴と砂層並びに粘土層との層位的關係は、之を全般から言へば必ずしも一定せず、或は粘土層中に、或は砂層中に穿たれてゐるところは、第三圖に示すが如くである。かゝる堅穴類の詳細については改めて次章に説くであらう。

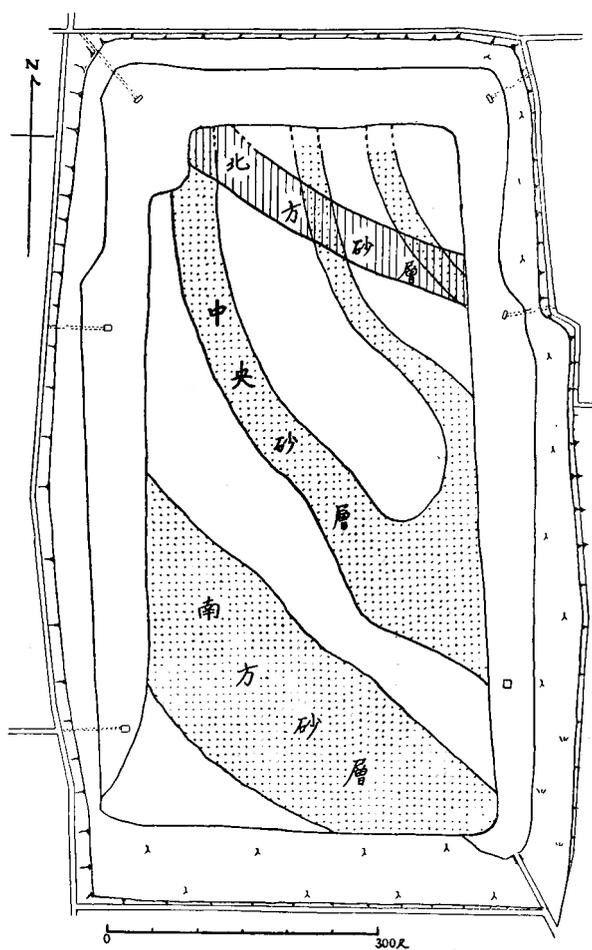
妙層脈とその堆積

なほ上記の上層部における砂層は、これを概観すれば、單に全體の粘土層の凹所を薄く埋めたものであるが、部分的には厚い脈をなして連つてゐるものもあつて、その地域において

堆積面の
局部的變
化

如くである。

遺跡全體を通觀するに、砂層は大なる洪水を豫想せしむる程大規模に廣がつてはゐない。恐らくある時期に主流から中央湖沼帯へと洲を派出せしめてゐたものであらう。而して



第四圖 唐古池内部砂層脈平面圖

は比較的豊富に土器類が包含せられてゐる事實が注意せられた。その一は唐古池の東側北部より西北隅に向ふもの、その二は同じく東側南部より西北隅に向ふもの、その三は東南隅より西側中央部に到るものであつて、我々はこれにそれぞれ北方砂層・中央砂層・南方砂層の名稱を與へることにした(圖四)。このうち中央・南方の二砂層は更に上部が粘土層で蔽は

れて比較的下位にあり、北方砂層のみは池底泥土下に直ちに始まつて、中央砂層末端よりは上位に存在してゐた。これらの砂層はおそらく當時に於ける初瀬川の堆積面乃至流路の状態を示すものと推定されることは既に述べた

右の遺物包含層の位置に就いて見ても、砂層の他に上下粘土層等に穿たれた堅穴内の土器類に層位的變化の少い事實は、これら三層成立の時間的にほゞ大差なきを物語つてゐる。たゞ注意すべきは北方砂層の或個處では該彌生式聚落成立以後の比較的後期に變動を受けてゐる事實が認められることであつて、これは本砂層の下流が現在の池の放水路口の位置と一致する點とも併せ考ふべきものがある。さてその事實といふのは第十四圖に測圖を掲げた北方砂層の北方に存する第二二號地點堅穴に見られる現象である。本堅穴の營まれてゐる局部の地層は池底に堆積した泥土と、下部の粘土層との間に堅穴によつて切斷せられた厚さ一尺の粘土層をはさんで、上下に二種の砂層が存してゐるが、この兩砂層のうち、上層の砂が極めて粗大なる所謂 *coast sand* なるに對し、下層のそれは *fine sand* であつて兩者はその成立を異にするものとして區別し得るのである。この上層の粗粒砂は東南方より流入して堅穴輪郭の一部を不明瞭ならしむると共に堅穴底部の半ばを埋めて西北に向つて次第に量を減ずる状態で堆積し、また斷面圖に見られる様に堅穴の西北隅にも侵入してゐた。本堅穴中にも他の場合と同じく屋根上部を覆ひし木葉類と思はれるものが一尺位の層をなして發見され、且つ之を支えたと思はれる柱材類も混在してゐたが、これらは東南方からの砂層の流入後に黒色土と共に埋没したと認められる状態にあつた。即ちこれを以て本堅穴は北方砂層に起因する砂層の侵入によつて廢されたものと認めてほゞ誤りないと思はれるのである。

小結

之を要するに唐古聚落は當時に於ける大和盆地の最も低濕なる部分に占居したもので

あつて、恐らくは舊初瀬川がこの盆地中央部の湖沼帯に流入する附近に作り上げた、その三角洲上に立地したものであらう。該聚落成立の期間を通じて、右による水害等は全般的には承認さるべくもないが、北方砂層のみは、右のある時期に該河川が氾濫を行つたものである事を推さしめる。河内平野から生駒山脈を横断して大和に入り込む處、河内側から言へば大和川を溯り着く處、其處が大和盆地の眞たゞ中に位置せるこの唐古聚落であつて、該聚落の位置が他のあらゆる大和盆地の同時代聚落にもまして、第一に彌生式聚落として發展すべき素地を有してゐた事が肯定される次第である。(藤岡)

【註】①藤岡謙二郎「河内平野と大和盆地、その考古地理誌への一敘述」

『立命館論叢』歴史地理篇第一號)及同「近畿地方繩紋式聚落の

立地に關する一、二の考察」(『古代文化』第十三卷第九號)

②帷子二郎氏は「閑話二題——海洋の分類と唐古池土器發掘地に

就いて」(『地理學』第五卷第七號)に同様な見解を述べてをられ

る。

第三章 遺跡の狀態

〔圖版第五—第一九〕

廣範圍の
包含層は
存在せず

採土工事に依る唐古池内部の全面にわたる徹底的な發掘の結果、我々の知り得たことは、此の池の内部に關する限り、其處には地下に層序をなして舊地表面を廣く被覆する様な、廣範圍にわたる遺物包含層の如きものは存在してゐないといふ事實であつた。^① さうして遺物は、池底に沈積せる泥土の下に残された大小多數の堅穴様遺構の内部及び、その間を貫流する北方・中央・南方の三筋の砂層脈中から主として發見せられた、南堤基部においてのみ、これらの堅穴群の上位に積成せる、しかし一面には後代の第二次的な盛土^②かと考へられる點のある、遺物包含層が發見せられたに過ぎなかつた。

各地點毎
に土器様
式は單一
なり

これらの遺物出土地點のうち、堅穴内部には後述するが如く、彌生式土器のみならず石器、木器、骨角器等の各種の遺物が一群となつて殘存埋没してゐたのである。さて、これらの遺物が果して堅穴使用當時の器具類であるか、はたまた堅穴廢滅後にこゝに遺棄せられたものであるかの問題は俄かには決定しがたいとしても、土器について考へる場合、發掘開始當初に氣づかれたことは、一個の堅穴内部に残存せる土器類は、すべて同一または近似せる土器様式に屬するものであるといふ事實であつた。同様に三脈の砂層中においても、そのうちに包含せられる土器の様式は、唐古遺跡全體から出土する數群の土器様式の變化と對照

するとき、各々比較的單一相を保つてゐることが注意せられた。従つて調査に際しては、極力地點別に遺物を分離採集し、その地點の示す土器様式を明確ならしむる方針をとつたのであつて、本報告書においても、自からすべての考察はこの觀點に立つ次第である。故に今、先づ遺跡の状態を記載するに當つても、便宜、次章に詳述する土器様式の番號を以て、その遺跡の時期標示として用ふることとする。これは一々の土器様式の説明とは、記述に於いて相前後する結果となるが、あらかじめこの方針を表明して置く次第である。

中央砂層

先づ砂層内における遺物出土の状態について述べると、三脈の砂層のうち中央砂層は、池底泥土(厚一尺)下に位する黝黑色粘土層(厚二尺内外)と、池底面より四尺五寸乃至六尺の深さにはじまる青黑色の硬い粘土層との間に存する、流積した白黄色の砂層であつて、約三、四〇尺の幅員を以て北北西向し、池の東方においては、これに併行する二三の支脈を合して幅廣く横たはつてゐるものである。

この砂層中には、ほゞ完形を存する第一様式土器が、點々として隨所より見出された。これらの土器の出土状態は、壺形土器の類がすべて底部を下にして、或は直立し、或は僅に傾いた姿勢で、砂層の下部に沈埋してゐて(圖版第五、一見したところ、比較的重い底部を下にして流砂の中に自然に沈下したものと思はれるが、中にはこれに蓋を被せたもの(二月三日發見)、土器内部に種子を容れたもの(二月卅一日發見)などがあるので、一概にこの出土状態を偶然の結果とも斷じ切れない状態であつた(圖中第六)。

またこの砂層中には池底面下四尺の深さに、長さ八尺二寸、徑七寸餘の丸太の横たはつて

あるもの(二月十八日發見)、砂層の北側に杭を打つて丸太根株等を置いたもの(二月八日發見、同じく南側に、杭を打ち長さ七尺、徑一尺餘の丸太を横たへたもの(二月廿三日發見(圖五)などの諸例の如く、相當大きな樹幹の埋没してゐることが注意せられた。これらの丸太材が如何

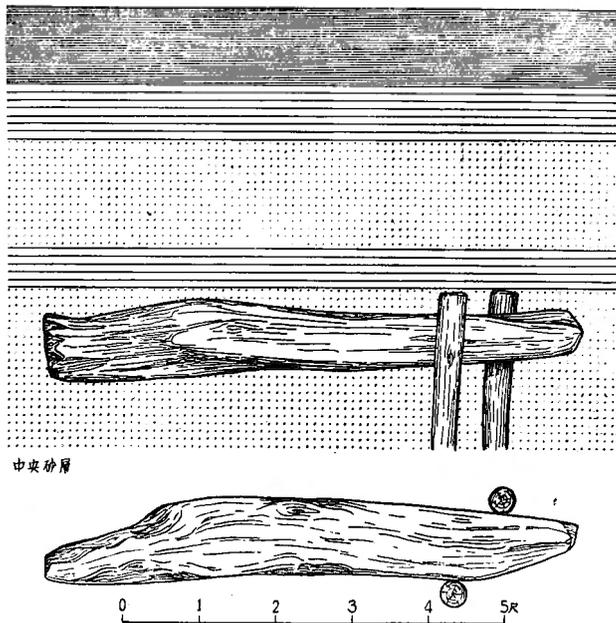
なる人爲的意味をもつかは、つひに究明し得なかつたが、その事實のみを記載して置く次第である。

砂層下方の粘土層中には全く遺物類を含んでゐないのであるが、砂層上方の粘土層中にはしばしば、堅穴の掘り凹められてゐるものがあつて、第二八號地點の如きは、その堅穴の内部からも、下方の中央砂層中よりも、等しく第一様式土器を検出した。

これを以てこれを見るに、中央砂層遺物包含層の積成と、上部粘土層の沈積並びにそのうちにおける堅穴の營造とは、著しい時間的な隔たりを有するものではなかつたと考へられるのである。

此の中央砂層中より發見した遺物の主なものは、土器類の他に、なほ丸木弓、漆塗弓、樺纏漆塗弓、鹿角製刀子把、石庖丁及び各種の打石器類などがあつた。

中央砂層
上部にも
堅穴あり

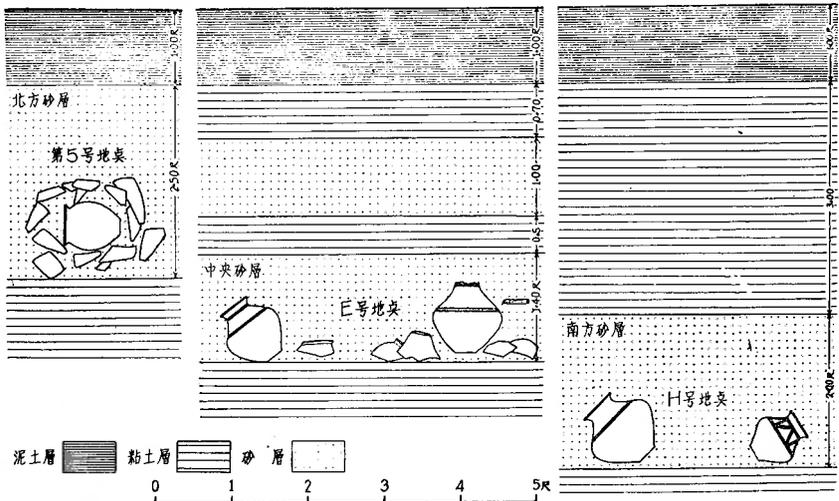


第五圖 中央砂層における杭及丸太埋没狀態

南方砂層

南方砂層もまた中央砂層と相似た状態を示し、池底下二尺五寸乃至四尺の深所より始まり、二尺餘の層厚を有する、白黄色の砂層であつて、百二十尺の幅員を以て北西向に連なつてゐる。この砂層中からもまたほぼ完形を有する第一様式土器が隨所より發見せられ(圖第六、右)、そのうちには粗く編んだつづらふじの網を以て壺形土器の外面を包んだもの(三月六日發見(圖第五版)、蓋を載せた壺形土器の口頸部を木葉を以て被覆し、横たへた樹幹に接して正しく置かれてゐる事實(三月二日發見(圖第六版)などが檢出せられた。

北方砂層



第六圖 中央・南方・北方各砂層一部断面圖

なほ南方砂層一部の上邊には多數の土器並びに石器、石屑類を含有する薄層が見られたが、この部分より出土する土器は第二様式を主とし、若干の第一様式片を混へたものであつた。

北方砂層は池底泥土下より直ちにはじまり二尺五寸乃至三尺の層厚を有する白黄色の砂層で、青黑色の硬い粘土層中に淺いU字形の凹溝を穿つてその内部に充積し、約四十尺の幅員を以て西北方に連なつてゐる。この砂層中には第三、第四

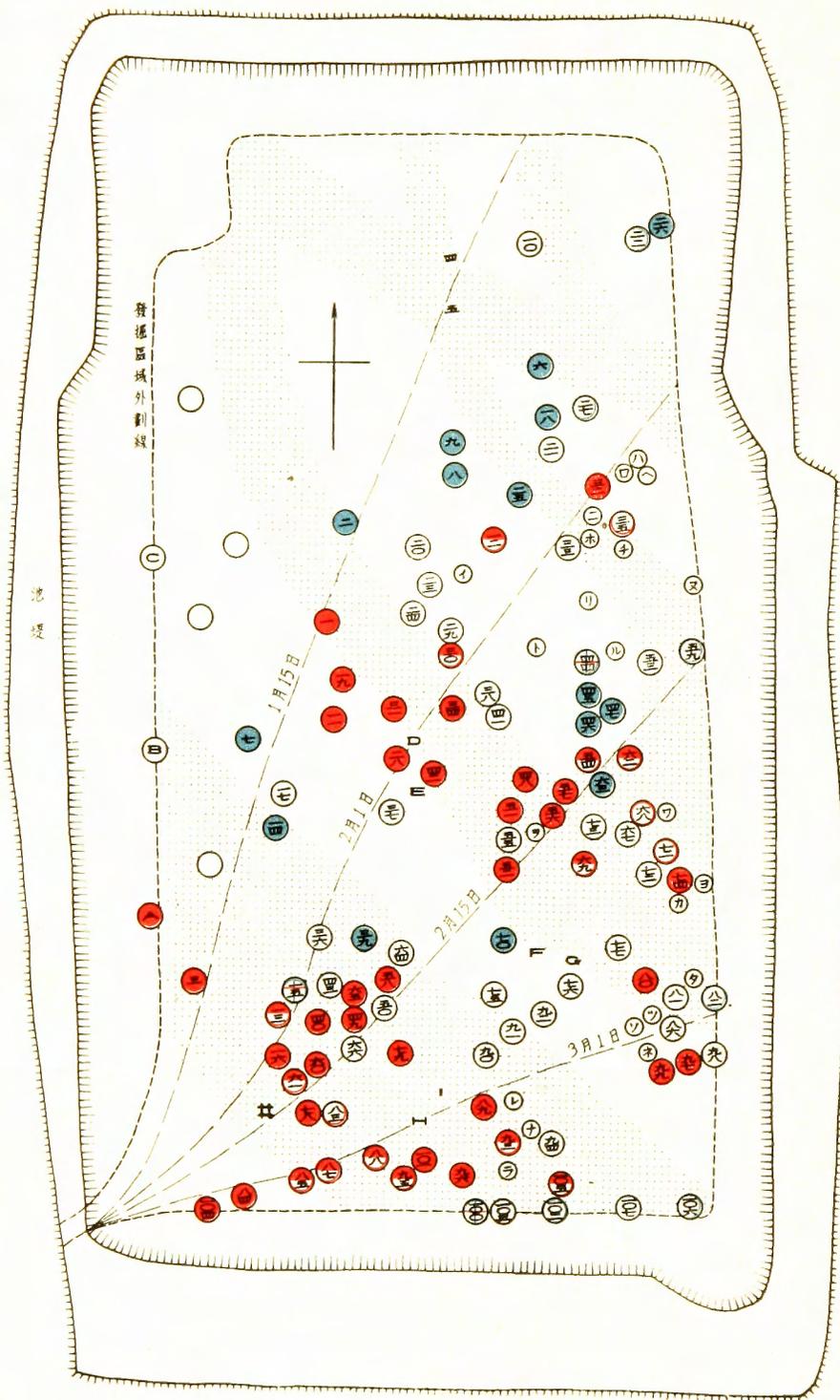
様式を主とする彌生式土器の完形を有するもの、並にその破片が夥しく包含されてゐるほか、磨製石庖丁、庖丁形打石器、打製石鎗、石槌、砥石等の石器及び石屑類、加工の痕跡を留むる鹿角その他の獸骨類、若干の木製品、板・編物等の遺物が埋没してゐた。

北方砂層における上記遺物、特に完形土器の出土状態は前二者とはやゝ異つて、或は横轉し(圖版第
一三下)、或は倒立して、一定した形態をとつてゐないが、恰も一個、或は數個の土器の周圍に土器破片を充塞したかの如き觀を呈するものがあつて、調査者の注意を惹いたことを擧ぐ可きである(圖左
第六)。

堅穴類總論

さて唐古池における最も主要なる遺構は、いふまでもなく上記の砂層以外に、多數に存した堅穴類である。こゝに堅穴と云ふのは、唐古池の發掘に際して檢出せられた、一定の範圍を限つて地を掘り凹め、内部に各種の彌生式系遺物を保有する遺構を總稱するものである。本調査においては、第七圖に示す如く、かくの如き堅穴大小一〇七基の多數を檢出し、なほ數基の調査未了地點を残した外、我々の調査着手以前に、既に相當數の堅穴が失はれたことであるから、もとはこの唐古池の内部のみにおいても、百數十基の堅穴の在在が考へられるのである。これらの多數の堅穴は、前述した様に内部より出土する土器様式を以て見る時、すべてが一時期に併存したものと考へられないのであるが、而も土器様式を同じうするもののみについて見るも、數尺の間隔を以て隣接群在せるものがあり、當時の家屋の密集状態を推測せしむるものがあつた。また古い堅穴の一部が新しい堅穴によつて重複破壊せられたもの、兩者が間層をさしはさんで上下に相重なるもの、などの例も檢出せられたのであ

第七圖 唐古池發見豎穴類分布圖

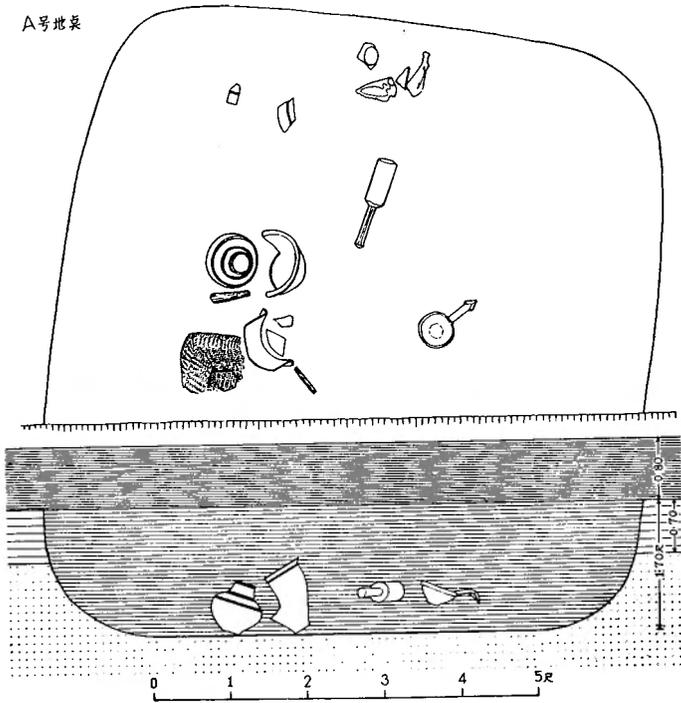


- 第一樣式
- ◐ 第一・第二樣式
- 第二樣式
- ⊕ 第三樣式
- 第四樣式
- 第五樣式

第一様式
堅穴の形
状

つた。

今これらの堅穴の形状構造を見るに、第一様式土器を出だすものにあつては、その平面形並びに内部黒土層の深さの記録あるものは次表の如くであつて、短徑十尺乃至十四尺、長徑十二尺乃至十七尺の、隅丸の矩形平面を有するものを基本形とし、別に幅のやゝ狭きもの、或はその長さが著しく



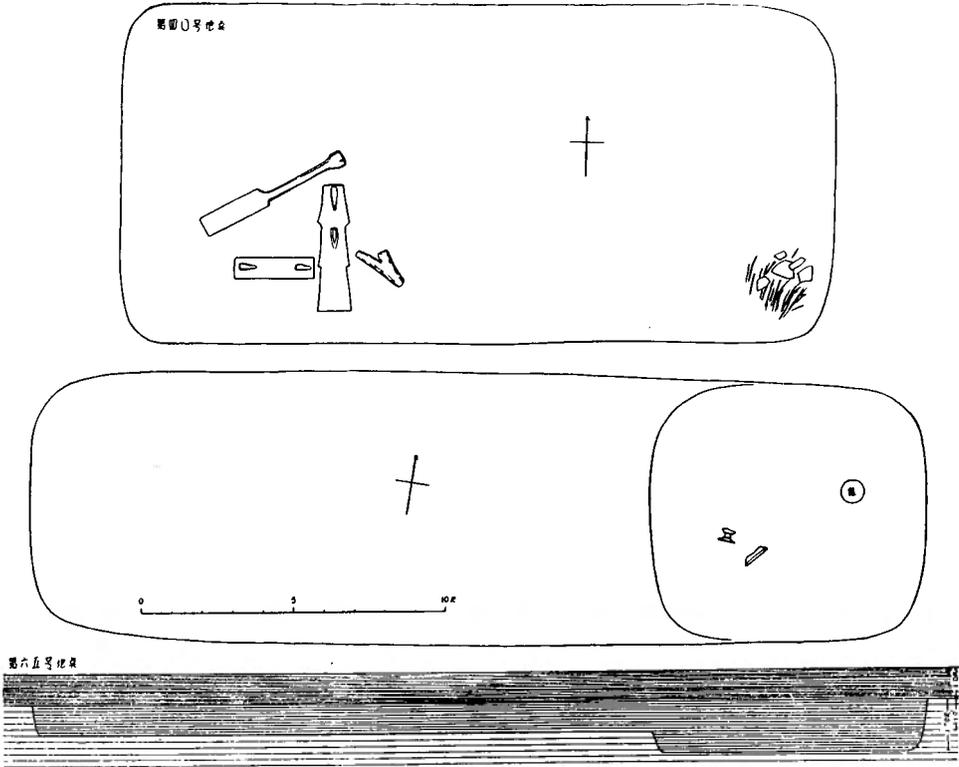
第八圖 第一様式土器出土堅穴圖(A號地點)

| 第一様式堅穴寸法 (單位尺) | | |
|----------------|-------------|-----|
| 堅穴番號 | 平面形 | 深さ |
| A | 7.7 × 5.7+ | 1.3 |
| 一三 | 14.0 × 17.0 | 2.6 |
| 一六 | 13.0 × — | — |
| 一九 | 11.0 × — | 2.5 |
| 二八 | 10.0 × 12.0 | 1.5 |
| 三〇 | 14.0 × 5+ | 2.7 |
| 四〇 | 11.0 × 23.0 | — |
| 四九 | 6.6 × — | 6.0 |
| 五八 | 12.0 × — | — |
| 六五 | 7.0 × 29.5 | 1.7 |
| 八〇 | 12.0 × — | 1.8 |
| 九九 | 10.0 × 12.0 | 2.3 |

る(第十八圖)。而して、凹坑は、中央部において通常一尺五寸乃至二尺五寸の深さに地を掘り凹め、内部はほぼ平面に作り、周囲はゆるやかな斜面を形作つて堅穴上縁に達するものである。

長く、二三尺或は二九尺に達し、更にその一端が一段深く作られてゐるもの(第六五號地點(第九圖)等が並び存してゐる。

屋蓋其他
の構造

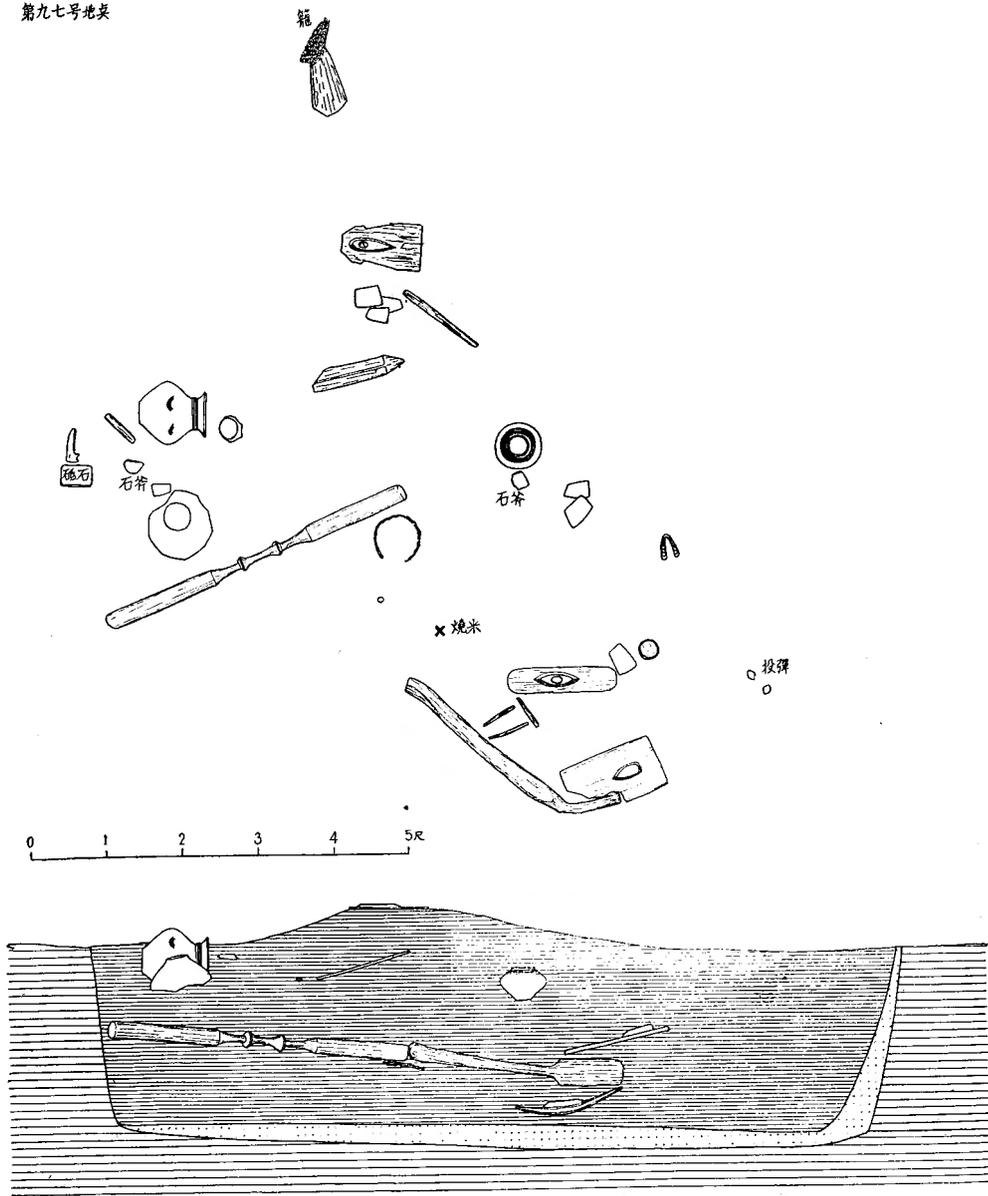


第九圖 第一様式土器出土堅穴圖

かゝる凹坑の内部には前述の如く黒色有機土が充滿してゐるのであるが、時にこの黒土層が堅穴上縁より上方に向つて約四五度の角度をもつて狭まつて行く例が見られた(第九九號地點)(第十圖)。これは堅穴の上方に架せられた屋蓋の内側面を示すものであらうから、黒土層は屋蓋下部をも充填してゐるものと見るべきである。従つて前表の堅穴の深さとして測られてゐる寸法は、必ずしも普通に堅穴の深さとして考へられる地中に掘り込んだ部分の寸尺のみに限定されてゐないことを注意するの要がある。

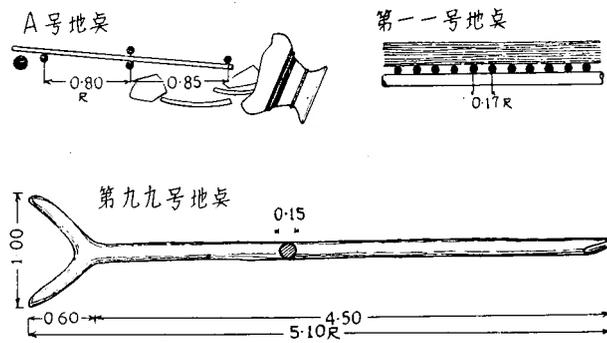
かくの如く、これらの堅穴にはもとその上部を被覆した屋蓋の構造が附設せられてゐたと考へられる

第九七號地契



第十圖 第一樣式土器出土豎穴圖 (第九七號地點)

が、本調査においては、その一部の施設と覺しき各種の遺構が豎穴内部に残存せるものを檢出した。即ちA地點においては、徑六、七分の細枝を約九寸の間隔に上下二列に並べ、その間に同様な細枝をこれと直交して配した、屋根小舞組みの遺構と思はれるもの（二月廿三日發見）



第十二圖 豎穴構造部材詳圖

(第十圖)があつたのをはじめとして、第一一號地點では、徑六分の細枝を一寸六、七分の間隔で組み並べ、これをやゝ大いなる樹枝にて受け、上部に厚き葺草層を載せたものが認められ(第十圖)、また柱材或は小屋組材かと思はれる、徑二寸三分の小丸太がその附近に倒れて埋まつて居り（二月十七日發見）、第六〇號地點では、豎穴内に四寸の厚さを有する葺草層があり、その上部には杉皮が敷かれてゐた（二月十七日發見）。また第五二號地點では、豎穴の周縁部に厚さ約五寸の密着した杉皮の層が、相當の廣さに連續して發見せられた（二月十四日發見）如き、それである。これらは豎穴上部の屋根組構造の一斑と、その被覆材料とを察知せしめる貴重な資料を提供するものである。同様な状態は以上の諸例にとゞまらず、各所において注意された

が、なほこれと併せ見る可きものに、人爲的設備としては前者の如き明確さを缺くものであるとは言ひながら、樹枝の束の如き類が、殆んどすべての第一様式土器出土豎穴において、土器類の上部を蔽つて埋まつてゐる事實を指摘するの要がある。

以上の外、堅穴構造の部材ではないかと思はれるものに、第九九號地點から出土した、一端が刺又の如く二又に分れ、他端を削り尖らした長さ五尺一寸、徑一寸五分の細丸材があり（三月八日發見、（第十圖））第四九號地點では堅穴の隅角の部分に數本の杭を並列し、少しく上部を内側に傾かせて打込んだものが發見せられてゐる（二月十六日發見、（第十一圖））。また第十三號地點では堅穴内部に幅四寸、厚さ一寸五分、長さ三尺餘を残す板材を垂直に打込んだもの（二月廿一日發見）があつたが、是等は第九九號地點その他の堅穴内にしばしば存在した打割つた杭狀木片などと共に、相似た意味を有するのではないかと考へられるものである。

第一様式
堅穴内發見の遺物

堅穴の内部には、かゝる屋蓋その他の構造部材のほか、多數の土器・木器・石器の類が残存してゐる。土器については、次章において改めて説くが、木器としては第一様式堅穴より發見せられるものに木杵（第六〇號八〇號八五號八八號九七號九九號一〇一號各地點）、木鋏（第四九號五號一號八八號九七號地點）、木鋤（第四〇號六〇號地點）、木槌（A號地點）、木杓木匙類（A號第六〇號地點）、鉢、高坏等木製容器類（A號第一三號五一號五七號六五號八四號八八號九九號地點）、及各種木器未製品類（第四〇號四九號六〇號六五號七八號八七號八八號九九號地點）、木弓（第五一號六五號八八號地點）、木製裝飾品類（第五一號五二號地點等）があり、籠（A號第三二號五二號九七號九九號地點）、編物（第一九號四〇號四八號六〇號地點）、瓢箪（第五一號五二號六五號地點）等の植物性工藝品の存残せるものも少くなく、土器底部破片の上に藁を輪狀に編み合せてのせたもの（第八四號地點）をも見受けられた。石器としては各種の石斧（A號第二八號四九號八四號八五號九七號地點）、石庖丁（第一三號二八號四〇號四八號八四號八五號八七號八八號九九號地點）、石棒（第八四號八七號）等の磨製品、石鏃（A號第

一三號地點、鎌形石器(第二八號、八五號)、庖丁形石器(第四〇號、六〇號、八〇號、八五號、八八號地點)等の打製品のほか、敲石(第九七號地點)、砥石(第八五號、九五號地點)の類があり、土製品には紡錘車(第四〇號、八四號、八五號地點)、投彈(第九六號、九七號地點)などが挙げられる。その他、骨角牙製の裝飾品類(A號、第四九號、六〇號地點等)も發見せられ、通じて第一様式堅穴内には遺物が豊富である(圖版第七)。

堅穴廢滅
後に遺棄
せる遺物
あり

これらの遺物のうち、完形を存する土器や木製品類は主として堅穴の下部に近く、屋蓋の一部と推される前記の植物層に蔽はれて埋没してゐるものが多いが、最も多い土器片や、獸骨、石屑等は、層の上下を問はず、一面に黑色土中に充滿してゐるのであつて、引いてこれらの中には堅穴廢滅後に遺棄せられた品物を含むことに對する考慮を必要とする。しかし、下の土器様式の示すところを以て見れば、遺跡の状態によつて考へられる廢滅後の遺物の追加なるものは、さして長期間にわたつて行はれたものでないと察せられることは既に述べた如くである。

堅穴内に
灰及び木炭
あり

さて、かくの如き堅穴が住居の用に供されたものであるか、或は住居と共に倉庫の如き類をも含んでゐるかといふ點に關しては、從來も種々の説があつたことであるが、本調査において氣付いた資料として次の如き事實が擧げられる。即ち第一三號地點では木片が燃焼し終らずして外部のみ炭化せるものが出土した(二月廿一日發見)のをはじめ、第四九號地點では灰及び餘燼の木片等が多く檢出され(二月十六日發見)、第五八號地點では灰を中心にして木片、土器片等が特に多く發見され(二月十八日發見)、また第一九號地點の堅穴内には明確な燒土の存在が注意せられた(二月二十日發見)。ところが第四八號地點では灰及び木片と共に

堅穴内に
籾米を容
れたり

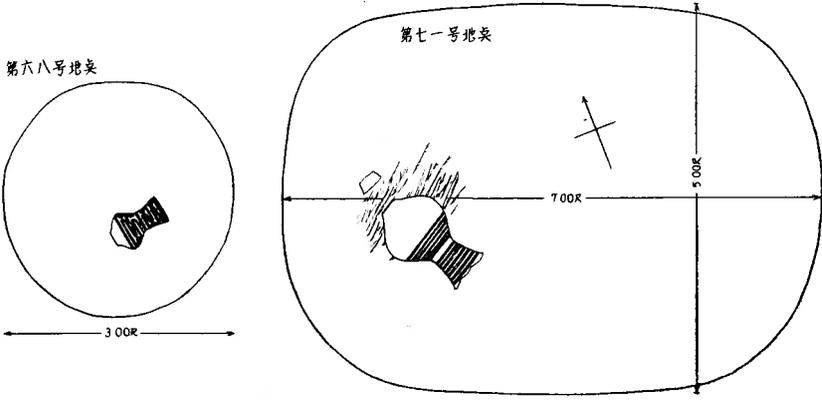
に多量の籾殻が発見され(三月九日発見)第八五號(三月九日発見)第九五號(三月十日発見)第九七號(三月五日発見)第一〇一號(三月八日発見)等の各地點からはいづれも多量の焼米が堅穴内より發掘せられたのである。こゝにその一は籾殻といひ、一は焼米といふが、實は前者は籾のまゝ保藏せられてゐた米が澱粉質の部分のみ腐朽し去つたものであり、後者は火を受けて不完全燃焼をしたため炭化せる籾米塊として殘存せるものであつて、第八八號地點、第一〇一號地點等においては、それが稻束のまゝ炭化せるものである事が確かめられてゐる。しかも第一〇一號地點のそれは發掘作業に従事せる農夫の言を借りていへば、一斗以上に達する量塊であつたのである。

これらの事實によつて推定し得ることは、堅穴内部において火の使用を行つたものとして第四八號地點等が擧げられると共に、堅穴内部より發見せられる焼木灰等の存在は、焼米の成因と併せ考へるにおいて、必ずしも日常の火の使用のみに因らざるものあることを考へせねばならぬのであり、かつまた日常火を使用したと思はれる第四八號地點においても、層を成して堆積する程度の量の稻米が堅穴内に貯へられてゐたと考へねばならないのである。さればかゝる點のみによつては本堅穴の用途が住居倉庫の何れなるべきかの識別をなさんとする事は不可能といふに歸するのである。^⑥

第二様式 堅穴の形 狀

第二様式土器を出す堅穴は第三五號、五四號、五八號、六一號、六八號、七一號、八三號各地點及びA號地點(第一様式)の一部に重複して作られてゐた小堅穴等で、主として池の南部に分布してゐる。池の外部には更にこの種のものなほ多いことが予想されるが、分布の關係か

ら發掘中に檢出したものは少數であつた。その上、この種のもは不幸にして工事の關係上、十分な調査をなし得なかつたものが多く、竪穴の規模を明らかにし得たものは一、二例に過ぎない状態である。故にかゝる僅少の資料によつてすべてを斷することは避けねばならぬが、調査例中には第七一號地點等の如く、長徑七尺、短徑五尺の隅丸の矩形平面を有するもの他に、第六八號地點の如く徑約三尺の圓形平面を有し、深さはそれに對して二尺四寸といふ様な前者とは性質を異にすると思はれるものを並び存して、少くもその構造に二種の別のあることが推されたのである(第三十圖)。



第十三圖 第二様式土器出土竪穴圖

をめぐらした施設のあつた事實(二月十九日發見)を擧げねばならない。是等の竪穴中からは

竪穴屋蓋部の構造等に關しては特記すべき資料に乏し

いが、第八三號地點竪穴中に先端を削つた丸太材の頭部に打痕のあるものが發見せられたこと(三月一日發見)と併せて、第六八號地點の圓形小竪穴において、周壁に葭を以て柵

第二様式竪穴寸法 (單位尺)

| 竪穴番號 | 平面形 | 深さ |
|------|-----------|-----|
| 三五 | 7.0+ × — | 2.0 |
| 六八 | 徑 3.0 | 2.4 |
| 七一 | 5.0 × 7.0 | — |

第二様式
堅穴内發
見の遺物

いづれも、ほゞ完形を存する壺形土器一、二個の他に若干量の土器片、石屑、獸骨、木片等が檢出せられ、防已ソウラジの編物（三五號地點、籠（第八三號地點）等の發見もあり、第八三號地點では高さ二尺を超ゆる大型土器と共に石鏃、石鎌、石鎗等の石器類が見出された（二月廿六日發見（圖版第一））。

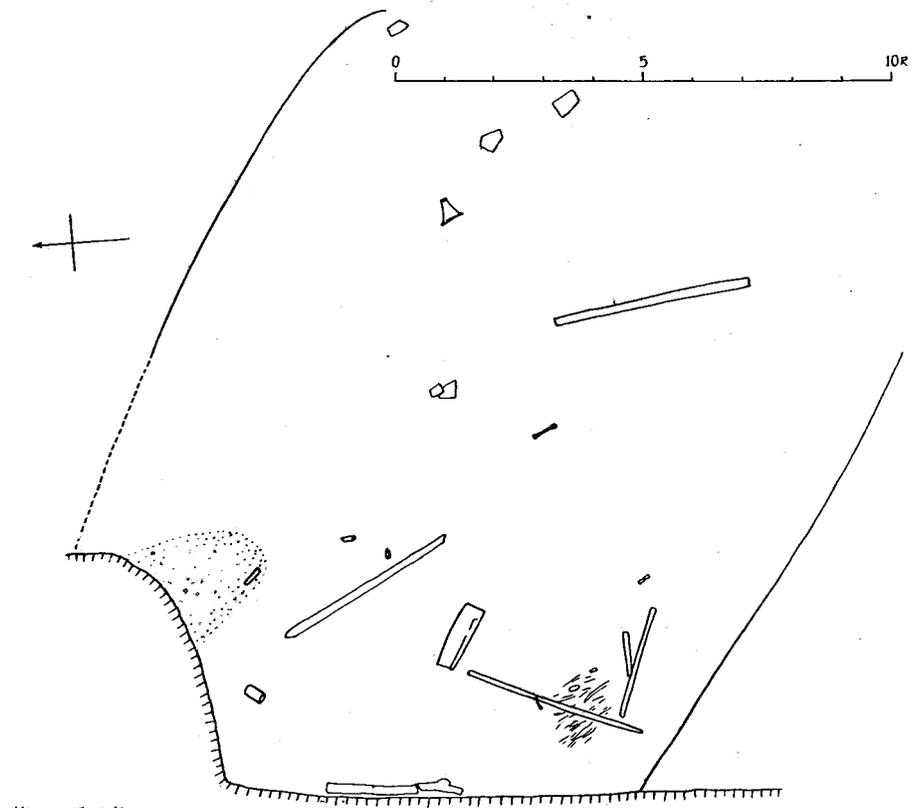
第三様式
堅穴

第三様式土器を出す堅穴は更に少數であつて、第一五號、四四號、一〇〇號各地點の三者を數ふるのみである。而も種々の事情の爲にいづれもその規模構造は調査し得なかつた。

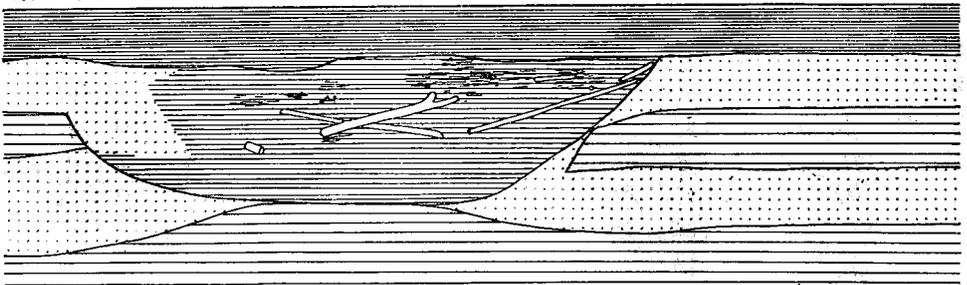
第四様式
堅穴の形
狀

第四様式土器を出す堅穴は第二二號、二七號、五九號、八二號、一〇二號、一〇六號地點等であつて、池の北端と南端とにそれぞれ二、三基づゝ分布してゐる。是等の堅穴の規模を見るに、長徑十五、六尺、短徑十三尺餘の隅丸矩形を呈するものがあると共に、第八二號地點の如く長徑六尺、短徑三尺餘の小型楕圓形を呈するものをも含んでゐる（第十圖）。前者に屬するものには第二二號地點の如く屋根葺材と思はれる植物層が約一尺の厚さをなして殘存し、大小の丸太材（長さ四尺餘を残せるもの）數本がこれと共に發見せられたもの（三月八日發見）、第二七號地點の如く堅穴の一邊に四尺の間隔を置いて二本の杭を垂直に打ち込んだもの（二月卅日發見）等の上部構造を推測せしむるものがあり、また同じく第二七號地點では堅穴底部に藁及葭を敷いた上に約一尺の厚さの層狀をなして糶塊が發見せられ、第一〇六號地點においても同様に糶殼及び杉皮の殘存が注意せられて（三月十八日發見）この種の堅穴が前記の第一様式例と同様なる性質を有するものであることが察せられた。これに對し小型堅穴ともいふ

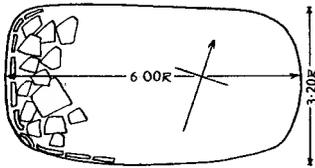
| 堅穴番號 | 平面形 | 深さ |
|------|--------------|-----|
| 二二 | 13.5 × 16.0+ | 3.0 |
| 二七 | 5.0 × 15.0 | — |
| 八二 | 3.2 × 6.0 | — |
| 一〇六 | 9.0+ × — | 2.4 |



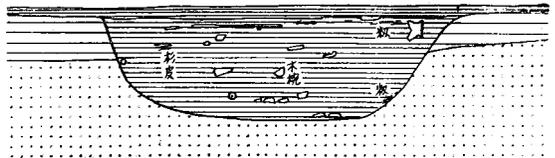
第二号地穴



第八号地穴



第一〇六号地穴



第十四圖 第四様式土器出土堅穴圖

第四様式
堅穴内發
見の遺物

べき第八二號地點では、内部に土器破片が充満して居り、殊にその周壁には大型の破片を撰んで立て並べた様な状態であつたことが注目せられ、前者とはやゝ異つた性質をもつものの如く思はれた。なほこれらの第四様式堅穴中から發見された遺物の品目を挙げると、土器のほか木製高坏(第八二號地點)、木椀(第一〇六號地點)、木鍬未製品(第二七號地點)(圖版一四)、石鍬(第八二號一〇六號地點)、石庖丁(第一〇六號地點)、石鎗(第一〇六號地點)、石製紡錘車(第八二號地點)、骨角器類(第一〇六號地點)等がある。

第五様式
堅穴の形
狀

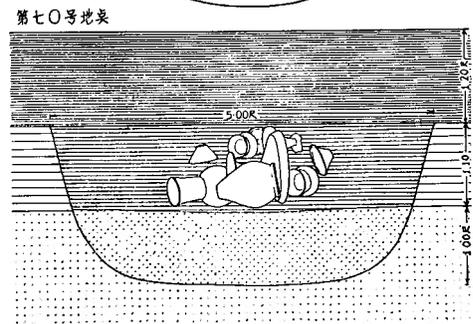
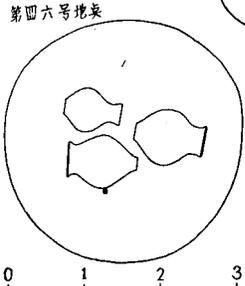
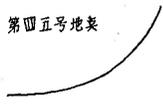
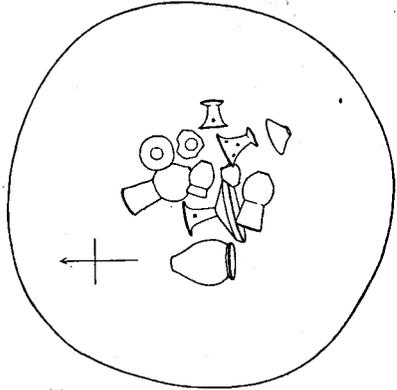
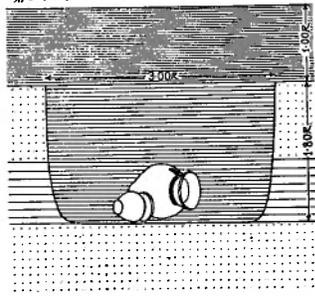
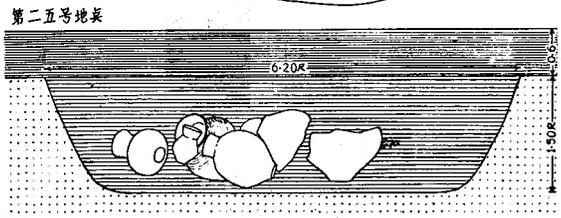
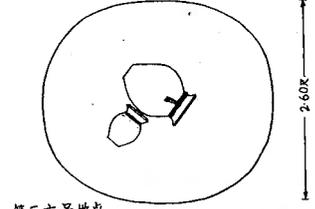
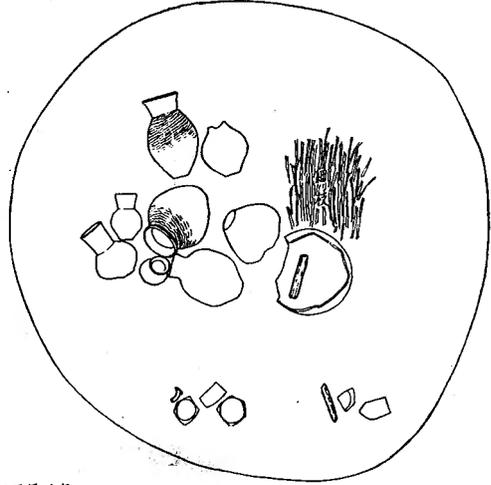
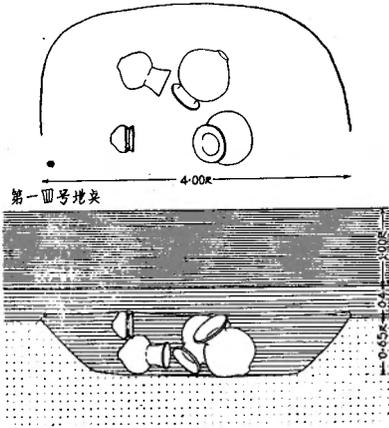
第五様式土器を出す堅穴は第一様式のそれと並んで數多く、全地域にわたつて發見されてゐる。その規模は次表の如く概して小型となり、三尺乃至六尺の徑を有する不整圓形坑の如き状態を呈し、深さは一、二尺であるが周壁を比較的垂直に掘り下げてゐる特徴が看取

| 堅穴番號 | 平面形 | 深さ |
|------|-----------|------|
| 一四 | 4.0 × — | 1.1 |
| 二五 | 徑 6.2 | 1.5 |
| 二六 | 2.6 × 3.0 | 1.8 |
| 四五 | 3.7 × 4.7 | 4.5? |
| 四六 | 徑 3.1 | — |
| 四七 | 徑 1.7 | — |
| 七〇 | 徑 5.0 | 1.1 |

を容れた上部から堅穴全體を蔽ふ様な状態で葉のついたまゝの樹枝が夥しく發見せられ

(二月廿五日發見)、第七〇號地點では逆に土器類が堅穴内に置いた木片や葎などの上部から

せられた(第十圖)。これらの堅穴においても屋蓋その他、の構造部分を残すものがあつた。即ち第七號地點では徑約三寸、殘存長三尺の割丸太を用ひた二本の杭が打ち込まれて居り、二月十六日發見、第二〇號地點では縦横に小枝を組み合はせた屋根下地の如きもの、或は長さ二尺餘、巾八分、厚さ六分の小角材の一部につづらふじを幾段にも巻きつけたものなどが檢出せられた(二月廿日發見)。また第二五號地點では多數の土器



0 1 2 3 4 5k

第十五圖 第五様式土器出土豎穴圖

發見せられて居り二月十九日發見、第四五號地點上部では木片・樹枝・蔑等及び燒米・粃殼・燒木の類と混在して多數の土器片が出土し(三月九日發見、後日、その下方の發掘に際して別個の土器の一群を検出した(二月十四日發見(圖版一七))。以上の如き諸例によつて第五様式土器を藏する小型の堅穴にもまた、他の堅穴と相似た屋蓋の類を有するものあつたことが想定せられるのである。

第五様式
堅穴内發
見の遺物

| 堅穴番號 | 土器細目 | 總數 |
|------|--------------------|-----|
| 二七 | 壺12 | 12個 |
| 一四 | 壺4 底1 | 5個 |
| 一八 | 壺4 | 4個 |
| 二五 | 壺6 底1 | 7個 |
| 二六 | 壺8 | 8個 |
| 四五 | 壺2 | 2個 |
| 四六 | 壺15 | 15個 |
| 四七 | 壺5 | 5個 |
| 七〇 | 壺1 鉢2 壺4 高環3 底1 | 11個 |

第五様式土器出土の堅穴内部から發見される遺物は主として完形を存する壺形土器であつて、今これを表示すると上表の如くなる。これらの諸地點においては第四五號地點上部と、第七〇號地點とを除けば、堅穴内に陥入殘存せる土器破片の數は極めて僅少であるか、或は殆んどこれを見ず、數個乃至十數個の完形土器のみを堅穴中に藏置せる状態を示してゐた(圖版一七)。

尤も前記の如く破片の多い第四五號地點上部及び第七〇號地點では鉢・高環その他の器形を含んでゐるが、大部分を占める爾餘の地點においては、長頸・短頸の別はあるもの、いづれも壺形土器のみを收めてゐたのである。これらの壺形土器のうち、第七號地點の一個(二月十六日發見)、第二五號地點の一個(二月廿五日發見)、第二六號地點の二個(二月廿六日發見)、第四五號地點の土器の多數(二月十四日發見)等は、いづれも頸部に繩を巻きその一端を垂下した状態をよく殘してゐて、土器の使用に際しかくの如くにして取扱ひに便したことが知られたのは重要な新

知見であつた。また第四五號地點出土の他の一土器には、その下半部に細繩を編んで作つた外圍のある例に接したが、これは不幸にして土器を採取する際に壞滅し去つて遂に詳に知ることが出来なかつた。なほこの種の土器の内外から果核、堅果、獸骨等の發見せられることがあつて、第二五號地點出土の一土器中に桃核二個を存した如き(二月廿五日發見)、或は第二號地點出土の一土器中にも、何物かを縛りて入れたかと思はれる繩が、環狀の形のまゝに残存してゐた如き(一月十五日發見)も特筆すべき事實であつた。

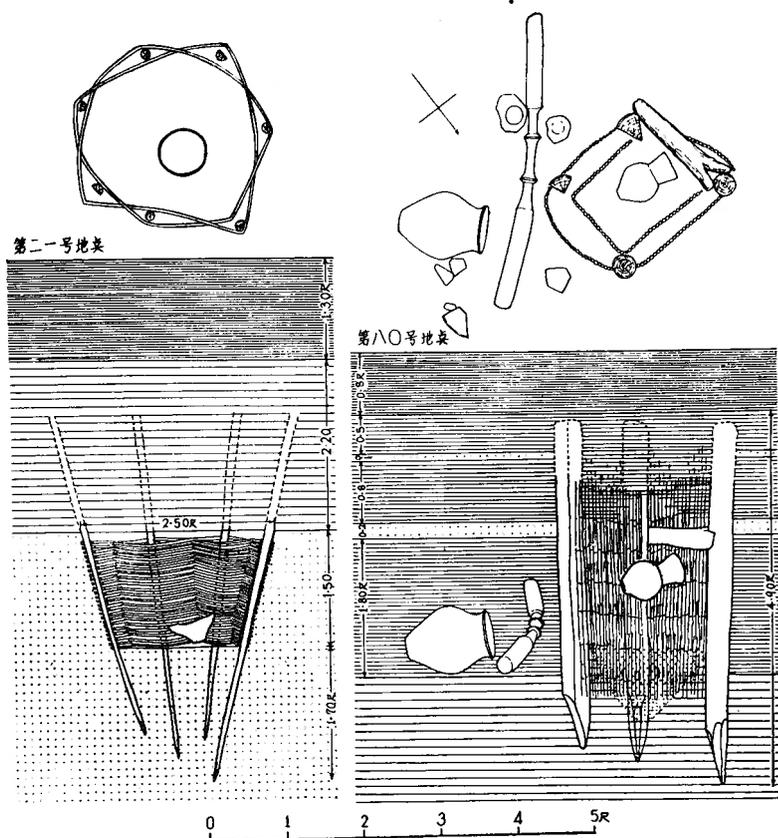
第五様式
堅穴に火
の使用な
し

この第五様式土器出土の堅穴内部においては、遂に火の使用せられた證跡を注意する事が出来なかつた。第一四號地點から發見せられた燒痕ある一個の獸骨の如きも、この堅穴の内部で火を受けたものとは斷じがたく、燒木、燒米等を混じた第四五號地點上部の状態もまた、この個所が下部において土器十五個を出した堅穴の上層部に相當るとはいふものゝ、土器破片の量が夥しく、やゝ異つた性質の遺跡と思はれるから、大多數の第五様式堅穴については火の使用を否定してよいであらう。要するに、その規模が人々の起居の用に當てられたものとしては餘りに狭小であること、土器類の出土状態が著しく異なること、内部に火の使用を見ないこと等は、この種の堅穴の性質を考へる上に注意さるべき諸點であらう。

第五様式
土器出土
縦坑

第五様式土器を出土した遺構として、上記の堅穴類の他に二基の特殊な構造を有するものがあつた。共に堅穴に比して狭長な縦坑狀を呈し、その一は第八〇號地點第一様式堅穴の一部を貫通して穿たれ、東西一尺七寸、南北一尺三寸餘の中心距離をもつて四本の杭を四隅に打ち込み、杭の内外に二重に葭を立て繞らしたものである。四本の杭のうち、二本は徑

二寸五分乃至三寸の丸太材を用ひ、他の二本はより大なる丸太を四つ割程度に打ち割つた割丸太であつて、いづれも先端七、八寸の部分に粗削りにして尖らし、垂直位より僅に上ひる



第十六圖 第五様式土器出土縦坑圖

がV字形に沈積し、坑の中位に第五様式に屬する一個の長頸壺形土器が遺存したのである

がりに立て、上部一側には一端が二又に分れた丸太を渡してあつた(圖右)工事の進行の都合で、その全形を保存して調査することは出来なかつたが、杭の下端は第八〇號地點堅穴下部の粘土層に達し、上端は同堅穴検出前に砂層を隔てた上方の黒土層中においてすでに頭部を現はしてゐたから、杭の全長は四尺數寸に達するものであつたと推測され、従つて坑の深さもまた四尺内外であつたと察せられる。内底部は有機質を含んで黒色を呈する砂層

(第十圖)。その二は第二一號地點の例であつて、七本の細割丸太を中央部で徑二尺五寸のほ

圓形に砂層中に打ち込み、その間に葎を横に編み渡してからんだものである(第十六圖左)。杭の

全長は調査當時既に上部を缺失してゐて三尺五寸餘を測つたが、もとは五尺餘に達したと

思はれ、これを上擴がりにやゝ斜位に打ち込んであつて、杭の下端一尺七寸餘は葎がらみを

行はず、上部三尺餘の部分は内部を掘り込んで周壁を葎

で保護したものと考へられる。坑の底部に接して土器

下半部破片一個が檢出せられた(第八圖)。

この二例の特殊な遺構はそれ〴〵坑の周壁に入念な

保護施設があり、一般の第五様式堅穴に比して更に徑が

小さく深さが深い特色をもつてゐるので、自から堅穴と

は別な用途に當てられたものと思はれるのである。こ

こに調査者としてその性質に對する一個の解釋を述べ

るならば第二一號地點例が砂層中に底部を置き、第八〇

號地點例が粘土層の上位にある砂層を貫通して穿たれ、

且つ底部に黒色砂の堆積を見たといふ事實によつて、共

に砂層中の地下水をこの縦坑によつて汲上げる目的に出たものではないかと考へられる

ことである。

土師器出
土小坑

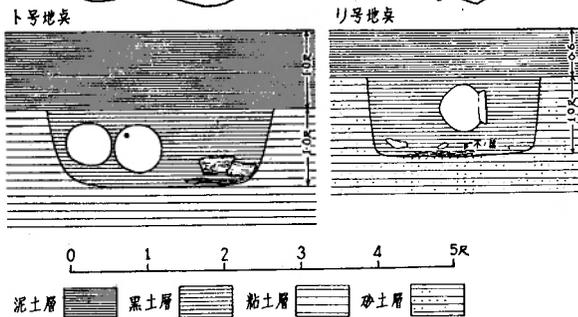
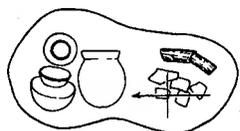
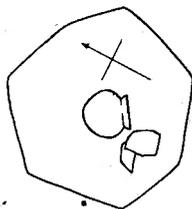
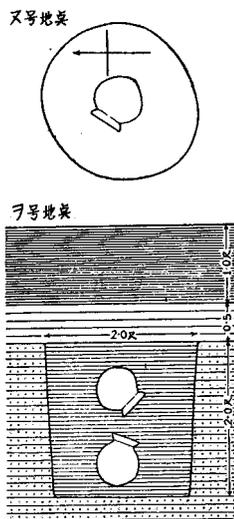
以上において唐古池の調査に際して發見せられた彌生式土器を出土する各種の構造の

第五様式
土器出土
縦坑の用
途



第十七圖 第八〇號地點縦坑内土器出土状態

豎穴類を概記したのであるが、なほこの他に十數例の土師器及び祝部土器を包藏した小坑



第十八圖 土師器出土小坑圖

が發見せられてゐる。是等の規模は次表の如く、徑一尺二寸乃至二尺二寸の圓形、或は多角形の平面を有し、これを表土下位より一、二尺餘り、ほゞ垂直に掘り凹めたものであつて(第八圖)池中の中央部から北部にかけて十數個が散在してゐた。坑は砂層又は粘土層中に穿たれ、内部は黑色を呈する有機質土、或は焼けた植物質にて充たされ、うちに焼木片を交へたもの(又號地點)や、底部に土器片を敷いた様に見える例(ロ號、チ號地點)が注意せられた。かゝる小坑の内部には通常一個の土師器の甕形土器が埋められて居るのであるが(ホ號、リ號、ヌ號地點)、時に同

| 土師器出土小坑寸法 (單位尺) | | |
|-----------------|-----------|-----|
| 地點番號 | 平面徑 | 深さ |
| ロニ | 徑 1.6 | — |
| | 徑 1.7 | 1.0 |
| ホト | 徑 1.2 | 1.0 |
| | — | 1.0 |
| チリ | 3.8 × 2.0 | 0.6 |
| | 徑 2.2 | 1.0 |
| ヌヲ | 徑 2.1 | 2.0 |
| | 徑 2.0 | 2.0 |

様な土器を二個(ヲ號地點、或は土師器二個と壺形祝部土器一個(ト號地點)を容れたもの、坏形祝

部土器を含むもの(ヨ號地點等も檢出せられた(圖版一九))。

かくの如く規模において彌生式第五様式土器を出土する豎穴よりも更に小さく、完形土器を藏する點は似てゐる様であるが、彼が貯藏用の壺形土器を主としたに際し、これらから見出されたものは、使用の痕の顯著な煤の黒々とした煮沸用土器であること、小坑内部を充填せるものが燒藁の如き性質のものであることなどの諸事實は、この種の小坑に對してまた自から豎穴類とは異つた性質を考慮せしむるものがある。豎穴の類が居住の用たる貯藏の用たるを問はず、共に日常生活に不可分なものであると考へられるに對して、この種の土師器出土小坑は、寧ろ特殊な埋置することに意味があつたものと考へられる理由によつて、これを豎穴類から區別し、小坑の名稱を與へた。所以である。^⑧

井戸

遺跡の状態の記述において最後に擧ぐ可きものに、池底西南隅から發見された巨木の空洞となつたらしいものを豎に伏せ込んだ遺構がある(圖版第一下)。

此の内部の空洞となつた材は直徑約二尺七寸の不整圓形を呈し長さ五尺許りを殘してゐた。所によつて厚薄の差はあるが、殘つた部分は三寸乃至七寸の厚さを有し、概して云ふと一端が厚く、他方が薄くなつてゐる様に見受けた。右の現状の示すところは一見自然に空洞となつた材の様にも思はれるが、かなり腐朽した今日においては固より本來全然加工がなかつたなどは斷じ難い。而してこの空洞の内部は大部分池底の泥土で充されてゐたが、下層に若干の砂層を認め、更に底部には第二様式土器片、獸骨、桃核木の葉などが數寸の厚さに堆積して遺存するのが注意せられた。

本遺跡もまたその性質に對して的確な判斷を下し難いものであるが、これを以て人爲に依る遺構であるとすれば、近年實例の加はつた奈良朝前後の板井の構造から推して相似た原始的遺構の埋没したものとする解釋が可能であり、其の下底の狀況がこれを傍證するに近いものがある。本遺跡地の如き地層において、この種の空洞の材を立て、うちに湧水を導く設備とすることは充分考へ得る所である。さればこれまた先に第五様式土器出土遺跡として記した二遺構と同じ性質と見る可きであらう。内部より出土せる土器片がその使用の時代を示し得るとすれば、それは第二様式土器の時期乃至その前後に屬すると考ふべきものである。(小林末永)

【註】①從來知られてゐた唐古遺跡の性質は主として池の外部畑地面における遺物散布地であり、池の内部には包含層があるものと信じられてゐた。

②地方人士の談話を綜合するとこの包含層は唐古池の南堤を築く、際に作られたものと考へられる。

③以下本報告書において發見月日を記載せるものについては末永が『考古學』第八卷第二・三・四號に連載せる發掘日誌を参照せられんことを望む。

④一般に彌生式遺跡から發見される竪穴には、これに附屬すると思はれる凹溝や、竪穴群をとりまく周溝の如きものも注意せられてゐるが、本調査の際にはこの種のものも檢出し得なかつた

⑤第一様式土器を出土する竪穴中にも、少量の第二様式土器を交へるものがあり、第二様式土器を主とする竪穴からも第一様式土器の若干片が出土することがある。この點については土器様式の項にて詳論する。

⑥末永が前記の發掘日誌中において住居竪穴・貯藏竪穴の語を用

ひたのはこれとは別個の事實を指すものである。これについては第十章後論の項に述べる。

⑦第三様式土器を出土する竪穴が唐古池内に少數より發見されなかつたといふ事と、北方砂層から第三様式土器が多量に發見せられたといふ事とは相矛盾するものではない。我々は唐古遺跡における第三様式期の住居地帯が唐古池の外方に移動したものと推論してゐる。

⑧唐古池では發見されなかつたが土師器の行はれた時代にもなほ竪穴の構築せられた事實の存することはいふまでもない。その意味においても小坑の名を以てこれを竪穴と區別したい。

⑨上代井戸に對する注意は今より約十數年以前磯城郡櫻井町附近において奈良時代末期の板井と推すべき遺構を檢出したときには、その後各地に續々と資料が現はれた。しかしこれらは概ね奈良平安期をその年代の最上限とするものであつて、先史時代に遡るものの的確な例は未だ知られてはゐないが、その實在が豫想されてゐたのである。

第四章 土器類 (遺物 一)

[圖版第二〇—第五六]

遺物の種
類

唐古池の探土工事に際し出土せる遺物は、大小百餘の竪穴類と、その間を貫流せる砂層脈中から主として發見せられたものであつて、その品目は最も夥しい量に上る彌生式土器をはじめとして、中に金屬製品の明確なるものを缺くといふも、土製・木製(植物質)・骨角牙製・石製等、古代において豫想せらるゝあらゆる種類の質材にわたることは、既に上來の記述において明らかにしたところである。これをその用途についていへば狩獵・農耕の生産要具、日常生活のための家什容器はいふに及ばず、裝身飾具或は若干の儀器的性格を推察せらるゝ遺品をも含み、またこれらの器物の製作加工に關する技術と工程とを示す遺物にも乏しくない。更にこれに伴出せる動植物の殘片は、或は往古の山野の自然景觀を復原すべき資料ともなり、或は古代人の食糧の一端を如實に示し得て、また前記の人工遺品と併せて我々の興味をそゝるに足るものがある。今これらの各種の遺物について記述を進めるに當り、便宜上先づ遺品の質材によつて項を分ち、本遺跡の成生に對して時の經過を最も明確に示現すると認められる土器よりはじめて、人為・自然の諸遺品を紹介したいと思ふ。

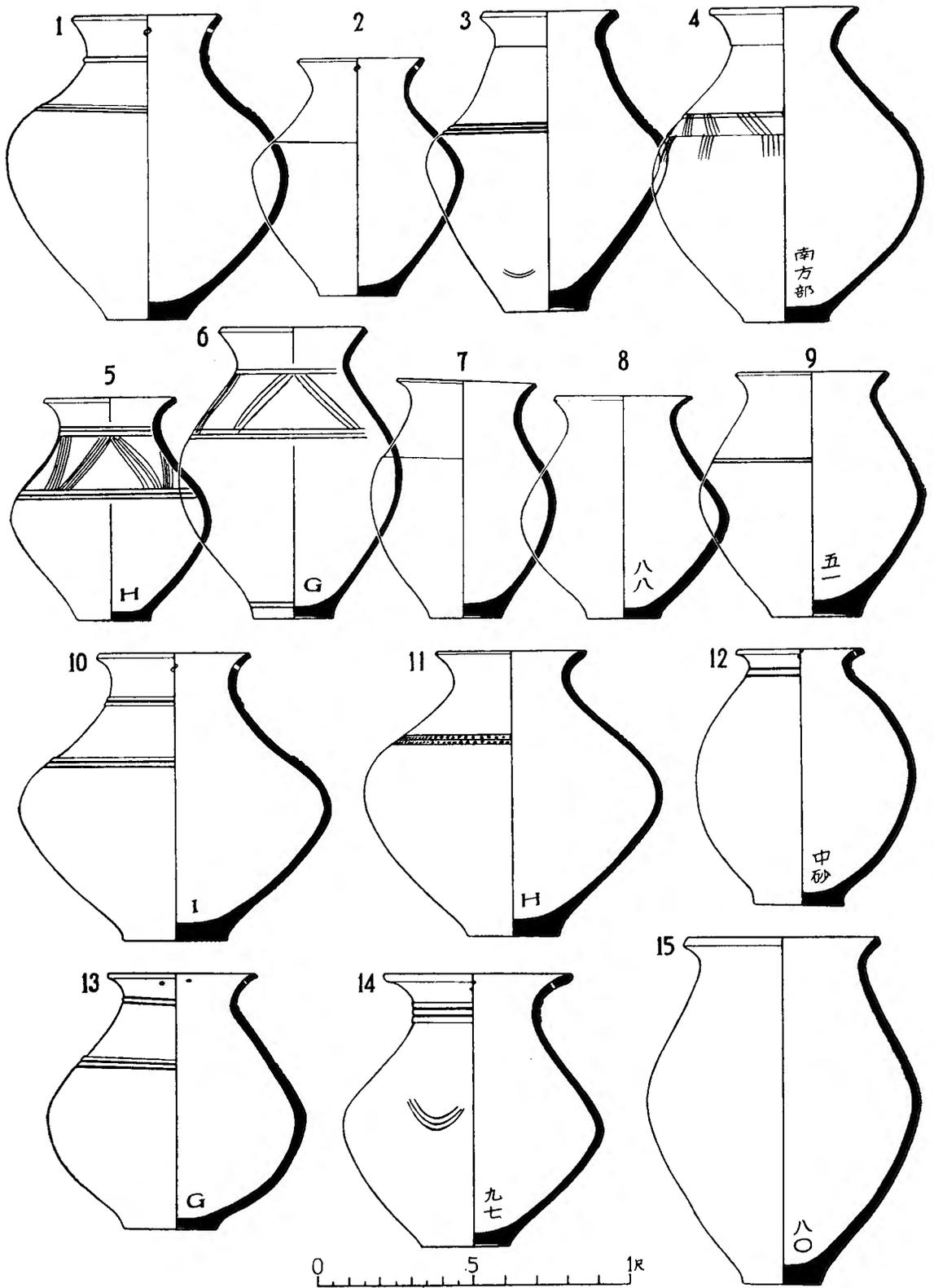
土器類

今次の調査において唐古遺跡より發掘せる土製容器、即ち土器の大部分は彌生式土器に

屬するものである。この他に十數個の土師器及び祝部土器の類が前者とは獨立した遺構中から發見せられたことは、既に遺跡の條において詳記した如くであり、またこれらとは系統を異にすると考へられてゐる縄文式土器片の檢出^①せられた事實もあるが、その數僅かに數片に過ぎぬ程度であつて、本遺跡の特徴を土器によつて表明するならば、あへて彌生式遺跡と稱して誤ないであらう。故に土器の記載は、先づ彌生式土器より始めることにする。

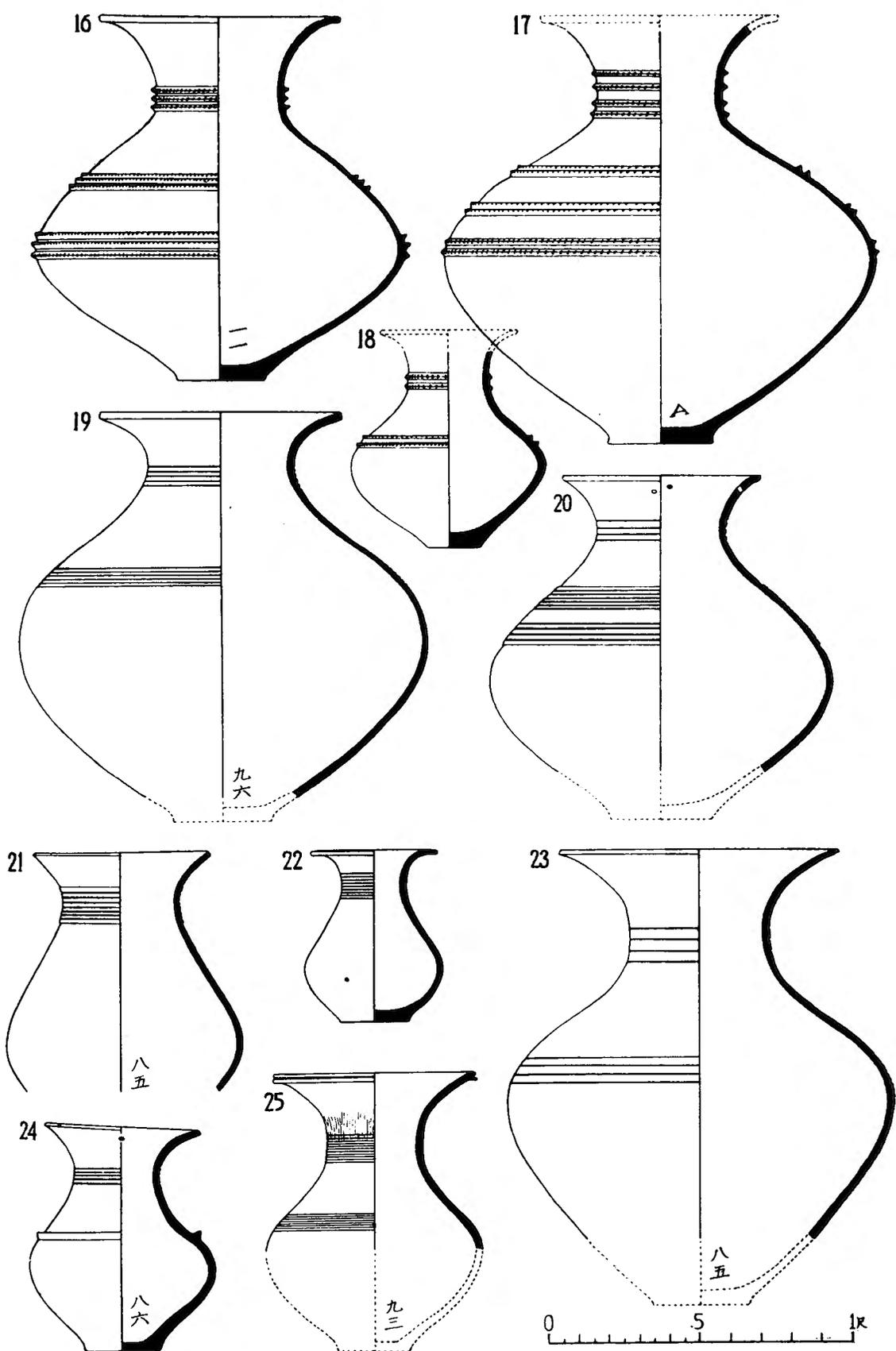
彌生式土器を五樣式に分つ

さて本遺跡より我々の發掘せる彌生式土器は、その器形・裝飾・製作の各方面にわたつて頗る變化に富んでゐる。従つてこれらを等しく彌生式土器の名のもとに總括することの妥當性如何の論議はしばらく措くとするも、その間に若干の異りたる様式を認知すべき必要は、調査の初期において既に看取せられたことであつた。しかるに調査の進行に伴ひ、幸にも個々の堅穴類を單位とする各地點間の差異の上に、この様式認知の鍵を求め得ることが注意せられたので、同一地點より出土する土器間の變化はこれを一樣式と見るといふ前提のもとに資料の整理を行つた結果、唐古遺跡出土の彌生式土器を五種の様式に大別し得るに至つた。かくして得た五様式は、このまゝではなほ群に分たれたる五つのものに過ぎぬわけであるが、次章に説くが如き操作を経るならばその間の相互の連絡系統を跡づけ得ると信するので、かくて導かるべき第一乃至第五の様式番號をあらかじめこれに冠して、その實態の記述を進めることにしたい。なほ以下の記述においては次の實測圖中の番號を以て、各土器を指示することとした。



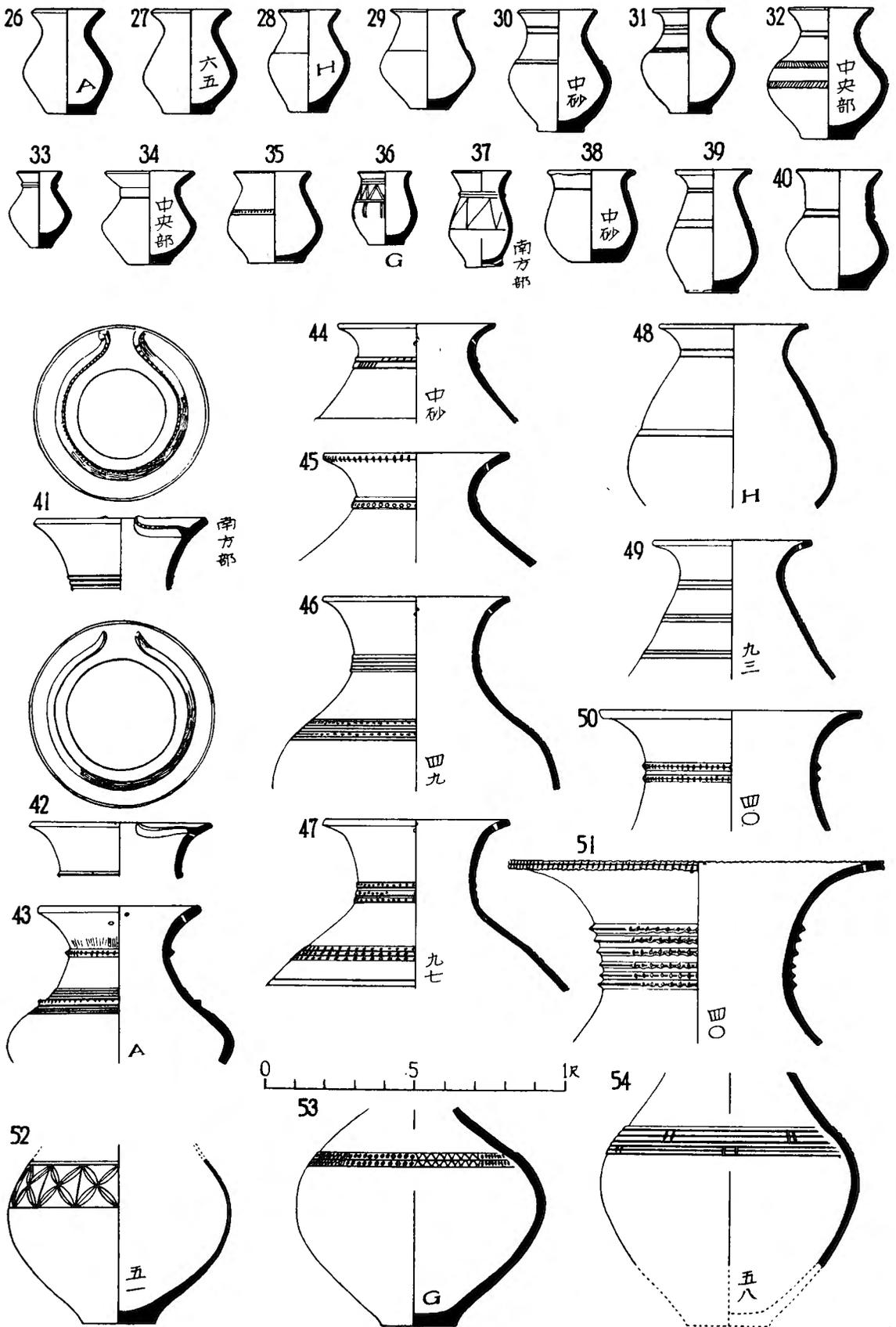
第一樣式壺形土器 (其一)

(縮尺 $\frac{1}{4}$)



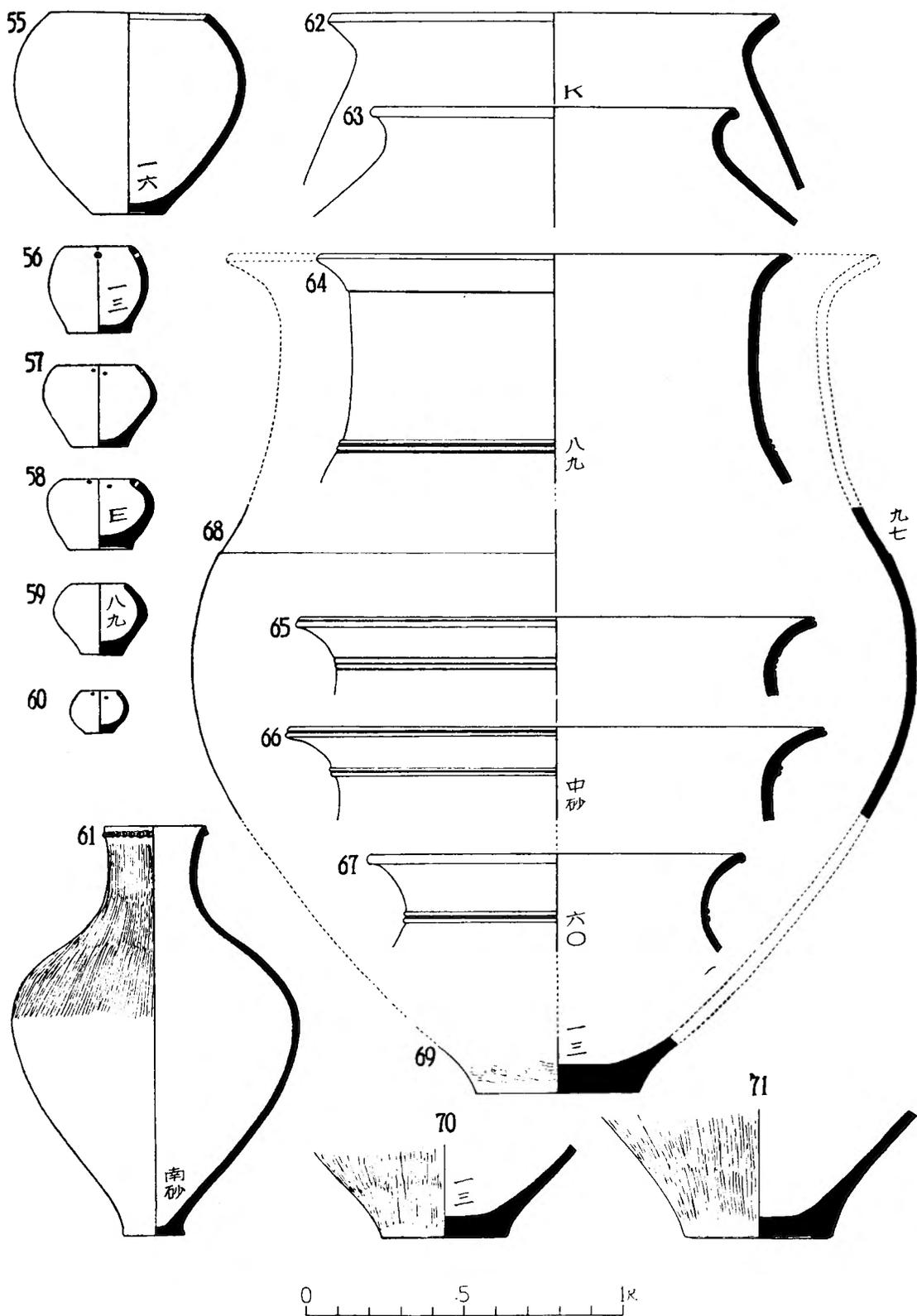
第一樣式壺形土器(其二)

(縮尺 $\frac{1}{3}$)



第一樣式壺形土器 (其三)

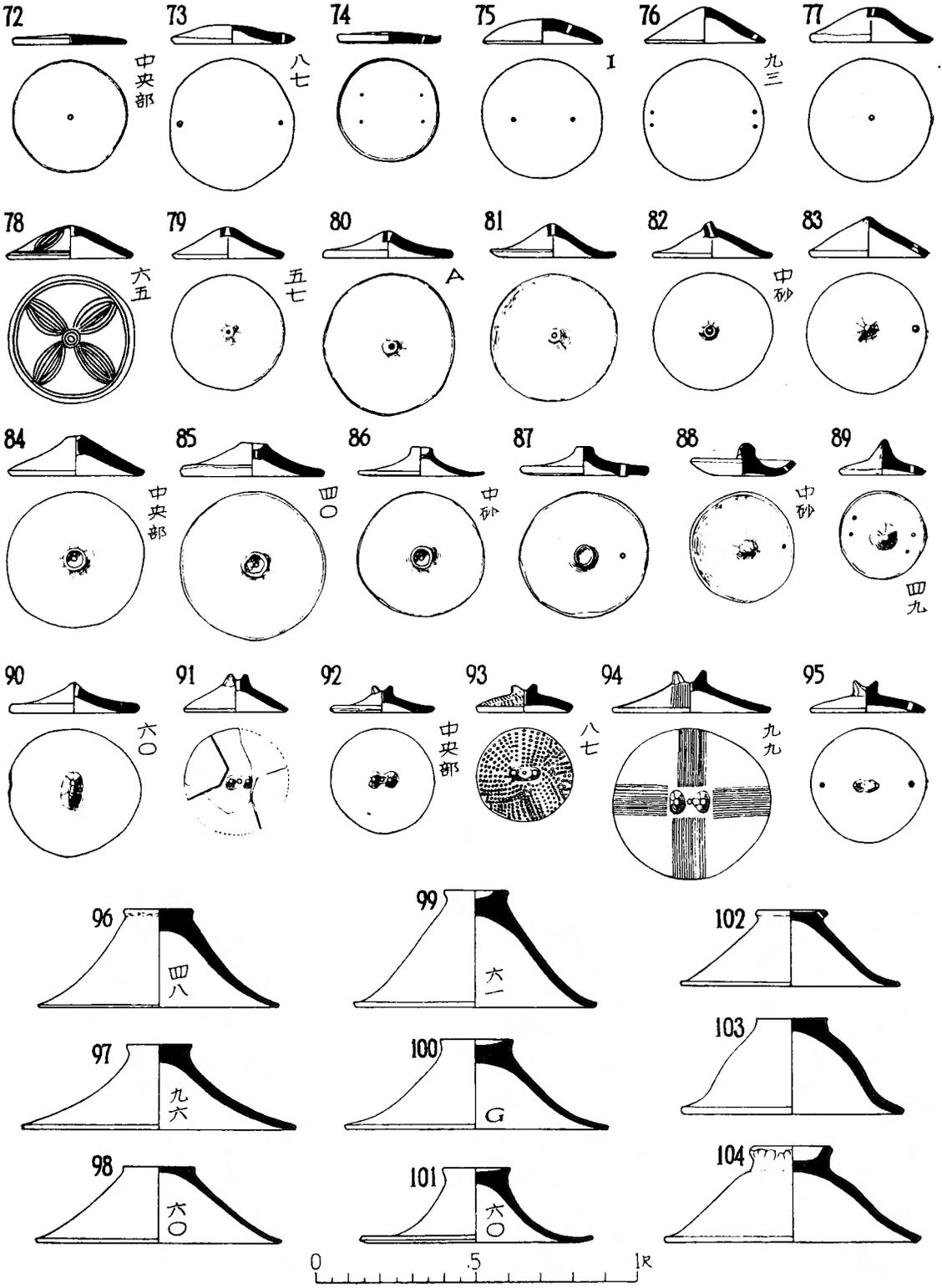
(縮尺1/6)



第一樣式無頸壺形土器及大型甕形土器

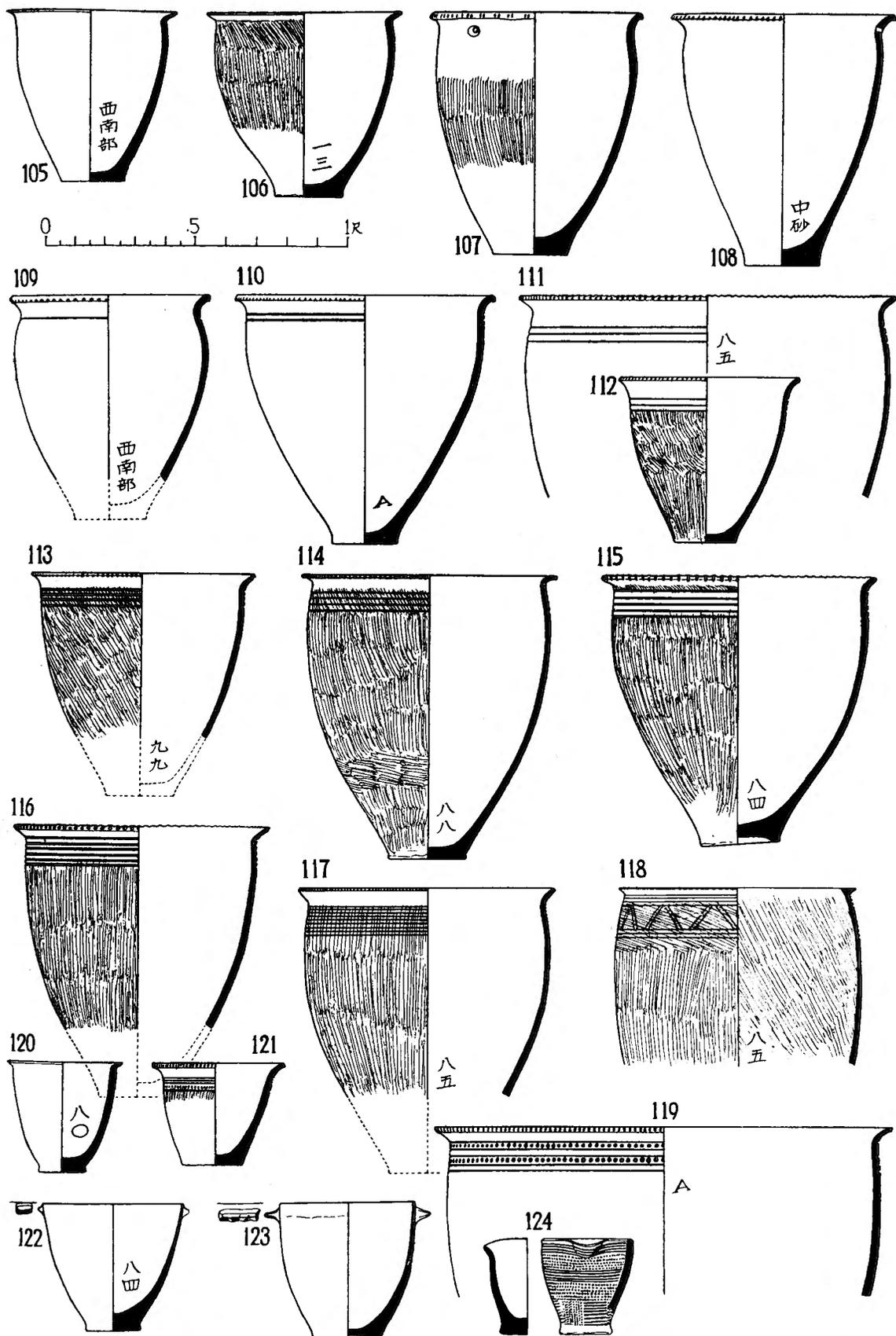
(縮尺1/4)

第二十三圖 彌生式土器實測圖 (5)



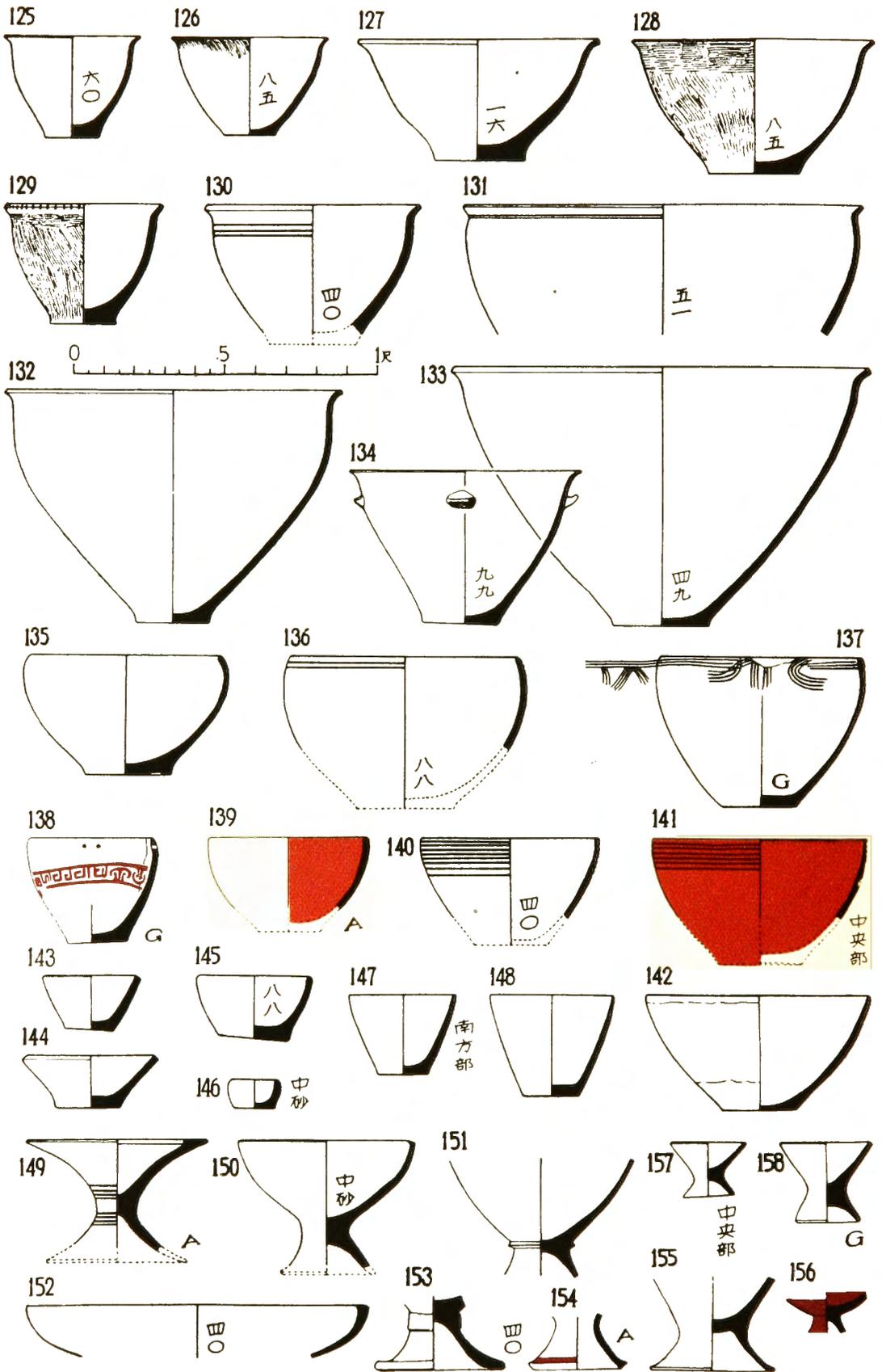
第一様式甕用蓋形土器及甕用蓋形土器

(縮尺1/6)



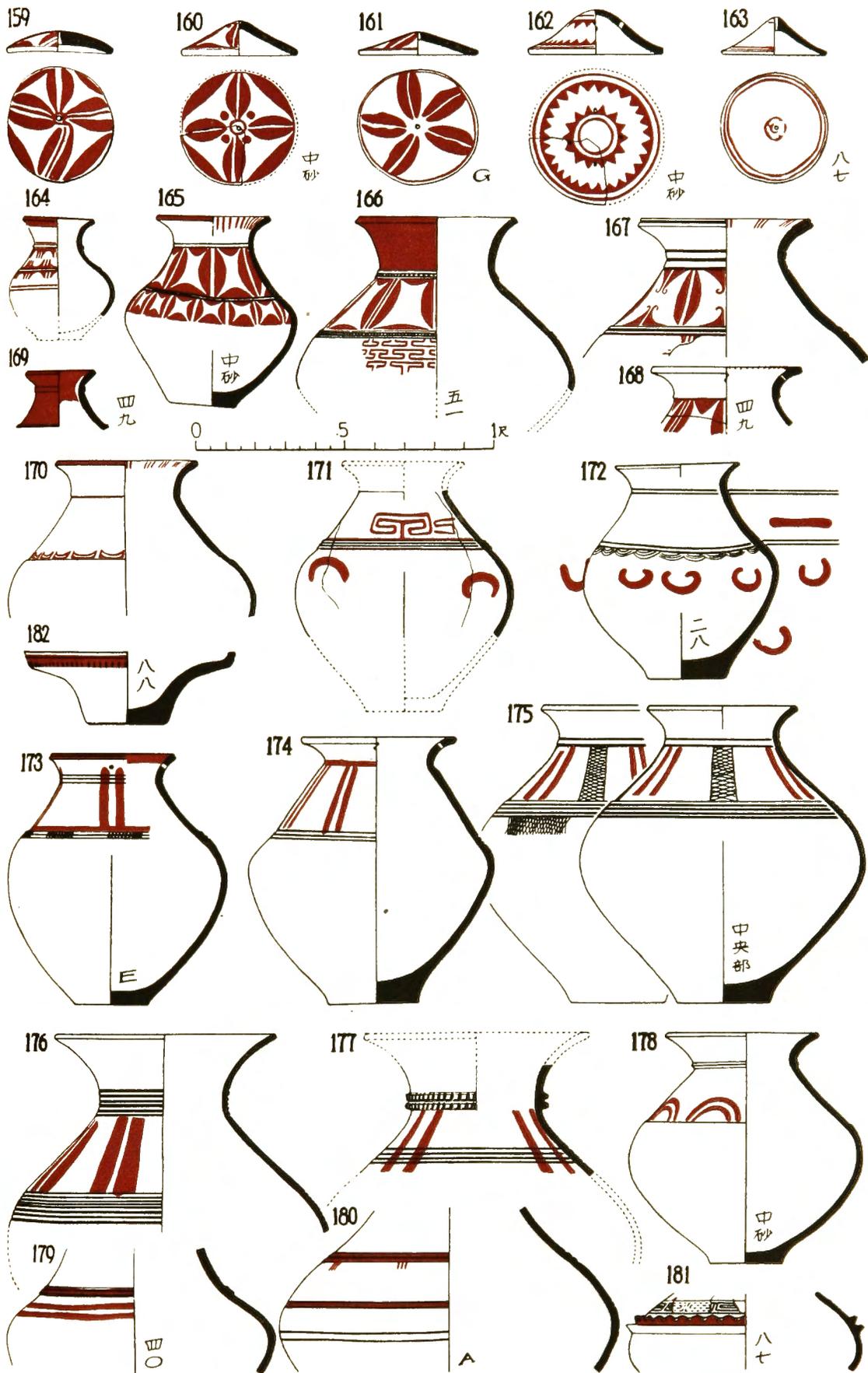
第一樣式甕形土器

(縮尺 $\frac{1}{6}$)



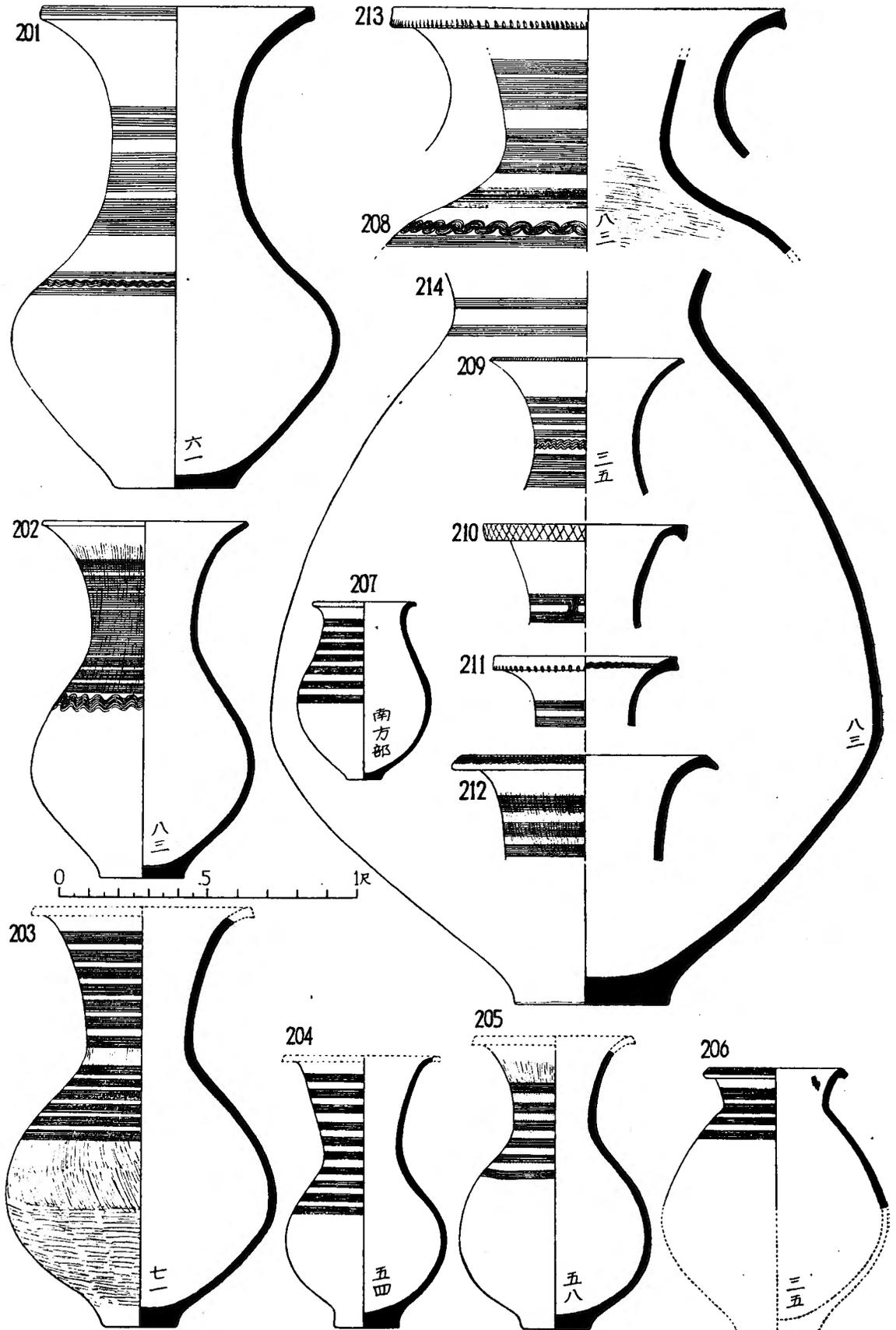
第一樣式鉢形土器及高杯形土器

(縮尺 $\frac{1}{4}$)



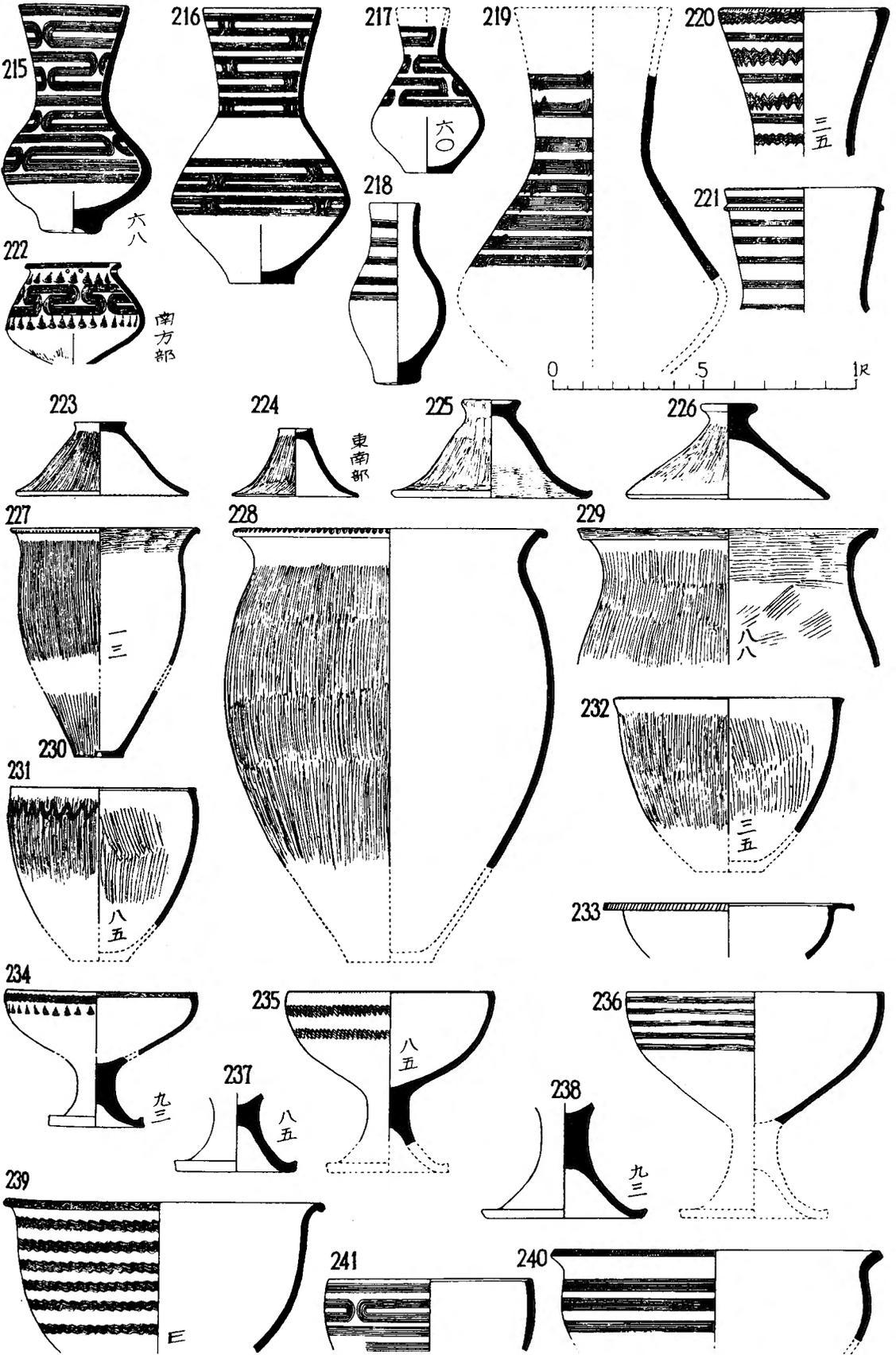
第一樣式彩文壺形土器及同壺用蓋形土器

(縮尺 $\frac{1}{4}$)



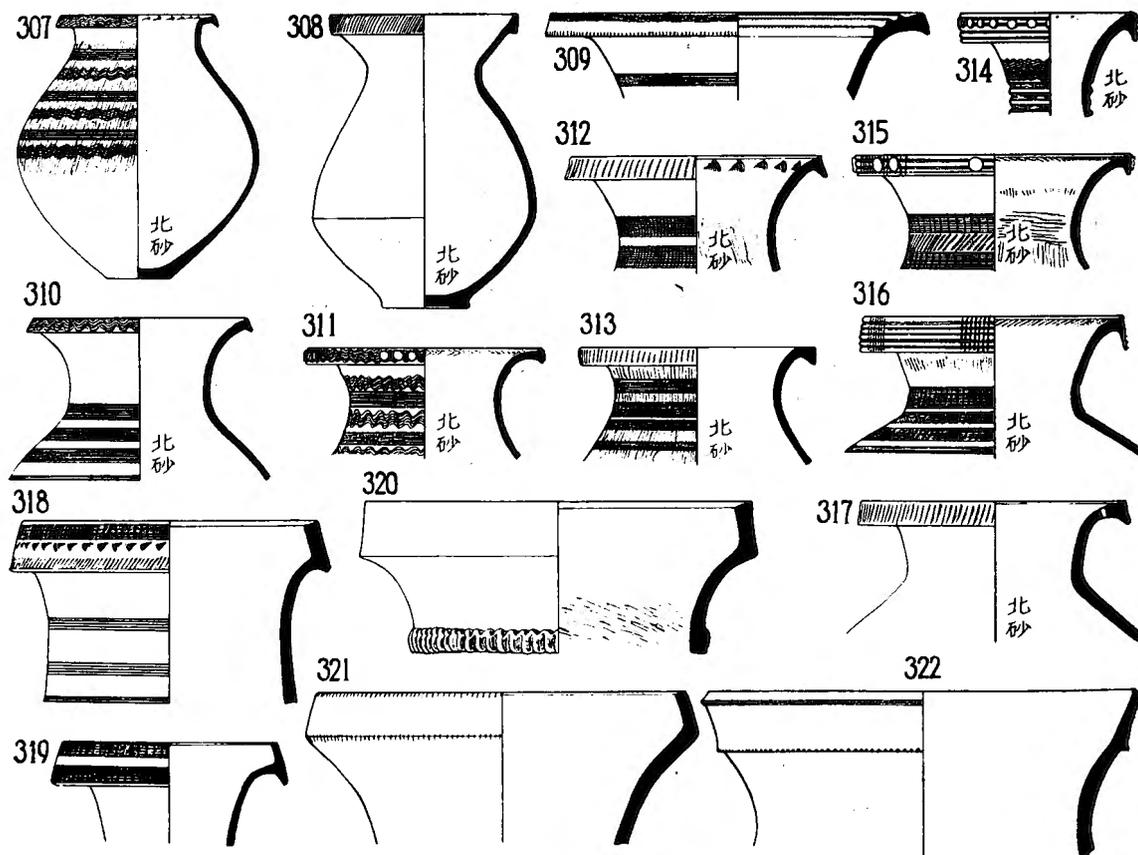
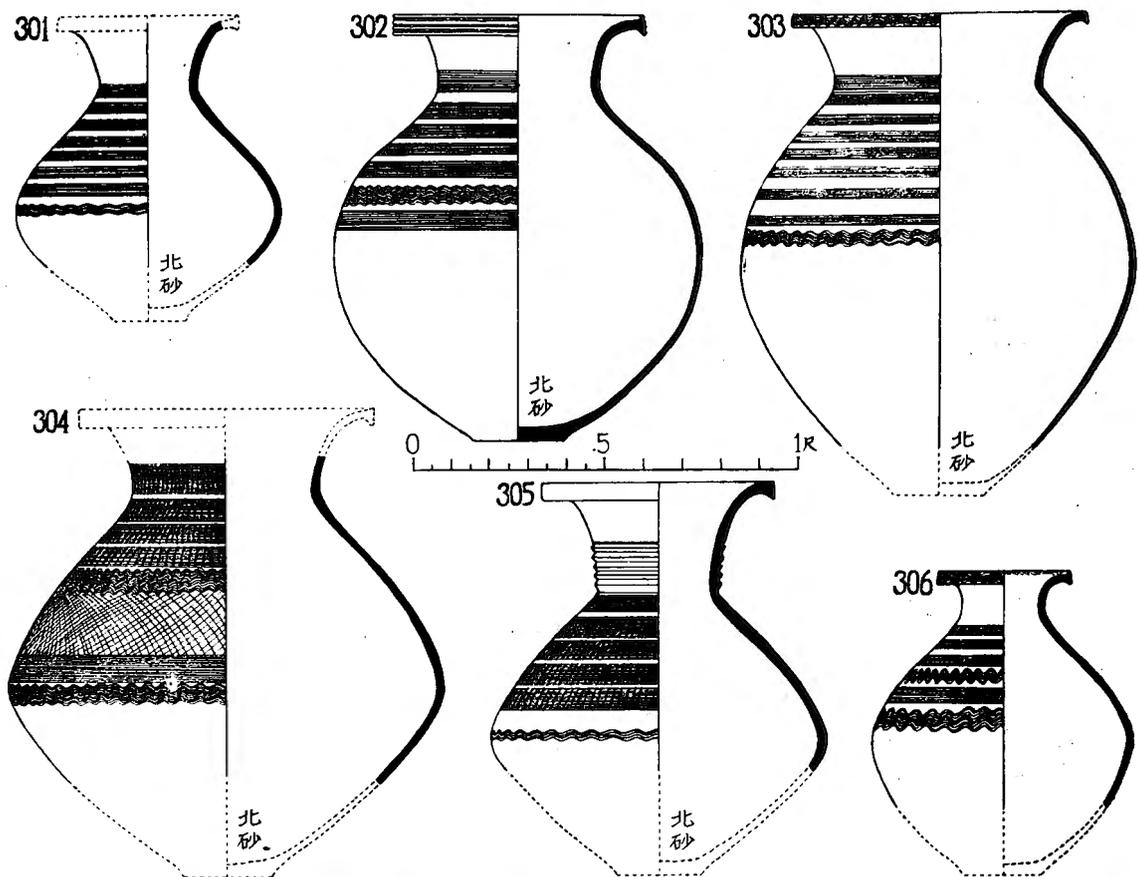
第二樣式壺形土器及大型壺形土器

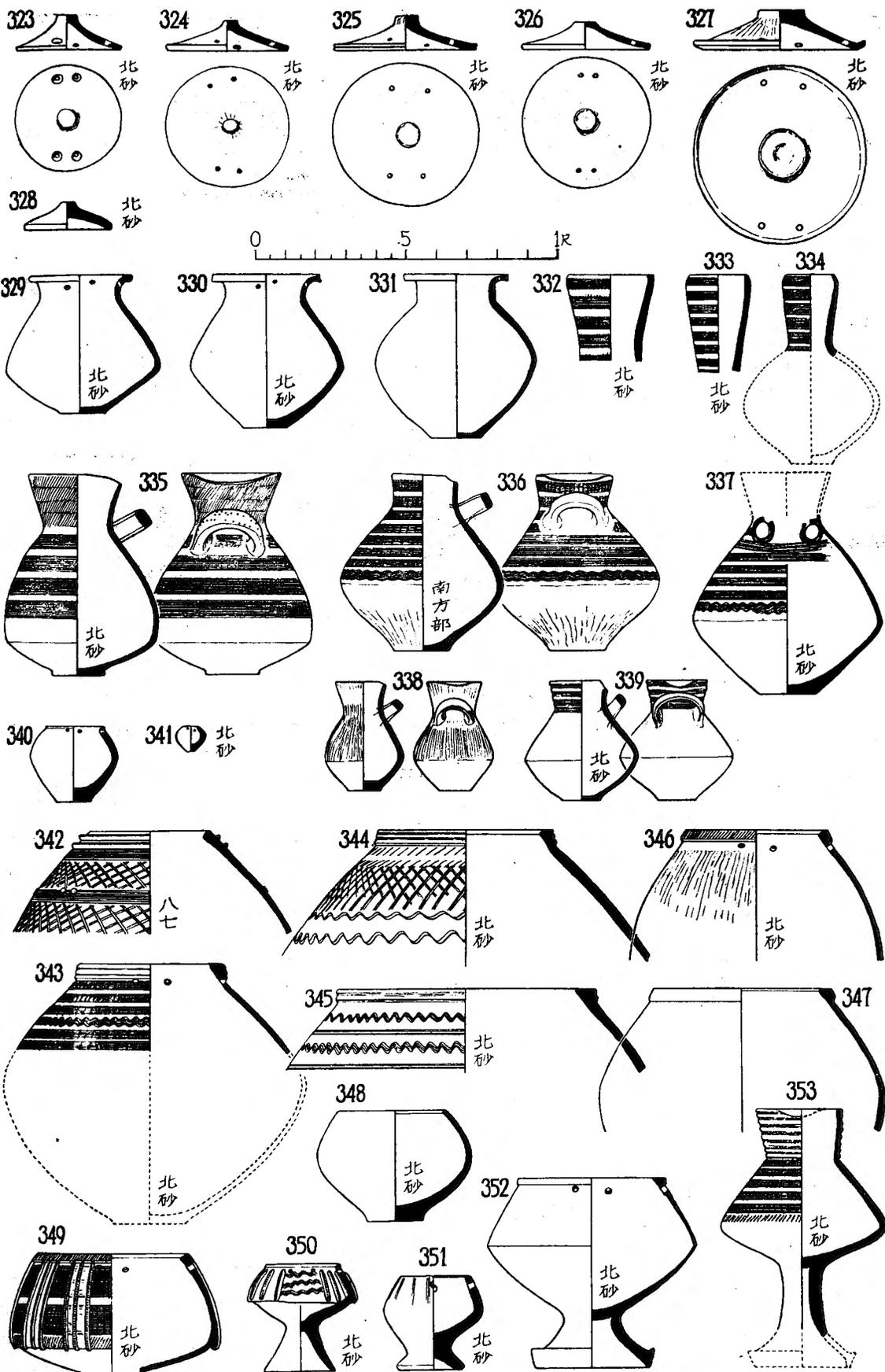
(縮尺繪)



第二樣式細頸甕形土器・甕形土器・高坏形土器其他

(縮尺 $\frac{1}{4}$)

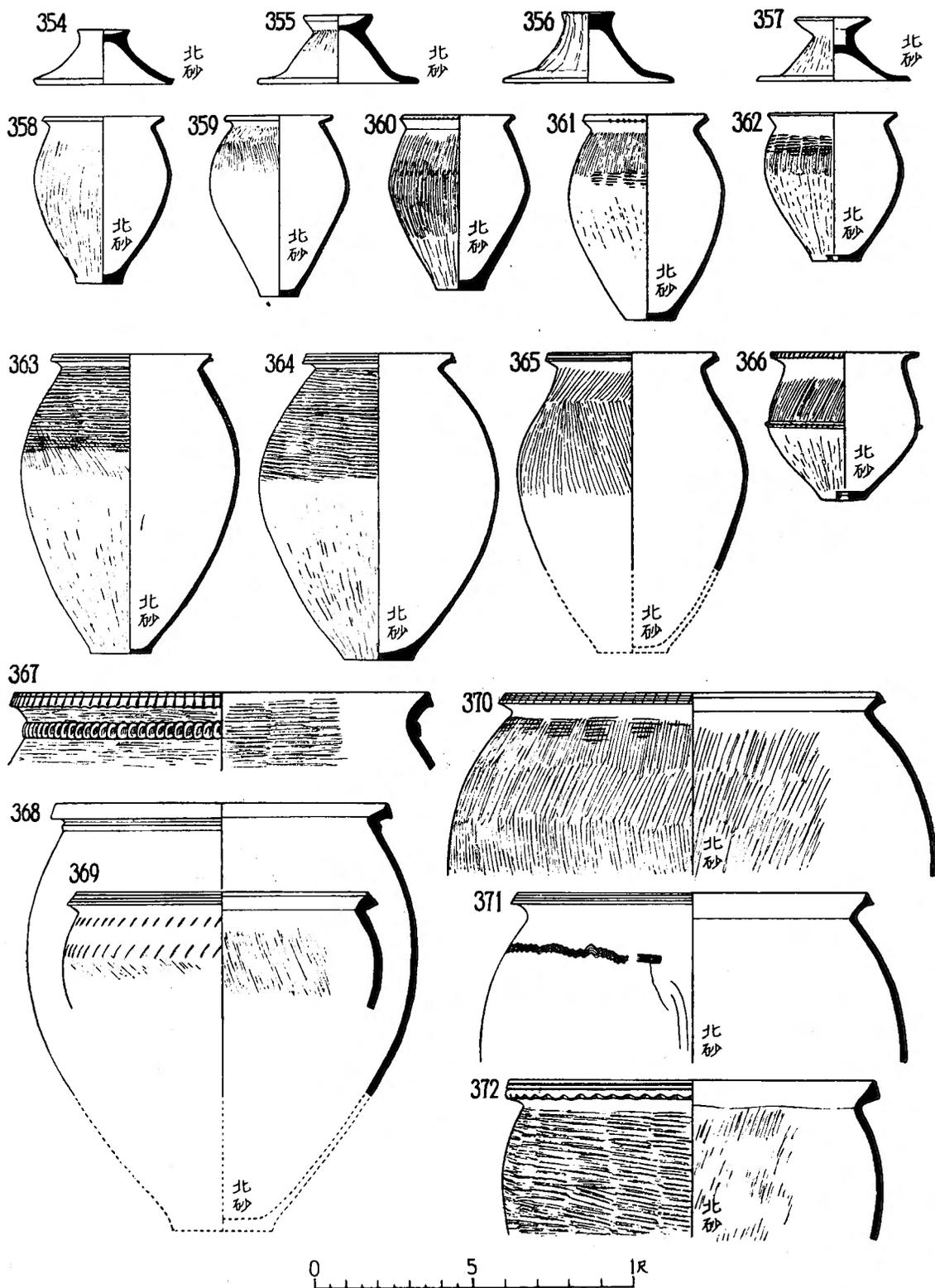




第三樣式水差形土器・無頸壺形土器・壺用蓋形土器其他

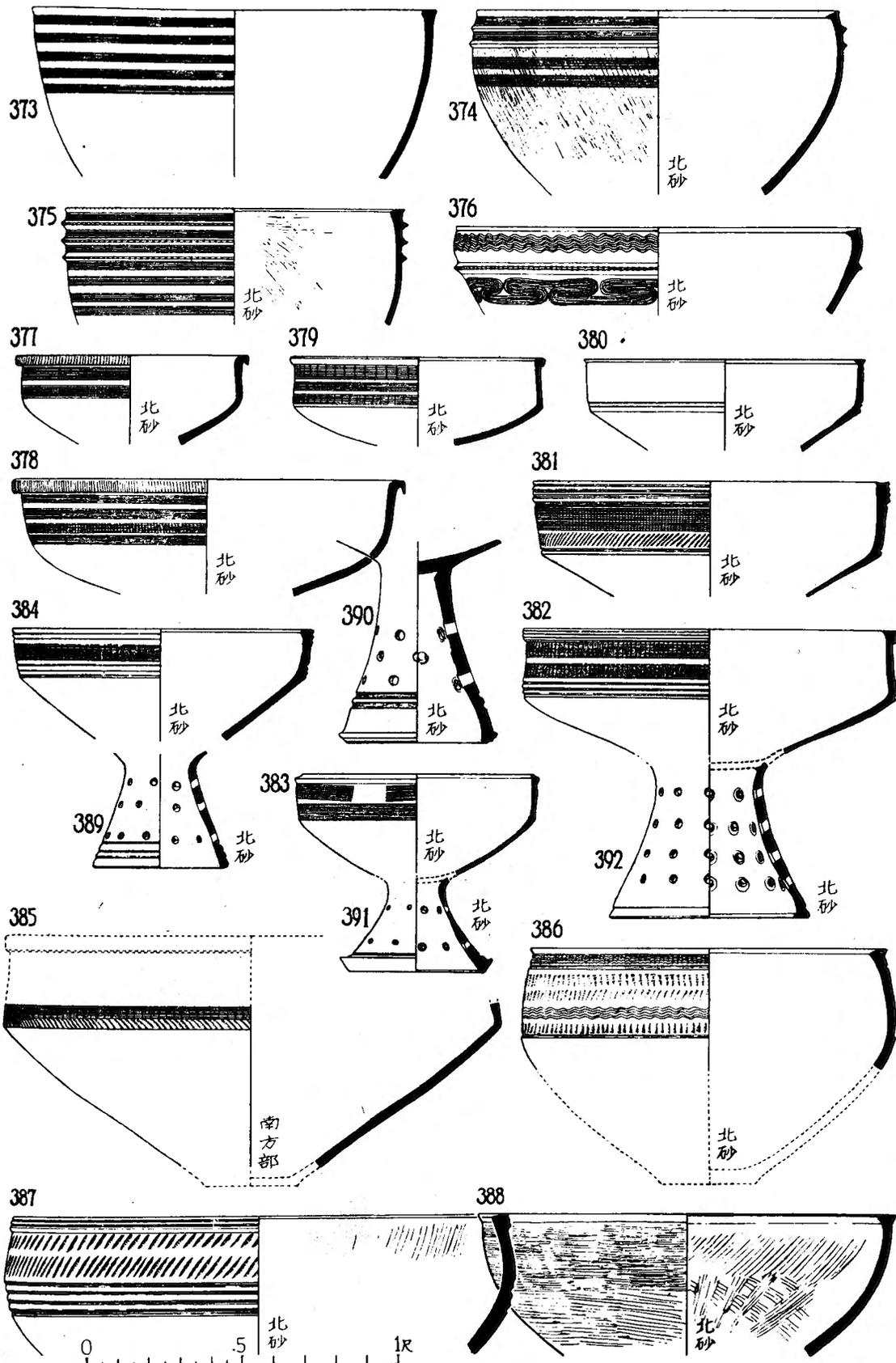
(縮尺 $\frac{1}{4}$)

第三十一圖 彌生式土器實測圖 (13)



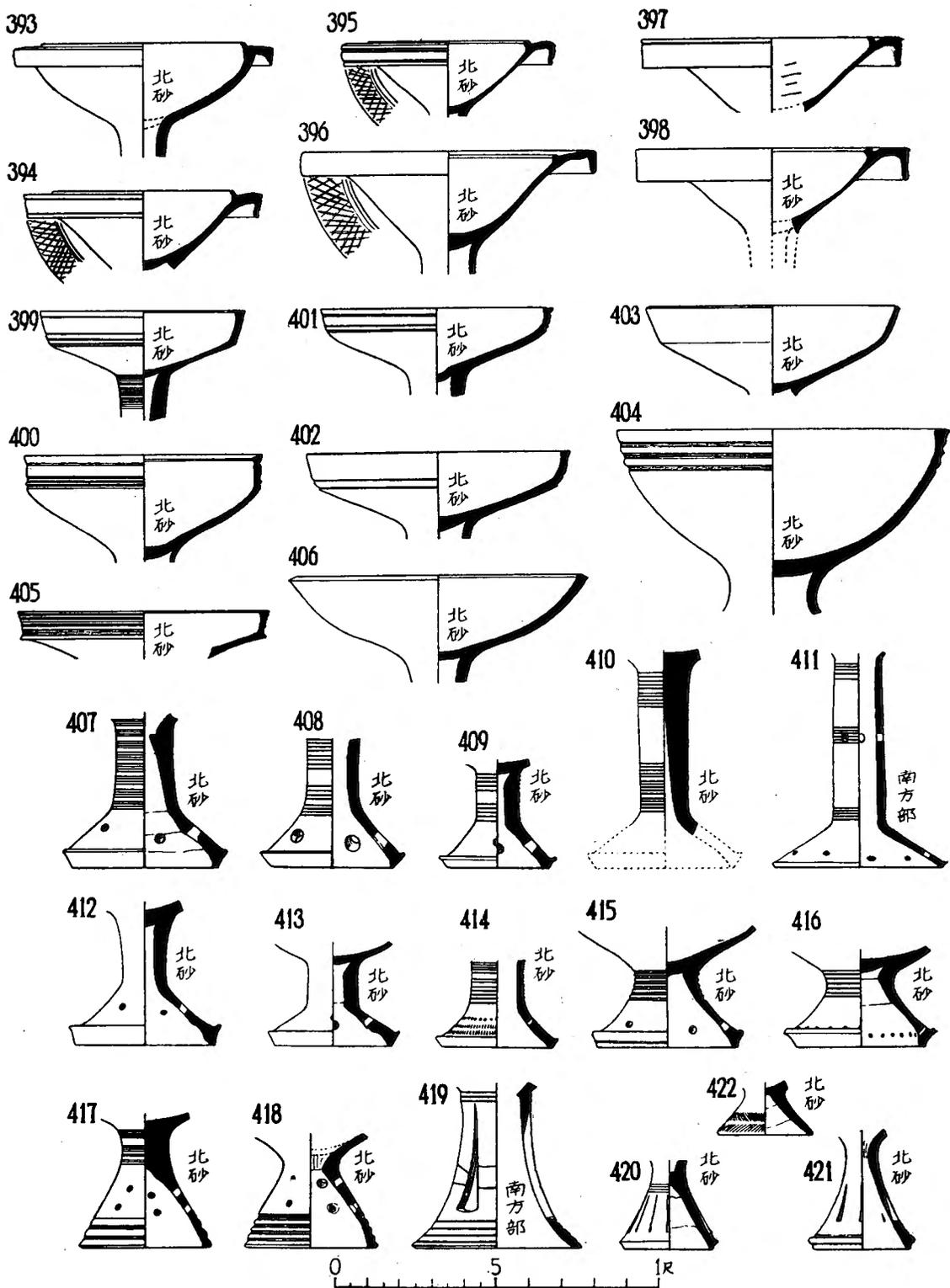
第三樣式甕形土器・大型甕形土器及甕用蓋形土器

(縮尺 $\frac{1}{6}$)



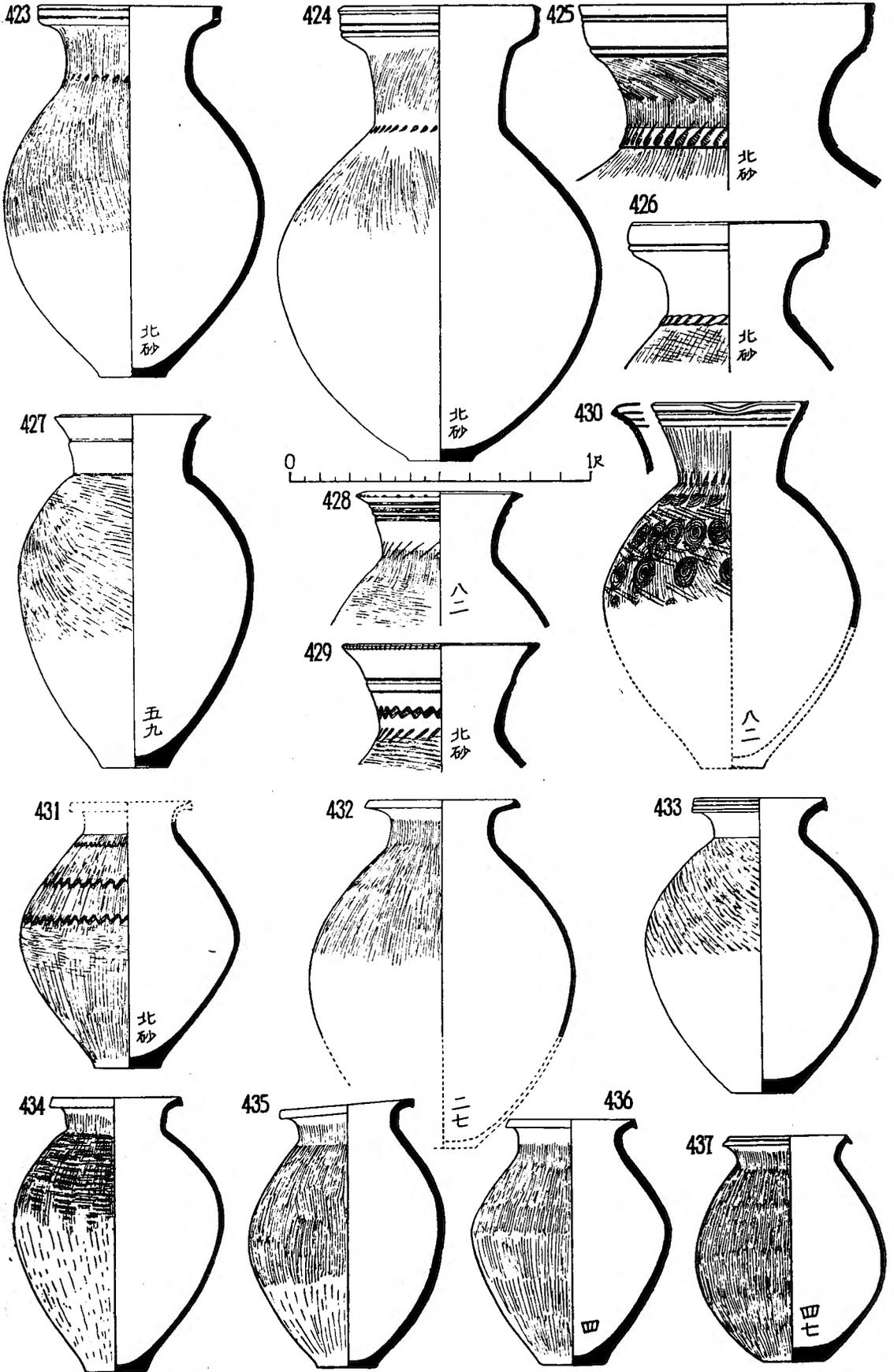
第三樣式大型高环形土器及大型鉢形土器

(縮尺 $\frac{1}{6}$)



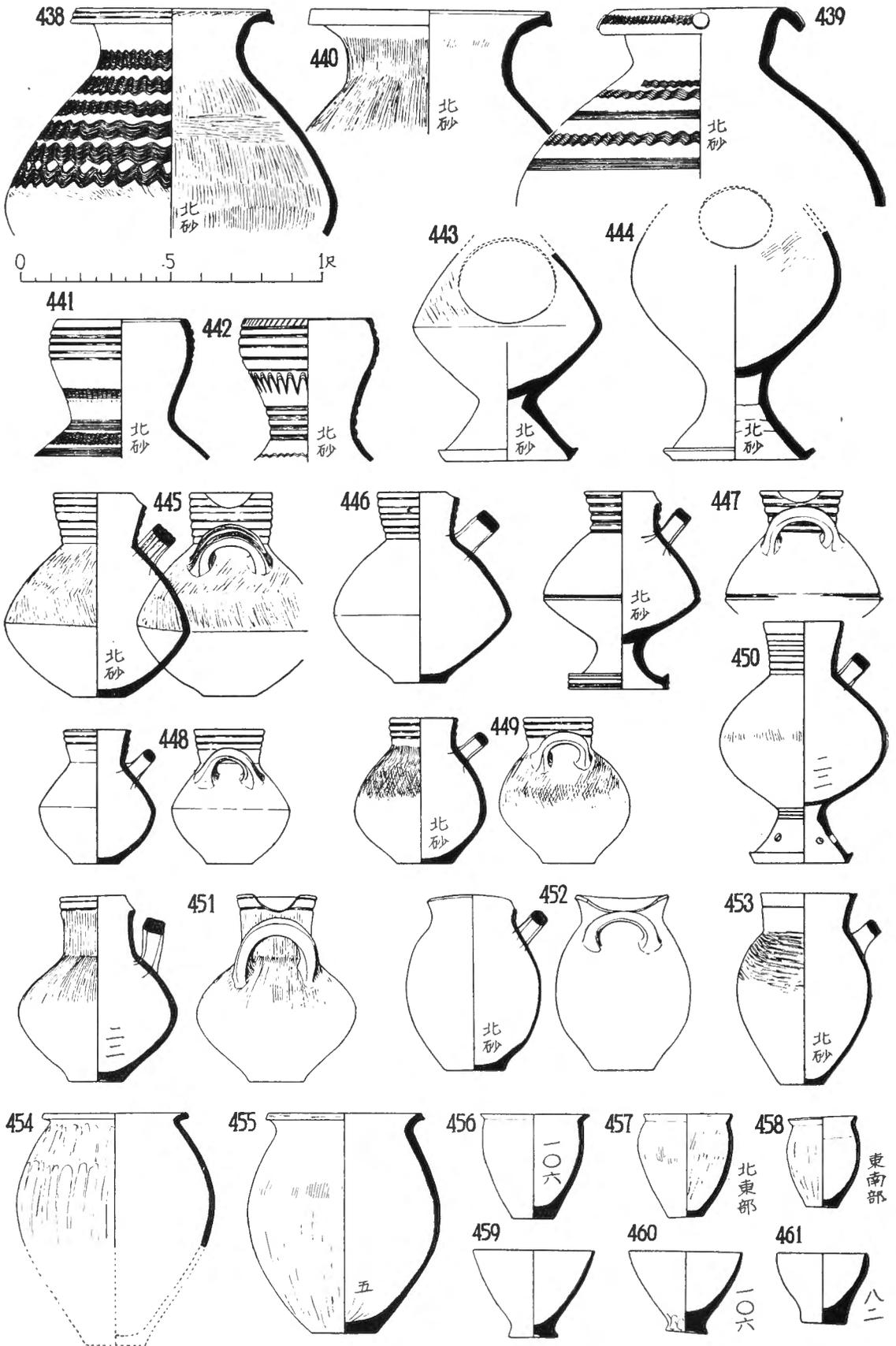
第三樣式高坏形土器

(縮尺 $\frac{1}{6}$)



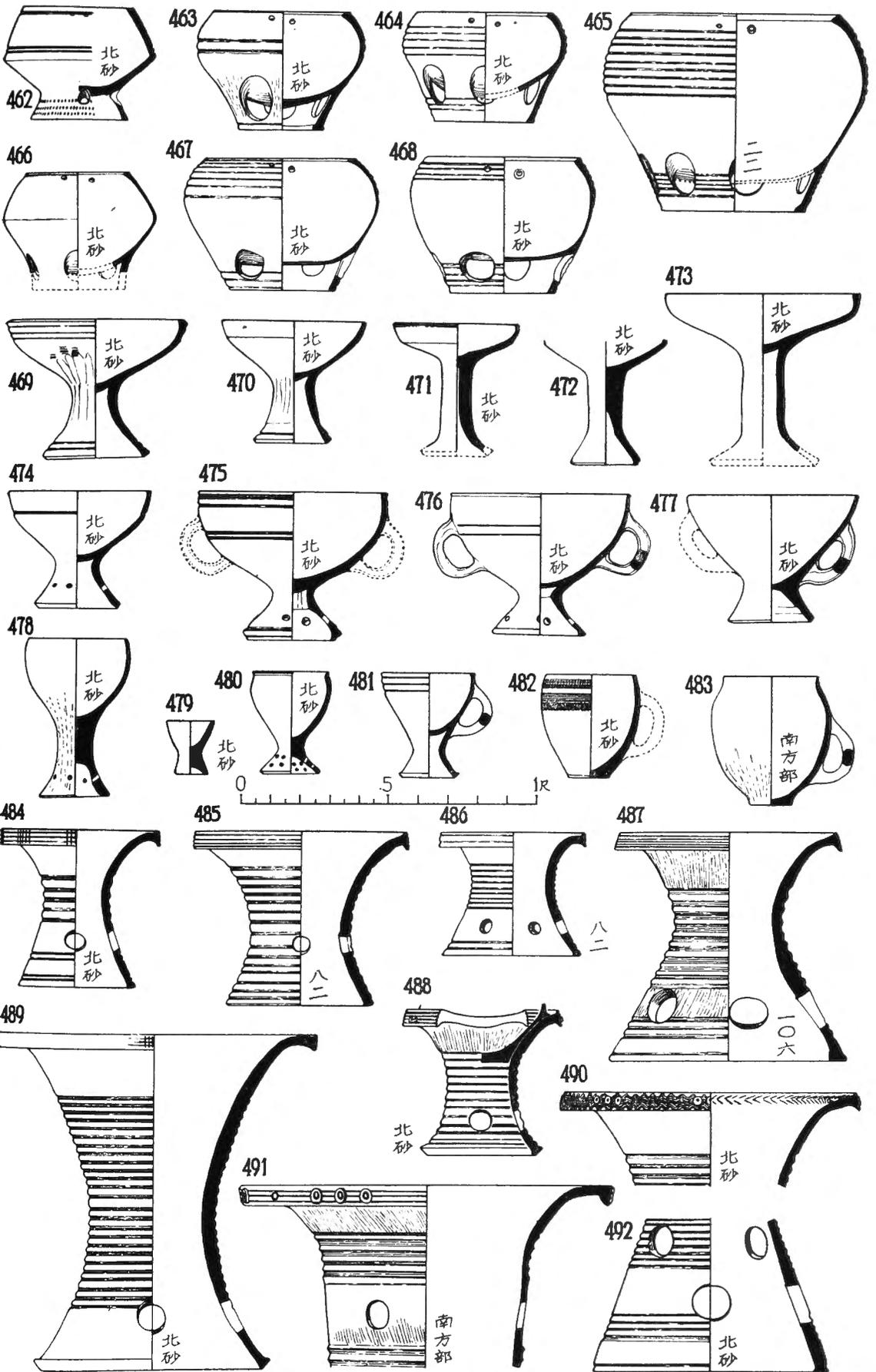
第四樣式壺形土器

(縮尺 $\frac{1}{6}$)



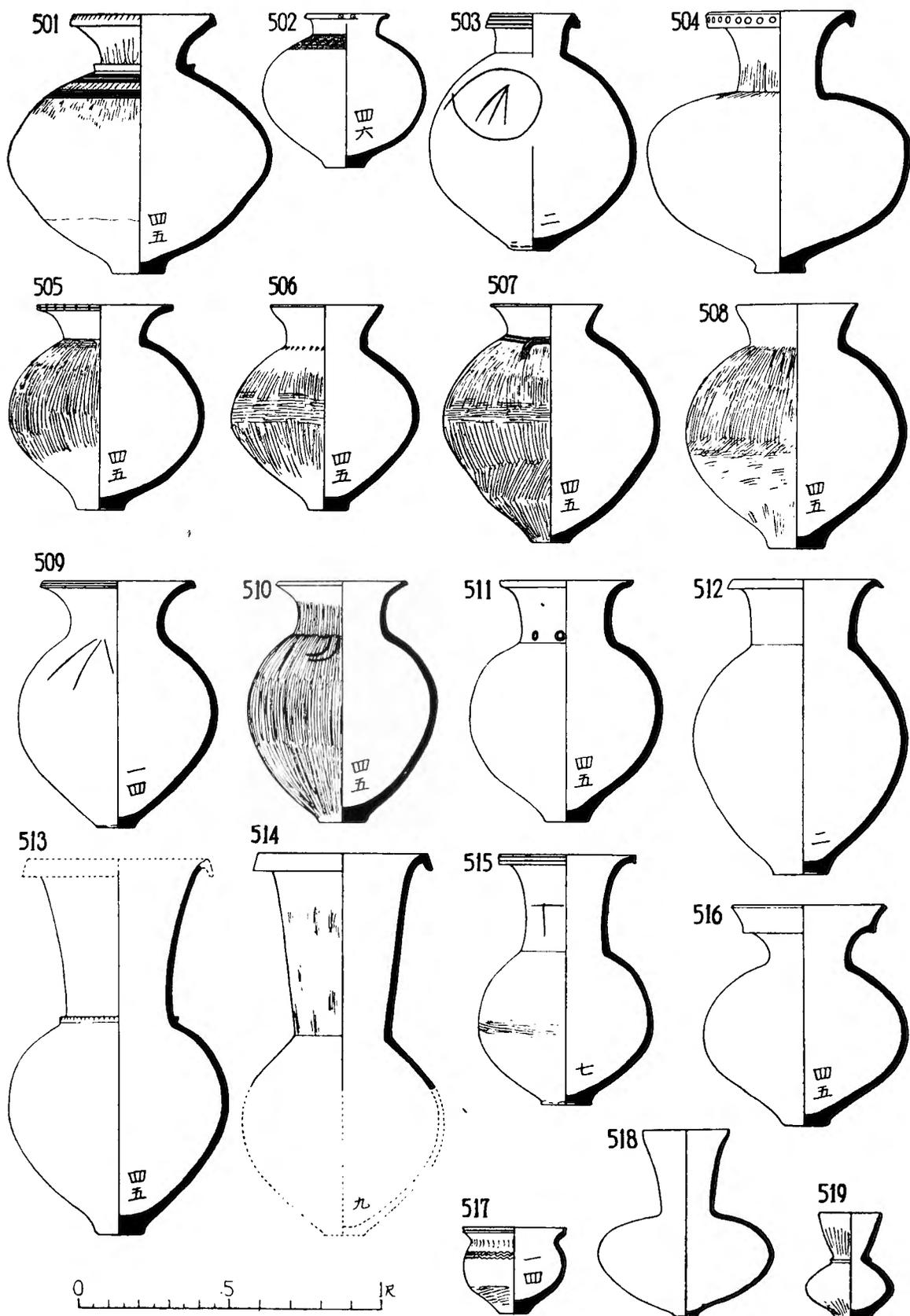
第四樣式壺形土器・水差形土器・甕形土器其他

(縮尺 $\frac{1}{4}$)



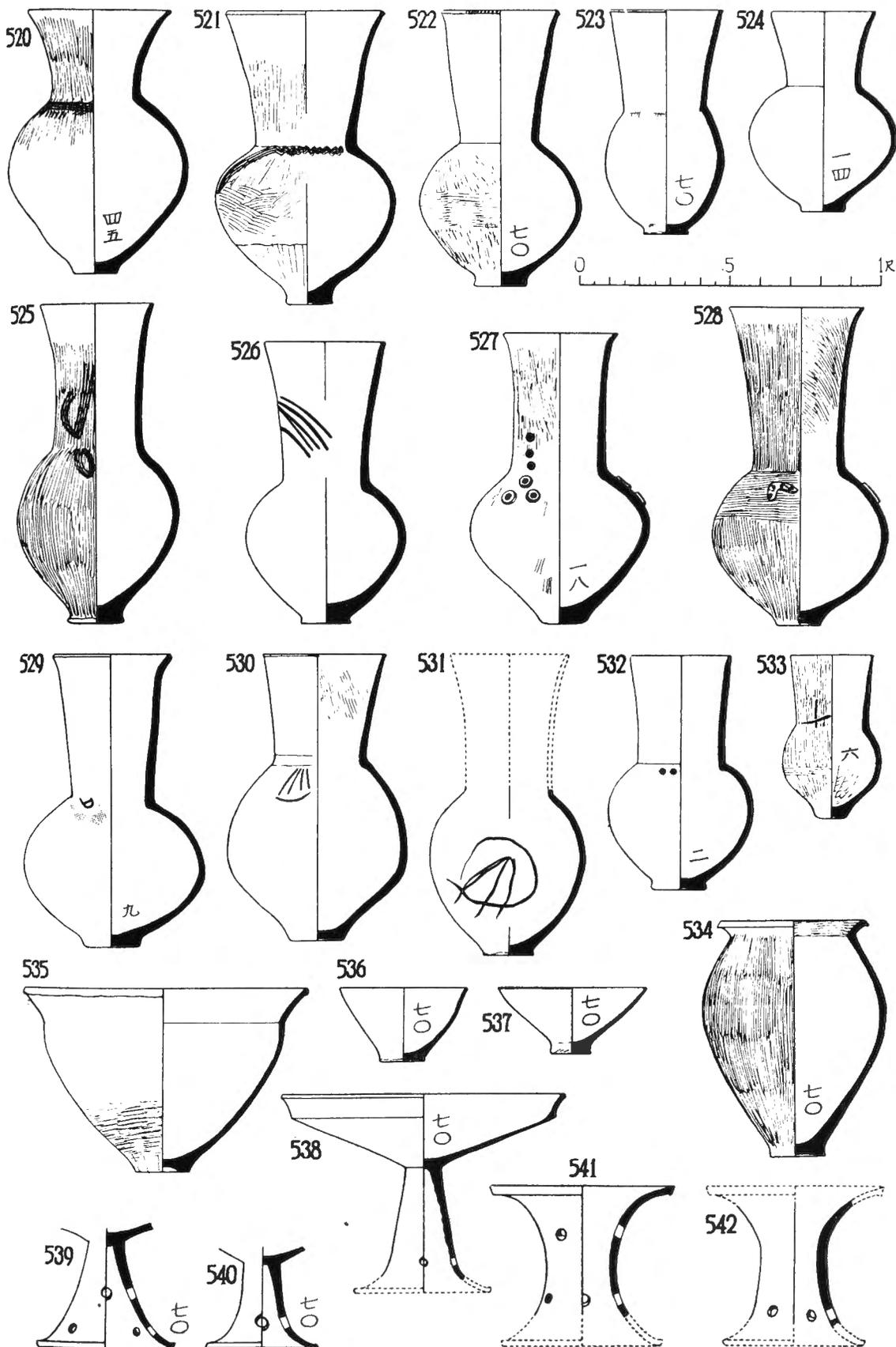
第四樣式臺附無頸壺形土器・高坏形土器及器臺形土器

(縮尺 $\frac{1}{6}$)



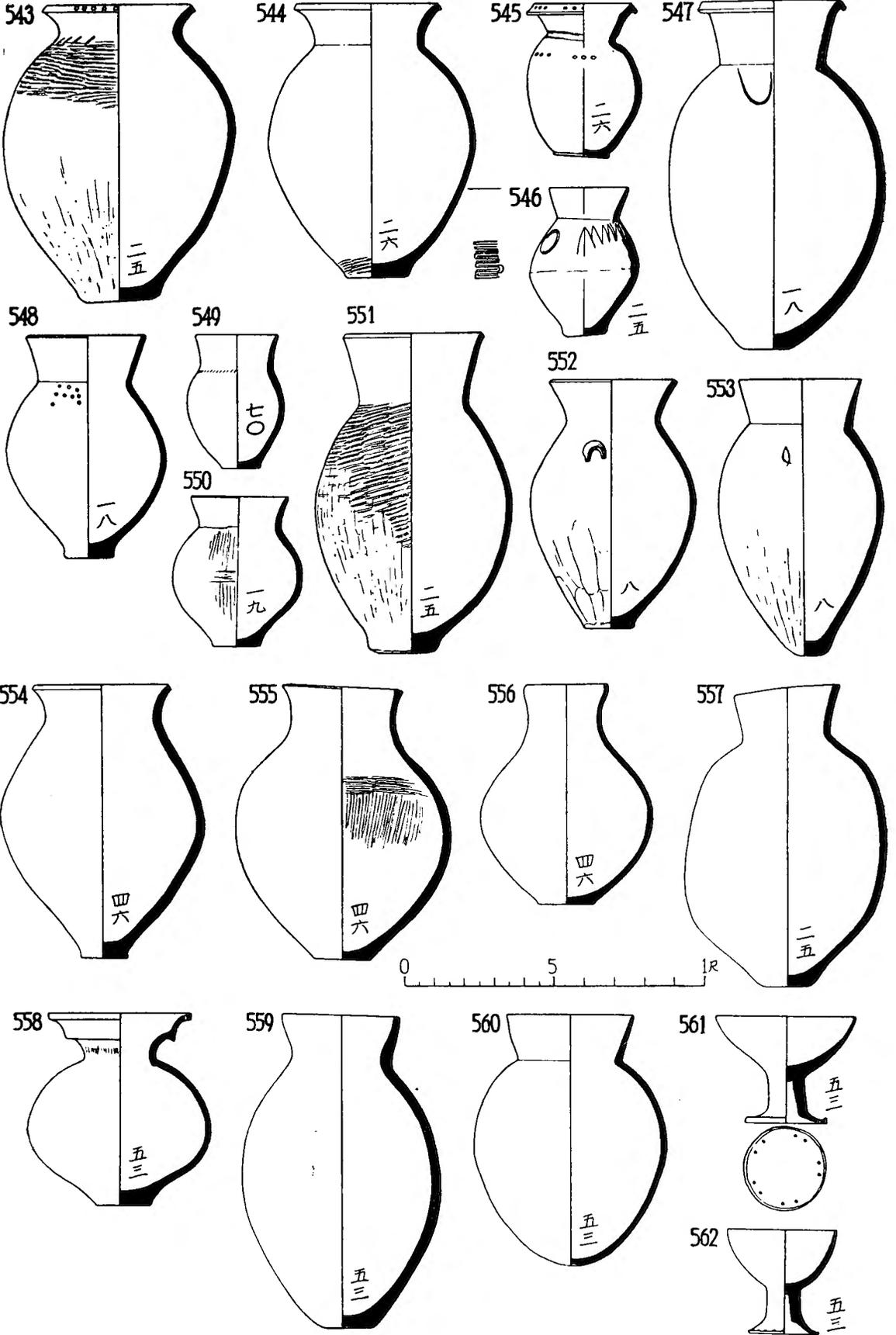
第五樣式壺形土器

(縮尺 $\frac{1}{4}$)



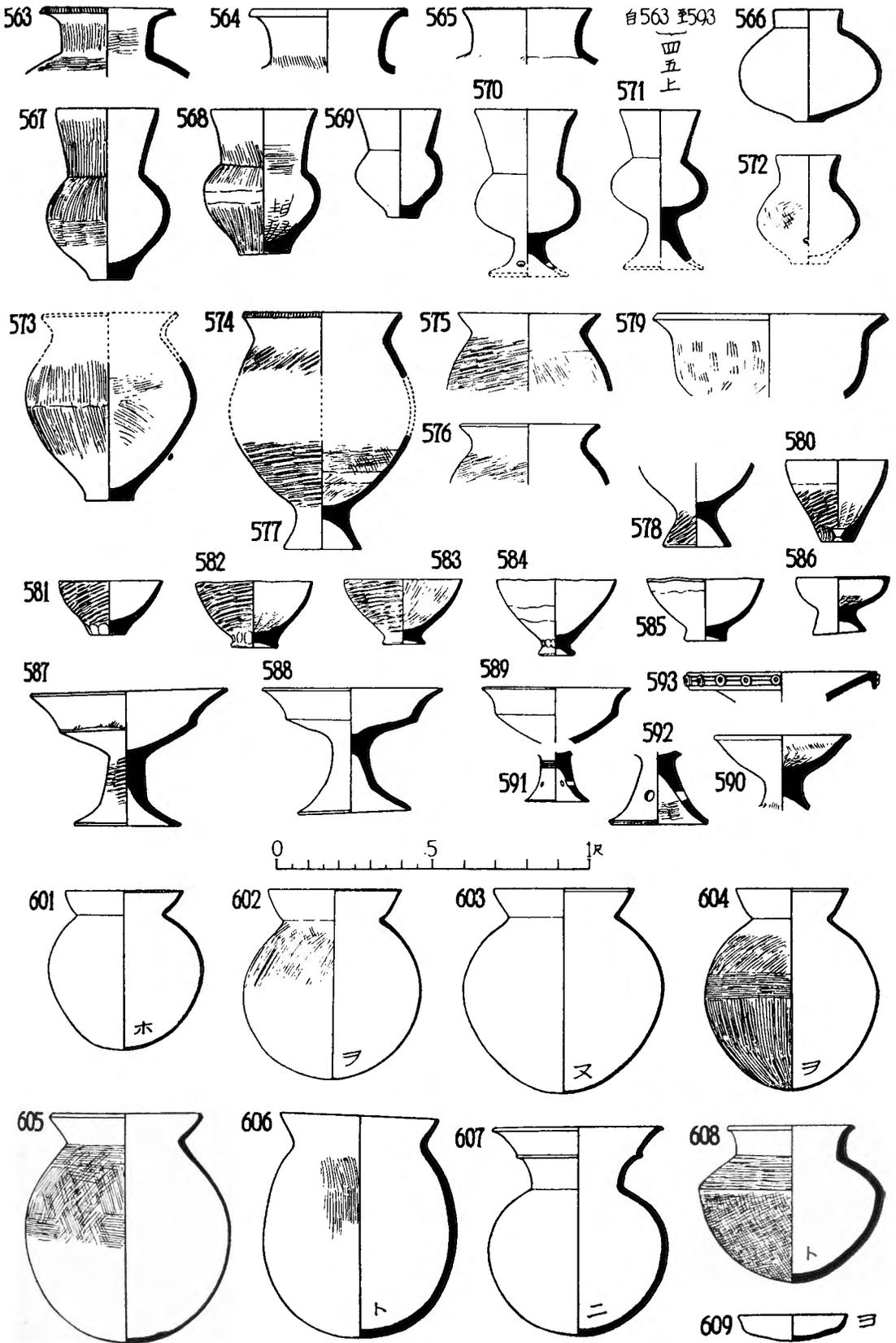
第五樣式長頸壺形土器・鉢形土器・高坏形土器其他

(縮尺 $\frac{1}{6}$)



第五樣式短頸壺形土器及同第二亞式土器

(縮尺 $\frac{1}{2}$)



第五樣式第一亞式土器及土師器・祝部土器

(縮尺 $\frac{1}{6}$)

第一様式彌生式土器 (圖版第二〇—第二四) 第十九—第二六圖

第一様式
土器出土
地點

第一様式
土器の特
徴

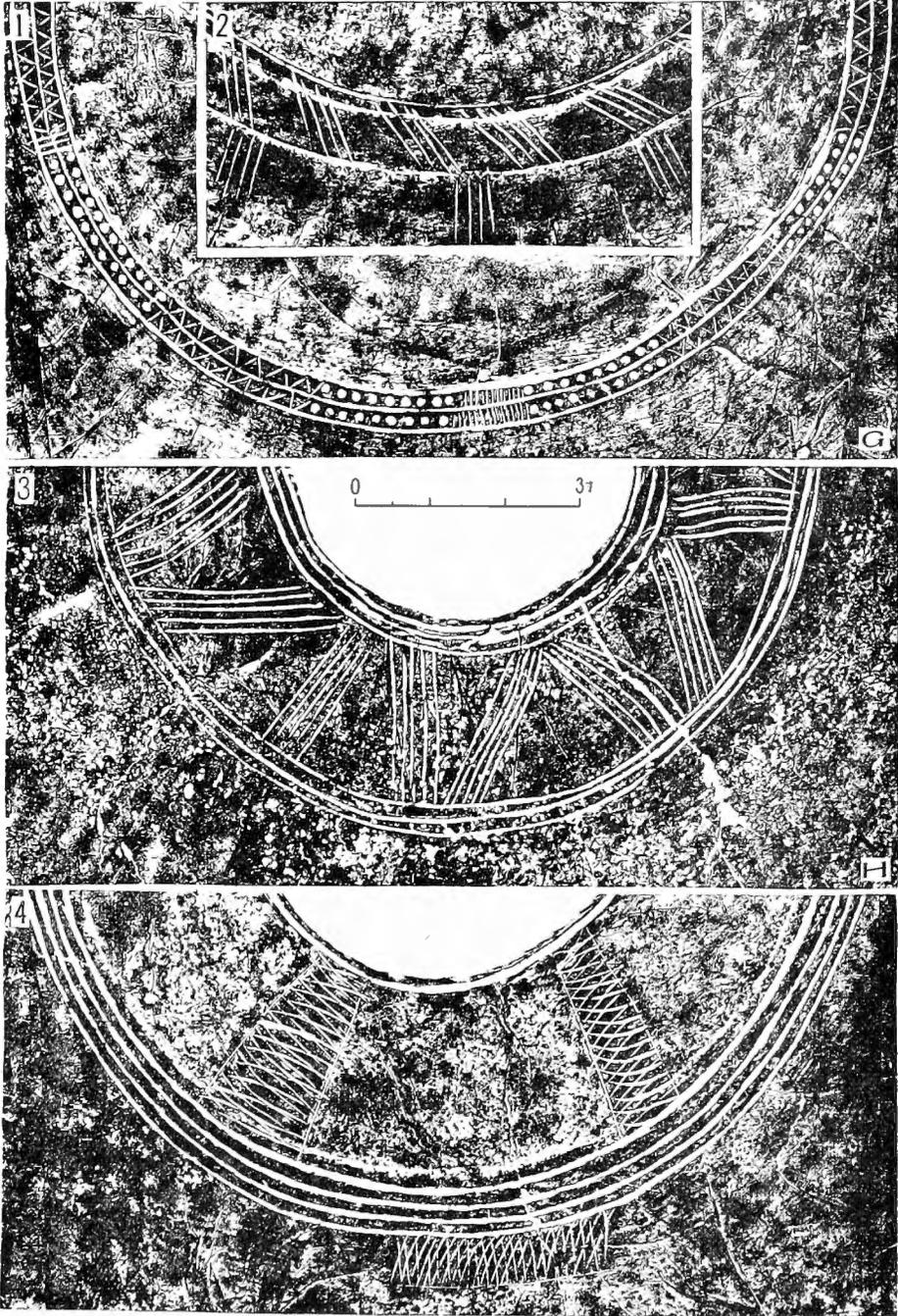
第一の様式は堅穴類のうち、A號第三號一六號一九號二八號三一號三二號三四號四〇號四二號四八號四九號五一號五二號五六號五七號五八號六〇號六五號七四號七八號七九號八〇號八四號八九號九六號九七號九九號一〇一號一〇四號各地點より他様式土器を交へずして發見せられ、また第一二號一三號三〇號五四號六一號六二號六九號八五號八七號八八號九三號九五號一〇五號各地點より若干の第二様式土器を混在して出土せる、土器類に共通した特徴によつて設定せられるものである。その他、中央砂層下底部發見の上器もまたこの様式に屬するものであり、南方砂層出土品は第一第二兩様式を混じてゐる。今、堅穴類のみについて見るに、本様式のみを出土せるもの三十基、これに第二様式を混在せるものを加算すれば總計四十三基に上り、かく多數の堅穴類中より出土する土器が共通の特色を有し、且つ爾餘の堅穴等より發見せられる遺品に對して差異を認め得る以上、先づこれを一つの様式として設定することは許されるであらう。しかればその特徴とは如何といふに、通じて胎土に砂粒を含むこと多く、仕上の比較的簡粗な甕形土器を除いて、總てにわたり土器表面に研磨の跡が著しく、多くは黒褐色乃至灰茶色を呈するのみならず、研磨せるものにあつては外面に黒褐色の塗抹物が染着せるものが多い。文様は篋描文及び凸帶を主とし、篋描線を境として一方を削り取つた段の使用も盛である。また精巧品において器面に赤色顔料を用ひた彩文の盛行せることも、本遺跡發見の他の様式には殆ど見られぬ特徴をな

第一様式壺形土器頸部文様頻度表 (290個の土器による)

| 沈線帯 段 | 無 | 一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十五 | | | | | | | | | | | | | | | 刺突文 | 凸帯 刻目 | | 一 二 三 四 六 七 | | | | | | |
|----------|----|-------------------------------|----|----|----|---|---|---|---|---|---|---|---|--------|----|----|-----|----------|--------|---------------|---|---|--|--|--|--|
| | | 條 條 條 條 條 條 條 條 條 條 條 條 條 條 條 | | | | | | | | | | | | | | | | 刻目なきもの | 刻目あるもの | 條 條 條 條 條 條 條 | | | | | | |
| 段なきもの | 24 | 3 | 33 | 33 | 17 | 9 | 6 | 4 | 2 | 3 | 4 | 1 | 4 | 刻目なきもの | 4 | 12 | 1 | | | 4 | 1 | 1 | | | | |
| 上方に段あるもの | 2 | 1 | 2 | 3 | | | | | | | | | 2 | 刻目あるもの | 7 | 3 | 1 | | | | | | | | | |
| 上下に段あるもの | 13 | 29 | 18 | 7 | 4 | 3 | 1 | 2 | 1 | | | | 4 | 特殊凸帯 | 5 | | | | | | | | | | | |
| 下方に段あるもの | 12 | 1 | 1 | 2 | | | | | | | | | | 小計 | 39 | | | | | | | | | | | |
| 小計 | 51 | 190 | | | | | | | | | | | | | | | 10 | 小計 | 39 | | | | | | | |

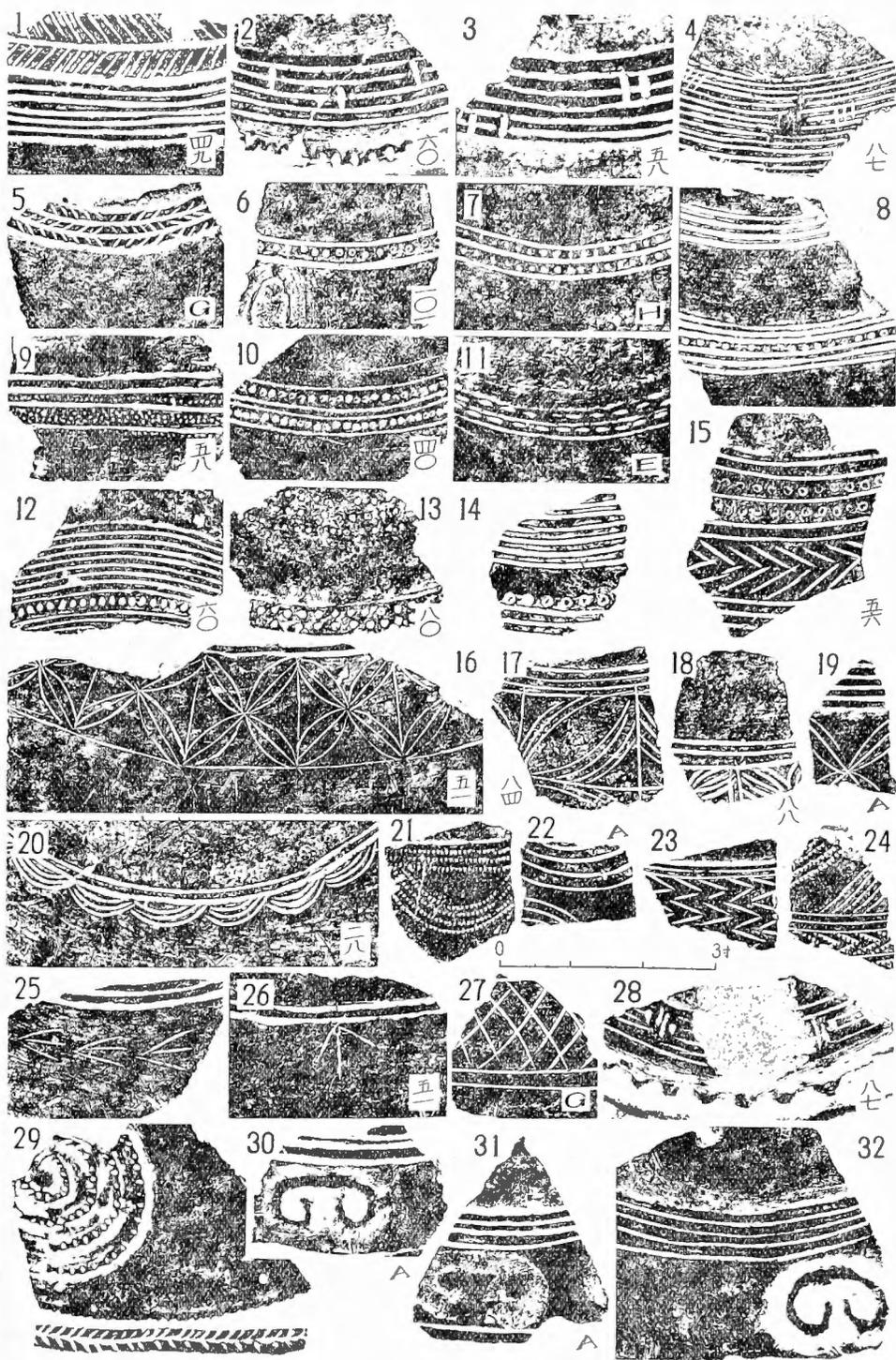
すものといふべきであらう。その器形は壺・甕・鉢・高坏大形甕及び壺蓋・甕蓋等に分れ、各々については次の如き特色が認められる。

壺形土器 (I-54) 口頸部は比較的短かく、外反する簡単な作りの口縁部を有し、胴部の大きく張つた平底の壺である。その仕上げは内外面共に美しく磨研せられて滑澤を有するが、使用によつて褐色物の染着せるものが多い。最も普通に見られる裝飾手法は頸部・腹部、或は上腹部に篋描沈線を種々に配して繞らすものであつて、その沈線の一側を削平して段を作る手法も、またこれと共に好んで用ひられるところである。これに次いで、粘土紐帯を貼り繞らした凸帯の使用がやゝ著しく、凸帯上には刻目または壓痕の加へられることを常とする。前者においては時に部分的に刻目を省略する手法の用ひられること(51)、後者においては(圖二第11策)が注意を惹き、これらの凸帯の剝落した



跡に豫め下圖として刻せられた沈線の存する例も乏しくない(7同)。或はまた沈線文帯間に

第四十一圖 第一様式壺形土器文様 (其一) (縮尺 $\frac{1}{3}$)



第四十二圖 第一様式壺形土器文様 (其二) (縮尺 $\frac{1}{4}$)

篋描文様

篋描短線を所々に加へて特殊の効果を生ぜしめたもの(圖^第四十二、²¹⁴)、これを密に配して鋸齒文

(^第四十¹)、綾杉文(^第四十⁵)等を構成せるもの、篋先竹管等による刺突文を同じく密に印したもの

(^同15⁶)の類が若干ある。更に篋描の圖文によつてより廣い部分を裝飾するものとしては、弧

線群によつて構成せられた木葉狀の圖形を十字或は×字形に配して連續させた所謂木葉

狀文(圖^第十四¹⁹)をはじめとし、三四の線條より成る上向または下向の弧形を反覆配列せる重

弧文(^同22²⁰)、同じく三四の線條より成る斜線群を粗に配し(^第四十²)、或は交互にヂグザグに並列

せる平行斜線文(^同3)上下各その方向を異にする短斜線群を密に描いた羽狀文(圖^第十五²³、²⁴)これ

に沈線の界線を加へた綾杉文(^同1)方向を異にする斜線を重ねた斜格文(^同27)等があり、稀例に

屬するものとしては雷文に似て方形の區劃を重ねた文様(^同28)も見られる。なほこの種の篋

描文と圖形を同じくし、肋條ある二枚貝の腹縁を以て押印した手法の施文も二三の例を見

ることが出来る(^同24²¹)。またやゝ特殊なるものに、弧形の兩端を内方に巻き込んだ一種の双

浮文

頭渦文ともいふべき形狀を、浮文を以て表現せるものがあり(^同32³⁰)、その一例には弧形の中央

部に凸帯を上下に貫く小孔が穿たれてゐる。口縁部の内面に繞らされた凸帯を一側にお

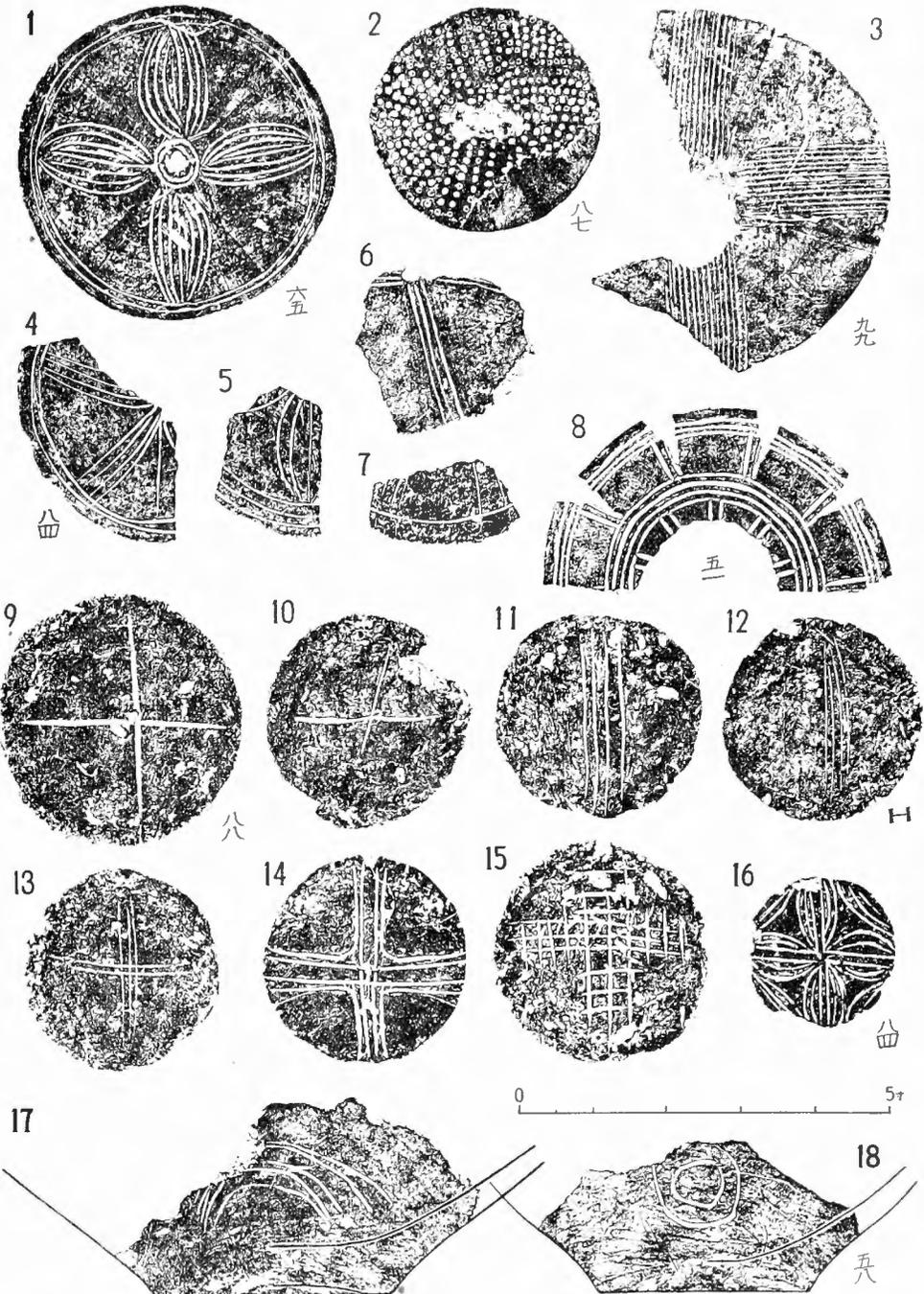
いて切斷し、その兩端を少しく外方に反曲せしめた施文ある土器(圖^第十四¹⁵)、布目壓痕ある三條の

凸帯を用ひて同様な施文を行つたもの(圖^第二下^第)等の存することもまたこれと併せ考ふべき

ものであり、口縁部内面に刻目ある凸帯を以て渦狀文を貼附した一例もある(圖^第十四²⁹)。なほ

本様式の壺形土器の破片と思はれる器底部底面に、十字形その他の篋描文を施したもの(圖^第十三¹⁵)、底側に篋描の圖形を描いたもの等もあるが(^同18¹⁷)、その各々については圖を以て示す

底面及底
側に文様
ある壺



第四十三圖 第一樣式蓋形土器及壺形土器底部文様 (縮尺 $\frac{1}{4}$)

に留めて置く。更に本遺跡發見の第一様式土器には、壺形土器その他に以上の如き沈文・浮文の裝飾の他に、丹彩を用ひた複雑なる彩文を併用せるものがあるが、これに就いては章を改めて詳論することにした。

口縁部の 特徴

頸腹部の施文が限られたる手法のうちにおいてかなりの變化を見せてゐるに對して、口縁部の裝飾は極めて簡素である。即ち大部分は幾分丸味をもつた平縁で終始し、少數例においてのみ、口縁端に一條の沈線を刻せるもの(圖版第1、四六)、或はこれに刻目の類を加へたもの(同3)を見るにすぎない。且つ口縁部に後者の如き加飾あるものは、頸徑に對して口徑の特に大なるものに限られ、かくの如く口徑の大なるものは頸部以下の裝飾として刻目凸帶(16・17)、普通より間隔の廣き沈線帶(23)、または數多くの沈線帶(22・25)等を用ふる傾向のあることが觀取せられる。この點は器形・施文共に相俟つて第一様式壺形土器としての通有性よりやゝ逸脱するものであり、むしろ第二様式壺形土器との接近が認められる。なほ口縁部に關しては、往々こゝに二孔一對または一孔一對の小孔を穿つ風のあることが注意せられ、後述する蓋の紐孔との關係が豫想せられるのである。

壺形土器 の大きさ

器の大きさは大小種々にわたるが、最も多數を占むるものは高さ七寸乃至一尺、口徑五寸内外、腹徑六寸乃至九寸を算する、口頸部が短かく、腹徑が器高に對し一、二割小なる比例にある形のものである(1-8)。これに次いで相似た大きさであるが腹徑が器高よりも僅に大となり、全形のやゝ平たい感じのある一群があり(10・11・13等)、また前者のうち頸部が廣く開いて少しく外觀を異にする類(9・15)がある。これらより大型で、高さ及び腹徑が一尺二寸乃至

一尺五寸に達し、口徑また八、九寸を算するものは、口頸部の發達した第一様式として後出の段階にあるものが多く(16・17・19・20・23等)、これに屬する破片のうちには口徑一尺二寸を超ゆるもの(51)もある。これに反して高さ二寸五分乃至四寸五分、口徑一寸五分乃至三寸、腹徑二寸乃至四寸といふ小型壺形土器には、始めに擧げた普遍的な器形と形制を同じうするものが多く(26—33、爾餘のものも亦、形の小なる割に本様式の特色を良く備へてゐる(34—40)。單なる日常飲食の器としてはふさはしからぬと思はれるかゝる小型の土器が、かくも多數に作られてゐるといふ事實は甚だ注目すべきものであらう。またその一個には底側より底面に斜に貫通せる一孔一對の穿孔が見られる(37)。

異形壺形土器

以上の如き通性を有する壺形土器とは著しく手法を異にするものであるが、南方砂層下部に横たはつて發見せられた一個の壺形土器(52)は高さ一尺三寸、口徑三寸三分、腹徑九寸三分を有し、肩の張つた長手の器體に圓筒形に近い口頸部を附した特異なる形狀を有し、上半部に刷毛目を施し、口縁に接して外側に粗大な刻目を有する一種の突帯を繞らしたものである。すべての點において、これを第一様式壺形土器と同列に置くことが躊躇せられるが、出土地點が他に若干の第一様式土器を包含せる砂層下部であることによつて、しばらくその所屬をこゝに求めて置くことにする。なほこの土器はその外面に後述する様なつららふちを編んだ被覆が施されてゐたものである。

無頸壺形土器

無頸壺形土器 (55—60) 口縁部の内曲せる球形の土器である。本様式に屬する遺例は多くないが、高さ六寸三分、腹徑七寸四分を測る一例(55)があり、高さ一寸五分乃至二寸七分、腹

壺用蓋形
土器

徑二・三寸の小型品(56—60)には、口縁部に二孔一對または一孔一對の小孔が穿たれてゐる。
蓋形土器(壺用) (72—95) 等しく徑四寸内外の圓形を呈する土器であるが、その形には扁平な圓盤形に近いもの(72—74)から、次第に中高になつて笠形を呈するもの(75—81)、それらの中央部にやゝ著しい突起状の摘みを附したものの(82・83・88・89)、摘みが中間みの環口状を呈するもの(84—87)、或は摘みの双頭に分かれたもの(90—95)などの種類がある。この種の土器に

蓋の中央
に一孔を
穿つもの
多し

| 形 | 一 | 二 | 三 | 四 | 計 | |
|---|----|------|------|----|----|----|
| ○ | ●● | ●●●● | ●●●● | ●● | 43 | |
| ○ | | ● | ● | ● | 3 | |
| ○ | ● | | | ● | 2 | |
| ○ | | ● | | ● | 2 | |
| ○ | | ● | | | 1 | |
| ○ | | ● | | | 1 | |
| 計 | 4 | 22 | 12 | 6 | 8 | 52 |

第四十四圖 第一様式蓋形土器型式一覽表

文様ある
蓋形土器

ら彩文(159—163)または篋描(78)による裝飾を施したものがあつた。その文様が主として木葉状文の系統に屬するものであることは注意すべきであらう。94の如き櫛描或は93の如き小竹管文を用ひたものはやゝ異例に屬するが、前者にはなほ木葉状文との連關が考へられる。小なるものは徑二寸六分、大なるは五寸六分に達するものがある。この土器が壺形土

はいづれも一個以上の小孔を穿つてゐるが、中心に一孔を有するものが最も多数を占め(72・77・82・84・91等)周縁に偏して一孔あるもの(83・87・88)、周縁に對照的に一孔一對(73・75・95)或は一孔一對(74・76・89)を穿つものがこれに次ぎ、時に中央に二孔または四孔(162)を穿つたと覺しきものも見られる。これを通觀するに、笠形或はその中央に環口状の摘みを有して、中央部に一孔あるものが、第一様式の壺形土器の蓋として典型的なものであつたと考へられる。しかしてそのうちに少數なが

甕形土器

甕形土器の裝飾

第一様式甕形土器口頸部文様使用頻度表

| 頸部文様 | 無文 | 線 | | | | | | | | | 沈線十刺突文 | 沈線十平行斜線文 | 段 | 沈線十段 | 其他 | 計 |
|-----------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|----------|---|------|----|-----|
| | | 一 條 | 二 條 | 三 條 | 四 條 | 五 條 | 六 條 | 七 條 | 八 條 | 九 條 | | | | | | |
| 口縁部刻目なきもの | 228 | 11 | 19 | 21 | 20 | 4 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 4 | 3 | 2 | 314 |
| 口縁部刻目あるもの | 77 | 26 | 69 | 72 | 54 | 16 | 12 | 5 | 3 | 2 | 5 | 4 | 0 | 1 | 1 | 347 |
| 計 | 305 | 37 | 88 | 93 | 74 | 20 | 13 | 5 | 3 | 2 | 5 | 5 | 4 | 4 | 3 | 661 |

器の爲の蓋であることは實際に壺に被せたまま、發見せられた二三の遺例によつて確證せられたのである(圖六版)。

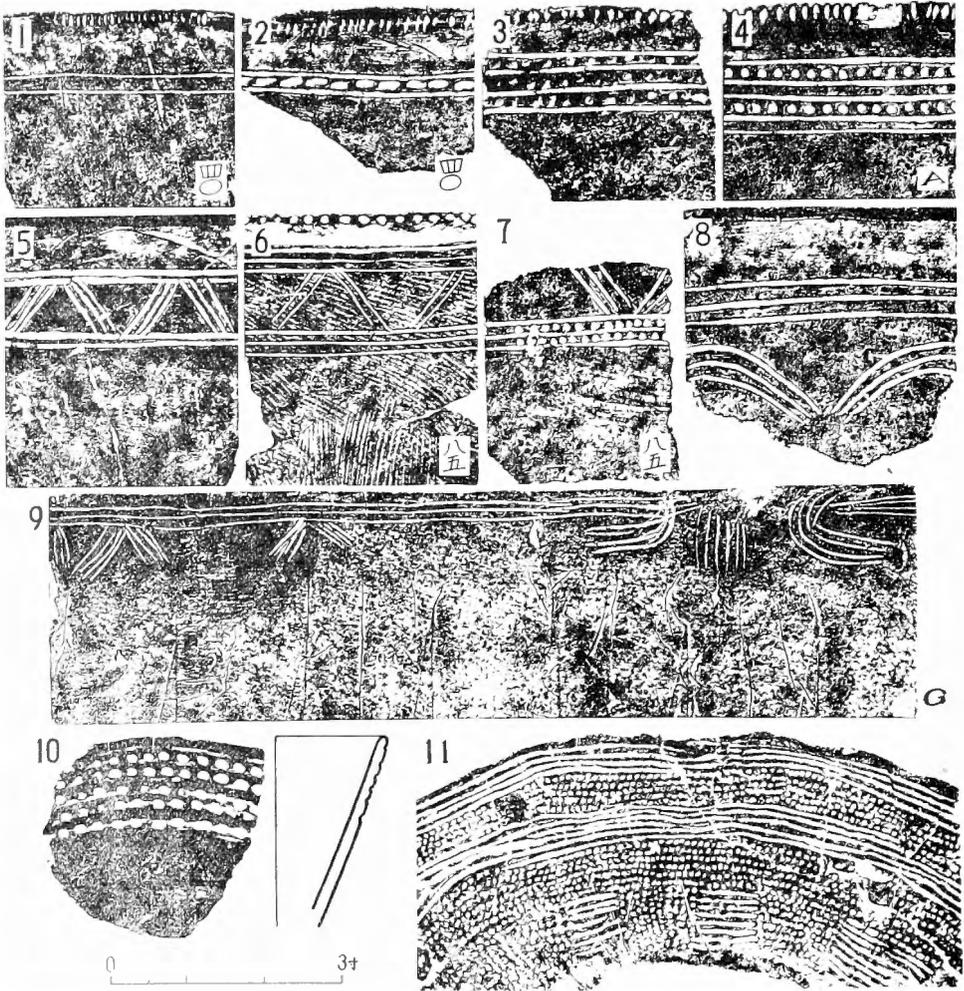
甕形土器 (105—124) 口腹徑の差少き鐘形を呈し、口縁部は僅かに外反する土器であつて、頸部に沈線段等を用ひた簡単な裝飾を有するものと、無文のもの(105—108)とが總數において相半ばしてゐる。裝飾あるものでは一條より九條に及ぶ沈線帯のみを用ひたもの(109—117)と、沈線間に刺突文を配したものの(119・121)、沈線帯と共に窠描きの平行斜線文を描いたもの(118)、或は沈線と段とを併用したものなどがあるが、中でも二乃至四條の沈線を繞らした例を特に多く見受ける。口縁端部に刻目を施すことも、この種土器の半數餘に見られるところであつて、刻目なきものには頸部にも裝飾なきものが多く(105・106)頭部に前述の裝飾あるものは概して口縁端部にも刻目を附す傾向が強かつたといふことができるであらう。

またこの刻目は口縁部の周縁全體にわたつて施すのが原則であるが、任意の部分にこれを省いて變化を作つてゐるものもある(第五圖1)。器面の仕上げは研磨したもの

底部に穿
孔せるも
の多し

煮沸用器

甕形土器
の大きさ



第四十五圖 第一様式甕形土器及鉢形土器文様 (縮尺 $\frac{1}{2}$)

と刷毛目を用いたものとが並び行はれてゐる。底部は厚い平底に作られ、底面の少しく凹んだもの(115)もある。焼成後、底部に一孔を穿つて甑の用に當てたかと思はれる例も少なく、殆ど例外なく外面に附着せる煤と、内面に焦げついた有機質物の存在とによつて、この器形の土器が煮沸器としての用途をもつたものであることが認められる。高さ・口徑共に五寸餘から九

寸餘の範圍にあり、兩者がほゞ同一長であるか、或はいづれかが約一割ほど小なる比例の形をとるものが普通であるが、特に大型の土器としては口徑一尺五寸を超ゆるもの(119)もあり、三四寸の小型品(120・121)をも散見する。

直口甕形土器

なほ別に口縁部が直口に作られ、口縁端に接し左右相對して一對をなす幅廣き突起狀把手を附した形の土器がある(122・123)。これは概して小型品が多く、口徑高さ共に四、五寸の間にあるが、いづれも外面に煤が附着し、内面に焦着物を見ることが一般の甕形土器と同様である。また小型直口の甕形を呈し、口縁部の一側に片口狀の注口部を設けた土器一個を得た(124)。外面一面に篋描沈線及び小竹管刺突文を密に印した點でも(五圖四十一)特色あるものである。もと内部に赤色顔料を容れたと見えて、内面にその染着せる跡が残り、外面には煤が着いてゐる。

甕用蓋形土器

蓋形土器(甕用)(96—104) 口縁部の大きく反つた淺い鉢を伏せた様な形の土器で、底部に當る摘みの部分が突出した平底狀を呈するもの(96—98・103)が多いが、この部が凹面を呈して上げ底風に作られたもの(99—102・104)もある。後者には底側に、土器内面には連絡なき、一孔一對の小孔を斜に穿つたもの(102)も二三見られるが、普通は孔を有さぬことを原則とする。この底部から口縁部へ緊張した曲線を描いて立ち上がった感じのもの(96—102)が過半数を占め、やゝ腰に丸味を持つた鉢形土器に似た形のもの(103・104)がこれに次いでゐる。しかし、すべて外面に煤による黒色の汚染の跡が甚しいばかりでなく、内面に口縁部を繞つて幅一寸餘の環狀に有機質物の焦着が著しいことは、これが單なる容器としての鉢形土器の類と

大型甕形土器

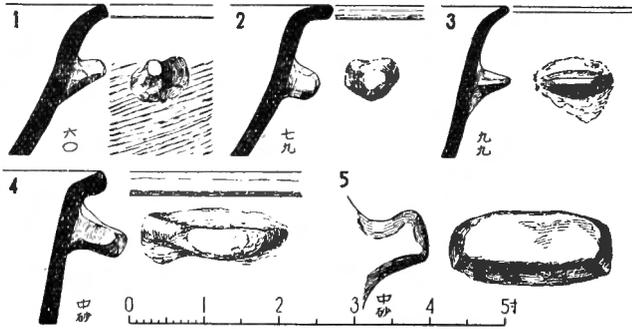
は異つて、甕形土器を用ひる煮沸の際の蓋として用ひられたものであることを推察せしめるのである。なほ一例ではあるが、上底面に木葉状文を篋描きした土器がある(三四圖16+)。口徑七寸乃至九寸、高さ二寸五分乃至四寸の大きいさを有するものである。

大型甕形土器(62—71) 今次の發掘中には完形品を得なかつたが、破片を用ひ他遺跡發見の遺品^③によつて復原せられる形は、この様式の壺形土器のうち、頸部の廣き形をとるものに近く、たゞその規模を著しく大にしたといふべきものである。腹部が張り、頸部はゆるやかに狭まつて、口縁部の再び開いた形の平底の大なる土器である。

各部の形態・裝飾は極めて簡單であつて、口縁端部に沈線一條を刻した例(65・66)のあるほか、頸部に段(64)または二三條の沈線(65)・凸帶(66・67)を繞らし、上腹部にも一、二の段(68)・沈線(69)を施してゐる。内外面共によく研磨せられた仕上げであつて、煤等の附着を見ない。口徑一尺二寸乃至一尺七寸を算し、復原形は高さ二尺六寸、腹徑二尺三寸餘に達するもの(68)もある。

鉢形土器(一)(125—134) 甕形土器と同じく僅かに外反する口縁部を有し、口徑が高さよりも大きな形の平底の土器である。表面の仕上げに刷毛目を残したものもあるが、多くは内外面共に美しく研磨せられてゐる。しかしこの形の土器には、甕形土器の様な裝飾は極めて乏しく、口縁端に刻目を附すること(129)

外反縁鉢形土器



第四十六圖 第一様式鉢形土器把手(縮尺 $\frac{1}{2}$)

瘤狀把手

すらしい。また頸部に瘤狀把手を附したものの(134)が若干ある(第六圖^{四十})。なほ出土地點は不明であるが、瘤狀把手を有する鉢形土器の口縁端部に繩文を印した一破片を發見してゐる(版圖^{三五})。大型土器には口徑一尺一寸乃至一尺四寸、高さ八寸、内外に達するもの(131—133)があるが、口徑四寸五分乃至八寸、高さ三寸乃至五寸のものが普通である。

直口鉢形土器

(2) (135—148) 鉢形土器にもまた直口のものがある。やゝ大なるものは口縁部が僅かに内曲したものがあり、小型品には口縁端に面を取つたもの(143・144)と、手づくねの粗製のもの(145・146)とがある。いづれも内外面共によく研磨せられ、口縁に沿つて二條乃至七、八條の沈線を繞らした例が若干あり、入念なる圖文を篋描(137)または彩畫した精巧品(138)のあるほか、内外面に塗丹した土器(139・141)もあるが、口縁端部に刻目等を施文せる例は見られない。口徑六寸乃至七寸五分、高さ四、五寸の大きさを普通とし、口徑三、四寸、高さ二、三寸の小型品もある。

高坏形土器

高坏形土器 (149—158) 高坏形の容器は本様式においては主として木製品として作られてゐて、土製品にはその遺例が乏しいが、中に坏の口縁端部上面に幅の廣い水平面を形作つた、木器の形態をそのまゝ土器に移したと思はれる形のもの(149)と、直口鉢形の坏部に簡単な中空脚臺を附した、土器として自然に考へられる器形をとつたもの(150)とがあり、脚臺上部に沈線(149)、凸帶(151・153)の類を繞らした例や簡単な丹彩のある遺品も見られる。また直口鉢形高坏の形態を簡單化した様な小型土器(157・158)も行はれてゐる。完形品に乏しいのでその大きさを明示することが出来ないが、口徑六寸、高さ四、五寸の遺品の他に口徑一尺を

超ゆる大型品(15)、口徑・高さ共に二三寸の小型品もある。

第二様式彌生式土器

(圖版第二五—第二六
第二十七・第二十八圖)

第二様式
土器出土
地點

第二の様式は前述せる如く南方砂層及び第一二號地點以下十三基の堅穴中より第一様式土器に伴出して、それとの相違が考へられるほかに、第三五號・八三號兩地點並びに、A號地點第一様式堅穴に重複して作られた小堅穴中より純粹に檢出せられた土器様式であつて第六八號・七一號兩地點堅穴中より出土せる各一個の土器もまたこれに屬するものであり、北方砂層中よりも少量ながら發見せられてゐる。

第二様式
土器の特
徴

その第一の特徴は櫛描の施文を有する點にあるが、更に甕形においては粗き刷毛目様の手法を仕上に用ふるを常とすることによつて第三様式とは區別せられ、胎土に砂粒を含み、甕形以外の土器の器面を好んで研磨せること及び、焼上りの黒褐色を呈すること等において、等しく櫛描文の盛用によつて特色づけられる第三様式よりも、先の第一様式に相似た手法を示してゐる。壺・細頸壺・無頸壺・甕鉢・高坏・大型壺及び甕蓋等の器形を識別し得たが、その各々の特色は次の如きものである。

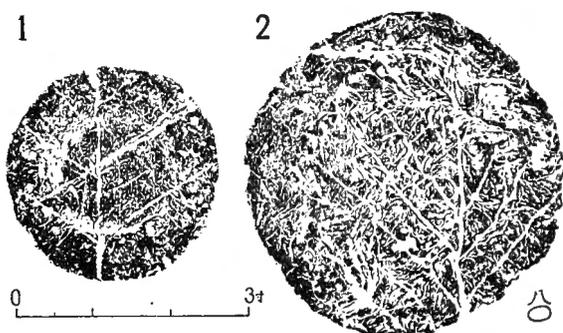
壺形土器

壺形土器

(201—212) 丈高く、口の大きく開いた壺であるが、長い口頸部から胴腹部へ移る

曲線が極めてなだらかで、形の上に兩者の境界を明示せず、文様もまた口縁部下方から上腹部まで連續して施文せられるので、一層その感じを強調してゐる。器體の裝飾としては殆ど櫛描きの直線文に終始し、(203—205) 時にその一部に波狀文の一帶を加へる程度であるが、

(201・202・209) (八圖) 刷毛目を施した器面にこれらの文様を描き、後に文様帯間を磨研する手法が著しい。なほ、本型式に屬するものには篋描沈線で劃した磨消繩文帯を有する土器片(四三三)一個が採集せられてゐる。口縁部の裝飾としては端面に刻目文(211)・斜格文(210)・綾杉文(四六六)等の篋描文、或は櫛描きの直線文(201)・波狀文(212)その他圖版第四六の



第四十七圖 第二様式壺形土器底部 (縮尺 $\frac{1}{3}$)

如き類を施したものがあり内面に波狀文を繞らした例(211)も若干注意せられる。この様に口縁部の裝飾がやゝ重んぜられんとする傾向が見られるのであるが、口縁端部の形態はなほこれが爲に著しく加工せられるには到つてゐない。底部は器體から突出して作られた感じの、厚い大型の平底を常とし、時に木葉の印痕を底面に存するものもある(七四)。高さ九寸乃至一尺六寸、口徑五寸乃至一尺、腹徑五寸乃至一尺一寸の大きさを有し、口徑が腹徑に相近く、器高が腹徑のほゞ一倍半に達する比例のものが普通である。

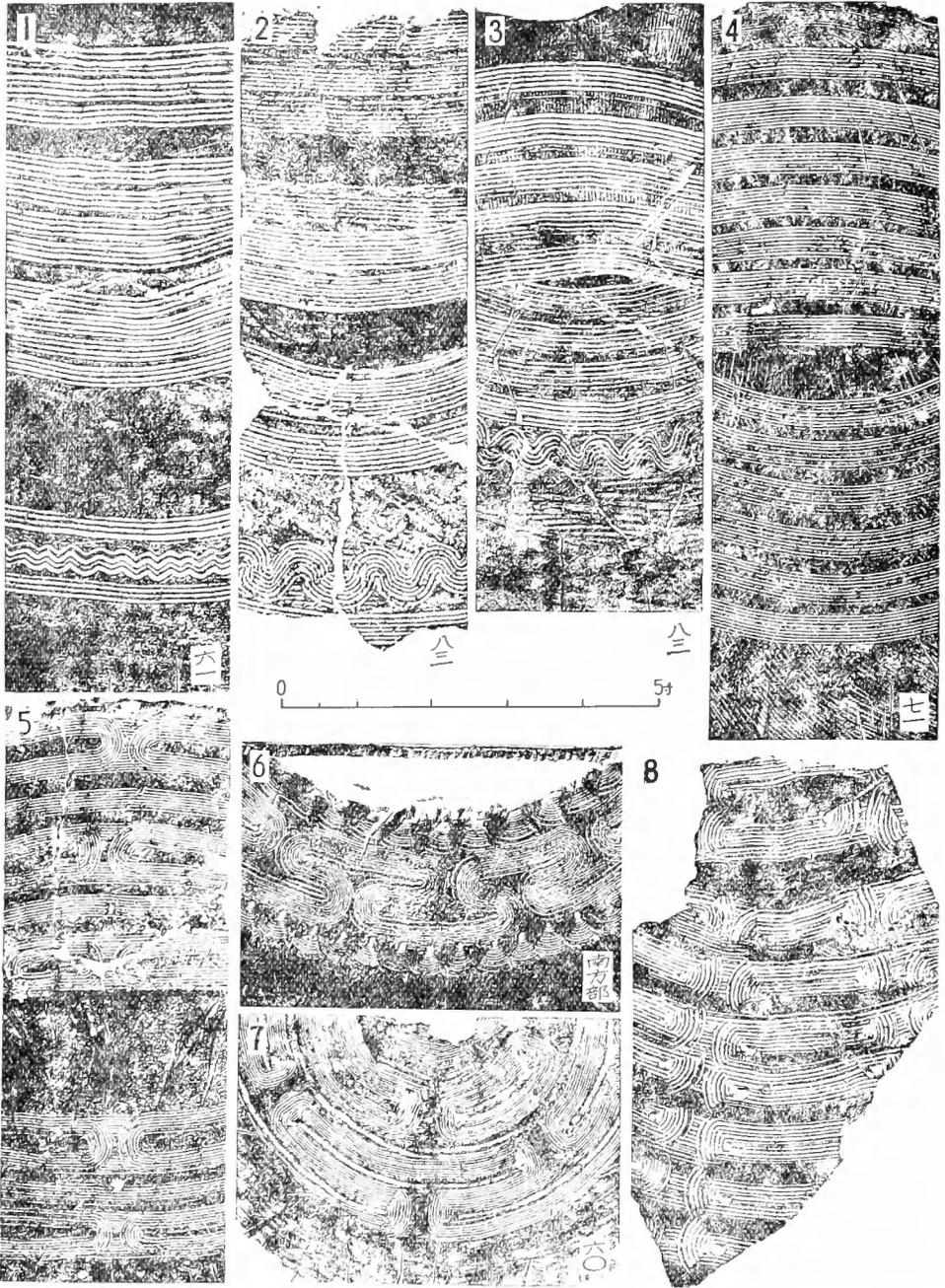
なほ以上の如き標式的な土器の他に頸腹部の別のやゝ明確に作られたもの(206)・口頸部の短小なるもの(207)も一二例を存し、この様式の發展の方向を思はせるものがある。

細頸壺形土器

細頸壺形土器

(215—221)

上部の少しく開いた圓筒形の口頸部を有する壺形土器であつて、前記の壺形土器と同じく頸腹移行部の曲線がなだらかに作られてゐる。直口の口縁上



第四十八圖 第二樣式壺形土器文様 (縮尺 $\frac{1}{2}$)

部より腹部に及ぶ間に楕描直線文帯を連ね繞らし、その上に弧狀文を巧に配置することによつて、楕描流水文を形成するのが、この種の土器の典型的な裝飾手法である(圖版四)。施文後に文様帶間を研磨することも、前者と共通してゐるが、相隣れる弧狀文の間の直線文を磨消して流水文としての表現を完全ならしめたもの(215・217)のほか、この工程を省略したもの(216)、弧狀文を以て上下の直線文帯を連結するに至らず、たゞ弧狀文の配列にのみ流水文的手法を残存せるもの(219)等、既にこの様式のうちにおいて型の崩壊が觀取せられる。高さ五寸乃至九寸、口径二寸乃至四寸、腹徑四寸乃至六寸の遺品の他に、復原腹徑一尺に近い大型土器もあり、また文様として流水文を用ひないものに、小型の一土器(218)や、比較的大型の口縁部破片(220・221)などがある。後者には口縁頂部に弧狀文の類を楕描させるものもある。

臺附壺形土器

臺附壺形土器(222) 短かく外反する口縁部を附した扁平な腰の張つた器體の壺形土器で、寧ろ無頸壺の系列に屬せしむべきものであらうか。下部にもと恐らくは高坏形土器と同様な脚臺を取付けたものと思はれるが、今これを缺失してゐる。文様は楕描きにより、流水文帶(圖版三)を中心とし、その上下に弧狀文を並列して上腹部を飾つてゐる。口縁端部には同じく楕描波狀文を繞らし、頸部に二孔一對の小孔を穿つてゐる。口径六寸二分、腹徑九寸五分、殘存高六寸六分を測る。

甕形土器

甕形土器

(227—229) 口縁部が外方へ圓弧を描いて大きく彎曲した倒鐘形の甕で、頸部から底部に至るまで、整然と平行して縦に走る一種の刷毛目を施した土器の盛行が顯著である。

口縁部の内面にもこれを繞つて横に施された刷毛目が用ひられ、心もち下方へ巻き込

んだ形に作られた口縁端部には、同じ施文具を用ひて着けられた刻目文のあることが多い。なほ、口縁部内面の刷毛目に波状文を交へた土器片二個を得た(五圖版)。平底の底部が器體の他の部分と同様に極めて薄く作られてゐることも、この型式の甕の特徴である。底面中央に穿孔ある遺品が若干あるが(230)、その孔はかの石庖丁に見るが如く、焼成後入念に錐で回轉してうがつたものである。口徑五、六寸の小型品から、八、九寸の中型品、一尺二、三寸に達する大型品のほゞ三群にわたつて、同様な特色をもつた土器が見られる。但し、器形が大きくなるほど、全體の形としては頸部のせばまりが目立つ様であり、腹徑も口徑をしのぐに至る。器高は口徑の約一倍半に達する比例に復原せられ、底徑は概して小である。

なほこの様式には、以上の様な獨特の型をもつた甕形土器の他に、かくの如き刷毛目仕上げを行はない、第一様式の甕に近似して、口縁端に面取りのあることなどで區別せられる無文の甕も作出してゐる。

甕用蓋形 土器

蓋形土器 (甕用) (223—226) 器形においては第一様式のものとして著しい變化はないが、薄手の作りで外面及び口縁部内面に特色ある刷毛目を施し、稀には口縁端部に刻目文を繞らしたものの(223)がある。口徑は六寸内外で、前様式の様に大型のものは見られない。

鉢形土器

鉢形土器 (231—232) 完形品を得ることは出来なかつたが、直口のやゝ深目の鉢形土器の破片が第三五號八五號兩地點堅穴より發見せられた。内外面を刷毛目仕上げとし、その一には口縁に近く楯描波状文の一帯が繞らされてゐる(231)。共に口縁上端面はやゝ廣く肥厚して作られてゐる。口徑六、七寸。

高坏形土器

高坏形土器 (233—238) この様式の高坏形土器として最も例品の多い形は、椀形の坏部に、短い柱狀部を有し裾擴がりになつた脚部を附したものである。口縁部は上端をやゝ幅廣く作つた直口を呈し、僅に内曲した形をとる(234—236)。内外面ともよく研磨せられ、口縁部外側に直線文・波狀文等の櫛描文様を施し、また口縁上端面にも波狀文などを描いたものがある(234)。脚臺部には、その脚端に顯著な面取りを行ふほか、文様を以て飾つた例はない。口徑六寸乃至九寸、高さは之よりやゝ低く、脚下徑は三寸より五寸の間にあるを普通とする。なほ本調査においては僅に一例を検出したに止まるが、口縁部に第一様式における土製木製の高坏型式と相似た水平縁を作り出し、口縁端には刻目狀の短線列を繞らした土器がある(233)。口徑八寸四分。

また、口縁部が僅に外反した鉢形を呈する一群があつて(239・240)、口縁端部に波狀文その他を、頸腹部に直線文・波狀文・流水文等を櫛描させる様は、高坏形土器として復原することの可能を思はしめる。しかし、別に存する櫛描流水文を飾つた直口鉢形土器口縁部(241)等と共に、しばらくその鉢形なるや高坏形なるやの所屬を疑問のまゝに残して置きたい。

大型壺形土器

大型壺形土器 (213・214) 第八三號、地點堅穴内部から發掘せられた一個の大型土器(214)は、

口縁部を缺いてゐるが高さ二尺四寸四分、腹徑二尺五分に達する大なる壺形を呈し、頸部に二條の櫛描直線文帶を繞らしてゐる。同地點からは、頸部より上腹部にかけて櫛描の直線文及び波狀文帶を以て複雑に裝飾を加へた大型土器の破片(208)も採集せられて居り、また他地點からもかゝる土器の口縁部と覺しきもの(213)、その他大型底部・胴部破片などの發見

があるので、この種の大型土器が少からず作られたことを推察することができる。

第三様式彌生式土器

(圖版第二七—第二九
第二十九—三十三圖)

第三様式 土器出土 地點

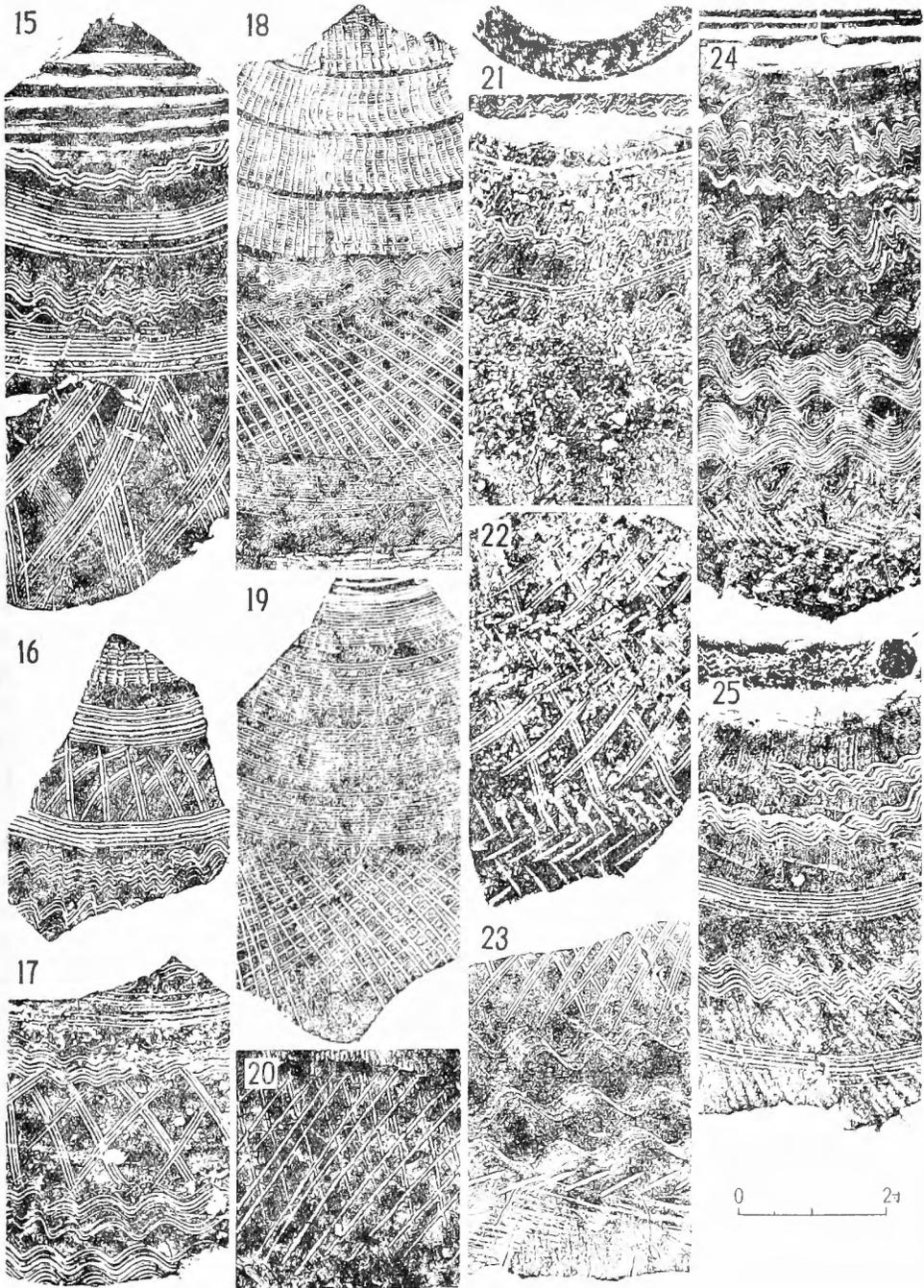
第三様式 土器の特 徴

第三の様式に屬する土器は第一五號四四號一〇〇號各地點堅穴から検出せられてゐるが、これらは資料としてやゝ貧弱なる量に留まつてゐる。しかるに北方砂層より發見せられる多量の土器類は、この第三様式及び次の第四様式土器出土堅穴類より發見せる土器型式をこの中のであつて、次項に記すが如く、第四様式土器より發見せる土器型式をこの中より除いた殘部を、今假に第三様式土器資料として取扱ふ事にする。従つて第四様式との分離にはなほ完全を期しがたいものがあるが、この様式こそは從來畿内地方各地にて最も多く發見せられてゐる彌生式土器様式に一致するものであり、かへつて第四様式土器は既往に發見例に乏しいものであるから、之が彌生式土器様式發展の一段階として、一つの様式として取扱ひ得るものであることは否み難いであらう。その特徴は楯描文の盛行を第一に擧ぐべく、胎土は良質粘土に細砂を交へて薄手に作られ、仕上げには刷毛目及び篋削りの手法が著しく、各部に轆轤の仕用が觀取せられる。美しい赤褐色を呈すると共に土器の一部に黒色を呈する斑あるものが目立つ。器形は最も變化に富み、壺・細頸壺・無頸壺・水差形壺・大甕・鉢・臺付鉢・高坏及び壺蓋等を主要なものとするが、特に各種の器に脚臺を附する傾向が強く觀取せられる。その各器形は次の様な手法によつてそれ／＼特色づけられてゐる。

壺形土器

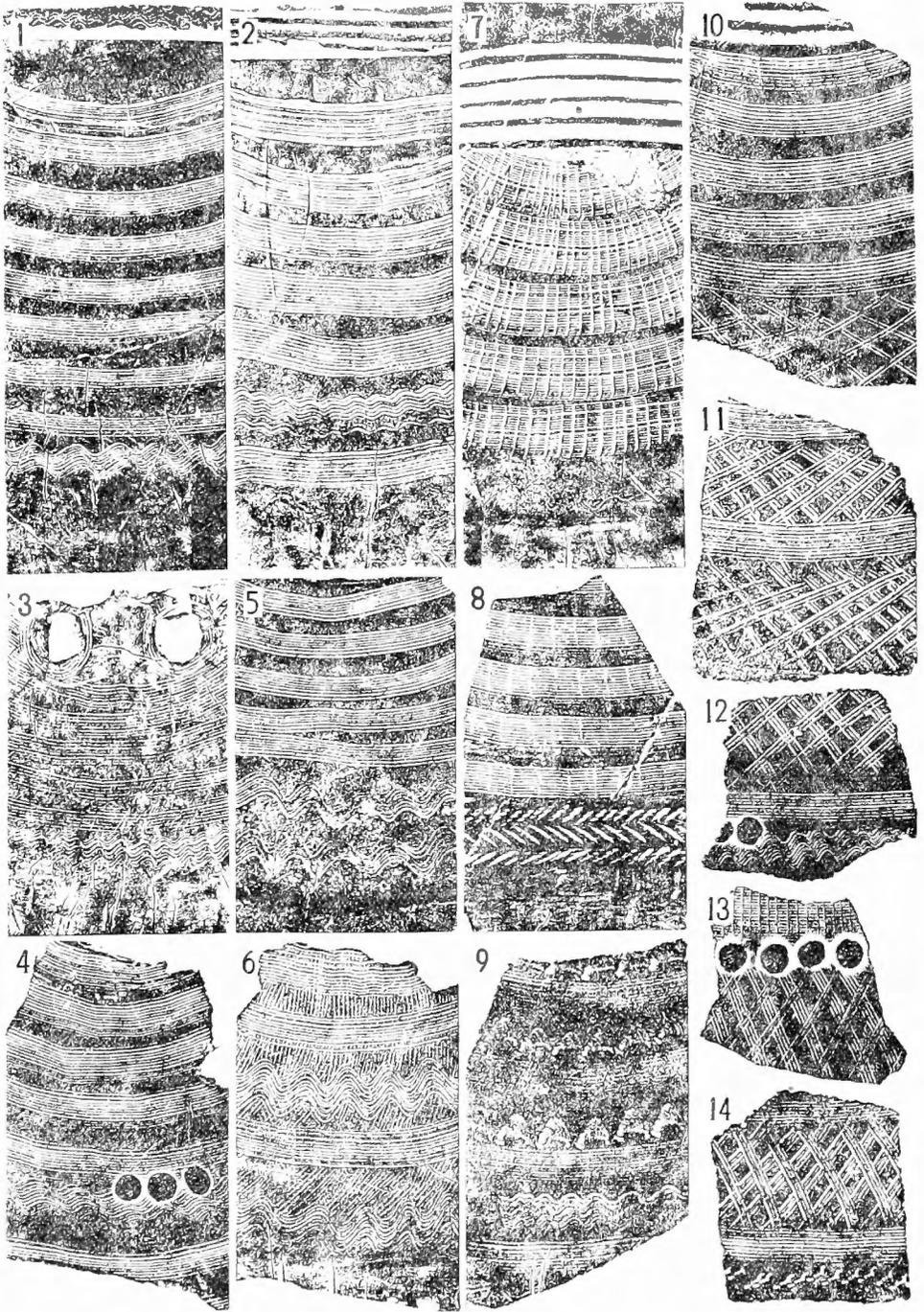
壺形土器

(1) (301—317) 球狀に近く豊かに胴の張つた器體に、廣く漏斗狀の口頸部を附し、



土器文様

(縮尺 1/3)



第四十九圖 第三・第四樣式壺形

比較的小さい平底に終る形で、上腹部一面に櫛描の直線文波狀文、籬狀文、斜格文(圖版四_五)その他を種々に配して描き埋め、しばしば頸下部にも及ぶものである。口縁部はその端を上下に肥厚させて、こゝに幅廣い施文部を形成し、櫛描波狀文(303・306・307等)、櫛目文(312・313)、または凹線文(302・314—316)を繞らしてゐる。かゝる施文の上に粘土粒を貼付した圓形浮文を種々に配したものの(311・314・315)もしばしば見られ、凹線文上に篋描縱線群を所々に描くこと(315・316)もある(圖版四_六)。また口縁部の内面、即ち上面にも施文あるものがあつて、こゝには櫛目文を一列に(315・316)、或は二列を羽狀に繞らした例(311)が多く、櫛描の弧狀文を以てこれに代へたもの(307・312)がそれに次いでゐる(圖版四_七)。これらの各種の文様の配合上の變化については、詳しくは實測圖並に拓本(圖版九_四十)に譲るが、たとへば上腹部において、數條の直線文帶の下端に波狀文の一帯を繞らす型(301・303)が最も數多く定型化して行はれてゐること、籬狀文並びに櫛描または篋描の斜格子文を用ふる類には(304・306)文様の變化に富んだ遺品が極めて多いことなどの特性の存することは、多くの資料を通じて明瞭に觀取せられるところである。これらの文様帶につゞく下腹部は、縱方向の篋削り仕上げによつて成形せらるゝを常とし、比較的小型に作られる底部はまた薄手で輕快である。高さ七寸乃至一尺三寸、口型三寸五分乃至八寸、腹徑六寸乃至一尺二寸、腹徑が器高の八、九割の比例に相當る形の土器である。

壺形土器

(2) (318—322) 口縁端部が屈折して上方に立上り、外面に幅廣い施文部を形作つた式の口縁部を有する壺形土器である。本調査に際しては完形品を見ることが出来なかつたが、口縁部に櫛描文様を飾つた遺品(318・319)(圖版一_四五)の他に、刻目を附する程度の、無文またはそれ

壺形土器

に近いやゝ大型の口縁部(320—322)若干を得たので、こゝに一群を分つて記して置く。その一例において頸部に指壓粘土紐帯を繞らしたのを見ること(320)は、第四様式壺形土器との關聯において注意すべきものである。口徑六寸乃至一尺二寸。

(3) (329—331) 算盤玉狀に腰の角張つた平底の器體に、強く外反する短い口頸部を附した無文の壺で、例外なく口縁部に二孔一對の小孔を穿つてゐる。いづれも美しく研磨せられてゐて、大いさもほゞ等しく、通じて特殊な用途を持つものと考へられる。高さ、腹徑共に五寸内外、口徑三寸五分、器高と腹徑とのほゞ等しい形をとる。

細頸壺形土器

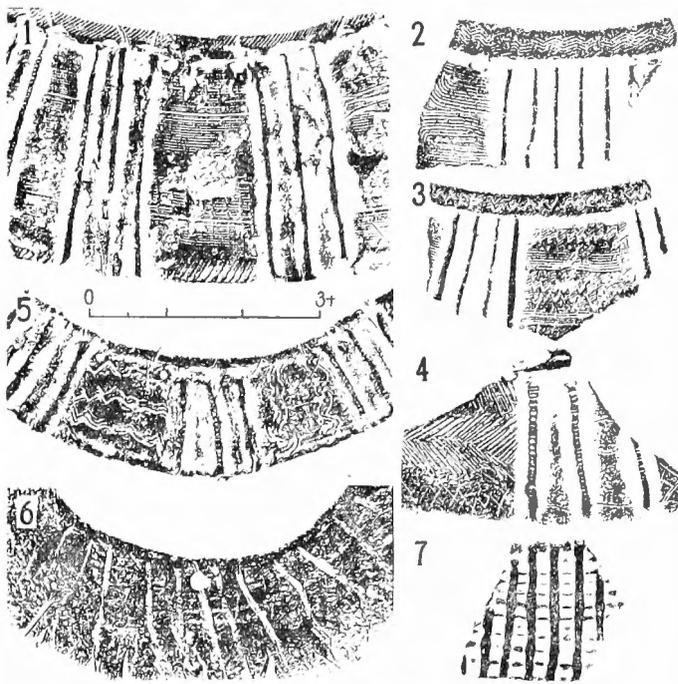
細頸壺形土器 (332—334) 器體の大いさに比して細手の圓筒形の口頸部をもつた細頸壺^⑤は、今回の調査中には不幸にして完形品を得ることが出来なかつたが、北方砂層出土の破片中に、この形の土器の口頸部が若干あつた。いづれも口頸部に櫛描直線文帯を幾段にも繞らして居り、その上端に細かい波狀文を用ひたもの(332)もある。口徑五寸に近い大型品もあつたが、口徑二・三寸のものが多い。

水差形土器

水差形土器 (335—339) 肩の一侧に半環狀把手を附し、反對側の口縁部を少しく突出させた一種の直口の壺形土器である。全體の形は、普通の壺形土器の如く腰の高いものもあるが(336・337)概して腰を低く張つたものが多い(335)。文様は口縁部から腹部の上半にかけて、櫛描文様を幾段にも繞らしたものであつて、直線文・波狀文・籬狀文及び櫛目文の主として用ひられることは、その配列に關する慣習と共に普通の壺形土器と同様である。その他、把手の基部にもこれを環つて櫛描文様を施した例(337)があり、把手が器體の施文後に取りつけ

られてゐること、この部分の文様の磨消によつて注意せられる。平底を有する形のほかに、稀に脚臺を附したものが作られた様であるが、その一例(353)には口縁部の切込みを存しながら把手の附せられた痕が見當らないものもある。高さ六、七寸、口径三寸内外、腹徑五、六寸の普通品の他に、高さ三、四寸の小型土器も作られてゐる。

無頸壺形土器



第五十圖 第三様式臺附無頸壺形土器文様(縮尺½)

上に數條の凹線文を繞らすことが通例であるが、こゝに斜線文を施し(346)、または無文に代へたもの(347)もあるほか、段を形作らずして二條の刻目凸帯を繞らした古調を帯びた土器

では完形品を發見しなかつたが、北方砂層出土品中に豊富に見られる土器にこの形のものがある。即ち前述の壺形土器(1)の口頸部を取り去つた様な形狀を呈し、上半部に施される櫛描の文様もまた相似たものである。この器形には籐

狀文の使用が特に顯著であり(343, 349)、波狀文直線文、斜格文などが併用せられるが、無文のものをも散見する。口縁部は外方に肥厚せしめて段狀に作られ、その

(342) も見られる。またこれらの段の下端に近接して、二孔一對の小孔が穿たれてゐることも、この形の土器の一特色をなすものである。口徑四寸乃至九寸の普通品の他に、器高腹徑共に三寸餘(340)或は約一寸(341)の頗る小型の土器があるが、これらにおいても口縁部に小孔を穿つてゐることが注目せられる。

臺附無頸 甕形土器

なほ、比較的口徑が廣く器體の低い無頸壺に、低い漏斗狀の臺脚を附した形の一群の土器がある(349—352)。この類にもまた、上半部に簾狀文その他を施した上に、三、四條づゝの刻目凸帶を縦位に貼付した定型的手法のもの(349)と、全くの無文に作られたもの(352)とが相半ばして著しい(第十圖)。かつ、小型に作られた土器において、この縦位凸帶の殘存(350)或は退化的施文(351)を見ることは、すべてにわたる口縁部穿孔の存在と併せて、興味をひくに足るものである。口徑五寸内外、腹徑七寸内外、高さ六寸餘。小型土器には器高、腹徑共に三、四寸のものがある。

壺用蓋形 土器

蓋形土器(壺用)(323—328) 低い截頭圓錐狀ともいふべき中高の圓盤形を呈し、中央に上面の水平に切られた一種の摘みを作つてゐて、その殆ど全部が周縁に二孔一對の小孔を有してゐる。表面は放射狀に篋磨きを施し、内面を篋で搔き取つた仕上げの手法が著しい。上記の紐孔の存在によつて、これは無頸壺形土器の類の蓋と考へられるのであるが、時に内面に焦着物の附着を見ることがよれば、隨時、甕形土器の蓋としても利用せられたかと思はれる。直徑三寸乃至五寸。

甕形土器

甕形土器(358—366) く字形に強く曲折した口縁部を有し、比較的胴の張つた平底の甕で

ある。口縁端を心持ち上方に擴張して作るのが特色であり、器形の大きなものでは口縁端面に凹線文が繞らされる(363—365)。また口縁部に刻目を施したものの(360・361・366)腹部に楕描又は篋先きによる刺突文帯を繞らしたものの(360(圖一版))をも散見するが、腹部に刻目凸帯を繞らした一土器(366)は寧ろ異例である。器面の仕上げには刷毛目を用ひるものが普通であるが、叩目を存するものもあり(361—364)下半部は篋削りとしたものが多い。口縁部より底部に至るまで、製作は極めて薄手であつて、いづれも外面には煤の固着が夥しく、その用途を明示してゐる。底部の中央に焼成後の穿孔を有するものもまた若干例を見る(362・366)。高さ五寸乃至一尺、口徑三寸乃至六寸、腹徑四寸乃至八寸、腹徑が器高の約八割に相當る比例をとるものが多い。但し形の上からは次の大型甕形土器との間に差異を認め難い。

大型甕形土器

大型甕形土器(367—372)腹部の張つた卵形の器體に、く字形に曲折した短い口頸部を附した形は小型の甕と同じである。^⑦口縁端は上下に幅廣く擴げられ、こゝに數條の凹線文を繞らし(369・371)或は刻目を加へたものがあり、また斜線文(367・370)楕目文などを施した例もある。頸部に指頭の凹痕ある粘土紐を繞らしたものの(367)は、本調査中には少數檢出されたのみであるが、なほ一種の凸帯の如きものをこの部に用ひた例(368)もまた若干存し、楕目文帯を繞らしたものの(369)不規則な楕描波狀文を一部に施した土器(371)もあつた。器面の仕上げは刷毛目を残したものの(369・370)平になで上げたものの(368・371)と並んで、叩目を用ひたもの(372)が相當量存し、他の點では區別し難いといふものの、このうちに第四様式に屬せしむべき遺品の存することが考へられる。口徑一尺内外。

甕用蓋形
土器

蓋形土器（甕用）（354—357）前述の甕用蓋形土器のうちに、或は坏部の破損し去つた高坏脚部のうちに、しばしば甕形土器の蓋として轉用せられた痕跡を残すものを見出す事實はありながら、はじめからこの用に作られたと認むべき甕用器蓋の發見例は僅少であつた。圖示した四例は、その製作から見て明らかに第三様式に屬するもの（354）と、寧ろ第四様式に屬せしむることの妥當と考へられるもの（356・357）をも含んでゐるが、通じて小型の截頭圓錐形を呈し、口縁部が平たく裾を引いて作られ、上底部が擴がつて一種の上げ底風になる傾向が見られる様である。こゝには資料の圖示に留めて、他日の發見を待ちたい。口徑四・五寸、高さ二寸内外。

大型鉢形
及高坏形
土器

大型鉢形土器及大型高坏形土器（373—388）この兩者の器形の土器もまた本調査に際しては完形品を得ることが出来なかつたが、北方砂層より豊富に破片の發見せられたものである。器形は、外面に楕描文様を施した直立せる口縁部をもち、文様の終るところから急に曲折して平底の底部に至る鉢形を呈するか、或は下部に脚臺を附して高坏形としたと考へられるものである。

かくの如く、器形としては鉢形と高坏形との二種を含むことが、他遺跡出土の遺例^⑧によつて復原せられると共に、その細部においても、口縁端が外方に折り曲げられて、そこに楕目文の類を飾つたもの（377・378）から、漸次それが形式化して、最も多く見られる凹線文を繞らした段狀帶に固定するまでの、各種の過程を遺品によつて迎ることが出来、口縁部に凹線文を用ひたものには、また文様帶の下部に一條或は數條の凹線文を繞らして後、下腹部へと曲折す

などの手法の定型化が認められて(381・382・384—387)一見相似た型式に屬すると考へられながら、相當の變化を内に含んでゐるものであり、中には第二様式に接し、或は第四様式に並存したのもあつたと考へられるのである。

この器形においても、櫛描文様としては簾狀文が好んで用ひられ、波狀文・直線文もまたこれと併用せられるが、様式上後れると認められるものには櫛目文の併用が著しい(386・387) (圖九版)。腹部の曲折しない若干の土器には、口縁部が單に肥厚して作られるに留まつて、段その他の加工を有さぬもの(373)或は刻目凸帯の類を繞らしたも(374—376)等があつて、前記の定型化した遺品の先驅をなすかと考へられる一群をなしてゐる。別にこれらの裝飾を缺いた無文の土器(380・388)も發見せられた。

大型高坏 形土器

これが高坏形に復原せられる場合、その脚臺の型式については、大和新澤發見の一土器の他には徴すべき資料に乏しいが、新澤例と同様なりとすれば、それは裾擴がりの太い圓筒形を呈するもので、下方に凹線文を繞らし、數多くの圓孔を全面に穿つたものであつたと考へられる。その様な脚臺の下徑四寸乃至七寸のものもまた北方砂層からしばしば發見したところである(389・390・392)。しかし、この型の脚臺は、いはゞ定型化された型式のものにふさはしいものであつて、他の型の脚臺(407—419)のうちにも大型高坏に附加せられたものも存したであらうことが推察される。口徑八寸乃至一尺六寸。

高坏形土 器

高坏形土器(393—422)第三・第四の二つの様式の土器が混合して包含せられてゐた北方砂層から出土する高坏形土器には、前記の口縁部に櫛描文様を飾つたもの他に、坏部の形

水平縁高
坏形土器

狀の異つたものが二種あり、兩者共に出土数は甚だ多い。また高坏脚部のみの破片にも二三種の形の區別が見られるが、不幸にして極めて完形品に乏しかつたので、坏部の形態の相違が脚部の變化に如何に相應するものであるかといふ點のみならず、この一群の遺品に對しては第三、第四兩様式に對する歸屬關係もまた不明確たらざるを得なかつた。従つてここにはそれらを一括して、坏部と脚部とを別々に列擧し、他日の研究に資するに止めたい。

(1) (393—398) 坏部の二種の形態のうち、その一は淺い鉢形の坏の口縁部に、幅一寸内外の水平縁を設け、その外端は曲折して垂下せしめ、内端にはこれを繞る一條の隆起帶を凸出せしめた形のものであつて、下方に垂れた口縁外面に凹線文を施したものと(394・395・397)が無文の例(393・396・398)と相半ばするほか、若干例には水平縁面に篋磨きの手法による斜格文が施されてゐる(394—396)。(圖版第
五三四)坏部内面もまた入念な篋磨きによつて仕上げられて居り、一見して轆轤による成形なることを察知し得る態のものである。第八二號地點から第四様式土器に作出した木製高坏の坏部は、これと全く同じ趣のものといふことが出来る。口縁外徑五寸乃至一尺、そのうち八、九寸のものが多い。

直口高坏
形土器

(2) (399—406) 坏のその二は口縁部が直口を呈して立ち上つた形のもので、口縁端部はやや肥厚して作られ、外面に凹線文を繞らすことが多く、形の上では文様帶の下方に明確に稜のあるもの(399等)から、なだらかに移行するもの(404等)まで種々の段階の土器があり、いづれも内外面共に良く篋磨きが加へられてゐる。口徑四寸乃至一尺一寸、そのうち六寸乃至九寸のものが多い。

高坏形土器の脚臺

以上の様な坏部に對する脚部の形は、中空筒狀の柱部に、下端を幅廣く肥厚せしめた漏斗形の裾部を附したものであるが、これに無文のもの(412・413)と、柱部に篋描(409・411・414)または櫛描(407・408・410)の直線文帶を繞らしたものとがあり、また裾部に四乃至六個の圓孔を穿つたものと、圓孔なきもの(無文の脚部に多い)とがある。先にも述べた様に、これらの手法の區別が坏部の形態と相應するものであるか否かは明瞭にし得なかつた。脚臺下徑三寸乃至五寸餘。なほ以上の主要な脚部の形態のほか、上部に柱狀部を形作らぬ漏斗狀のもの(415—418)、三角形乃至縦線狀の透孔あるもの(419—421)、或は高坏形土器とは限定し得ないまでも小型圓錐形の器脚に羽狀文を施したもの(422)などを得たが、これらも亦、その所屬様式は第三、第四兩者のいづれなるやを限定し得ないものである。

第四様式彌生式土器

(圖版第三〇—第三二
第三十四—三十六圖)

第四様式
土器出土
地點

第四の様式として取上げられる土器は量的には北方砂層中より主として發見せられるものであるが、それは第三様式土器との混合資料であるために、第二二號・二七號・五九號・八二號・一〇二號・一〇六號・一〇八號各地點堅穴より出土せる土器片によつて、様式の分離を試みた。これらの諸堅穴から發見せられた土器中には、先に第三様式として記述した若干の器片の類をも含んでゐて、その或るものは第三様式との分離が困難であり、また或るものは前者の系列中の遅れた段階に屬するものと認められたが、これらについては既に記せる第三様式土器中の各條にふれて置いたから、こゝには繰返すことを避け、たゞ明らかに第四様式

第四様式
土器の特
徴

において完成せる型式のみを列記したい。さてこの様式の著しい特徴は凹線文の盛用である。凹線文とは轆轤上において指先きなどで附けられた文様であるから、必然的に他の部分にも轆轤使用の痕が著しい。また本様式の壺形土器中には鹿・人物等の原始繪畫を窺描きした遺品があつて注目せられる。器面の仕上げとしては刷毛目の他に叩目が並び行はれ、篋削り乃至篋搔きがこれに伴つてゐる。胎土は細砂を含む良質の粘土を用ひ、前様式よりはやゝ厚さを増すと共に、焼上りも赤褐色の他に灰赤色・茶褐色等のやゝ暗い色調のものゝを交へてゐる。その器形は各種の壺・水差形壺・甕・鉢・高坏等の他に大形の器臺と異色ある臺附無頸壺とが新しく加へられる。即ちその各々は次の如き特色を具へるものである。

壺形土器

この様式の壺形土器には、共に長大な器體を有し、口縁部の形状において異なる二種の器形が相前後して行はれたほか、前様式に續いて櫛描文様を有するもの等が並び用ひられてゐた様である。今、最も特色ある前二者より記さう。

壺形土器

(1) (423—426) その一はやゝ長目の球形の器體に、外開きの頸部を附し、屈曲して上方へ立ち上つた口縁部の外側に凹線文を施したものである。頸部から器體の上半部にかけて、一面に刷毛目仕上げとし、頸部に直接に(423・424)或は幅廣く凸帯を貼付した上(425・426)櫛または篋を用ひた斜線文乃至刺突文帯を繞らしたものが多(四八)い。器體の下半部は篋を用ひて縦に削り上げ、比較的薄く小さい平底に終つてゐる。口徑六・七寸、腹徑一尺内外、高さ一尺二寸乃至一尺五寸。なほ本型式と次の(2)型式中には原始繪畫を有する土器がある。

壺形土器

(2) (427—430) その二は前者よりも更に長身の器體に、やゝ外開きを呈する直口の口頸部、

を附した形である。この形の土器には口縁部の一側を外方に押し凹めて、一種の注口部を形成したもの(430)が少くない。口頸部には適宜の間隔を置いて若干の凹線文帯を繞らすを常とし、時にその間に櫛描の粗い波状文を加へたもの(429)の存するほか、口縁端に刻目を有する例(428・429)も見られる。頸部には前者と同じく斜線文或は刺突文帯を繞らしたものが多いが(428—430)凸帯を用いたもの、或は無文のもの(427)はこれに比して少い。器體上半部の仕上げには刷毛目を用いたもの(428)或は平になでたものもあるが、叩目を有するものが最も多く(427・429)特殊な所謂蕨手狀の渦文(圖版第五六12)を横位に型押しとした稀例(430)も見られる。器體の下半部は前者同様に篋削りの仕上げである。口徑六寸内外のものが多く、第五九號地・點出土の完形土器(427)は口徑五寸一分、腹徑八寸、高さ一尺一寸六分を測る。

壺形土器

(3) (431—437・440) 短頸部と水平に近く外反した口縁部とを、腹部の張つた長身の器胴に取りつけた形の土器で、上半部には縦に走る刷毛目を附して仕上げてゐるのが普通であるが、時に叩目を用いたものもある(433・434)。その形からいへば壺形土器であるが、いづれも外面に著しく煤の附着が見られるので、用途的には甕形土器の類として取り扱はれたものと考へられる。口縁部に二孔一對(時に二對)の小孔の穿たれたものがあることは、また蓋を必要とする土器であつたことが知られる。高さ七寸乃至一尺一寸餘、口徑四・五寸、腹徑六寸乃至九寸。但し口徑八寸に達する大型土器(440)も作られてゐる。

櫛描文壺形土器

(4) (438・439) 第三様式の壺形土器の項で記した櫛描文様で飾られた一群のうちには、實際上第四様式に屬せしむべきものが含まれてゐると考へられるのであるが、その他に明ら

かに第四様式として擧げることの出来るものがある。即ち器形は前者と大差なきものでありながら、器體の文様として粗い波狀文を重ねたもの(438)、器體が扁球形に近づき、口縁部の手法が鈍重となつて、施文また緊張を缺くもの(439)などがあり(圖^第24^{四十九}・25^九)、以てこの様式における櫛描文様を有する壺の一斑を察することが出来るであらう。

細頸壺形 土器

細頸壺形土器 (441・442) 内曲する直口の口縁部を有し頸部で狭まつた口頸部を、櫛描文様で飾られた器體につけた壺であつて、前様式の細頸壺に相應するものと思はれるが、全形を知るべき資料は發見されなかつた。口縁部頸部等に凹線文帶を繞らすこと、形の崩れた櫛描波狀文を用ひてゐることなどは、第四様式の特色を示してゐる。口徑四寸餘、例品の少い型式である。

圓窓附壺 形土器

圓窓附壺形土器 (443・444) 從來伊勢灣地方に限つて發見されてゐた上腹部の一侧に大きな圓孔を穿つた壺形土器が、二例までも北方砂層から出土した。いづれも上部を缺失してゐて、口頸部の形狀は察知しがたいが、球形または算盤玉形の器體に、裾擴がりの脚臺を附し、上腹部に大きな圓孔を穿つた無文の土器である。腹徑六、七寸、脚臺下徑四寸餘。

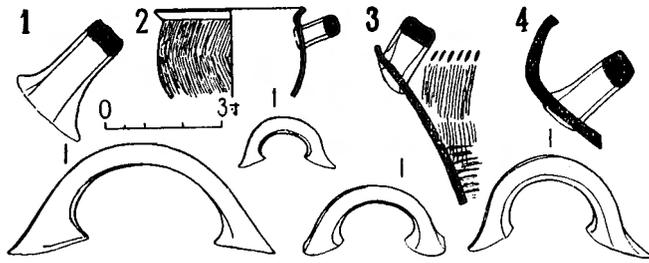
水差形土 器

水差形土器 (445—453) 直口の壺形土器の肩部に一個の半環狀把手を有することは、前様式の土器と同様であるが、口縁部は一直線に作られ、多くは把手の上部に當る部分の口縁を弧狀に切り取つてゐること、口頸部外面に凹線文帶を繞らすほか、胴部は無文の作りであることなどの特徴によつて區別せられる。器體の形は高く腰を張つた算盤玉形のもの、球形のものがあり、平底の他に裾開きの中空脚臺を取附けたもの(447・450)も見られる。また

遺例は多くないが、長身の粗製の壺に同様な把手を附けたものがあり(453)、この類にも口縁部に弧状の切込みのあるものが存する(452)。高さ四寸五分乃至七寸、口徑二三寸、腹徑四寸乃至六寸、脚臺を有するものには總高八寸に近いものもある。

なほこの種の半環状把手の大型品を、普通の壺形土器に用ひたものもあつたと見えて、把手の破片若干が検出せられてゐる(第五十)。

臺附無頸壺形土器



第五十一圖 第四様式壺形土器把手(縮尺1/6)

臺附無頸壺形土器 (462—468) 口縁部が丸く内曲した扁球形の器

體に環状の脚臺を附した形であるが、脚臺は器體の腹部に接し口頸部の曲線を受けて下方で縮まる形に作られてゐるので通常の脚臺附土器とは著しく外觀を異にしてゐる。脚臺には五六個の大きな圓孔を穿ち、上腹部と脚下部とに凹線文帶を繞らすのが通例である。すべて口縁部に相對して二孔一對の小孔を穿つてゐることは、脚臺の形狀をやゝ異にし、腹部に明瞭な稜線を形作つて曲折した器形の一二の遺品(462・466)を通じて、これが第三様式の臺附無頸壺から導かれた器形であることを推察せしめるのである。高さ四寸内外、腹徑五、六寸のものが普通であるが、第二二號地點堅穴出土の遺品(465)の如く、高さ六寸七分、腹徑九寸に達し、脚部に七孔を穿つた大型土器も作られてゐる。なほ小破片ではあるが口縁部外面に鋸齒文を篋描した珍らしい例があつた(圖版第三)。

壺形土器

壺形土器 (454—458)

北方砂層より多数に出土せる壺形土器もまた第三、第四兩様式に對

する分離が困難であり、僅に叩目を存するものに第四様式に屬せしむべきものの多いことを推察し得るに過ぎない。實測圖に示した二個の土器(454、455)もまた必ずしもこの様式の甕の代表的遺品と稱し得るものではない。

小型甕形土器

しかし第一〇六號地點堅穴その他から第四様式土器の各種の器形と伴出したものに小型甕形土器が若干ある(456—458)。それらは小型土器である點において、普通の形狀の土器の特色を全面的に傳ふるものでないかも知れぬが、口縁部の成形において、手法の簡略さが注意せられる。高さ三、四寸、口徑二寸乃至四寸。

鉢形土壺

よつて成形せられ、底部は目立つて突出して作られてゐる。土器自身としては次の第五様式のものの特に異るところはない。高さ二、三寸、口徑三、四寸。

高坏形土器

高坏形土器(469—477) 第三様式の條で述べた様に、北方砂層出土の高坏形土器は所屬様式の分離が困難であつた。その坏部の二種の型式のうち、水平縁を有するものは同じ形の木製品が第八二號地點堅穴より第四様式に伴出して居り、直口のもは第七〇號地點出土例の如く第五様式にも續いて行はれてゐるのであるから、兩者が共に第四様式にも用ひられてゐたことは考へられるのである。その他に第四様式の高坏と思はれるものに、同じく北方砂層から發見せられた次の如き型式がある。

(1) (469—474) 坏部は外面に稜の目立たない直口の式で、口縁部外面に凹線文を繞らしたものが、その脚部は中空裾開きの形であるが、柱部と裾部との別の比較的明らかな無文

無孔のもの(471—473)上部からなだらかに裾開きになつて下部に凹線文を繞らした無孔のもの(469・470)は、柱部を缺き圓錐形を呈する低い脚部に數個の圓孔を穿つたもの(474)など種々の形態をとつてゐる。これらは概して小型の感があつて、高さ四、五寸、口徑四寸乃至七寸、脚下徑三寸内外のものが多い。

**把手附高
坏形土器**

(2) (475—477) 直口の椀形の坏部に低い圓錐形の脚臺を附した形であるが、坏部の兩側に一對の半環狀把手を縦位に取りつけた點に異色がある。器體は篋磨き仕上げとし、二、三條の凹線文を繞らし、脚部に小圓孔を穿つたもの(475・476)のほかは無文無孔の土器(477)もある。脚臺の内面を篋で搔き取つて成形してゐることは、普通の高坏形土器の場合にも見られるこの様式の特徴であらう。高さ五寸内外、口徑六寸内外、脚下徑三寸内外。

以上の諸器のほかに高坏と呼ぶよりも臺附深鉢とでもいふべき形の土器(478—481)が數個ある。いづれも小型品に屬し、口徑の小さな深鉢形の坏部に裾擴がりの脚臺を附すといふ點以外には特に通性として擧ぐべき特徴はない。その一土器には上記の高坏形土器と相似た半環狀把手一個が残存してゐる(481)。これはまた同様な半環狀把手を一側に有する一種の甕形土器(482・483)の存在と併せ考ふべきものであらうが、共に類品は僅少である。

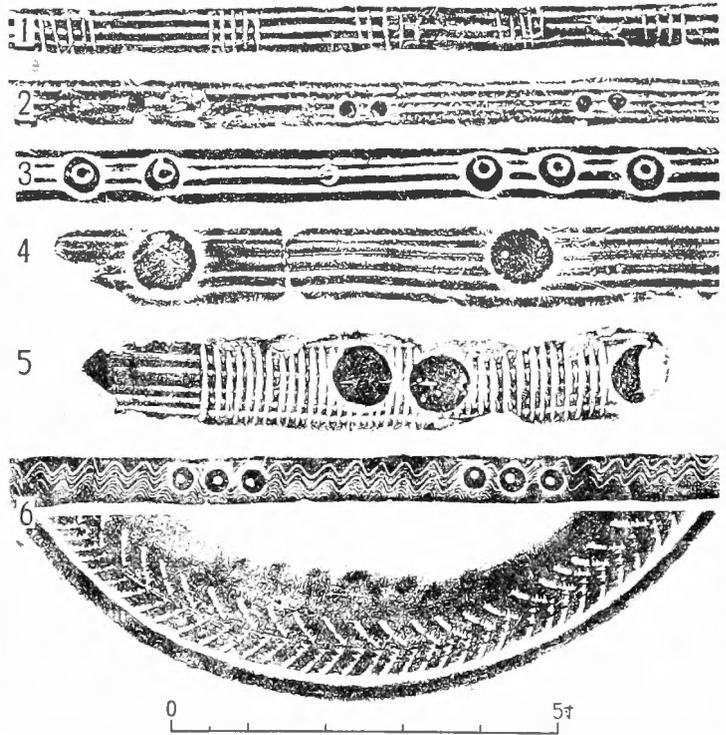
**器臺形土
器****器臺形土器**

(484—492) 中央部が狭く上下で開いた圓筒形の土器である。器體の中央部

及び下部に凹線文帶を繁く繞らし、その間に大きな圓形の透孔を穿つてゐる。圓孔は四孔乃至六孔を一段に配するもののほか、或はこれを交互に二段に穿つたもの(492)三角形孔を用ひたものなども稀にある。また凹線文帶間に篋描の斜格文、鋸齒文等を描き添へた遺品

第五様式
土器出土
地點

第五の様式は第二號六號七號八號九號一四號一八號二五號二六號三九號四五號四六號四七號六三號七〇號各地點竪穴中から發見せられた土器類に共通して見られる特徴によ



第五十二圖 第四様式器臺形土器口縁部文様 (縮尺 $\frac{1}{3}$)

がある(圖七・九)。口縁部は壺形土器と同じく端面を上下に擴張し、數條の凹線文を繞らす(485—487)のみでなく、篋描縦線(484)、圓形浮文(488・491)等を適宜の間隔を置いて配したものが多く(圖版)、稀に端面に櫛描波狀文を用ひ内面に櫛目文を羽狀に施した例(490)もある(圖五十)。特殊な例としては、口縁部の一側に弧狀の削り込みを設け、器臺上部に他の器形を作りつけたと覺しき土器(488)を發見した。高さ・口徑共に五、六寸の小型品から、一尺二、三寸に達する大型品まで、大小各種にわたつてゐる。

第五様式彌生式土器

(圖版第三三—第三六
第三十七—第三十九圖)

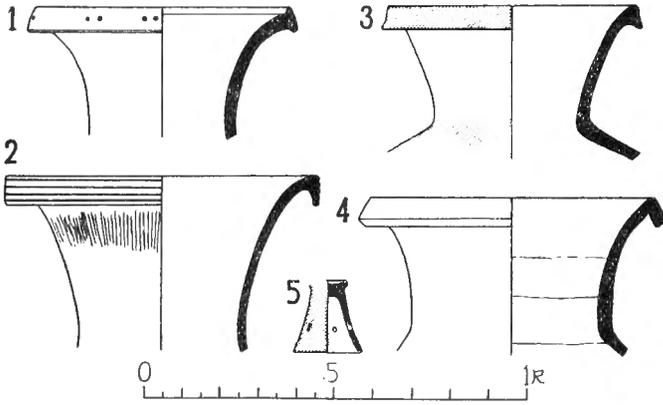
第五様式
土器の特
徴

つて設定せられるものである。その竪穴数は第一様式に次いで多いとはいふもの、なほ十五基を數へるに過ぎないが、これらの竪穴より發見せられる土器は壺形を主としてゐるので、壺のみについては他様式からの區別が明確に觀取せられる。且つこれもまた幾内の諸遺跡に多量に散見し、既に一つの様式として認められてゐるものと一致するものであるから、壺以外の型式についての本調査のみを以てしてはまぬがれぬ資料の不備は、他遺跡の發見例によつて補ひ得るとの考慮のもとに、別個の一様式の存在を指示するものとして取扱ふことにした。その特徴の第一は篋描・櫛描・竹管文・浮文等種々の施文法による記號的圖形を器の一局部に施す手法が著しく、その他の例へば土器を帶狀に繞る文様帶の如き裝飾手法の僅少となつてゐる事である。胎土は必ずしも良質でなく、これを輪積み或は卷上げによつて成形した粘土帶の繼ぎ目が良く認められ、表面の仕上げは刷毛目・篋磨きと並んで叩目の使用が盛である。特に器體より突出して作られた小型の平底にも特徴が認められるが、——この底部は使用によつていづれも甚しく磨滅してゐる——器形の細部にわたつて製作の粗末な感が強い。灰赤色乃至灰茶色を呈し、焼成はやゝ軟質である。壺の中では長頸壺の愛用が著しく、甕・鉢・高坏等の器形が發見せられた。一々の器形について特色を列記すると次の如くである。

壺形土器

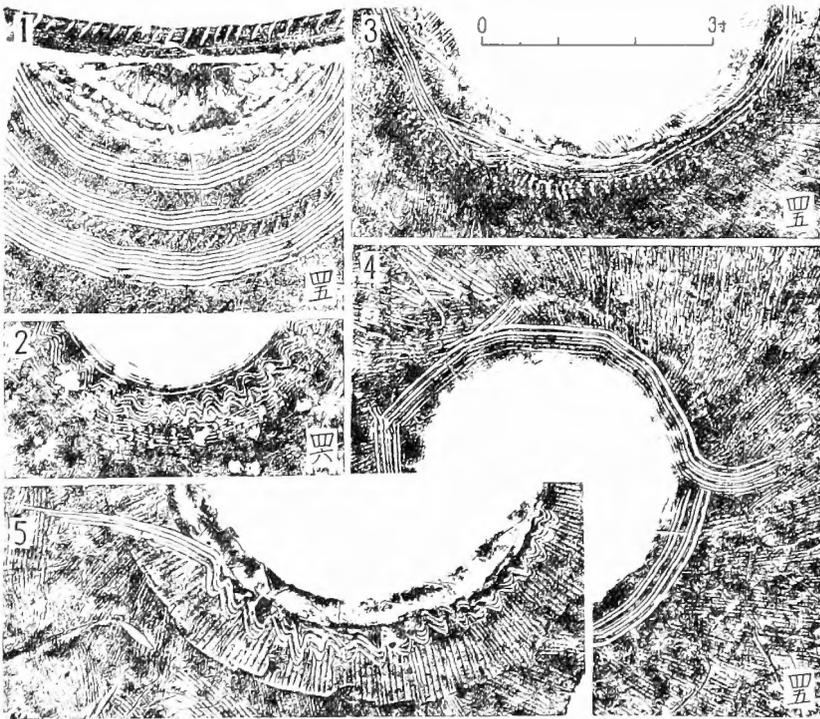
壺形土器

(501—516) 球形平底の器體に外反する口頸部を附けた壺であるが、器體が長手形で口頸部も比較的長いもの(509—515)から、器體が丸く口頸部の短じもの(501—508)まで種々の形があり、特に後者の遺例が多い。口縁端部を少しく巾廣く作り、凹線文・斜線文・刻目文など



第五十三圖 第五様式壺形土器口縁部其他 (縮尺 $\frac{1}{2}$)

で飾つたもの(第三圖)は前者に多く、後者は口縁にあまり手の加へられてゐないものが半以上を占めてゐる。底部は外方に突出した小さい平底で、この様式の土器に著しい手法とし



第五十四圖 第五様式壺形土器縞描文様 (縮尺 $\frac{1}{2}$)

て、輪形に粘土を貼りつけて中央に不整形の凹みのある底を有するものが多い。成形は輪積みによつて作られ、表面は刷毛目仕上げ、または篋磨きを加へられてゐる。その大半は無文の土器であるが、前様式の手法を承けついで頸部に一條の凸帯を繞らしたものの(501・513)簡單な櫛描文様を帶狀に施したものの(501・502・507)も少数あり(第五十圖)、頸部乃至肩の一部に櫛描篋描竹管文等の記號的圖形を刻したのもある(503・508・509・510・515)。第五十三圖3の如く簡單な赤色の彩文を焼込んだ例も稀に見出だされる。なほ第四五號地點からこの種の壺形土器多數と共に發見せられた一個の土器に(516)、口縁部が外方に稜を形作つて上方に立ち上つた特殊な器形のものがあつた。長頸の形のものには高さ一尺二寸に達する土器もあるが、普通は高さ七、八寸、口徑四、五寸、腹徑七寸前後のものである。

長頸壺形土器

長頸壺形土器

(520—533)

球形の器體に筒形の口頸部を取りつけた特色ある形の土器で、

口縁部は心もち外開きとしたのみの直口のものであり、底部も器體から突出して無雜作に作られた平底で、總じて簡潔な手法を示してゐる。文様としては頸部或は肩の一部に篋描櫛描竹管押印・浮文貼附・丹彩など思ひくゝの手法による簡單な記號的圖形を施文したものが多く(525—533)、その圖形の一つ一つがそれ／＼異つてゐることが注意をひく。土器面の仕上げは刷毛目を残したものの、美しく篋磨きを行つたものなど一定しないが、使用に際し底部に磨滅の痕の著しいものがある。高さ一尺内外、口徑四、五寸、腹徑六寸内外の大きさを普通とするが、時に高さ六寸未満、腹徑三寸餘の小型土器も作られてゐる。

短頸壺形土器

短頸壺形土器

(543—557)

以上の二種の壺形土器のほかに、なほ細別するならば「三」の型

に分ち得る別な形の壺形土器がかなり發見されてゐる。今、これらを短頸壺形土器と總稱して通觀して置かう。長身の器體に僅に外反する短い口頸部を附した類(543・544)と同じく長い器體に上部で少しく開いた低い圓筒形の口頸部を附した類(546・548—553)直口短頸の壺であるが頸から肩への曲線の移行がなだらかに作られた類(555・556)などであり、口縁部の多少の加工によつてやゝ異つた觀を呈するものもある。一、二の遺品に叩目の手法が見られるが(543・551)多くは器體の上半部を平滑にし、或は篋磨きを加へ、下半部は粗く搔き取つて整形したもので、概して鈍重な感じの土器である。また二、三の遺品には篋描きや浮文による記號的圖形が肩の一部に施されてゐるが(546・547・548・552・553)その手法は上記の二種の壺形土器に比して拙劣である。すべて、平底に作られた底部が、直立せしめ得ぬ程度にまで丸く磨滅してゐて、一見丸底ではないかと疑はしめる程であるのは、砂中に掘り据えた使用の結果であらう。その型式の出自は第四様式の(2)の壺などに求むべきであらうが、製作手法から判斷すると、第五様式においても比較的降つた様式に屬するものと考へられる。高さ七寸乃至一尺二寸、口徑三寸乃至五寸、腹徑五寸乃至八寸の普通品の他に、高さ五寸、腹徑四寸内外の小型品若干がある。

小型壺形土器

小型壺形土器 (517) 扁球器の器體に短い口縁部を附けた平底の土器で、頸部乃至肩部に簡単な櫛描文様を施したものが、從來この遺跡から若干發見されてゐる。本調査に際し第一四號地點堅穴内より他の第五様式土器三個に伴つて發見された一土器(517)は、頸部の廣い甕または鉢の如き形をとるものであるが、頸部に櫛描の櫛目文と波狀文とを繞らしてゐ

る様は既出の資料と同様である。この事實によつて、從來の發見例の所屬様式を明らかにすることが出来るであらう。高さ二寸九分、口徑三寸四分。

細頸壺形土器

細頸壺形土器 (518・519) 第一三號地點に隣接する第五様式堅穴内から發見せられた土器

(518) に、極めて小さい平底を有する扁球形の器體に、上部で少しく開いた細い圓筒形の口頸部を附し、土器面を美しく篋磨き仕上げとした入念な作りのものが一個ある。その器形といひ、手法といひ、また精選された粘土を用ひて明るい黃褐色に仕上げられた堅緻な焼成に到るまで、唐古遺跡のみならず幾内の彌生式土器には珍しいものであつて、寧ろ伊勢灣地方の土器の特色を思はせるものがある。高さ六寸餘、腹徑五寸七分。

なほ小型であるが器形の相似たものが他に一個あり(519)、これは頸部に一條の凸帶を繞らしてゐる。高さ三寸五分、腹徑三寸。

甕形土器

甕形土器 (534) 幾内地方の諸遺跡においてこの第五様式に相當る土器様式の發見せら

れる場合、その甕としては表面に叩目を印した輪積粗製の土器が伴ふのを常とするのであるが、今次の調査に際しては前述の理由によつて全くその類の發見を見なかつた。第七〇號地點堅穴内より出土した一個の甕形土器(534)は、胴の張つた器體にく字形に曲折外反した口縁部を附し、全面を刷毛目仕上げとしたもので、器形は第五様式の特徴を有し、これに第三第四様式の手法の名残をも留めたものといふことが出来る。これまた上半身に煤の附着が著しい。高さ七寸七分、口徑五寸、腹徑六寸。

鉢形土器

鉢形土器 (535—537) 鉢形土器には小型で直口を有する簡單な形のもの(536・537)と大型で

頸部が少しくくびれ、別に外開きの口縁部をつけた形のもの(535)とが發見されてゐる。前者は口徑四、五寸、高さ二寸餘を測り、後者は口徑九寸六分、高さ六寸、下半部に叩目を印し、底面にはこの様式の特徴たる不整形の凹みがある。

高坏形土器

高坏形土器 (538—540) 口縁部が曲折して上方へ立ち上がった淺い坏部に、裾擴がりになつた中空圓錐狀の脚臺を附した形であつて、全面を入念な篋磨き仕上げとした薄手の作りの土器である。臺脚下部には二乃至四個の圓孔を穿つを常とし中にこれを二段に交互に配した例(539)もある。口徑九寸四分、復原高六寸五分。

器臺形土器

器臺形土器 (541・542) 上下で大きく開いた圓筒形の土器で、形は前様式のものとは大差はないが、體部に數個の圓孔を穿つほかは、凹線文などの裝飾を缺く點に相違がありまた概して小型のもののみである。口徑六寸、復原高五寸餘。

第五様式第一亞式Ⅱ第四五號地點上層式

(圖版第三七
第四十圖上)

第四五號 地點上層 出土土器 の特徴

第四五號地點において十數個の第五様式壺形土器を出土した豎穴遺構の上層部から、これに先立つて發掘せられた土器の一群は、比較的種々の器形を含むと共に、それらは從來第五様式土器の特徴として考へられてゐた器形とは異つた細部をも示してゐるので、特にこれを一の亞様式として取扱ひ、將來の關係資料の嗣出を待つことにする。いづれも輪積み、または卷上げの手法によつて成形した粗製の土器で、表面に叩目を有するものが多く、刷毛目仕上の土器がこれに次ぐが、磨研せるものは僅少である。かゝる手法の點では第五様式

土器に一致してゐるが、篋・描・櫛などの施文は殆ど用ひられず、器の大きさも概して小型のものが多い。壺・長頸壺・甕・鉢・高坏等の器形が検出せられてゐる。

壺形土器

壺形土器 (563—566・572) 口縁部の破片より推察するに、通常の第五様式壺形土器と同様

なものが引續いて行はれてゐたと思はれる。完形を存する小型の一土器(566)で、扁球形の器體に直口の短い口頸部を附し、小さい平底を有するものがある。高さ三寸五分、腹徑四寸五分。また下腹部に一個の圓孔を穿つた甕の如き形の土器(572)も發見されてゐる。

長頸壺形土器

長頸壺形土器 (567—570) 球形に近い小さい器體に口縁部で僅に開いた圓筒狀の口頸部

を附した形の壺である。第五様式の長頸壺に比して口頸部は太く短かく、研磨せられたものもあるが、輪積みの跡を残し、或は刷毛目仕上げのものが多い。高さ三寸四分乃至五寸五分、口徑二寸七分乃至三寸四分、腹徑二寸八分乃至三寸九分(567—569)。

臺附長頸壺形土器

またこの形の壺形土器に三、四個の小圓孔を穿つた小さな裾擴がりの脚臺を附したものである(570・571)。口徑腹徑共に三寸内外、復原高五寸餘。

甕形土器

甕形土器 (573—578) 口縁部がく字形に曲折し、腹部の張つた甕で、平底を有するもの(573)

と、小さい裾擴がりの脚臺を附したもの(577・578)とが並び存する。後者は第五様式においては他の遺跡の出土品にも未だ例を見なかつたものである。口縁端に刻目を施したものは一例を存する(574)。口徑五寸内外、脚下徑二寸三、四分。

鉢形土器

鉢形土器 (579—586) 鉢として最も類品の多いものは小型直口の簡単な器形のものであ

る(581—586)。口縁部は輪積みの粘土帶の縁を整形の工程を加へずに放置し、平底のものも

あるが(581)、多くは上げ底風に作られ(582—586)、その側面に著しく指痕の残存するものがある(581・582・584)。輪積みの繼目を表面にあらはしたまゝのもの(584・585)と、叩目を用ひてこれを消したものの(581—583)とがあり、内面には木片の如き工具で均した痕が見られる(圖三版第8)。

高さ二寸内外、口徑三、四寸。

なほそのほかに頸部がくびれて曲折する口縁部を附したやゝ大きな鉢(579)、或は器高に對して口徑が狭く、底面に一孔を穿つた甑の類(580)で、高さ二寸七分、口徑三寸三分の小型土器などがある。

高坏形土器

高坏形土器 (587—593) この様式に屬する高坏形土器もまた一型式のみでないが、外側に稜を形作つて口縁部を心もち外反させた浅い坏部に、脚柱上部が充實し、下部が裾擴がりになつた形の脚臺を附したものが著しい(587—589)。完形を有する一例(587)は脚臺に叩目を存して圓孔を穿たず、他の一例(588)には一側に竹管文狀の凹みがあるのみで同じく圓孔は穿つてゐない。全體の仕上げもまた他の様式の高坏に比して粗雑である。高さ四寸内外、口徑六寸内外。

他の型式に屬するものとしては口縁端が下方に折れ曲つて、その外側に凹線文を繞らし竹管飾圓形浮文を配したものの(593)、坏部外側に稜なきもの(590)などがあり、脚臺にも圓孔を有するものがある(591・592)。

第五様式第二亞式 第五三號地點式

(圖版第三五
第三十九圖)

第五三號
地點出土
土器の特
徴

第五三號地點竪穴内部より一個の土師器甕を混じて發見せられた五個の土器もまた、一般の第五様式土器との間に若干の差異を有するものである。これをしばらく第五様式の第二亞式として取扱つて置く。器面は平滑に仕上げられて刷毛目の類を残さず、焼成は堅いがやゝ粗なる感がある。

壺形土器

壺形土器 (1) (558) 第四五號地點下層出土の壺に一例を見たと同じ形の、口縁端が外方に稜を形作つて上方に立ち上つた式の土器が、この地點でも一個發見せられた。頸部に僅に刷毛目を残してゐるほか、良く篋磨きが加へられてゐる。高さ六寸四分、口徑四寸八分、腹徑六寸。

短頸壺形
土器

(2) (559・560) 他の二個の壺は長身の器體に短い圓筒形の口頸部を附したものであるが、その一(559)が磨滅した平底を有するに對して、他の一(560)は完全な丸底となつてゐる。前者は高さ一尺四分、口徑四寸、腹徑六寸六分、後者は高さ八寸三分、口徑四寸二分、腹徑六寸四分を測る。

高坏形土
器

高坏形土器 (561・562) 簡單な形のやゝ深い坏部に、中空柱狀部と下方に平たく擴がつた裾部とから成る脚臺を附した形で、脚下縁に近く一は五ヶ所に各二孔の小孔を穿ち(561)、他の一は二六個の小孔を等間隔に配してゐる(562)。この型の高坏は他の様式には見なかつたところである。

第六様式 II 土師器・祝部土器類

(圖版第三八
第四十圖下)

土師器

ホ號ト號リ號ヌ號オ號等の各地點の小坑中から、それぞれ一、二個宛發見せられた土器は、二個の祝部土器を除いて、すべて土師器に屬するものであつた。今これを唐古第六様式として記述する。

壺形土器

土師器壺形土器 (607) 球形の丸底の器體に、口縁端が外面に稜を作つて上方に立ち上がる、外開きの口頸部を附けた形の壺形土器が、一個發見せられた。製作は比較的薄手で口縁部などには轆轤の使用が觀取せられる。器體の外面には刷毛目を残し、多少の篋磨きを加へられてゐる。高さ六寸六分、口徑五寸五分、腹徑五寸七分。

甕形土器

土師器甕形土器 (601—606) 球形の丸底の器體に短い口縁部を外開きにとりつけた、極めて薄手の土器である。口縁端部が内面に僅に肥厚して作られるほかは、器形の上に特殊な加工はなく、外面は細い刷毛目で被はれ、内面は器體を薄くするために粘土を掻き取つた、手法が著しい。口縁部には明確に轆轤成形の跡が認められる。土器はいづれも使用の際に火熱を受けて茶褐色を呈し、外面には煤が多量に附着してゐる。高さ五寸乃至七寸三分、口徑四、五寸、腹徑五寸乃至六寸六分。

なほ以上の甕とほゞ同様な器形を有し、それよりやゝ厚手で製作の劣る土器も一、二發見せられてゐる(606)。

祝部壺形土器

祝部壺形土器 (608) 比較的丈が低く腹部に稜のある丸底の器體に、外反する短い口縁部をとりつけた壺形土器一個が、ト號地點の小坑内から土師器二個と共に發見せられた。下腹部には祝部土器特有の叩目が施されて居る。高さ五寸、口徑四寸餘、腹徑六寸

皿形土器

祝部皿形土器

(609)

扁平な器底の周縁を上方に立ち上がらせた形の小型手づくねの皿

形土器一個がヨ號地點小坑から発見せられた。祝部土器としては瓦質に近く、やゝ新しい時代のものかと思はれる。口縁の一部に焼痕を存して、燈火器として用ひられたことを推察せしめるのは注目すべきであらう。口徑三寸五分、高さ八分。

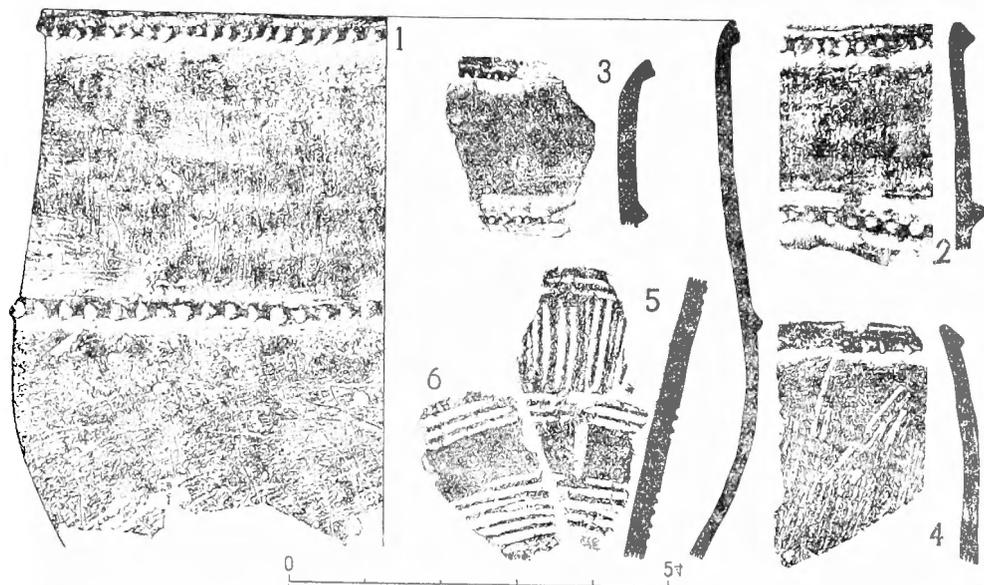
繩文式土器

(圖版第三九
第五十五圖)繩文式土器は少量
発見せり

本調査中に唐古遺跡より発見した彌生式土器類は上述の如く甚だ多量に上るが、これに混在して繩文式土器片數個が検出せられた。そのうち一個を除いてはいづれも小片であり、また採集地點の記録を缺いてゐるのは遺憾であるが、左にこれらの資料について記述しよう。

刻目凸帯
文土器

発見せる繩文式土器片中、四個は口縁部等に刻目凸帯を繞らした甕形土器の破片である。比較的破片の大なる一例(第五十圖1)は口徑九寸の直口の甕で、外側に口縁に接して一帯、上腹部に一帯の、各々刻目を施した凸帯を繞らし、腹部凸帯の下方において少しく胴張りとなつた簡単な器形のものである。その内面及び外面の凸帯間は淺い條痕様の仕上げを用ひ、外面下半部は粗削りとした器面に凹凸の多い粗製土器で、胎土に砂粒を含んだ灰褐色の焼成を示し、現在外面には厚い煤の附着が見られる。他の二片(同32)もまた口縁外側及び上腹部に刻目凸帯を繞らし、内外面を平滑に仕上げた同様な器形の土器の口縁部破片であり、外面に煤の附着を見ることも一致してゐる。更に別の一片(同4)は口縁に接し刻目凸帯を有するこ



第五十五圖 繩文式土器 (縮尺 $\frac{1}{3}$)

とは前者と等しいが、少しく口縁部が内曲してゐる點に少異があり、外面には淺い條痕を附し、且つ黑色に汚染してゐる。この種の刻目凸帯ある甕形土器は幾内各地の縄文式遺跡からしばしば發見せられてゐるものであつて、大和宮瀧、近江杉澤^①等の資料は中でも著名であり、通じて幾内における縄文式土器としては比較的新しい様式に屬する一型式と考へられてゐるものである。

これらとやゝ趣を異にする縄文式土器として、灰黄色を呈し太い描線を平行に刻した一個體分に屬する小片二個がある(同・65)。上下に描線帯を水平に描いた間に、所々に一本の短い縦線を配したらしい構圖の窺はれる點は、大和宮瀧遺跡等から發見される縄文式土器の或るものに近いが、破片の小なるためその器形並びに様式については早々に斷定し難い。北方砂層より檢出したもので

ある。

之を要するに唐古遺跡發見の繩文土器は極めて少量であり、彌生式土器の各様式と如何なる關係を保持するものであるかも明瞭でないが、今回檢出された範圍では幾内の繩文式土器としては新しい様式に屬するといふことが出来るであらう。(小林)

【註】①唐古遺跡より繩文式土器の發見せられたことは本資料を以て最初の例とする。

②貝殻による施文については小林行雄「彌生式土器に於ける貝殻施文」『人類學雜誌』第四八卷第三號、昭和八年三月に詳記した。

③大型甕形土器(88)の復原には肥前國東松浦郡久里村大字原發見土器(唐津中學藏)を參考とした。

④この型式の壺形土器の完形品としては河内國中河内郡南高安村恩地發見土器等を擧げることが出来る。森本六爾・小林行雄「彌生式土器聚成圖録」『昭和十三年十月刊』圖版二二、K・30圖參照。

⑤この型式の土器には大和國吉野郡中莊村宮瀧(同上書、圖版二三、K・48・49)、大和國高市郡新澤村一(同、K・50)等から發見せられた完形品がある。本聚成圖中の復原圖(83c)は大和宮瀧例によつた。

⑥本型式また大和宮瀧發見の完形品がある(同上書、圖版二五、K・88)。復原圖(83c)はこれによつた。

⑦本型式もまた大和宮瀧發見の完形品によつて復原圖(88)を作成した。同上書、圖版二四、K・69・70參照。

⑧高杯形の復原圖(88c)は大和新澤發見の完形土器(同上書、圖版二五、K・110)により、鉢形の復原圖のうち、(88c)は大和宮瀧發見品(同、K・94)に、(88c)は河内國北河内郡牧方町嘉平山遺跡發見の無文の完形土器(京都帝國大學考古學教室保管)によつて作圖した。

⑨この種の大型の半環狀把手を有する壺形土器の完形品としては、大和宮瀧發見の一土器を擧げることが出来る。同上書、圖版二三、K・46參照。

⑩この高杯形土器及び器臺形土器の復原には河内國南河内郡枚岡町額田西ノ辻發見の完形品(京都帝國大學考古學教室保管)を參考にした。

⑪小林行雄・藤岡謙二郎・中村春壽「近江坂田郡春照村杉澤遺蹟」『考古學』第九卷第五號、昭和十三年五月參照。

第五章 彌生式土器細論 (遺物 二)

〔圖版第四〇—第五六〕

特殊な文
様の研究

唐古遺跡より發掘せる多量の彌生式土器については、前章において主として様式分類の見地から記述を試みたが、なほその際十分に説くことの出来なかつた二三の特殊な文様について、章を改めて少しく述べたいと思ふ。二三の特殊な文様とは、先づ第一様式土器における彩文であり、次いで第四様式土器における原始繪畫である。この兩者は廣く各地の彌生式土器を通じて、唐古遺跡以外には殆ど顯著なる例を見ないのであるから、それに關して考察すべき問題の存する限り、本遺跡の豊富なる資料によつて解決を求むべきことはいふまでもないであらう。これに加ふるに第五様式土器における記號的圖形と、各様式間における櫛描文様の様式差の問題とを取上げようと思ふが、これらは必ずしも唐古遺跡のみから發見されるものではないといふものの、本調査において豊富なる資料を得た機會に、少しくそれに就いて考察を加へたいと欲したからである。最後の節においては本遺跡發見の彌生式土器に見出される五種の様式が相互に如何なる關係を有し、全體として如何に考察されるべきかといふ問題を論ずることにした。

第一節 第一様式土器における彩文

(卷首圖版及圖版第二)
(一・第四〇・第四二)第一様式
土器の彩
文

唐古遺跡より出土する第一様式土器に各種の篋描文様と並んで丹色顔料を用ひた豊富な彩文のあることは、今次の調査においてはじめて知られたところである。このことは、ひとり本遺跡に關する問題としてのみならず、彌生式土器全體からこれを見るも、また甚だ注目すべき事實であつて、土器の全面に丹を塗り、或は文様帯の區劃に應じて器面を塗り分けたる類は、從來とても若干の地域的様式の特徴と考へられる程度にまで、一部において盛行せることが知られてゐたが、本遺跡發見の土器に見るが如き、純然たる彩色文様を以て裝飾とするものの存在は、今日まで甚だ稀有のことと考へられてゐた。

さて唐古遺跡發見の第一様式土器において、彩文を加へられる土器の型式は、壺及びその蓋、並びに鉢、高坏等の器形にわたつてゐるが、その大部分は壺形土器に屬するものであり、蓋に施したものがこれに次いでゐる。

彩文技術

この彩文は酸化鐵 (Fe_2O_3) を主成分とする丹色顔料を以て、概ね黒褐色を呈する土器に描かれたものであるが、色料の固着度は必ずしも良好でなく、且つそれが器肌に十分吸収されず、表面にやゝ盛上がつて附着し、洗滌に際して消滅しやすい傾向を有してゐる。この事實は土器面の黒褐色を呈するものが、實は焼成後の塗沫にかゝるものではないかと考へられる點と合せて、——これが使用による汚染でないことは彩文の下地にも同様の色調を見受けることによつて明らかである——この種の賦彩が焼成後の施文にかゝるものとする

彩文手法 の種類

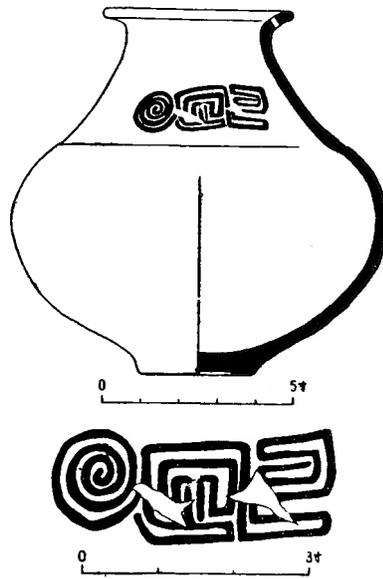
推測の可能性を増すものである。

彩文によつて表現せられた図形には種々のものがある。今、これ等をその描出の手法によつて区分すると、彩文を主體とするものに(1)線描によるものと、(2)平塗りによるものとの二者があり、更に篋描文様と併用せるものとして(3)刻線間を塗り分けたものが數へられ、別に彩文といふには當らないが(4)全面に塗丹したのもも存する。もとよりこれらの手法はそれぞれ單獨に用ひられるばかりでなく、相互に組合はされて、段・沈線等によつてあらかじめ劃されてゐる土器の一部を飾るわけであるが、今、便宜以上の様な區別によつてその図形の實例を擧げることにする。

線描彩文

(1)線描による彩文とは、大體幅一分内外の細線を以て文様を描いたものである。これには雷文の系統に屬するもの(第^{五十七}圖)と流水文ともいふべきもの(同^九・^七・^{十一})とが最も多く用ひられてゐる。雷文とは方形の渦文とも稱すべきもので、一側よりはじまつて曲折しつゝ、漸次中央へ渦狀に巻きこんで行つたものである。この類には一重の簡單なもの(同^一)から、六重に達する精緻なもの(同^五)までが並び存し、いずれも横帶狀に繰返へして用ひるを常とする。また彩文による流水文は、篋描櫛描の場合の如き線條を重ねた式ではなくて、一條の彩線を以て上下(第^{五十}圖)或は左右(同^十・^九)にS字狀の單位文を連續せしめたものである。第五一號地點發見の壺形土器(166)の腹部に見られるものは、その最も精彩あるものといふべきであらう。雷文と流水文とを混合した様に見えるのは第五十六圖の土器の文様であるが、第五十七圖の例もやゝこれに近く、後者は鉤手狀の圖形を中軸の左右に對稱的に配した點では

同圖12にも類し、また1の文様帯中に見られる蕨手状の双頭渦文とも相似た趣を具へてゐる。渦文の例は比較的少いが、第五十六圖の土器の左端に描き添えられた四重の渦文の様に良く發達したものもある。更に第五十七圖の2の土器片に描かれた、中に圓點を配した縦帯の左右に斜に突出した短線列は、7の土器において流水文と並び用ひられてゐる同様な圖形と比較することに依つて、同じくこの作者のみの任意な主題ではなかつたことが考へられるものである。線描と平塗りとを併



第五十六圖 彩文ある第一様式壺形土器(I號地點發見)

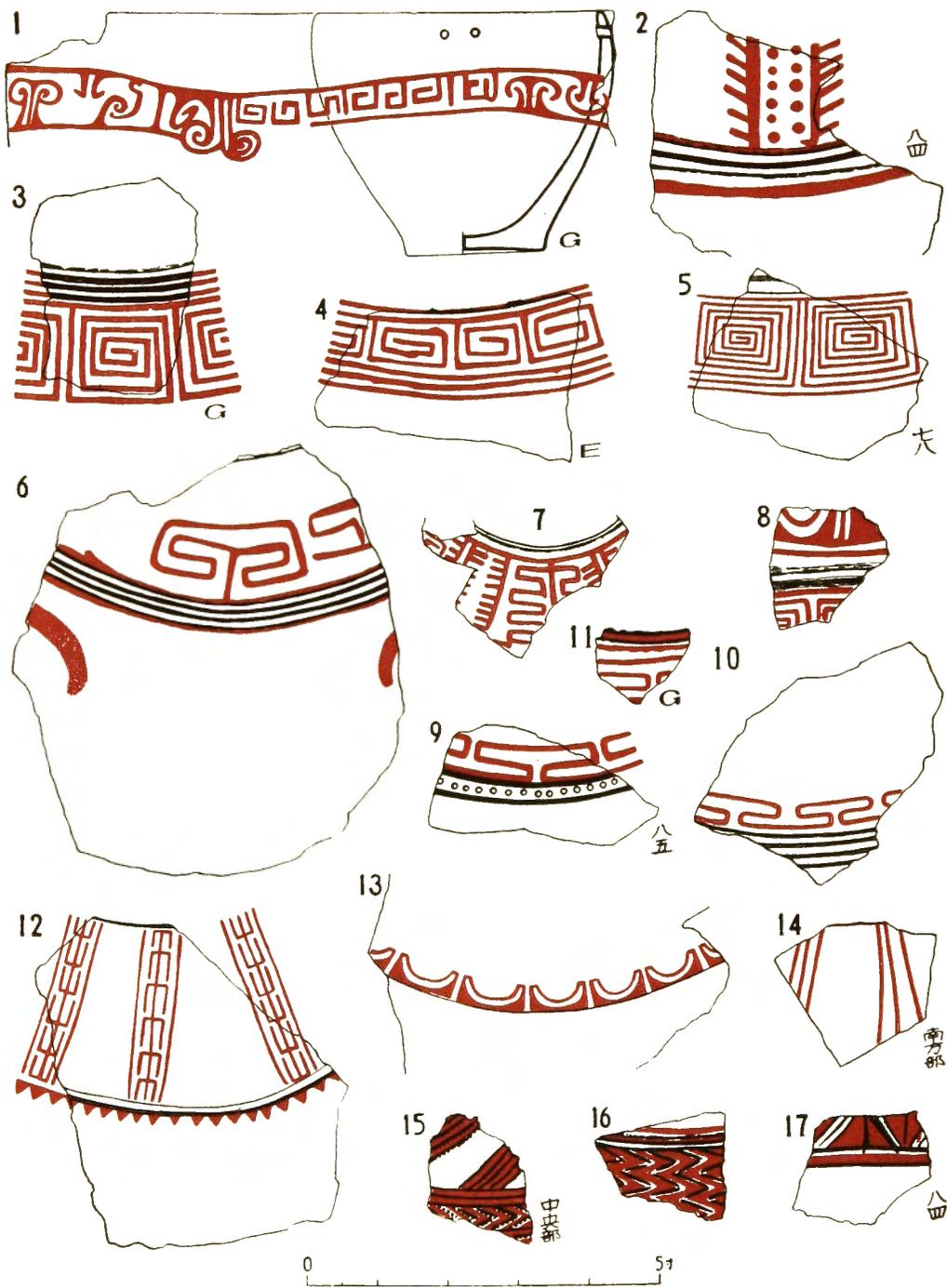
せ用ひた13の弧状の圖形は、それ自身としては一例を得たに過ぎないが、文様帯として構成せられた效果においては、また第五十八圖1の文様に相近いもののあることを思はしめるのである。その他、線描の手法に屬するものに、壺形土器の口縁部内面に短線を放射状に繞らしたものがあつた。これは三條内外を一組としてまばらに配し(167・170)、或はほゞ等間隔に密に配したものの(165)で、口縁部内面の彩色としての定型に近く、他には帯狀に平塗りを施したものの(169・173)があるに過ぎない。

平塗彩文

(2)平塗りによる彩文は、前者の如く彩色用筆の幅に制限を受けることなく、圖形の必要に應じて、或は太く或は細く描線に變化を與へ、またはあらかじめ縁どつた圖形の内部を塗りつぶすなどの、自由な描法によつて表はされた文様であつて、これには所要の圖形を丹色で

第五十七圖

第一樣式土器の彩文



(縮尺 $\frac{1}{8}$)

描いたもののほかに、逆に圖形を塗り残してネガチープな像を表はす方法が並び行はれてゐる。平塗りによる圖形として最も多く用ひられてゐるのは木葉狀文(159—191・165—168) (圖457)である。一條または二條の塗り残された中軸線を中心に、左右に弧形の輪郭をもつ木葉狀の圖形を平塗りとしたものであつて、蓋形土器ではこれを四、五個放射狀に描き、壺形土器ではこれを縦に並べてその間に弧狀(165・166)または一種の双頭渦文狀(167)の圖形を上下より相對して描いてゐる。前者は蓋形土器の周縁にもまた用ひられて居り、中軸線が斜位をとるものと垂直位をとるものとの相違はあるが、篋描による木葉狀文が所謂七寶繫文としての構成をとることと、一脈の關聯を思はしめるものである。第五十八圖9の破片に描かれた彩文の如きも、或は中軸を斜に取つたものの一種ではないかと思はれる。また木葉狀文をネガチープな像で表はしたものに21があり、2もまた十字形に描かれた帶狀文の四側に木葉形の圖形を塗り残したものと、いづれも斜位の構成をとつた例と思はれる。

第五十八圖7の土器について、木葉狀文の間に配されるものとして述べた一種の双頭渦文は、中央に界線を塗り残した三角形の頂點に、兩側に向ふ簡單な渦狀の頭部を描き足した如きものであつて、これは8・9の土器にも見られるばかりでなく、彩文の手法としては好んで用ひられたものであつたらしい。同圖1の文様における短線を界として弧形を連ねた手法はその細部については前者との近似を考へさせるが、これはまた上下に相對する文様帶において、その突起部を交互に配するといふ構成上の特色をもつものであることが、木製

容器に用ひられた同様な彩文(圖二版上)との比較によつて知られるのである。なほ同圖11—19の破片における彩文の構圖はこれのみを以ては明らかになし得ないが、3の土器は圖上に復原した様に、界線を以て相隣れる重弧文を塗り残したものととして、その文様の根幹において1の類などと共通するものがあることが考へられる。

このほか、平塗りといふには、やゝこの手法としての特徴が微弱であるが、しばしば用ひられるものに太い二本の縦線を土器を繞つて數ヶ所に配したものの(173—177)があり、弧形の彩文を或は文様帶として横に配列し(178)、或は任意の個所に描き加へたもの(171、172)、小さい三角形を連ねた鋸齒文帶(第七圖^五十二)(162)、彩描の水平帶を繞らしたものの(179)なども見られる。

其他の彩文

(3)あらかじめ施文せられた篋描文様の刻線に従つて、その間を彩色で塗り分ける手法は、上記の諸例においても、沈線帶の刻線内または刻線間に用ひられてゐるが、第五十七圖15—17の三片においては、この方法が特に顯著に認められる。17の木葉狀文における空間部の塗彩は一見して明瞭であるが、15、16の羽狀文に配したものは、單なる塗彩ではなく、彩色自身もまたジグザグに曲折する線描を用ひてゐることが注意せられるのである。最後の全面的塗丹を行つたものについては、特に記すべきほどの特色はなく、その遺例もまた比較的僅少である(141・156・169等)。

さて、第一様式土器に描かれた特殊な彩文について、上來、主として手法の見地より述べ來たつたが、改めてこれを文様の圖形の點から、この様式における篋描文その他との關係を考察して見たいと思ふ。

先づ篋描文様の間を塗り埋めたものが、文様の効果において如何にあらうとも、篋描文を主とし、その存在を待つて行はれ得るものであることはいふまでもない。これに反して線描によるものは、雷文系統のものにしても、流水文系統のものにしても、第一様式においてこれらの文様が篋描きで表はされることは、前者に屬する稀有な例を除いて、全くこれを見ない状態にある。従つて、一見篋描きを以て容易に施し得るが如きこの種の文様が、かへつてその事なく、専ら彩文によつて表はされてゐるといふ事實は、これが土器においては先づ彩文として用ひられはじめたものであらうことを思はせるのである。また、平塗り手法によるもののうち、木葉狀文は彩文と篋描の兩者に共通して用ひられ、例へば蓋形土器等に描かれたものにおいては、兩者が全く同一の効果を表はすものとして用ひられてゐる。弧形文の如きもまた同様である。しかし、他の複雑な平塗りの彩文にあつては、篋描きによる文様に比して遙かに變化に富んでゐる。

これを要するに、第一様式土器における彩文は、これと並んで用ひられる土器的な文様ともいふべき篋描文様よりも變化に富み、一層獨自の發達を示して居るとも見得るのである。即ち、一部には木葉狀文や重弧文の如く、彩文としても篋描文様としても完成せるものもあり、前述の如く明かに篋描文様に支配された彩文も存するが、全體として、土器における彩文は篋描文様に對して、これに拘束せられざる自由な立場にあつたことを認めて差支ない様である。兩者に共通する文様構成を以て悉く彩文に始まつて篋描きによつて摸されたものと斷する要はないが、少くともかくの如きがその大勢であつたと考へられる。しからば

何が彩文に對してかく強力なる基礎を與へ、既に完成せるものとして土器面上に出現せしめたのであらうか。こゝにおいて木器における同様なる彩文の存在が思ひ合はされるのであるが、これに就いては後章において改めて論じたい。

第二節 第四様式土器における原始繪畫

(圖版第五四)
第五六

第四様式
土器の原
始繪畫

唐古遺跡發見の彌生式土器片に、鹿の類の動物を描いた原始繪畫を有するもののあることは、比較的古くより知られてゐたところであり、從來發見せられてゐるこの種の土器片が、いづれも第四様式土器に屬するものであることは、かつて小林が述べた如くであるが、本調査に際して、新なる關係資料の増加を得て、一層その事實を明確にすることが出來たので、これについて一節を設けて詳論することにしよう。

原始繪畫
出土地點

先づ今次の發掘の結果について注目すべきことは、これらの原始繪畫を有する土器片の殆どすべてが、その包含土器が第三、第四兩様式土器を主體とする北方砂層出土の資料中より檢出せられたほか、第四様式土器の單純遺跡たる第八二號、第一〇六號兩地點、堅穴内よりも各一片の資料を得た事實であつて、以て一應この種土器片の所屬様式を限定するに役立つのであるが、他方、かゝる繪畫を有する土器型式の復原により、一層この問題を判然たらしむることを得たのである。

原始繪畫
ある土器
の型式

即ち、從來知られてゐる本遺跡發見の原始繪畫を有する土器の型式は、壺形土器及び器臺形土器の類であつて、前者においては、肩腹部、頸部、口縁部、外面、内面等にその施文を見たの

であるが、今回発見せられた資料は、殆どすべて壺形土器の肩腹部に描かれたものであり、その壺の形態は、完形を存するものこそ検出し得なかつたとはいへ、頸下部に櫛または篋を用ひた斜線文を繞らしたものが少なく、器面の仕上げに刷毛目または叩目を用ひたものもあつて、これが第四様式壺形土器の(1)または(2)の型式に屬するものであることの動かし難きを確め得たのであつた。

處が、この兩種の壺形土器は、第四様式において俄かに出現して盛行した土器型式であるから、この特殊な器形と、第四様式に限られた原始繪畫との結びつきは、甚だ興味ある問題となすものといふことが出来る。しかして、これらの壺形土器は、例へば第三様式土器などにおける櫛描文様で飾られた壺形土器が、豊富な文様を有することを殆ど不可缺の特性とするに對して、凹線文・斜線文の類を口頸部に用ひるほかは、著しい文様を持たぬことを本來の性質とするものであつたと考へられるが故に、この土器型式に特殊な繪畫の描かれることは、二重にわれわれの關心をそゝるのである。

右の觀點から、こゝでは從來発見せられてゐた主要な資料をも併せて、一應唐古遺跡出土の原始繪畫の畫題を類別し、その性質考究に對する確實なる據所を與へたいと思ふ。

人物圖

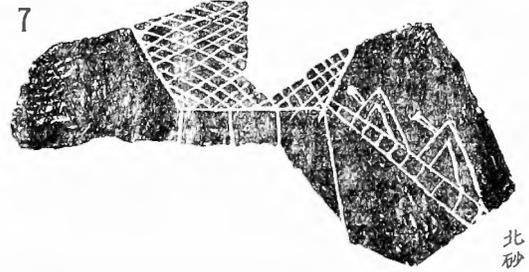
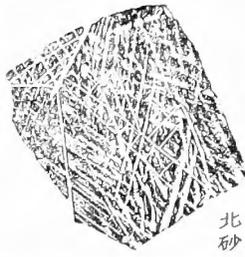
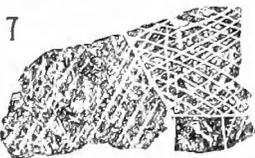
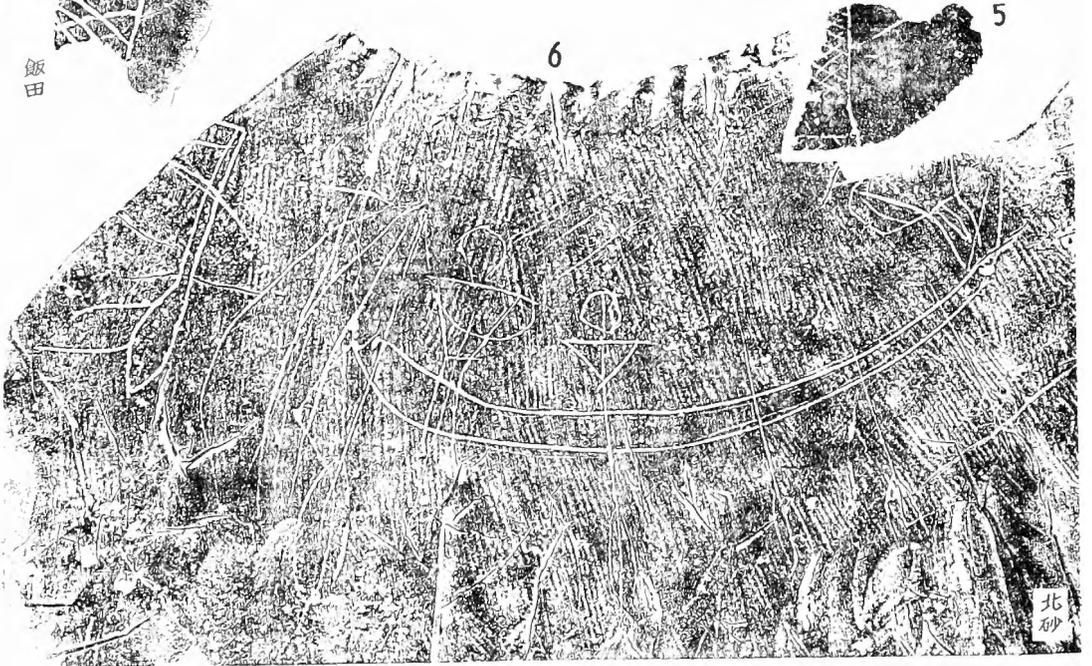
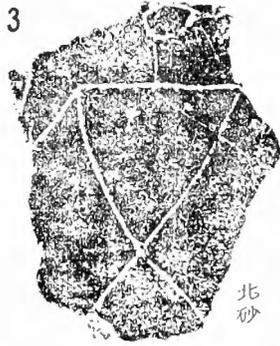
人物畫の資料としては確實なるもの四例を存し、他に一、二の人物畫と推論せられた破片例がある。そのはじめの四例においても、人物を表現する手法はそれと異つてゐるが、いづれも顔面及び體軀を正面形に描き、上肢の形狀によつて人物の動態を表現せんとしたものである。

第五十九圖 1 は矩形の體軀に U 字形の頭部を附し、二つの短線によつて眼を、三つの凹點によつておそらく鼻孔及び口を表はしたものである。上肢を左右に擴げた姿勢をとり、右手は一線を以て示し、左手は並行せる二線の間、短線を埋めて表はしてゐる。なほ體軀は斜格文によつて埋められてゐる。壺形土器肩腹部の破片に描かれたものである(飯田氏藏)。

同 2 は同じく斜格文を有する矩形又は梯形と覺しき體軀に二本の線によつて示された頸部を以て連なる扁圓形の頭部を附し、顔面に三個の凹點を附して眼と口とを表はしたものであつて、兩手は肩より C 字形に彎曲して頭上に至る單線で描かれ、その先端に各三線を以て五指を象徴してゐる。壺形土器の頭部に描かれたものである(飯田氏藏)。同 3 はすべて單線で描かれたもので、三角形を以て表はされた體軀の斜線は、そのまゝ伸びて開いた兩脚を示し、眼口を描かぬ圓形のみ、頭部は頸を表はすやゝ長い直線によつて肩の中央に附着してゐる。右手は上膊を斜下に向け、肘で曲折して腕を上方に伸ばした姿勢をとり、左手は今缺失して明らかでないが、頭部より斜に下方に向ふ一線の存するのは、その曲げられた腕であるかも知れない。壺形土器の肩腹部に描かれてゐる。北方砂層出土。

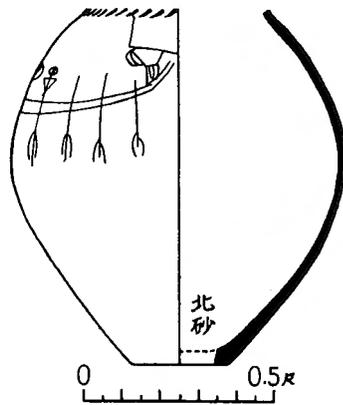
舟を漕ぐ
人物圖

同 6 の人物畫資料は、壺形土器の肩腹部に舟を操る三人の人物を描いたものであつて、三人がそれぞれ、少しづつその表現を異にしてゐる。先づ左端の一人は、梯形の體軀に圓形の頭部を附し、單線で描いた四肢のうち、兩足は體軀下端よりほぼ平行して下方に向ひ、左手は左肩より胸部を経て右肩上方に向ふ、弧狀に彎曲した曲線で表はされてゐる。その手の先は人物の傍に垂直に描かれてゐる櫂の頭部に接してゐるものの様である。その隣の人物



第五十九圖 第四様式土器の原始繪畫(縮尺1/2)

は極めて簡略な表現であつて、櫂の上部に描かれた圓形と三角形とで示されてゐる。また右端の人物は中で一番入念なものであつたらしいが、今惜しむらくはその肩部以上を缺失してゐる。現在残つてゐる部分は梯形の體軀と、各二線で描かれた兩足並びに右手である。その手は腰に掌を當てゝゐるかの如く弧線で描かれてゐる。これらの人物の乗つてゐる舟の形は、所謂ゴンドラ型に似て、右端が細く、左端がやゝ太く、右端の特に反り上がつた形に、二條の曲線で描かれ、櫂を表はしたと思はれる各下端の三叉になつた五本の垂直線が、恰も



第六十圖 舟の繪畫ある壺形土器 (縮尺 $\frac{1}{6}$)

舟體を貫くが如き様に表現されて居り、その二本は左方の二人物に連絡し、残の三本はそれと右端の人物との間に、これ进行操作すべき人物の姿は描かずに配されてゐる。なほ左端の人物の傍にある櫂の頭部からは、何を表はすものか判じがたいが、三條の不規則な曲線が派出して、下方に向つてゐる。この舟のすぐ左方には頸の長い水禽の圖があり、その部分で土器は缺失してゐるが、僅に残つ

たこの繪の背後に當る器腹の一部にも、同じ様な水禽が一羽描かれてゐるから、土器の繪畫としては、水禽の群がる河湖の水面に舟を浮かべた人々の生活を、繪卷物風に展開したものであつたらしい。この土器は現在では口頸部を失つてゐるが、幸に底部まで残つた器體の形狀によつても、頸下部を繞る斜線文の存在によつても、第四様式の壺形土器としての特色をよく具備したものである(第十圖)。北方砂層出土。

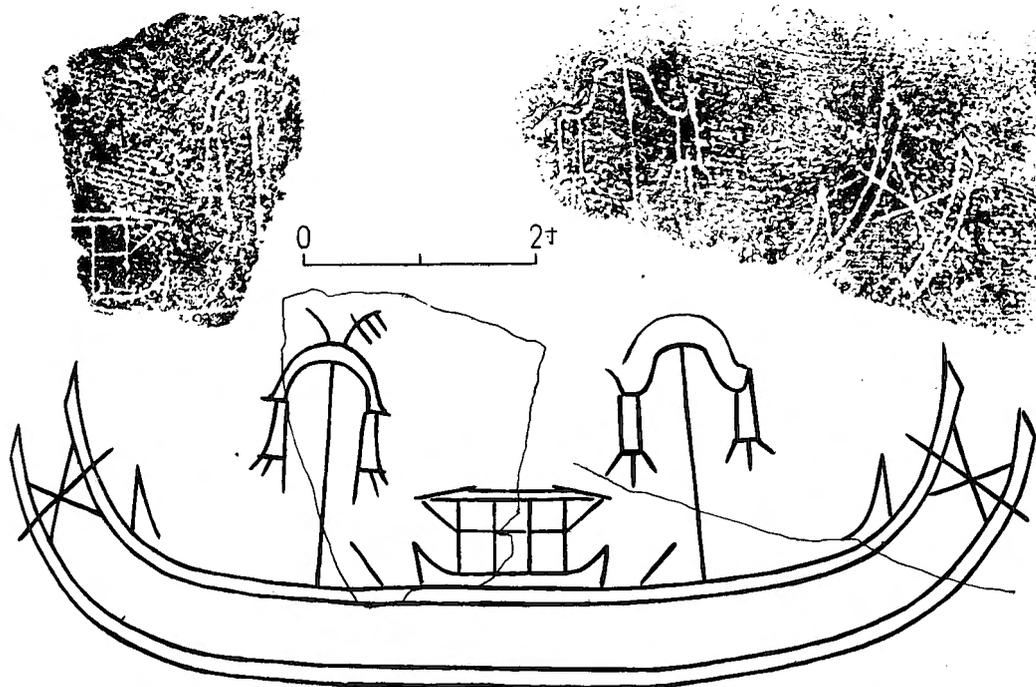
人物圖

以上のほか、從來人物畫として説かれてゐるものに第五十九圖4の繪畫がある。これは極めて小型の畫像であるが圓形の頭部に三點を以て眼と口とを示し、斜格文を埋めた體軀の兩側線は下方に伸びて脚となり、左右に擴げた兩手の表現をもつもので、それが左右に數個の木葉狀の突出物をもつ、斜格文で埋めた矩形體の一端に、少しくふくらんだ區劃を描いて收められてゐるのである。人はこれを或は舟の鳥瞰圖でもあらうかといふが、彌生式系統の原始繪畫には、その様な視角から舟の如き大きなものを描いた例が他にないので、やはりこれは何物かの立面形を表現したと解すべきものに思はれる。従つてこれを枝葉を着けた樹幹と、その上によじ登つてゐる人または猿の類を描いたとする一説の方が、より妥當性を持つであらう。それはとにかくとして、この小像もまた上記の人物畫の或るものと、全く表現を一にすることは認めて誤りないと思ふ(飯田氏藏)。これまた壺形土器の破片であり、別にこれと接續するかと思はれる文様の一片を存してゐる(第五十圖九)。

家屋圖

今一つ、別種の人物畫かと考へられるものに、今回新に發見せる家屋圖の一部に描き添へられたものがある(同7)。先づその家屋圖から述べると、現在この壺形土器の破片は、繪畫の上下兩部を缺失してゐるが、斜格文を埋めた逆梯形の下縁に、等間隔に配された四條の刻線を垂直に描き、別に梯形の一下側より斜に、二線間に短線を埋めた圖形を派出せしめたものである。思ふに、梯形部は家屋の屋蓋を、また四條の垂線はその柱列を示し、傍の斜線は地上より床面に向つて架せられた階梯を表はすものであらう。しからばその家屋の構造は高床式のものと同考へられ、柱列は室壁を表はすものではなくて、床下の構造を示すものとなるの

舟と推定せられる



第六十一圖 舟と推定せられる原始繪畫(縮尺 $\frac{1}{2}$)

であるが、問題の人物畫かと推論せられるものは、上記の梯子の中ほどに描かれた二個の圖形である。これは共に二重に描かれた三角形の一侧に短い二線を出して、その先に凹點を印した簡単な圖であるが、その一侧に凸出したものが、上記の人物畫の頭頸部の表現に相當とするならばこれは梯子を上りゆく二人の人物の側面形を表現するものとも解せられるのである。或はこの解釋には一般の完全なる同意を得がたいかも知れぬが、われわれはこれが人物畫であるか否かといふことよりも、彌生式土器に於いて始めて家屋の原始繪畫を得たことに、十分の満足を感じるものである。北方砂層出土。

上述の三人の人物を乗せた舟の圖は、描寫は簡單であるが一見してそれが舟

鹿圖

を表現したものであるといふことは明かであつたが、こゝに紹介しようとする今一つの舟と推定せられる圖の斷片は、本遺跡發見の原始繪畫の中でも稀に見る整つた畫風を示す優品であるにもかゝらず、惜しむらくは今、小部分を残存するに過ぎぬため、その全貌を窺ひ得ないものである。即ち、第六十一圖に掲げた現存する二片は、もと同一土器に描かれた相似た繪畫の各一小部であつたと思はれるもので、垂直の一線上に弧形の傘狀のものがあつて、その兩端に何かを垂下した様な形を描いてゐる點は共通してゐるが、一片にはそれに隣つて屋根のある建物の様な形の一部が見られ、他の一片には端で反り上がった一組の曲線の間を交叉する三本の線で連ねた圖形が描かれてゐる。これだけでは果して何を描寫したものでかわからない様であるが、二つの破片が同じ形を表はしてゐたものと假定して左右對照的に復原して見ると、圖の様な壯大な舟の圖が出来上るのである。この復原に多少の誤りがあるとしても、大型の破片に残存してゐる部分からそれが舟を表現したものであらうといふことを推察するのは必ずしも困難ではないと思はれる。この土器片は今回の調査當時發見されたものであるが、今、所藏者を明かにせぬのは遺憾である。

唐古發見の土器片に描かれた動物繪畫としては鹿が最も多い。むしろ正確にいへば鹿を描いたと認められるその大多數のほかは、如何なる動物であるかが必ずしも明確でないともいへるのである(第六十圖)。

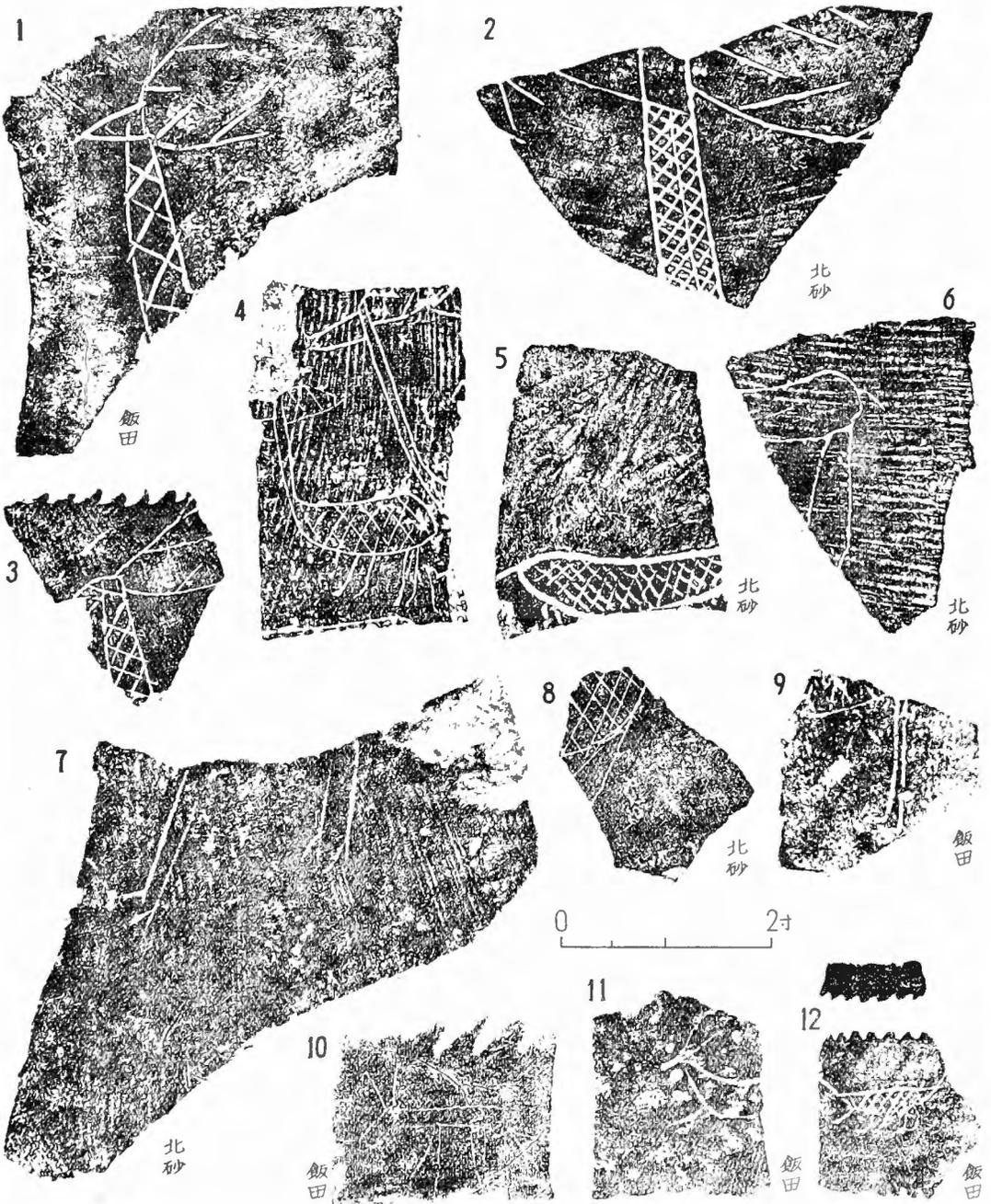
さて鹿の圖は、概ねキリンの如く首の長い姿の、向つて左を向いた側面形に表はされ、雙角と四脚とを明瞭に描き加へてゐる。その描法には簡粗種々の段階のものがあるが、刻線で

描かれた頸部及び體軀の輪郭内を斜線文で埋めることが常法であり、筆を略するにおいて、頸部の斜格文を省き、また胴部にもこれを用ひぬ場合もあつた様である。體軀は扁平な不整曲線形の輪郭で示し、その腹背の線はそのまゝ上方に伸びて長い頸部となる。頭部はその上端に横長の三角形を描いて示し、眼の表現はない。頭背には一對の叉角が誇張して描かれるが、二本の角は上下に相對するが如く描かれるので、嚴密な側面形とはいひ難い。四脚はすべて單線で示され、眞直に垂れて停止の狀を形どり、趾の表現において、僅に先端を前方へ屈せしめたもの(9)のほか、別に前方へ分岐する短線を描きそへて趾蹄の特性を意識せるもの(7)もある。なほ簡單な一線を以て尾を表はした例も若干見られる(同65)。

以上の數多い鹿の表現法の他に、銅鐸に描かれた鹿の形に近いものとして、體軀と頸部の別が判然とせず、叉角の表現を簡略にした小型の鹿圖(11)があることは、既に知られてゐるところである。その他の動物繪畫については、今單に著しい二三例を圖示するに留めて、それが何を現はしたものであるかを強ひて斷定しないことにしたい(同1210)。

水禽圖

なほ前記の舟の繪と同じ土器に見られる水禽の圖(第五十圖6)は、唐古においても最初の發見であり、注目すべきものと認められるので、重ねて紹介して置かう。この圖に見る、並行する長い二線を下方で紡錘形にふくらせて、頸部と胴部とを表はし、その上端に三角形の頭部を、また胴の一侧に二本の短線で足を示した描法は、鹿の圖とその軌を一にするものである。而して全體の姿態は、また銅鐸繪畫として傳讚岐出土鐸等に見るところ(第四十圖4)とほゞ一致してゐる。



第六十二圖 第四様式土器の原始繪畫(縮尺½)

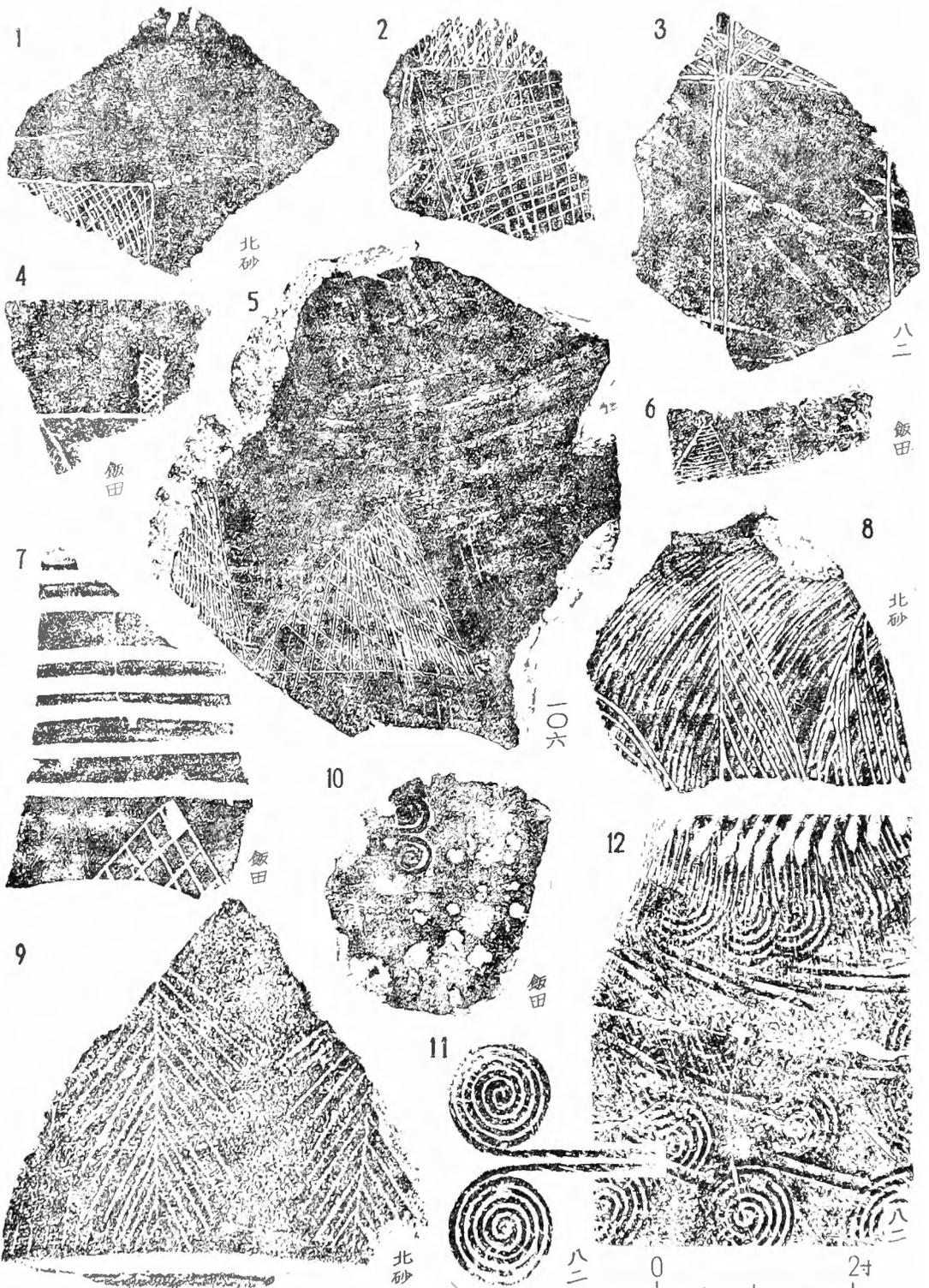
其他の繪
畫文様

以上に擧げた人物・鹿・水禽・舟・家屋等の比較的畫題の明瞭なものほかに、今日殘存する斷片からは、そこに表はされた圖形の性質を察知し得ないものが少からずある。それらの中には三角形・方形・梯形等の區劃内に斜格文を埋め、これに若干の刻線を附加した類がやゝ多く、この一部には上記の如き家屋や、また器物などを表現したものが含まれてゐることと考へられるが、他方大型の一種の綾杉文(第三圖九)や鋸齒文(同八七)の如く、單なる裝飾文様として描かれたものもまた在するであらう。今はその一々については、みだりに臆説を記すことを避けて、單に圖示にとどめる。

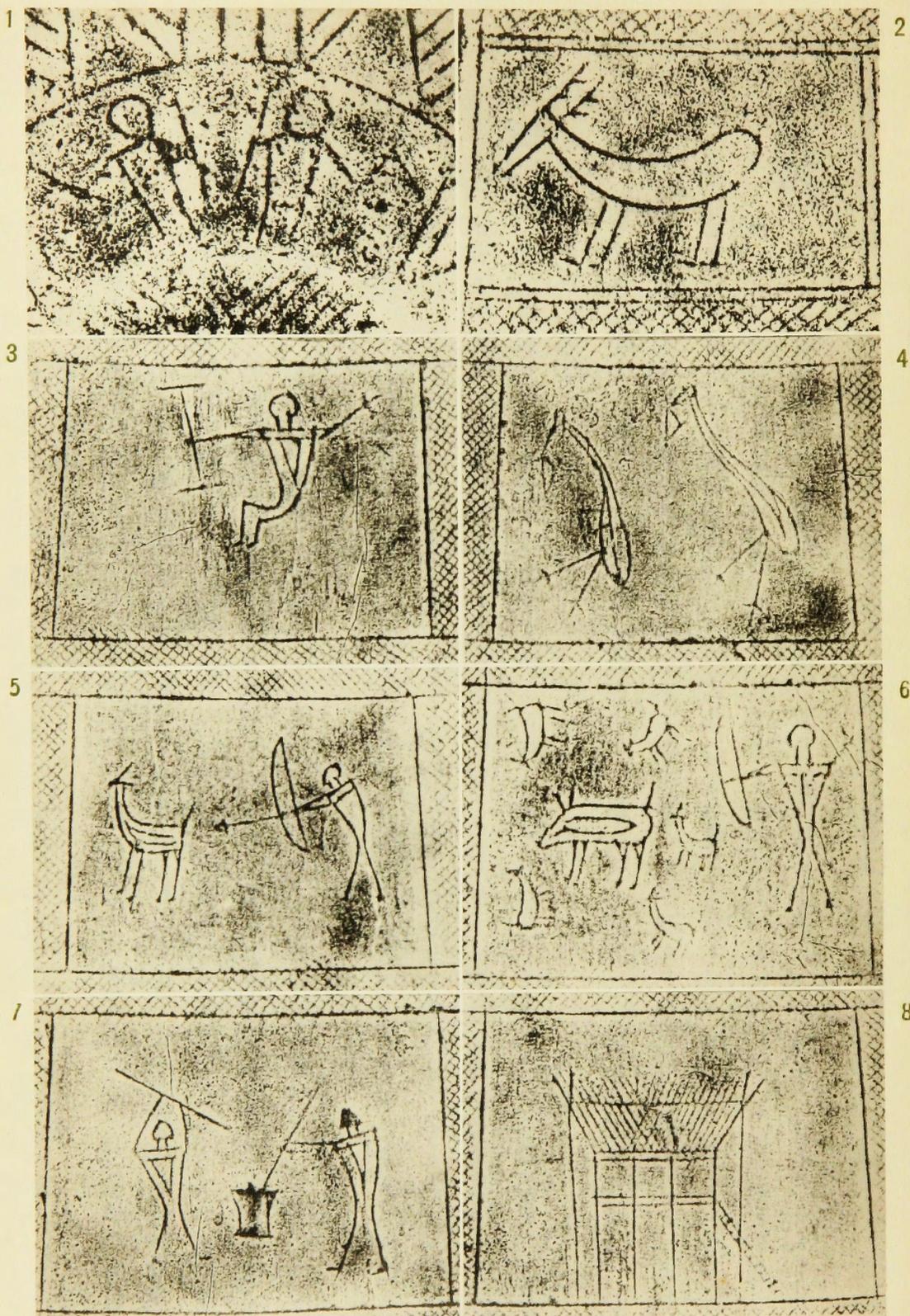
型押渦文

前記諸例の如き原始繪畫の資料ではないが、これらと共に、彌生式土器と銅鐸との文様の類同を論ずるに役立つ資料の一として、第四様式土器に檢出した型押施文による二例の渦文について、此處に附記したい。

この遺品の存在については、前章の所屬土器様式の項で一言して置いたが、改めてこれについてやゝ詳しく述べよう。本土器は圓筒形直口の口頸部を有する長身の壺形土器であるが、その上腹部に、數段にわたつて問題の型押文が横位に並列されてゐるのである(12同)。曲面を呈する土器の上に、平な押型(ヌメ)を打込んだものであるから、文様の全體が完全に印されたものはないが、復原的操作によつて、その原形が第六十三圖11の如きものであることを明かにし得た。即ち長さ約二寸の直線の一端が各左右に巻き込んで五重の渦狀を呈した、一對の渦文であつて、原型において沈刻せられた文様は、これを押印することによつて凸線を以つて表現されてゐる。これと相似た、小型のやゝ粗末な型押文は、飯田氏藏の一土器片にも



第六十三圖 第四様式土器の原始繪畫及び文様(縮尺 $\frac{1}{2}$)



(1) 大和國山邊郡丹波市町石上發見第二號銅鐸繪畫

(3—8) 傳讚岐國發見銅鐸繪畫

(2) 遠江國引佐郡中川村惡ヶ谷發見銅鐸繪畫

存し(第六十圖三)この稀有な手法が本遺跡においては或る程度一般に行はれたことを察せしめるものがある。彌生式土器において渦文を型押手法によつて表現した遺品としては、古く知られた越前河和田の二土器片や、攝津篠原發見例(7)が他に存するが、兩者がいづれも兩頭のS字狀渦文であつたに對して、唐古發見例が二個の渦文を以て一組とするものであることは、一面において同じ形の文様が本遺跡における第一様式土器に彩文を以て描かれてゐることと相關聯するものと考へられ、他面その形狀に若干の差異を含むとはいへ、彌生式土器における型押渦文の使用が、越前攝津の諸例がさうである様に、唐古第四様式土器の前後に相併行して行はれたものとする見解に更に例證を加へることとなつて、甚だ興味深いものがあるのである。なほ北方砂層出土の土器片中に竹管文を篋描線で連ねて、S字狀連續渦文に似せた文様を有するものもあることも、こゝに附記して置くべきであらう(圖版第五二頁)

さて、以上に列記した様な唐古發見の彌生式土器に見られる原始繪畫並びに型押渦文の類が、その畫形の類似によつて、彌生式土器と銅鐸との緊密なる關係を立證するに足るものであることは、既に諸學者によつて論じられたところであり、われ／＼も亦その見解に同意するものであるが、これを此處に改めて繰返す必要を認めないので、今は、その遺品を聚成紹介すると共に、上述の如くそれが唐古第四様式土器に限つて行はれたものである事實を繰返へし注意するに留める。

土器の原
始繪畫と
銅鐸の文
様

第三節 第五様式土器における記號的文様 (圖版第 五二)

記號的文
様の問題

唐古遺跡發見の第五様式壺形土器には、その一局部に種々の記號的文様を施したものがあつた。この種の施文は、ひとり唐古のみならず、大和新澤、河内瓜破、同西ノ辻等にも同様な手法がこの様式の土器に行はれてゐて、從來、或は使用者または製作者を表示する記號と稱し、或は單なる裝飾と考へられて來た。本調査に際して比較的多數の出土例を見たが、なほこの點を明確に決定することは出来なかつたが、こゝに少しくその實際を述べて、將來の考察に對する資料としたい。

記號的文
様の手法

第五様式土器におけるこの種の施文は、既に前章において述べた如く、手法の點から見れば、篋描、櫛描、竹管押印、浮文貼附、彩色等、任意の技工によつて、簡單なる圖形を土器の一局部に施したものである。しかも今次の調査によつて發見せる三十餘個の遺例を通じて、同一の圖形を異つた器體に用ひたものは必ずしも多くなく、頗る變化に富むことが先づ注意せられた。

櫛描によ
る記號

今、手法によつてこれを分ち、一々について解説を加へると、先づ櫛描によるものには、帶狀に繞らした文様帶の一部を故意に屈曲せしめ、或は土器の一部にのみこれを施して、完全なる文様帶を構成せぬ類がしばしば存するが、純然たる記號的文様に屬するものは第六十五圖1及6に示した二個のみである。前者は頸部から肩部に連なつて描かれてゐて、頸部の文様は各一個の直線と弧線とより成り、肩部のは二個の弧線を組合はせた、紡錘形のもので、

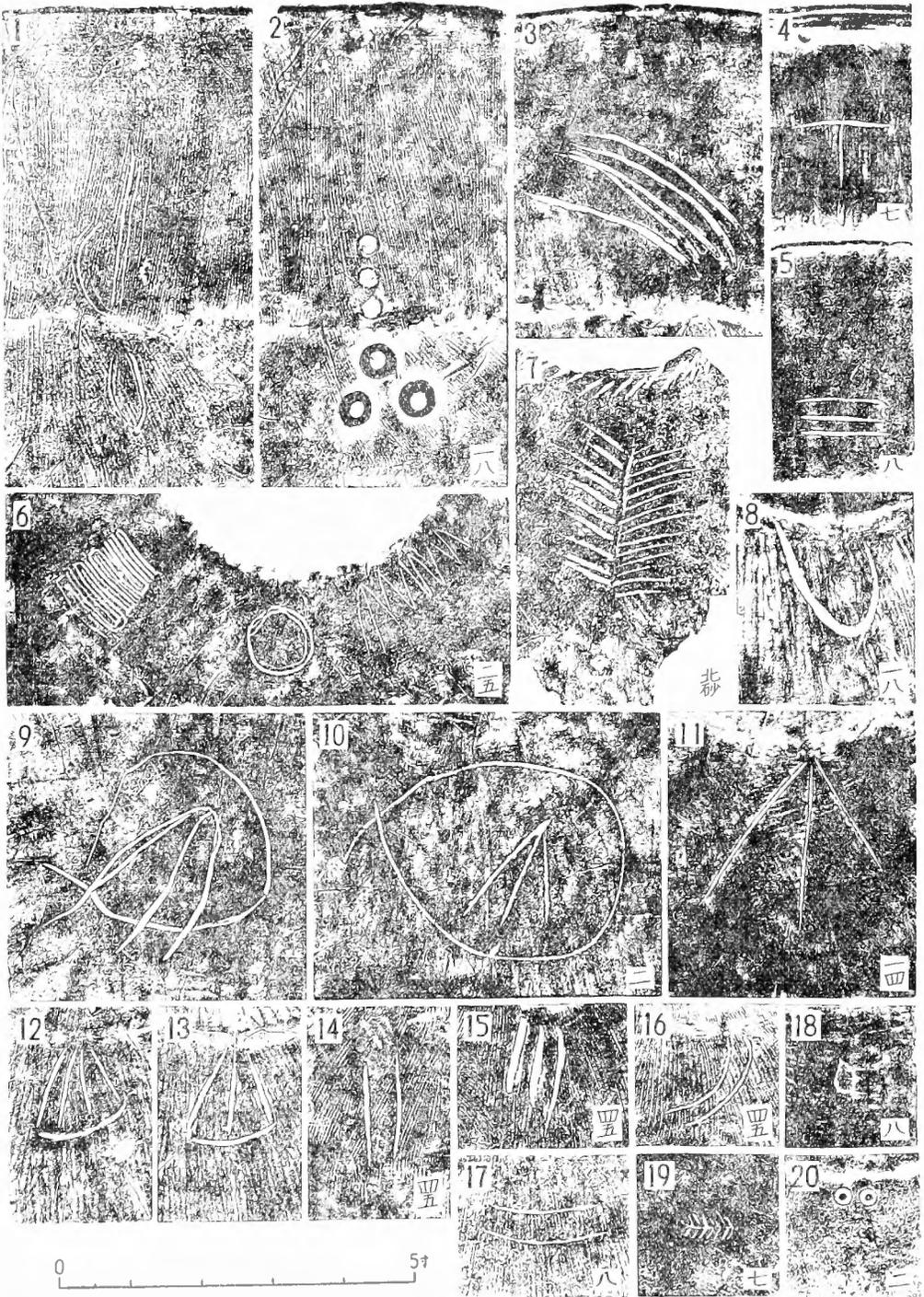
両者が相合して一個の圖文を構成するものと見られるが、その圖形から特殊な意味を讀みとすることは出来ない。

篋描による記號

櫛描の例が少いのに對して、篋描によるものは極めて豊富である。これには第二五號地、點出上の一土器(546)の如く、不完全な櫛描流水文のほかに、一個の圓形と、横に連なつた一種のヂグザグ狀の圖形とを、肩部の三個所に描いた裝飾的なもの(第五圖6)や、北方砂層出土の一土器片の如く、一本の縦線を中軸として、左右に長短不揃な斜線を多數派出所せしめた、一種の木葉狀の圖形を描いた複雑なもの(7)もあるが、他は概して數本の描線から成る簡單な圖形を用ひたものが多い。

篋描による類似文

頸部に施文あるもの(同5)と、肩部に描かれたもの(同186)との施文位置の相違を考慮の外に置くならば、數ある資料のうちにはほぼ同一の圖形が異つた土器に共通して用ひられてゐる例も絶無ではない。例へば、一點から三方に放射狀に派出する三本の短線より成る圖形を、不整圓形で圍んだ、第二號地點出土の一土器(63)の圖文(同10)は、われゝの調査に先立つて工事關係者の手によつて發掘せられた一土器(631)のそれ(同9)と同じ圖形と認められるものである。これに對し、第一四號地點發見土器(609)の肩部文様は(同11)恰も前二者の外部の圓形を略した形に一致し、調査前出土の一土器(530)の肩部二個所に刻されたものは、一は四線を用ひ(同12)他は三線より成るが(同13)共にこの種の放射狀の圖形を根幹とし、下端を弧線で連ねたものである。この簡單な圖形は既に第一樣式土器の文様のうちにも含まれてゐたものであるから(第四圖26)かくの如く種々の形で用ひられることには、文様自身に或る種の意味をも



第六十五圖 第五樣式土器の記號的文様(縮尺 $\frac{1}{3}$)

同一地點
發見品に
類似の圖
形ある例

つものと同解することも不可能ではあるまい。さらに、第七號地點出土土器(315)の頸部に見るT字形(4)と、第六號地點出土土器(533)の頸部に描かれたT字形の如き、また第四五號地點發見の三個の土器の肩部に見られる、短い二線(14)または三線(15)を縦に並列したものと、弧形を呈する二線より成るもの(16)の類の一群の如き、或は第八號地點發見土器の、一は頸部に三條の短線を横に描き(5)、一は二條のやゝ弧形を呈するものを肩部に刻したものと(17)と、調査前出土の一土器(526)の頸部にある五條の弧線を重ねた文様(3)との如き、それらはもし若干の小異を去るならば相似た圖形の共通して用ひられた例として擧げ得るものであるが、この場合はその圖形自身に意味内容を持つものとするには躊躇せられるものである。しかしまた、これらのうちには、同一地點よりの出土品には類似せる圖形を用ひたものが存するといふ事實を示す好例がある。

同一地點
發見品に
異なる圖形
ある例

これに對して反對の例證をなすものを擧げるならば、第一八號地點發見の粗刻の弧形(8)ある土器(547)は、竹管文と圓形浮文とを用ひた別種の文様(2)ある土器(527)と伴出し、第八號地點發見の粗雜なる菱形の一圖文(18)ある土器(553)は、前記の横線文ある土器(同17)や弧形浮文ある土器(552)と伴出し、或はまた最初に擧げた第二號地點發見の放斜狀の圖形を圓中に收めた(10)文様ある土器(553)は、竹管文を用ひた(20)二個の土器(532)と同時に出土したものであり、第七號地點發見の頸部にT字形を描いた土器(4)は、肩部に樹葉を押印した土器(19)と、同一地點より檢出せられたものである。これらは一個の堅穴内に收められた土器群の中にも異つた記號的文様を用ひたものの存することを判然と示してゐるのである。

竹管文による記號

次に竹管文その他の押印によるものとして、第二號地點發見の二個の長頸壺(528)の肩部に、各二個の竹管文を並列した全く同文の例^{(20)同}があるが、頸部に竹管文三個を縦に配し、肩部に竹管刺突文を加へた三個の圓形浮文を三角形に貼附した^{(2)同}第一八號地點出土の一土器(527)や、小さい竹管様刺突文を九個密集して配した第二五號地點發見の一土器(528)或は椀の類の樹葉の一片を肩部に押印したと思はれる第七號地點出土の一土器^{(19)同}の如きは、前述の如き筈描その他の施文による他種の圖形を描いた土器と同一地點から發掘せられたものである。なほ竹管文を用ひたものには、他に北方砂層出土の破片中に、肩部にその四個を縦位に並列したものが^{(五)圖二⁴版^第}同趣の土器片の二個存することによつて、これが少くとも一土器の二個所以上に同様な施文を行つたものであることが察せられる。

浮文による記號

浮文によつて記號様圖形を貼附した例としては、前述の第一八號地點出土例の如く、竹管刺突ある圓形浮文を用ひたもののほか、へ字狀の弧形浮文を附した土器が三例發見せられた。そのうち北方砂層出土例^{(五)圖二⁷版^第}と、調査前出土例^{(2)同}とは、上面の扁平なものであるが、後者にはその上に渦文狀の刻文が施された入念なものであり、第八號地點發見の一土器⁽⁵²⁵⁾に見るものは、斷面が三角形を呈する様に作られてゐる^{(3)同}。かゝる弧狀の圖形は第一様式土器においては、筈描文・浮文・彩文等のあらゆる手法で表現せられてゐるものであるが、今また第五様式土器にその一再ならぬ使用を見るのは、その圖形自身が傳統に根ざした意味を含むものでないかといふことを想はせるものがある。

彩文による記號

最後に一例を存した彩文例は、第九號地點發見の長頸壺(529)の肩部に見られるものであ

つて、篋描の小圖形をかこむ様に、丹彩の弧形文が筆太に描かれてゐる。

記號施文
の意義は
決し得ず

唐古遺跡より今回發見せられた第五様式土器に見る記號的圖文とは上記の如きものである。既に例を擧げて明示した様に、これらのうちには當代人の間に好んで用ひられた二三の特色ある圖形を存すると共に、左右相稱的な構圖や、複雑なる配置を有する、裝飾的見地より見てなほ首肯し得るものもあるが、その多くは一見無内容な非裝飾的圖形を用ひたものの様に考へられる。現代人の思考を以てしては、一見飾られたものとは見なしがたいものを含むこの種の圖形の施文に對して、先學はこれを製作者、または使用者の自らを表明せんとする記號と解せられたこともあつたが、今回の調査の結果に關する限り、同一地點堅穴内より相似た圖形ある土器の出土する例のあると共に、全く異つたものの並存する事實もまた少くなく、これを使用者を表現すべき記號とすることには確證を缺くといふのほかに、またもつて製作者の記號とするには、異つた地點より出土する土器の間に類似の圖形を見出すことの解釋としては興味あるも、全體としていさゝか變化多きに過ぎて、そのうちには特定の土器製作者個人の姿を求むべくもやゝ影薄き憾があつた。

第四様式
土器の記
號施文

かゝる圖形施文の意義を尋ねんとする懸案に對しては、不幸にしてつひに適確なる解答を與へるには至らなかつたが、這種施文の發現に關しては、少しく明らかにし得たことがある。即ち上來圖示解説した資料のうちには北方砂層出土の旨を記した數例を存するが、これらは肩部に篋描、或は櫛描の斜線文帶を繞らすといふ特徴により、またその出土地層に多い土器様式を併せ考ふることにより、實は第五様式土器といふよりは、第四様式土器に屬せ

しむべきものであつた。従つて、この種の記號的圖形の使用は、第五樣式土器において盛行する以前に、第四樣式のうちに萌芽を存することがはじめて明かとなつた次第である。前節において述べた如く、第四樣式の特色ある壺形土器は、それ自身は器體に裝飾的文樣等を用ひないことを本體とする土器であるが、前述の原始繪畫のみはこの土器の一局部に描き加へられるといふ特性を有してゐた。これと同様な土器の一局部のみを飾る文樣としての記號的圖形の使用が、原始繪畫に互して出現したことを示す事實の發見は、甚だ興味があるといふべきであらう。さうして、かくの如く土器の一局部のみ、さゝやかな記號を附することの意味は、未だ究めがたいとしても、無文無裝飾の土器を常とする第五樣式壺形土器群の中にあつて、部分的な貧しい施文ではあるが、或る土器には文樣が附されてゐるといふ事實は、使用者にその土器に對する何等かの關心を惹起せしめたであらうと考へられる。文樣帶を繞らして一様に飾られた土器とは異つて、この種の記號的圖形を用ひた土器は、原始繪畫を有するものと共に、その土器に對して視覺的な限定が與へられてゐるとみなされるのである。文樣を局部に有することによつて視らるべき方向を定められた土器は、その文樣を通じて、土器と使用者との間に新なる交渉點をもつことになつたであらう。その圖形は傳統的な意味を有するものであつても、はたまた一見無内容な任意の窠の跡であつたにしても、かゝる圖形を有することが土器の使用に際して、土器が生活にふれ合ふ面を決定したであらうと考へられるならば、かゝる圖形の土器に飾りつけられたことの意味は、それのみを以てしても、一の文化現象として意義あるものに觀せられるのである。

第四節 各様式土器における櫛描文様について

彌生式土器における櫛描文様の意義

彌生式土器の裝飾手法の一として、櫛描文様の占むる位置は極めて重要なるものがある。櫛齒の如き器具を自由に驅使して、種々の單位文様を描きわけける技巧は、必ずしも彌生式土器のみに限られたことではないが、この文様の有無によつて彌生式土器の地域的様式差が考へられ、時間的様式差が論じられるほどにまで、彌生式土器においては櫛描文様の使用が意味をもつのである。

今、唐古遺跡發見の彌生式土器を見るに、前章で五群の様式に分類したもののうち、第一様式を除く他の四様式を通じて、この櫛描文様の手法が行はれて居り、而してその間に若干の文様使用上の差異を認めることが出来るのである。故に本節においては特にこの問題を取上げて、唐古遺跡發見の多量の資料から歸結された事實を示すことにする。

櫛描文様の種類

先づ、唐古發見の彌生式土器に現れる櫛描文様の種類を列擧すると、櫛齒を以て直線を描いた直線文(圖版第4五1)、これを上下に波動せしめた波狀文(同1)、ほゞ一定の短間隔で、櫛齒を停止させながら直線を描いた簾狀文(同3)、斜位の直線文を交叉させた斜格文(同5)、櫛齒の先端を押しした櫛目文(同4)、前者の一端を中軸として扇狀に廻轉せる弧狀文(圖版第77110)、及び櫛描流水文(圖版第4四3)の七種がある。なほ是等のうち斜格文には單線の篋描によるものが櫛描のものとし、しばしば代置されること(圖版第4五6)、弧狀文中に稀例ではあるが完全な圓形を呈するものの一、二存すること(圖版第910)、流水文に於いては手法の上に後述する様な若干の變化のあることがまた

土器樣式
により櫛
描文様の
種類に増
減あり

第一表

| 統計事項 文様 | その文様の 有する土器片 の數 | 土器片に 324個に 對する百 分率 | 文様帯下 端に用ひ らるる度 數 | 各文様の 使用頻度 に對する 百分率 |
|------------|-----------------------|-----------------------------|---------------------------|-----------------------------|
| 直線文 | 260. | 80% | 29. | 11% |
| 波狀文 | 157. | 48% | 68. | 43% |
| 簾狀文 | 104. | 32% | 7. | 7% |
| 斜格文 | 38. | 12% | 3. | 8% |
| 櫛目文 | 18. | 6% | 11. | 61% |
| 弧狀文 | 5. | 2% | 0. | — |
| 流水文 | 2. | 1% | 0. | — |

| 統計事項 文様 | その文様の 有する土器片 の數 | 土器片に 172個に 對する百 分率 | 文様帯下 端に用ひ らるる度 數 | 各文様の 使用頻度 に對する 百分率 |
|------------|-----------------------|-----------------------------|---------------------------|-----------------------------|
| 直線文 | 168. | 98% | 29 | 17% |
| 波狀文 | 17. | 10% | 3 | 18% |
| 簾狀文 | 0. | — | 0 | — |
| 斜格文 | 0. | — | 0 | — |
| 櫛目文 | 0. | — | 0 | — |
| 弧狀文 | 7. | 4% | 0 | — |
| 流水文 | 8. | 5% | 0 | — |

第五章 彌生式土器細論

併せ挙げられるのである。しかしして彌生式土器の全般を通じて、櫛描文様の單位文の種類としては、本遺跡發見の上記七種の外に出るものは殆どこれを見ないといふに近い。右に、櫛描文様の種類として七種を數へたが、土器樣式によつて、そのうち頻繁に使用せられる文様の範圍に相違の認められることは、第一に注意すべき事實である。今、櫛描文様を以て飾られることをその特徴とする型式の壺形土器のみを採り、第二樣式土器出土地點發見品の全體と、北方砂層發見品(主として第三、第四兩樣式土器に屬し、若干の第二樣式土器を含む資料群)とについて、その頸腹部に描かれた櫛描文様の使用度數を種類別に累計すると、第一表の如き結果を得る。この表に表はれた處を一言にしていへば、第二樣式壺形土器の頸腹部においては、使用せられる櫛描文様の種類が少く、それは直線文を主とし(九八%)、波狀文(二〇%)、弧狀文(四%)が若干用ひられてゐるほか、流水文の存在がやゝ特色あるものなるに對し、北方砂層出土土器においては、直線文の優位(八〇%)は動かないが、四八%に達する波狀文の増加と、簾狀文(三二%)、斜格文(二%)、櫛目文(六%)の新なる出現

第二表

土器様式により櫛描交様の組合はせあり方に變化

| | 直線文 | 波狀文 | 籐狀文 | 斜格文 | 櫛目文 | 弧狀文 | 流水文 |
|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 直線文 | 140. | 17. | 0 | 0 | 0 | 7. | 4. |
| 波狀文 | 17. | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 籐狀文 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 斜格文 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 櫛目文 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 弧狀文 | 7. | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 流水文 | 4. | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4. |

| | 直線文 | 波狀文 | 籐狀文 | 斜格文 | 櫛目文 | 弧狀文 | 流水文 |
|-----|------|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 直線文 | 80. | 132. | 34. | 29. | 9. | 4. | 1. |
| 波狀文 | 132. | 6. | 38. | 12. | 4. | 1. | 0. |
| 籐狀文 | 34. | 38. | 24. | 11. | 6. | 4. | 0. |
| 斜格文 | 29. | 12. | 11. | 1. | 6. | 0. | 0. |
| 櫛目文 | 9. | 4. | 6. | 6. | 1. | 0. | 1. |
| 弧狀文 | 4. | 1. | 4. | 0. | 0. | 0. | 0. |
| 流水文 | 1. | 0. | 0. | 0. | 1. | 0. | 0. |

を加へて文様の種類を増し、その反面において弧狀文(二%)、流水文(一%)の減少が看取せられるのである。これを他の器形の土器について見るもほぼ同様であつて、籐狀文及び斜格文が第二様式土器に用ひられず、弧狀文、流水文が第三、第四兩様式土器に僅少であるといひ得るのである。

かくの如き土器様式による文様種類の相違に加へて、これらの單位文様が個々の土器に施文せられる際の組合はせの關係にもまた、土器様式による個性が認められる。それを累計表示した第二表によるに、第二様式においては、すべての土器の裝飾に直線文を主用してゐて、波狀文その他は時にこれに附隨するに留まるが、北方砂層出土品にあつては、直線文と波狀文との併用が特に著しく、第一位を占め、籐狀文と波狀文及び直線文との共用もまた少からず數へられるのである。而して後者では土器の小破片においても波狀文、斜格文、櫛目文等の一種のみを以て裝飾とすることは、少く、常に他の單位文様と組合はせて用ひられることが、第二表の同一文様欄の交點における所示の數値の小なることから知られるのである。

文様帯の
下端に用
ひられる
櫛描文様
の様式差

さて、櫛描文様の構成を更に詳細に比較するために、再び第一表によつて文様帯の下端に用ひられる文様の種類を検すると、第二様式土器においては直線文、波状文の二者が並び行はれてゐるが、資料の数のなほ十分豊富ではない爲にその特色を明になし難いに附し、北方砂層出土土器においては、直線文以下五種の單位文が whichever も文様帯の下端に用ひられた例のある中にあつて、櫛目文は、これを壺形土器頸腹部に用ひた例は資料總數に較べると僅少ではあるが、その多く(六一%)が文様帯下端に用ひられてゐる事實が先づ注意せられる。而して重要性をもつものは、波状文を有する土器總數(全資料總數の半に達する)の四三%までがこの文様を以て文様帯下端を飾るものであることである。これは北方砂層出土土器に直線文を下端に用ひた例の少いことと併せて、壺形土器の裝飾に直線文のみを以てする手法を主とし、その下端に波状文を加へたものを若干交へた第二様式土器の傾向と、直線文帯の下端に波状文を添へる構成が甚だ盛行し、それから種々な文様組合はせの變化を生んで行つたと思はれる第三様式土器の實際との間に、密接な關聯のあるべきことを推察せしめるものであらねばならぬ。

櫛描文様
の仕上法
の様式差

これに加ふるに第二様式土器と第三第四兩様式土器とでは、等しく櫛描文様を用ひるといふも、仕上法において少しく異つた風の存することが認められる。即ち第二様式土器においては櫛描文様の施文に際して、文様帯間を研磨する手法が好んで用ひられ、櫛描による線條が暗い陰を生ずる部分と、その間の磨かれた器肌が光線を反射して明るく映ずる部分との對比により、文様帯はその圖形の變化によつてではなく、光の階調によつて裝飾的效果

を擧げてゐるが、それは第三、第四様式土器等には見られないところである。第二様式土器に著しい流水文の如きも、磨消の手法を加へることによつてはじめて櫛描により表現し得たとも言ひ得るものであつて、これが描出に當つては、櫛描直線文を篋描線で連ねたもの(版圖^四)、一連の櫛描によつて困難な描出を行つたもの(3同)なども存するが、多くはあらかじめ施文せる櫛描直線文帯間に、櫛描弧狀文を挿入して上下の帯を連ねる手法によつて居り、弧狀文の入るべき部分の直線文をあらかじめ磨消したもの(4同)が最も多く、この過程を略したものの(5同)においても、直線文帯間には磨研が加へられてゐる。これらと共に櫛描による流水文表現方法の一の系列と見るべき、弧狀文がもはや上下の直線文帯を連結するといふ意味を

| 口縁部文様 口内文様 | 櫛描文様 | | | | | 凹線文 | 無文 | 計 |
|---------------|------|-----|-----|-----|-----|-----|----|-----|
| | 波狀文 | 篋狀文 | 斜格文 | 櫛目文 | 弧狀文 | | | |
| 波狀文 | 2 | | | | | | | 2 |
| 櫛目文 | 36 | | | 1 | | 7 | | 44 |
| 弧狀文 | 1 | | | | | 2 | | 3 |
| 無文 | 37 | 2 | 1 | 3 | 1 | 21 | 14 | 79 |
| 計 | 76 | 2 | 1 | 4 | 1 | 30 | 14 | 128 |

失つて、任意の位置に配せられた、常に相反する方向に二個併列されることによつて流水文の名残を留めたと見るべきもの(6同)もまた第二様式土器にあつて第三、第四様式には行はれず、共に第二様式土器において開始せられ、且つ一應解體したものと考へられるのである。彼の北方砂層出土品(7同)や、第五様式土器(8同)に稀に見られる櫛描流水文が、甚だ萎縮せる手法のものである事實は、以上の解釋を裏書きするものといふべきであらう。

櫛描文様を通じて各土器様式間の相違を認むべき第三の観點は、土器の施文位置によつて用ひられる單位文様が

施文位置
と文様と
の關係に
見る様式
の差

第二様式壺形土器口縁部裝飾分類表

| 口縁部 文様 | 櫛 描 文 様 | | | | | 篋 描文類 | 刻 目文 | 無 文 | 計 |
|------------|---------|---------|---------|---------|---------|----------|---------|--------|-----|
| | 直 線文 | 波 狀文 | 籬 狀文 | 櫛 目文 | 弧 狀文 | | | | |
| 波狀文 | 1 | | | | | 1 | 1 | 2 | 5 |
| 弧狀文 | | 3 | | | | | | 1 | 4 |
| 波狀文 弧狀文 | | | | | | | 1 | | 1 |
| 無 文 | 12 | 43 | 1 | 3 | 2 | 16 | 15 | 38 | 130 |
| 計 | 13 | 46 | 1 | 3 | 2 | 17 | 17 | 41 | 140 |

線文(同2319)の使用頻度のこれに次ぐことは前者に見ぬ所であり、また口縁部内面に施文ある資料の僅少な中にあつて、波狀文(同3635)がやゝ多く、櫛目文の例を全く缺くことも前者と著しい對照をなすものといふべきであらう。

更に鉢形土器乃至高坏形土器と考へられる口縁部の施文について、第二様式土器と北方砂層出土品とを比較するに、第二様式土器においては口縁部の直口を呈するもの、外反せるもののいづれにおいても、外側に直線文を有するもの(圖版第4)が極めて多く、口縁端部に波狀文(同32)の使用の著しいことが先づ注意せられる。これに對し北方砂層出土土器のうち直

極限せられ、それにまた様式による差異が認められるといふ事實である。これを最も明確に示す材料として、壺形土器の口縁部における施文を擧げることが出来る。先づ北方砂層出土品について見るに、櫛描文様を頸腹部の裝飾とする土器の口縁部施文は前頁表の如き状態を示してゐる。即ち、北方砂層出土土器においては、壺形土器口縁端部に櫛描文様を用ひる場合には殆ど波狀文(圖版第4)に、口縁内面に用ひる場合には殆ど櫛目文(圖版第12)に限られてゐると言ひ得るのである。これに對し第二様式壺形土器においては上表の如く、口縁部に櫛描文様を用ひる場合波狀文を以てするもの(圖版第4)の比較的多い點は前者に近いが、直

| 文様の種類 | 口縁部の形状 | | 口縁部の直口を呈するもの | 口縁部の折返り |
|---------|--------|--------------|--------------|---------|
| | 口縁部の形状 | 口縁部の直口を呈するもの | | |
| 外側面の文様 | 直線文 | | 19 | 18 |
| | 波状文 | | 3 | 1 |
| | 弧状文 | | 2 | 1 |
| | 流水文 | | 2 | 1 |
| 口縁端部の文様 | 波状文 | | 13 | 5 |
| | 櫛目文 | | | 1 |
| | 篋描文 | | | 2 |
| | 刻目文 | | 1 | |
| 無文 | | 8 | 8 | |
| 資料數 | | 22 | 19 | |

| 文様の種類 | 口縁部の形状 | | 口縁部の直口を呈するもの | 口縁部の折返り |
|---------|--------|--------------|--------------|---------|
| | 口縁部の形状 | 口縁部の直口を呈するもの | | |
| 外側面の文様 | 直線文 | | 14 | 15 |
| | 波状文 | | 5 | 11 |
| | 櫛目文 | | 4 | 21 |
| | 弧状文 | | 1 | 10 |
| | 流水文 | | 1 | |
| | 凸帯文 | | 1 | |
| | 凹線文 | | 8 | 19 |
| 無文 | | | 2 | |
| 口縁端部の文様 | 直線文 | | 1 | 1 |
| | 波状文 | | 1 | 1 |
| | 斜格目文 | | | 1 |
| | 櫛目文 | | 1 | 6 |
| 弧状文 | | | | 21 |
| 凹線文 | | 5 | | |
| 無文 | | 10 | 14 | |
| 資料數 | | 18 | 45 | |

いことも亦、この型式の一特色と考へられるものであることは前章に記した所である。この型式の口縁部の形態が、實は第二様式土器の外反した口縁部と相連続するものなるを考ふる時、兩者の間に存する櫛描文様施文方式の差異が、一層重要視せられて來るのである。

此處では壺形土器の口縁部と、鉢形乃至高坏形土器の口縁部とにおける二つの場合について、土器の施文位置によつて使用せられる櫛描文様に限定があり、それがまた各土器様式間に相違するものであることを例示したのであるが、先に述べた壺形土器の頸腹部にお

口を呈するものは、出土地點の性質上、第二様式土器を混することが考へられるので、これに直線文の多いことは當然と觀られるが、口縁部を折り返へした形のものにおいて、外側に籐状文を施した土器(圖版第四)の多い事實は甚だ對照的であり、これに次いで直線文と共に波状文、櫛目文(9)の相當量を見ることも注目値する。而して段狀を呈する折り返へされた口縁端部の施文として凹線文を繞らした資料(同87)の多

櫛描文様
施文法の
様式差

る櫛描文様の種類及び組合はせが、同じく土器様式によつて變化を示してゐる事實もまた、寧ろこの觀點より見る時一層その然るべき所以を理解することが出来るであらう。等しく櫛描文様を用ふる土器においても、各様式各型式毎にほゞ定まつた方式の存することは上記の如くであつて、かゝる事實に對する觀察を果たさずしては、一個の文様といへどもその施文せられる土器から遊離して取扱ふべからざることを注記するの要を覺ゆる次第である。

櫛描文様を有する彌生式土器としては、なほ上來論及することの少かつた第五様式土器がある。しかし本様式土器においては櫛描文様の使用は必ずしも多くなく、壺形土器の肩部にその一二帯を繞らすにとゞまり、使用せられる文様の種類もまた直線文、波狀文、櫛目文等の少範圍に過ぎない(圖版第四、五七―九)。しかも文様帯が土器を一巡せず、故意に部分的な施文に留めたもの、或は全く櫛描手法によつて記號的圖文を描いたもの(第六十、五圖一)がある。若し櫛描文様の特色を、器械的な操作による文様の反復と、それによる廣面積の施文との容易さにあるものとして把握するならば、右の第五様式土器に見られるものは、およそそれ等の點から遠ざかつた櫛描文様としては本來の特色を發揮せざるものたることは明白であると思ふ。かゝる點にもまた、先の第二様式土器における光と影との強調としての櫛描文様の使用と並んで、土器様式による施文法の差異が顯著に表はれてゐることが認められるのである。

第五節 彌生式土器總括

彌生式土器の五樣式の設定

上來の記述において本遺跡發見の彌生式土器を五種の樣式に分類して取扱つて來たが、この各樣式の設定は、既述の如く各地點における伴出土器を一應單一の樣式に屬するものと見做し、これらを相互に比較加減することによつて得たものであり、これに假に第一乃至第五の樣式番號を附けて置いたのである。しかし各樣式相互の關係については、別に考究すべきことを期して多く論及するところがなかつたから、改めてこゝにこの問題に關し若干の所見を述べることにする。

單一土器樣式遺跡

さて、第一乃至第五の樣式番號を附した五種の彌生式土器は、いづれも調査に際して、一地點の堅穴類中にその一樣式のみが包含せられてゐる場合があつた。しかもその例は單に一、二に止まらず、五種の土器がそれぞれ單一相において遺跡を構成し得たことを認むべき状態にあつたのである。今、その實際について一々の地點番號を擧げて説明することは前章の記述との重複を避けるために省略するが、かゝる事實から唐古彌生式土器における五樣式の獨立性がまた自から認めらるべきであると思ふ。

各樣式の伴出關係

次に二種以上の樣式が同一地點より發見せられた例を求めると、第一樣式土器と第二樣式土器との伴出が特に顯著であり、その場合では多量の第一樣式土器中に少量の第二樣式土器を混ざる實例が多かつた。堅穴類にあつては第二・第三・第四・第五の各樣式土器が相互に同一地點より檢出せられることはなかつたが、北方砂層中においては第三・第四の兩樣式

が大體等量の割合を以て發見せられ、これに若干の第二、第五兩樣式土器を混じてゐた。右の事實を以て判斷すると、第一樣式土器と第二樣式土器、及び第三樣式土器と第四樣式土器の各二樣式は、各地點遺跡の成生を短期間の現象と考へるならば相互に同一地點に埋没し得る程度の時間的接近性を有したものと考へ得るのである。二種の土器樣式の間、それらが相互に獨立に遺跡を構成すると共に、合して一遺跡を成すこともあるといふ關係の存する場合、これをその二種の土器樣式が同時に並存したものであるか、または前後の關係において繼起したものであると解釋して誤りなからう。しかして、唐古池内部の如き限られた範圍の發掘結果においては、こゝに時を同じうして五樣式の土器群が並立したと考へがたきことは多言を要しないと思ふ。今、上記の伴出關係によつて唐古の彌生式土器を第一、第二と、第二、第三、第四と、第五との三樣式群に大別するならば、この大別三樣式群の間にあつては、同一堅穴において相互に伴出する事實が認められなかつたのであるから、これを少くとも三期の異つた時間を表はすものと考へることが妥當であらう。第八〇號地點において、第一樣式土器を主體とする堅穴の埋没したものに重複して、第五樣式土器一個を藏する縦坑の穿たれてゐた如きは、兩者の時間的隔絶を證するに足る一例として此の場合注記せらる可きである。

ところが、第一、第二兩樣式の間においては、A地點において第一樣式土器出土堅穴の一部に後に第二樣式土器の小堅穴が重複して作られた例があり、第二樣式土器が第一樣式土器よりも遅れて遺跡を形成した事實が知られるのである。従つて、先に唐古彌生式土器の五

土器の五
様式を即
五期とす

様式が確實には少くとも三時期に分ち得るものとした見解を補修して、或は四時期に分ち得べきことも考へ得られる。かくて一の土器様式が一の時期を代表し得るに近いとすれば、北方砂層において混在しつゝも、各獨立に堅穴遺跡をも残した第三第四兩様式土器に對しても、各一時期を與へて、唐古彌生式土器を五様式即五期に分離することもまた必ずしも不可能ではないであらう。以上は専ら唐古遺跡の調査結果のみによつて論じたのであるが、他方これを畿内地方の彌生式諸遺跡における觀察と比較することによつて、右の五様式を即ち五期に分つべきことの證據が見出される。

諸遺跡と
の比較

例へば播磨吉田遺跡^④は第一様式土器の單純遺跡であり、攝津桑津遺跡^⑩の主要部は第二様式土器のみを出した。第三様式土器の遺跡は極めて多いが、これのみの單純遺跡としては攝津東山^⑪河内嘉平山遺跡^⑫等を擧ぐべく、第四様式土器には攝津丸山遺跡^⑬の存在が注意せられる。第五様式土器出土遺跡またその例に富み、攝津穗積同篠原^⑭河内西ノ辻^⑮等の諸遺跡において、この様式のみを出す地點の存する事實が調査せられてゐる。而して、二様式以上を出す場合においても、河内國府遺跡において第一様式土器が第三様式土器等に對して下層より發見^⑯せられ、大和宮瀧遺跡が第一第二第三様式土器より構成せられ、攝津加茂遺跡において第三第四兩様式土器を主とする等の事實は、各地の第五様式土器遺跡に祝部式土器を伴出すること、攝津庄内遺跡その他の實際の如きであることと併せて、唐古遺跡の彌生式土器について行つた土器様式の分類とその前後關係の考察は、ひとり本遺跡のみに限られない、普遍妥當性を有するものであることが傍證せられるのである。

五様式の
相互關係

されば二種の土器様式が地點を隣して同期間中に別個に並存したとするが如き、唐古池内部の状態より見て不自然なる解釋を退け、一土器様式は一文化期を代表するものとする想定の下に、進んで以下に各様式相互間の關係を考察して、これらの土器様式の分類が、單に分離のための分類にあらずして、その發展を考察すべき統一のための分類たるべきを期した研究の目的が、果して以上の過程によつて達成せられたりや否やを檢したいと思ふ。

先づ第一様式土器には篋描文様及び彩文凸帶等が専ら使用せられてゐるに對し、他の四様式には櫛描文様が行はれてゐる。今、櫛描文様の有無によつて論ずるならば、第一様式土器と第二乃至第五様式土器との間には顯著な間隙が認められるのである。ところが櫛描文様を有するもののうちで第二様式土器には、器形において第一様式の或者に近い土器が存するばかりでなく、壺形土器口縁部の裝飾その他の點で、兩者に共通する手法が見られる(圖六版)。即ち、櫛描文様の有無によつて第一様式土器と第二様式以下の土器とを區別した場合、第二様式土器は第一様式土器に最も近く位置するものと考へられるのである。これに對し第五様式土器は櫛描文様を有するとはいふものの、その使用は極めて僅少であつて、櫛描文様ある土器様式群の中では、初期の未だこの文様の發達せぬ段階か、或は末期となつて既にこの文様の衰退した段階のものとして考へるべきである。しかして第五様式土器は各種の器形において裝飾的な形態の變化に乏しく、無文の土器が多いといふ點で全五様式の中で最も土師器に近く考へられるものである。従つてこれは次の時代の土器様式たる土師器に連絡するもの、即ち彌生式土器としては遅れた様式と認むべきであらう。然りとすれ

ば第五様式土器において楡描文様が存在しつつも僅少なる事實は、これが楡描文様を有する土器様式として初期のものではなく、末期のものとして解すべきことになり、楡描文様をより多く有する第二第三第四の土器様式は、それよりも古い時期に屬せしめるのを至當としよう。且つ一時期に二種の土器様式の並存を認め難しとする以上、第一様式土器は第二様式土器より土師器に至る系列の外に、即ち、彌生式土器である以上は第二様式土器に先行するものと認めざるを得ないのである。上記の如く第二第五兩様式土器遺跡のうち、いづれも第一様式土器遺跡より遅れて形成せられた事實を示す例のあることは、この推論の妥當性を傍證するに足るものと思ふ。かくて第一様式土器を古く、第五様式土器を新しきものとし、第二第三第四様式土器を中間に位せしめ、且つそのうち第二様式土器を以て第一様式土器に近く位置するものとする解釋が成り立つたのである。

第二・三・四様式の相互關係

今、更に詳しく楡描文様を有する第二乃至第四の土器様式について考察しよう。先づ第四様式土器においては、例へば壺形土器等に楡描文様を用ひぬ型式が併存し、器臺形土器等が存在するなどの點において、第二第三様式土器とやゝ異なる半面が見られ、また原始繪畫の施文や、記號的圖形の附加等の點で第五様式との關係が顯著に認められる。第五様式土器を特色づける器面の整形に叩目を用ひる手法の如きもまた、第四様式土器の一部に見られるところである。されば第四様式土器は、第二第三兩様式土器に較べて、より第五様式土器に近接せるものと認むべきであらう。しかれば第二第三兩様式土器のうち、いづれが第四様式土器に近い位置を占むるかといふに、第三様式土器は北方砂層においてこれと伴出し、

各種の器形において兩様式の分離が困難であると共に、兩様式に共通して用ひられた型式が多く、殊に水差形土器大型鉢形土器並びに高坏形土器の類等にそのことが顯著に見られるのであつて、それらの特徴がかへつて第二様式土器と第三第四様式土器との間の差異點を示すものともなるのである。然らば櫛描文様を有する第二第三第四の三様式間においては、第四様式土器が第五様式土器に最も近く位置するといふ點で最も後に置かれ、第三様式土器がその前に、第二様式土器は他の二様式土器とやゝ異なる點において更にその前に配列すべきことになる。なほ前章においてことさらに第五様式土器のうちで區別した二つの亞式の設定については、兩者が共に第五様式土器として新しい段階に屬することが認められながら、共にたゞ一地點のみの出土品に留まる資料の貧しさを顧みて、相互に如何なる前後關係にあるかは論斷を避けてかゝる取扱ひをしたのであつた。こゝにその事情を記して、他日の新資料の出現を待ちたい。

以上の所論から唐古遺跡における彌生式土器の五様式が、各々時期を異にして行はれたものとすれば、それは第一第二第三第四第五様式の順序に繼起したと解釋するのが適當とする見解に到達したのであるが、更に各土器型式の細部にわたつて、その變化の悉くが、かゝる様式發展觀によつて説き盡くし得るや否やを検討して見よう。

この爲に第一乃至第五様式における各土器型式について代表的な遺品を撰び、器形による様式間の連絡を明かにすべく様式番號の順に配列すると第六十六圖の如きものとなる。この圖を見るに、第一様式から第五様式への順に並べたそれらの器形の系列が、自からそ

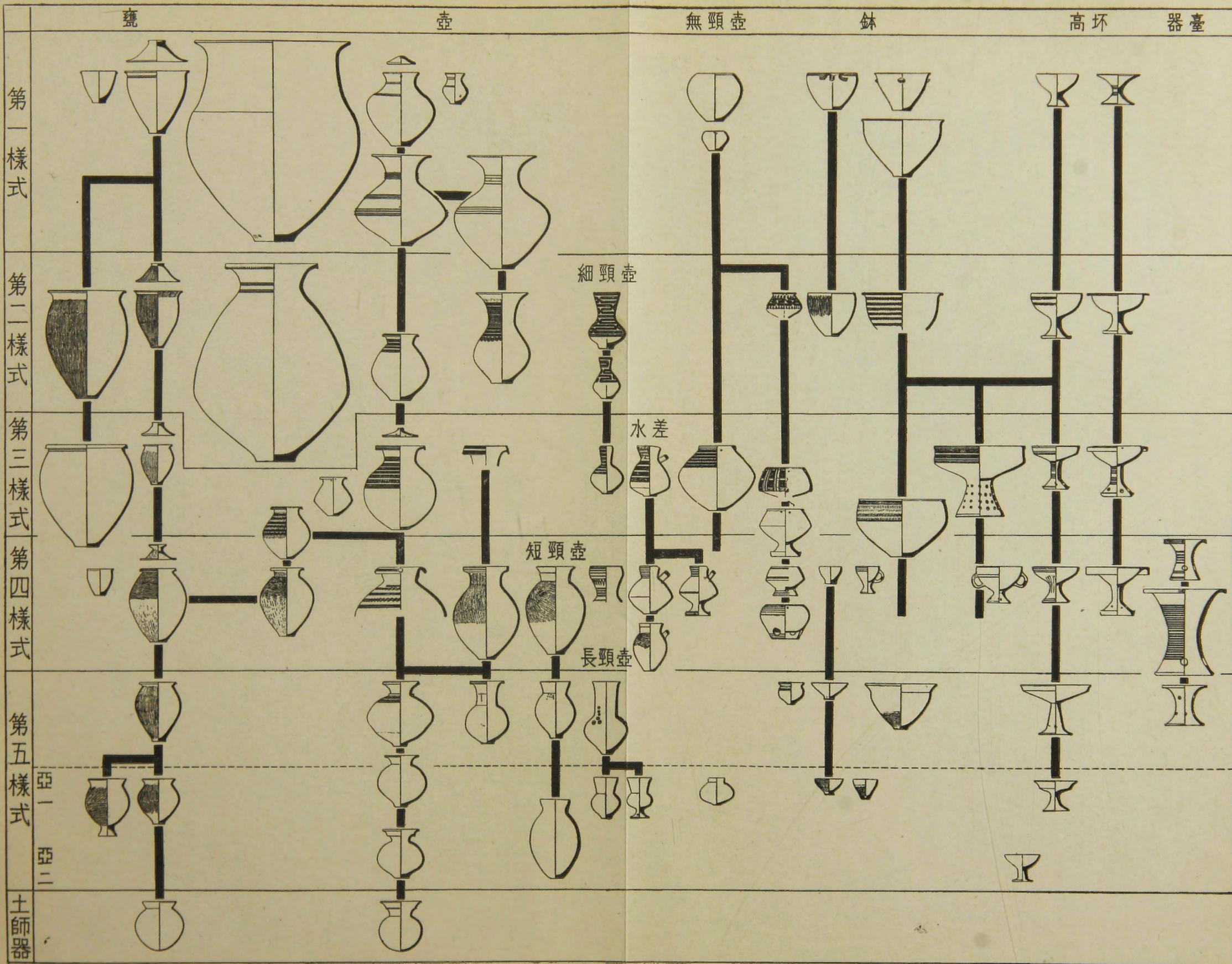
五様式の 變遷

の土器形式の變化の過程を示してゐて、これらが全體としてかゝる系統的消長を有したと考へることに支障なきを思はしめる。しかして、壺、甕、鉢、高坏等の主要な器形の土器が第一様式より第五様式に到るまで、連続して存するに對し、無頸壺の如く本遺跡の第五様式土器になほその例を見ぬものがあり、また水差形土器は第三様式に出現して第四様式に續くが、第五様式にはそれがなく、器臺形土器は第四、第五兩様式にあつて、それ以前に遺品を缺いてゐるが如く、各土器様式における所屬型式の増減もまたかゝる様式發展の過程を承認することにより、一層自然にその現象を解釋し得るものがある。次に個々の器形について稍々詳しくこの變遷に對する解釋を試みたい。

壺形土器
の變遷

先づ壺形土器について見ると、第一様式壺形土器のうちにおける口頸部長大化の傾向と、それに伴ふ沈線文帶擴張の主流が、その篋描文様を櫛描文様に代へることによつて、第二様式壺形土器に移行することは、前章において暗示した如くである。その口縁部裝飾においては、第一様式土器の一部に行はれた篋描文様系統の三、四の手法が第二様式土器にもそのままに用ひられ、漸次櫛描文様を以て代へられるに至つた。壺形土器頸腹部の櫛描文様は、はじめ第一様式土器の沈線文帶を繼承した爲に、専ら直線文帶を主としたが、その下端に波狀文の一帯を加へる風が漸次定型化せられるに及んで、第三様式土器の主潮を完成し、同時に第三様式に至つての櫛描單位文様の増加と相俟つて、頸腹部の文様は一轉してその組合せの變化に最も華麗なる段階を現出した。しかもその間に自から一貫した限定の存したことは、口縁部においては、端部に波狀文を、内面に櫛目文を専ら使用せるが如き事實によつ

本圖中に使用した土器はすべて今回の調査に際して出土したものに限り、從來本遺跡から発見されてゐるものを加へてゐない。但し破損品を復原形を以て示したものを含んでゐる。



細頸壺

水差

短頸壺

長頸壺

でも知り得るのである。北方砂層出土壺形土器の口縁部に凹線文を繞らしたものが櫛描波狀文のそれと相半ばする事實は、器臺形土器その他との關係によつて、第四様式としては寧ろこれが主潮をなしたことを示すかと考へられるが、第三・第四兩様式の分離がなほ完全でないため、なほ多くを言ひ得ない。しかし、先に第二表によつて、波狀文のみを以て壺形土器を飾る例の僅少なることを指摘したが、明かに第四様式土器に屬せしめ得る資料(438等)にかへつてこの手法によるものの存する事實は、篋描の斜格文のみを以て土器を飾るなどの異例(第四十圖^九)の出現等とあはせて、既に第四様式土器のうちに櫛描文様による裝飾手法の衰退を窺はせる様に見えて、續く第五様式土器においてそれが最早殘存的存在に留まるとした先の解釋が容れられることになるのである。次に櫛描文様を用ひた壺形土器の系列と並んで、第四様式土器には口縁部に凹線文を飾り、頸部に櫛目文・刺突文等を繞らした特色ある型式が盛行した。これは或は第三様式土器の或るもの(320)にその型式の出自を求め得べきであらうが、この型式の夥しい出現は一の變革と觀せられるものである。これに對して第五様式土器における壺形土器の型式の多様性は、ほとんどその一々について先行型式を明かにしがたいほどにまで分化し、土器が文様によつて飾られることを離れて、ひたすらに簡単な器形の變化にのみ裝飾性を求めた様に考へられるものがある。しかしそれが用途に即した長大な器胴と、簡潔な口頸部との、裝飾的要素を全く去つた形態に統一され行く傾向のあることも、見逃しがたいのである。

長頸壺

壺形土器の一種たる長頸壺が、第二様式土器における流水文で飾られた口頸部の比較的

水差形土器

大きいものに發し、第三様式における口頸部の小さなものに續くこともまた注目すべく、或は第四様式土器中に若干ながら口縁部の内曲する資料を見ることは、同様式中に圓窓附壺形土器の殘片を存することと併せて、東の伊勢灣沿岸地方の彌生式土器との關聯において理解せらるべきものである。第五様式土器においては、前述の壺形土器の多様化する傾向と並んで、長頸壺もまた個性強き存在を示してゐる。水差形土器が第三様式においてその壺形土器に相近い櫛描文様で飾られた型式をもつて現はれ、第四様式に至つて凹線文を主文とし、叩目仕上げや素文の粗製品に終ることは、一般壺形土器の系列と矛盾するところがない。無頸壺形土器についても、第一様式において無文の磨研せられた型式を存し、第三、第四兩様式では櫛描文様で飾られるが、これに脚臺を附した形の土器には、第二様式中に口縁部が外反して流水文を飾つたものがあり、櫛描文様帯の上に刻目凸帶列を縦に貼附した型式の土器を第三様式に屬せしめ得るならば、第四様式の特色たる脚臺に大きな圓孔を穿ち凹線文を繞らした型式に至るまで、その間に於ける變化の過程を推し得る資料にも乏しくない。しかしてこれらの土器が脚臺を有すると有しないとにかゝはらず、口縁部に相對して二孔一對の小孔を穿つことを、一貫した特色とすることは、器形及び裝飾の幾變轉を超えて、これらが一の系列にまとめらるべきことを證するに足るであらう。

鉢形土器の變遷

鉢形土器は口縁部の外反するものと直口のものとは第一様式に見られるが、第二様式においてもこの二種の型式が認められ、そのうち口縁部の外反するものには櫛描文様が飾られて、次の第三、第四様式に續くと共に、口縁部の外反せる形が漸次萎縮して折り返へされた

高坏形土器の變遷

形となり、凹線文を必須とするに至る経過が豊富な資料に依つて跡づけ得る。第五様式においても、或はこの系列に屬するかと思はれる大型の、口縁部を別に附した鉢形土器があるところを見ると、第四第五兩様式を通じて、別に存する小型直口の鉢形土器に、或は第一様式土器からの傳統を含ませるべきであるかも知れぬ。高坏形土器でもまた第一様式より、直口の型式と、水平の飾縁を附した型式とが並び行はれて、前者は第二様式の櫛描文様を飾つた土器、第三第四様式の口縁部外側に稜を形成し凹線文を飾つた土器を経て、第五様式の有稜無文の土器に連なるとも、或は第四様式の無稜凹線文の高坏に續くとも考へ得られる。

また後者は第二第三様式土器のうちに見る過渡的形態を経て、第四様式土器における水平縁の端が下方に垂れ下がつた特色ある坏部を有する高坏に至ることが察せられるのである。これらの過程において、鉢形或は高坏形土器の外側部に、第三様式に至つて著しい稜を形成する傾向の存することは、また無頸壺形土器においても、水差形土器においても見られた處であり、改めて全體としての土器様式が個々の器形に與へる導力の強さを思はせるものがある。器臺形土器は第四様式土器に凹線文を數多く繞らした大小各種のものが多數に行はれて居り、その口縁部の裝飾手法(圖版第四 七1|6)は壺形土器と軌を一にして兩者の關聯が考へられるが、その一部を第三様式のうちに含めてこれに先行せしむべきや否やは、確證を缺くために決し難い。而して第五様式においては凹線文なき比較的小型の土器を見るに過ぎない。

甕形土器の變遷

甕形土器は煮沸用具としての實用本位の形態にもかゝはらず、また見るべき様式差を示

してゐる。第一様式土器の口縁部の外反する鐘形の甕には、頸部に沈線等を繞らすものと、無文のものがあり、前者には口縁部に刻目文を施すことが多く、後者にはこれを缺くものが多いことは既に述べた(五〇版)。その沈線を有するものについては、量的に多い二條乃至四條の範圍から、漸次沈線の數を増すに隨つて刻目文なき資料の數を減じて、壺形土器に見る文様帶擴大化の傾向と相應する、様式發展の後段の現象であることを思はせるものがある。これらの土器と第二様式の甕形土器との間には、過渡的形態を認め得るが、後者の全面に刷毛目を用ひ、口縁端に刻目文等を施した定型化せる特色は、それにも増して獨自的な性格を強く感せしめるのであつて(圖119)、次の第三様式への移行についても、やゝ間隙の存することが考へられる。第三、第四兩様式の甕形土器は器形においては殆ど變化がない。その形は、口徑が腹徑よりも大であつた第一様式から、腹徑のより大なるものを含む第二様式への變化を承け繼いで、すべて口徑よりも腹徑の大きな、口縁部と器體との區別の劃然とした形となり、口縁部に刻目文を用ひることが稀となる。しかして、若し將來第三、第四兩様式土器の分離がより完全に行はれ得るに至らば、仕上げに叩目を用ひるもの(12同)が第四様式に多く、第三様式のそれが刷毛目を主とすると言ひ得るのではあるまいか。第三、第四兩様式土器については別に大型甕形土器を分つたが、第一様式以來、この程度の大きい甕は並び行はれてゐて、たゞ第三、第四兩様式では口縁部に凹線文等が施される爲に(10同)、小型土器に比してやゝ複雑な發達を示してゐるのを區別したまでである。これらが大小共に轆轤成形の手法を顯著に留めてゐるに對して、第五様式土器においては、一個の器體を三四の環狀部分

蓋形土器 の變遷

に分けて接合した、一種の輪積成形の手法が著しく、¹⁹仕上には叩目を残すことが特徴となつて、大型土器は影をひそめるに至るのである。

最後に残した壺と甕との爲の二種の蓋形土器は、第一様式においては兩者の別が判然としてゐるのに、第三様式では兩者が同一の器形となり、第四様式ではたゞ甕の用に當てられた二三の土器を見るに過ぎなかつた。²⁰しかして、壺形土器のための蓋についていへば、第一様式においては大部分は中央に一孔を穿つ式であつたものが、第三様式においては孔を有する限り周縁に二孔一對を穿つ型式に統一せられてしまつてゐる。しかして第一様式土器のうち、摘みが中凹みの環口狀を呈するものや双頭に分れたものは、種々の點で笠形を呈する型式よりも遅れて行はれたと認められる事實は、他方における甕用蓋の形態からの影響と共に、或は第三様式の截頭圓錐狀の蓋への連絡を解き明かすに役立つものと見るべきであらう。

主要な器形について述べた以上の系列觀に無理がないとすれば、唐古彌生式土器に存する五つの様式を、かくの如く第一様式から第五様式への順序に繼起したものと見ることに、妥當性が、いよゝゝ認容せらるべきである。もとよりかく言ふことは、これらの五様式の成立と推移とを必ずしも本遺跡のみにおける自生的現象としてのみ解釋することを意味するものではない。唐古遺跡における彌生式土器の様式發展は、自から唐古を含んだ畿内地方彌生式土器の問題であり、且つまた隣接諸地方の彌生式土器各様式との關聯のもとに解かるべき問題である。例へば既に指摘した第四様式の圓窓附壺形土器のほか、第二様式土

器に一例を検出した磨消繩文帶を有する土器等(圖版第四三)もまた、文様帶中に窠描の縦線を配するといふ細部に至るまで、同じく伊勢灣地方の併行様式中に盛行する手法と一致するものである。更にその繩文の存在といふ點に留意すれば、第一様式土器に屬する一遺品(圖版第一)と共に繩文式土器との交渉が考慮されねばならぬであらう。しかし、今は徒に論の長きにわたることを恐れ、以上をもつて唐古遺跡發見の彌生式土器に對する記載の筆を擱く。(小林)

【註】①一般に彩色ある彌生式土器としては伊勢灣地方や南關東地方の若干の様式がよく知られてゐる(森本六爾・小林行雄『彌生式土器聚成圖録』參照)。しかしそれらは主として櫛描、或は繩文による文様帶の區劃に應じて塗分けたものであつて、純然たる彩色のみによつて文様を描いたものとしては、尾張熟田遺跡發見の一土器(同書圖版三一、〇四)や、最近發見せられた河内瓜破遺跡出土品(山本博氏「河内國大和川床出土の彌生式遺物に就いて」、『考古學雜誌』第三一卷第二號、昭和十六年二月)第四十九圖及第五十圖)などが稀例に屬するものと考へられてゐたのである。しかしして唐古第一様式土器に相當する各地の様式に彩文の行はれた形迹のあることは、筑前藤崎・同立岩・尾張西志賀等から發見された少數の費料によつて豫想せられるところである。

なほ本調査においては唐古第五様式土器中にも二、三の彩文例を検出したが、その後諸遺跡を調査した結果、畿内の第五様式土器にもまたしばしば彩文の行はれた事實が明かとなつた。前記の河内の瓜破遺跡發見土器の如きもまたその一例である。但しこれについて深く論ずることは他の機會に譲り、こゝには

第五様式土器の彩文は土器の焼成前に描かれたものである點で、第一様式土器のそれとはやゝ手法を異にすることのみを記して置く。

②嚴密な意味の雷文ではないが、方形を重ねた圖形を窠描によつて表はした文様のある土器片が、飯田氏によつて本遺跡から採集されてゐる。小林行雄『彌生式土器聚成圖録解説』(昭和十四年七月刊)第十二圖參照。

③第一章註④參照。

④小林行雄『彌生式土器聚成圖録解説』(昭和十四年七月刊)畿内地方第四様式の項參照。

⑤森本六爾氏が「原始繪畫を有する彌生式土器」(『日本上代文化の考究』所收、昭和二年七月刊)においてこれを紹介し、その畫題については樹と舟との二説を擧げて後者に贊してゐる。

⑥上田三平氏『若狹及び越前に於ける古代遺跡』(『福井縣史蹟勝地調査報告』第一冊、大正九年四月)圖版第八參照。

⑦小林行雄「攝津國神戸市篠原遺跡に就いて」(『史前學雜誌』第一卷第四號、昭和四年九月)第七圖及第八圖參照。

⑧小林行雄「銅鐸年代論」(『考古學』第十二卷第一號、昭和十六年

一月)に著者の見解を記して置いた。

⑨直良信夫・小林行雄「播磨國明石郡玉津村吉田遺跡調査概報」『考古學』第三卷第五號、昭和七年十月。

⑩小林行雄「大阪市住吉區桑津町彌生式遺跡」『大阪府史蹟名勝天然紀念物調査報告』第十二輯、昭和十七年三月。

⑪小林行雄「神戸市東山遺蹟彌生式土器研究」『考古學』第四卷第四號、昭和八年四月。

⑫攝津國北河内郡枚方町田口字嘉開山代にある。近く『大阪府史蹟名勝天然紀念物調査報告』第十三輯に發表する。

⑬小林行雄「神戸市布引丸山の彌生式土器」『考古學』第六卷第四號、昭和十年四月。

⑭小林行雄「攝津國神戸市篠原遺跡に就いて」『史前學雜誌』第一卷第四・第五號、昭和四年九月・十一月。

⑮河内國中河内郡枚岡町大字額田字西ノ辻にある。本遺跡には第三様式、第四様式及び第五様式土器が各地點を異にして發見され、特に第五様式の資料は豊富である。近く『大阪府史蹟名勝天然紀念物調査報告』第十三輯に發表する。

⑯濱田耕作博士「河内國府石器時代遺跡發掘報告」(『京都帝國大學文科大學考古學研究報告』第二册、大正七年七月)圖版第十一、第十三を比較することによつて、B地點においては下方の第二層が第一様式土器を主とし上方の第一層が第三様式・第五様式土器並に土師器祝部土器等を包含してゐた様子が察せられる。

⑰大和國吉野郡中莊村宮瀧にある。近く末永雅雄氏によつて奈良縣からその正報告が刊行される筈である。

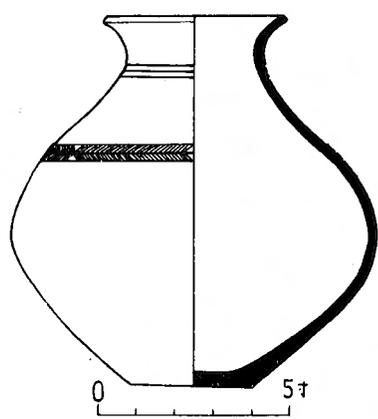
⑱小林行雄「土器の製作と轆轤の問題」(『考古學評論』第一卷第一

號、昭和九年十二月)に、これについて詳論したことがある。

⑲河内西の辻遺跡で數十個の第五様式土器が一群となつて發見された中に、一個の無頸壺に蓋を被せたまま埋没してゐた例がある。その蓋の形は截頭圓錐狀で周縁に二孔一對の紐孔があ

る。

⑳第六十七圖の第一様式壺形土器は第五十六圖の土器と共に發掘後間もなく東京帝室博物館へ出陳してあつたので、前章の記載に漏れたが腹部の文様帯が三條の沈線の間に短斜線を羽狀に配し、六ヶ所において上下共にその方向を變じてゐる點で、第一様式土器の羽狀文として典型的な遺品とするに足るものである。



第六十七圖 第一様式壺形土器 (縮尺 1/2)

第六章 木器類及び植物製品 (遺物 三)

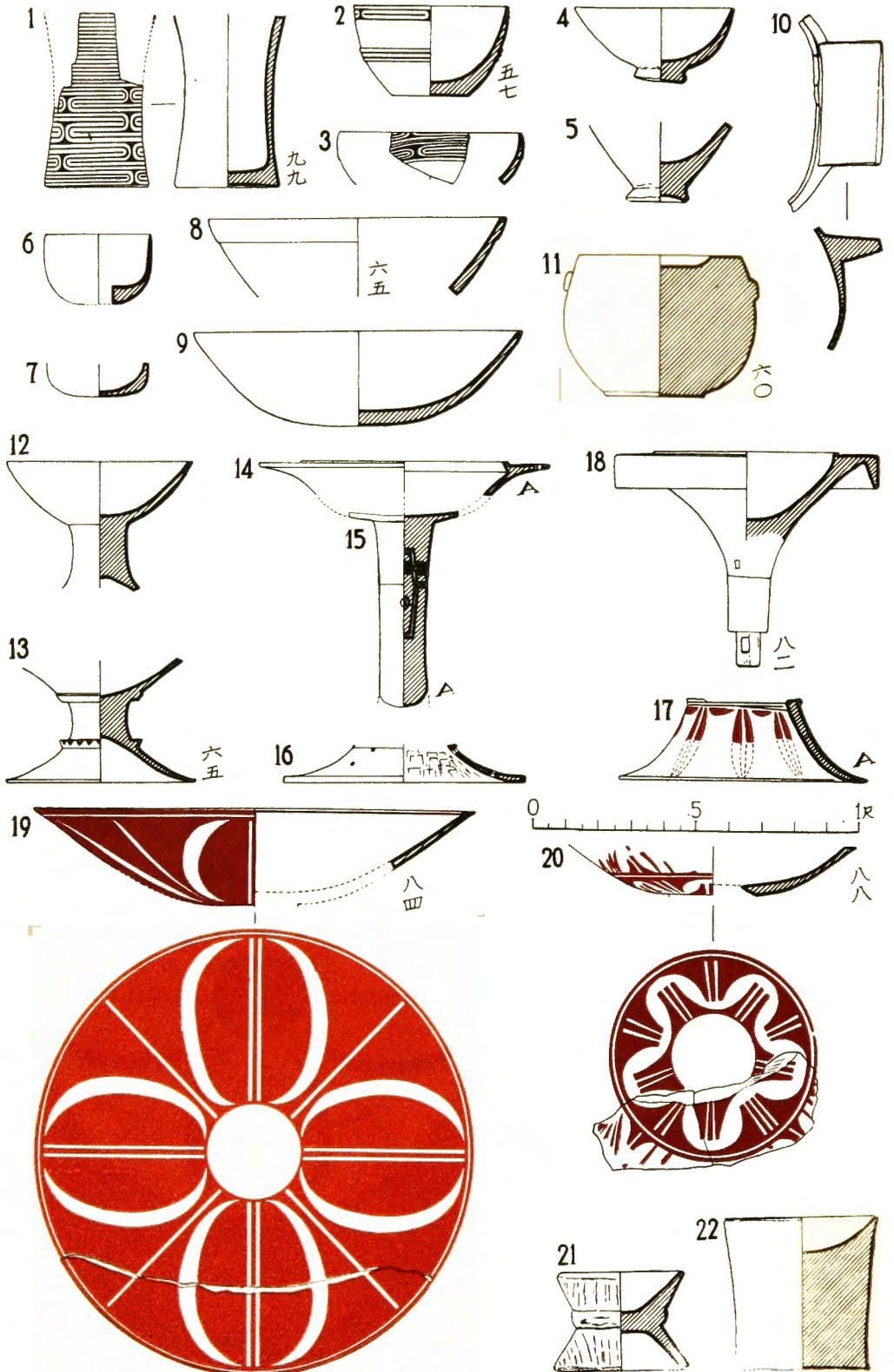
〔圖版第五七—第八七〕

夥しい土器類と相並んで本遺跡出土の遺物を特色づけるものは木器類及び植物製品である。通常我が先史時代の遺跡においては、その性質上腐朽し去つて形迹をとゞめることの稀であつた木製品が、珍らしく多數に遺存し、かつそれ等が比較的良好な保存状態にあつたことは日本考古學上に新しい觀點を與へる資料として、本遺跡調査の意義を高めたものと言ひ得る。而して遺跡が住居址たる關係からでもあらうが、單に仕上げられた器物の外に、その製作の過程を示す未完成の木器の併存を見たこともまた研究上に寄與するところ大なるものがある。

木器の種
類

さて本遺跡出土の木器は、形の明かなものに就いて見るに容器、耕具、器具、武器の著しい四類があり、用途不明の未完成品を加へるにおいては、更に他の部類に互るものあるを思はしめる。是等のうち容器は上記の土器類と緊密なる關係にある形態を主とするが、而も製作の手法其他に特殊性をも併せ示し、後三者にあつては石器等では見得なかつた種類を主とする點で新事實を提出したものが多し。されば本章では便宜上是等を一括して、先づ前章を承けて、容器からはじめ、耕具、器具、武器、其他の順に、やゝ詳しく記載を試みることにする。

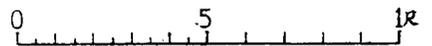
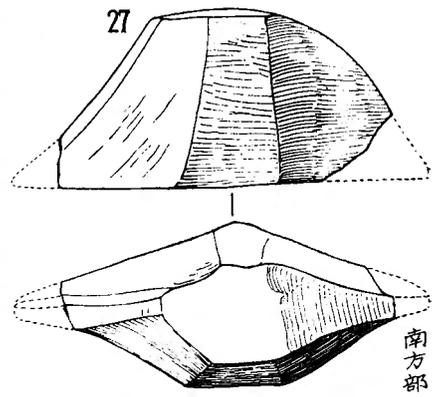
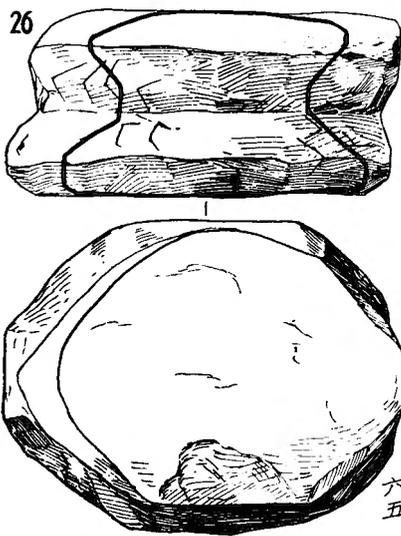
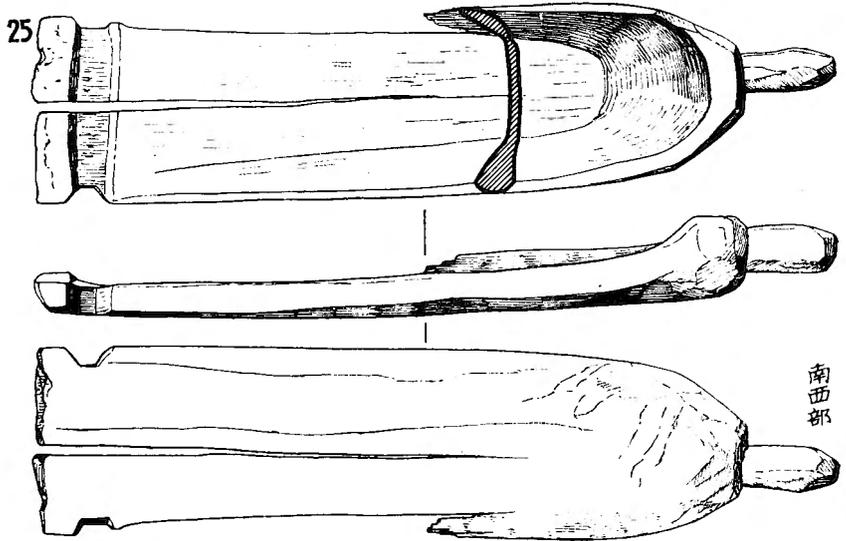
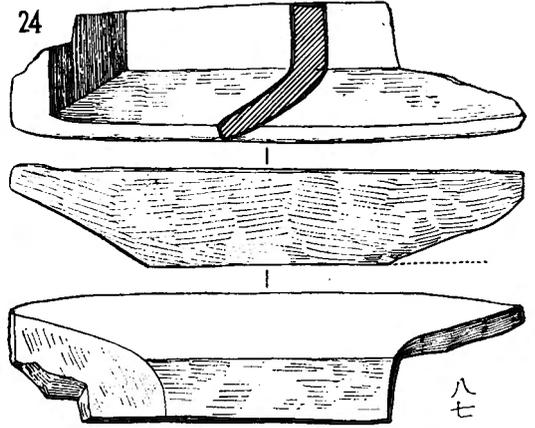
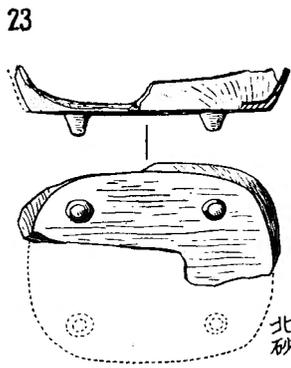
第六十八圖 木器類實測圖 (1)

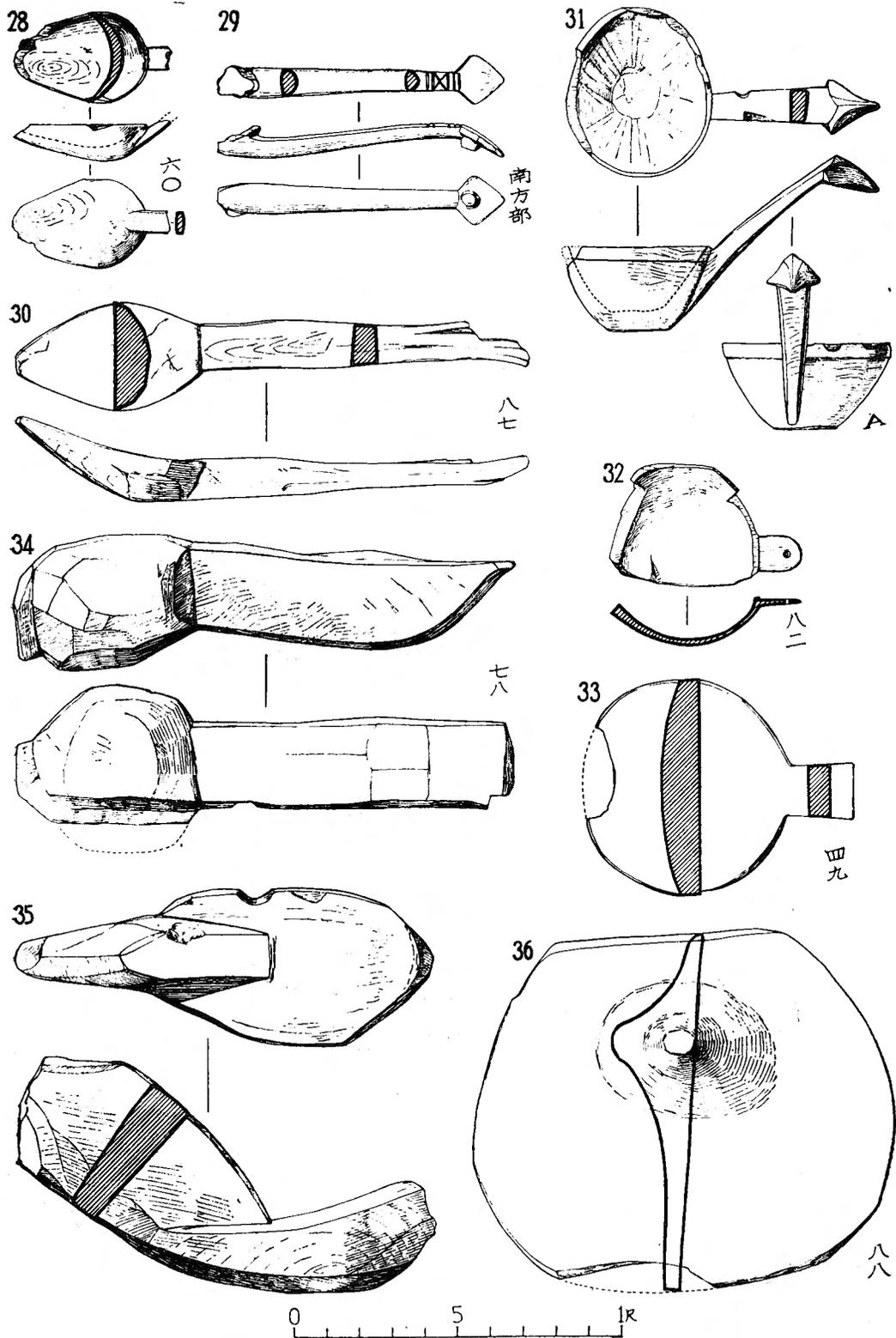


筒形木器・鉢形木器及高杯形木器

(縮尺1/6)

第六十九圖 木器類實測圖 (2)

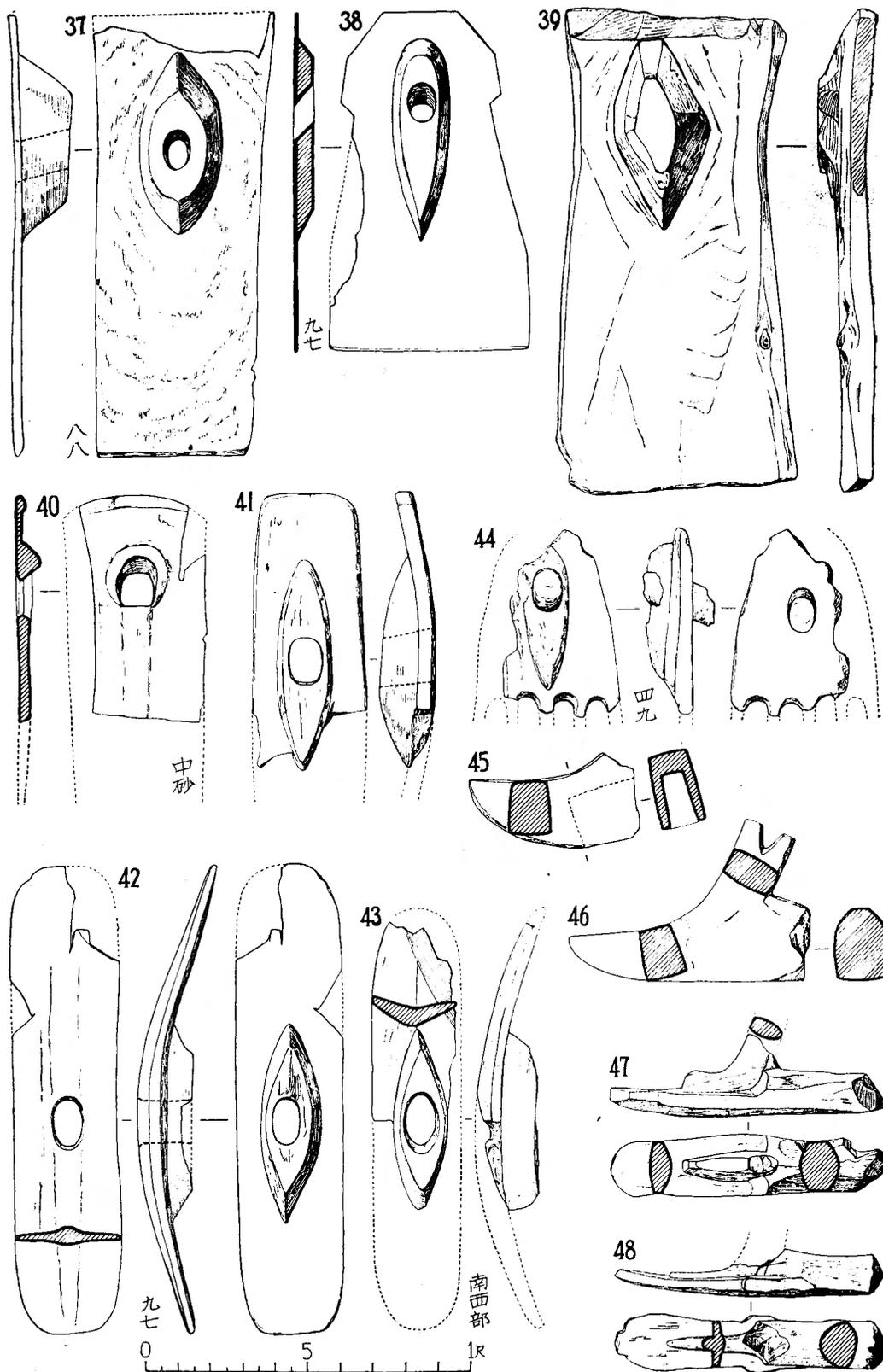




匙形木器・杓形木器及木器未製品

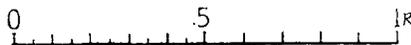
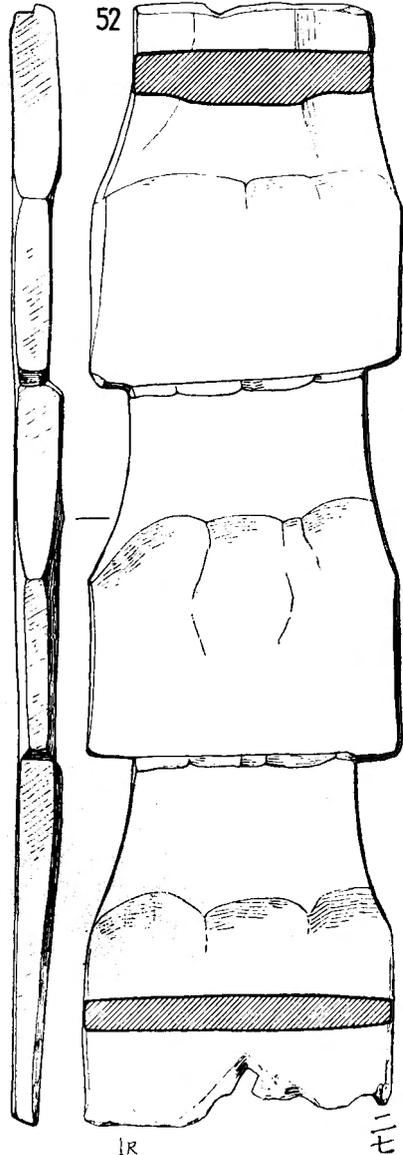
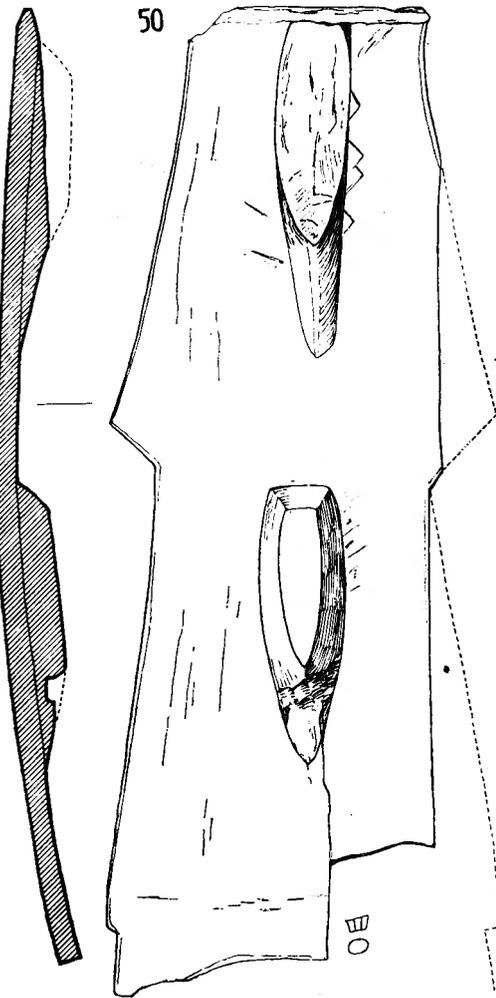
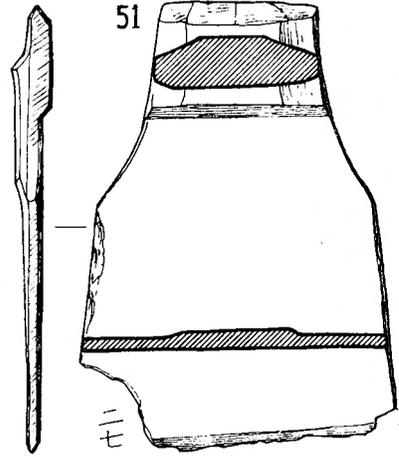
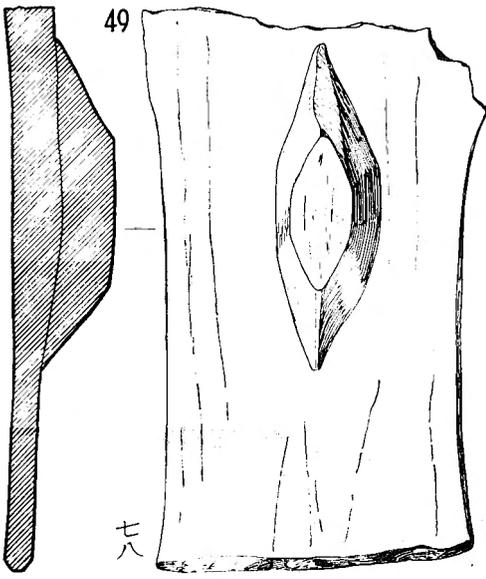
(縮尺 $\frac{1}{4}$)

第七十一圖 木器類實測圖 (4)

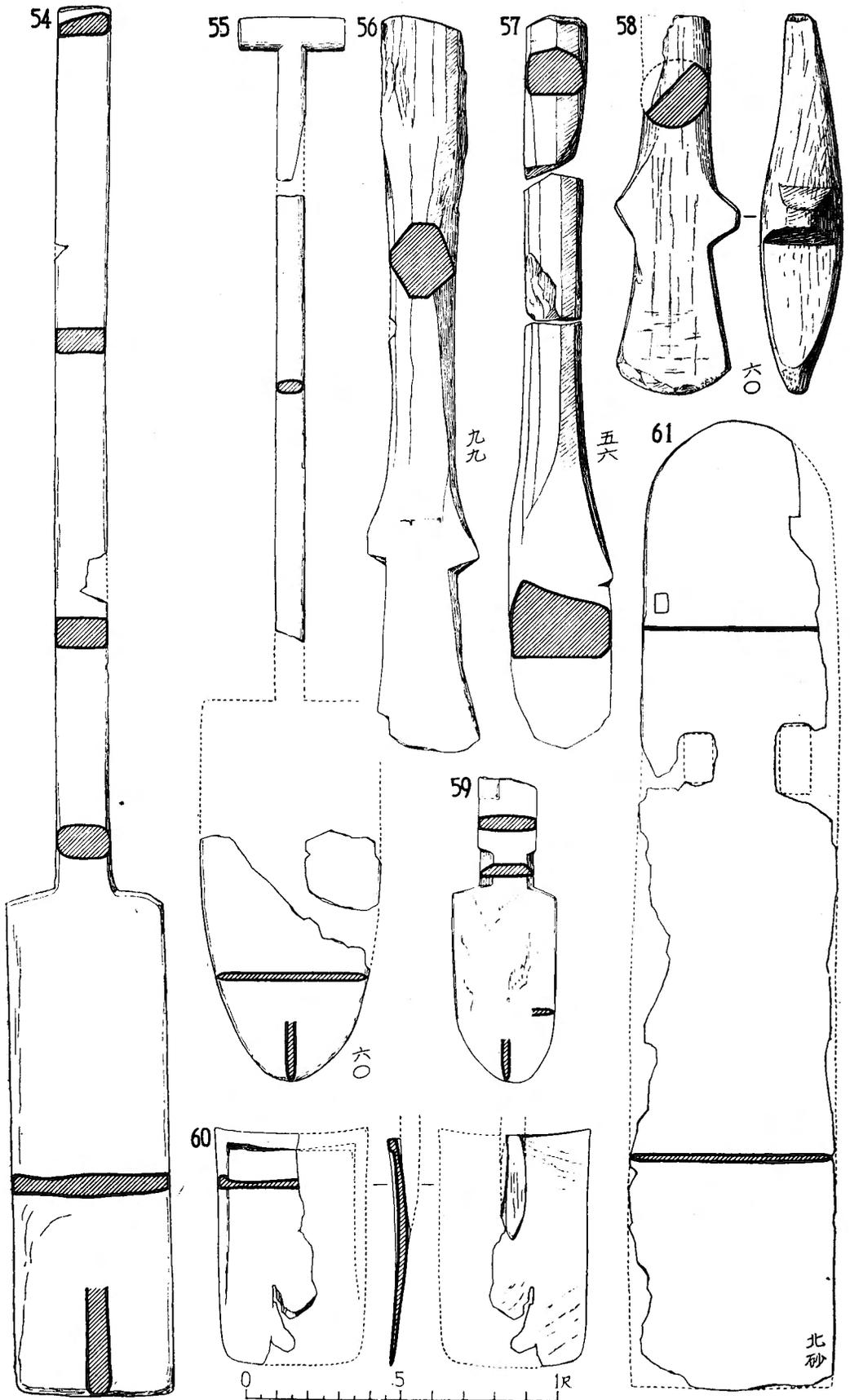


木製鋏類及犁頭狀木器

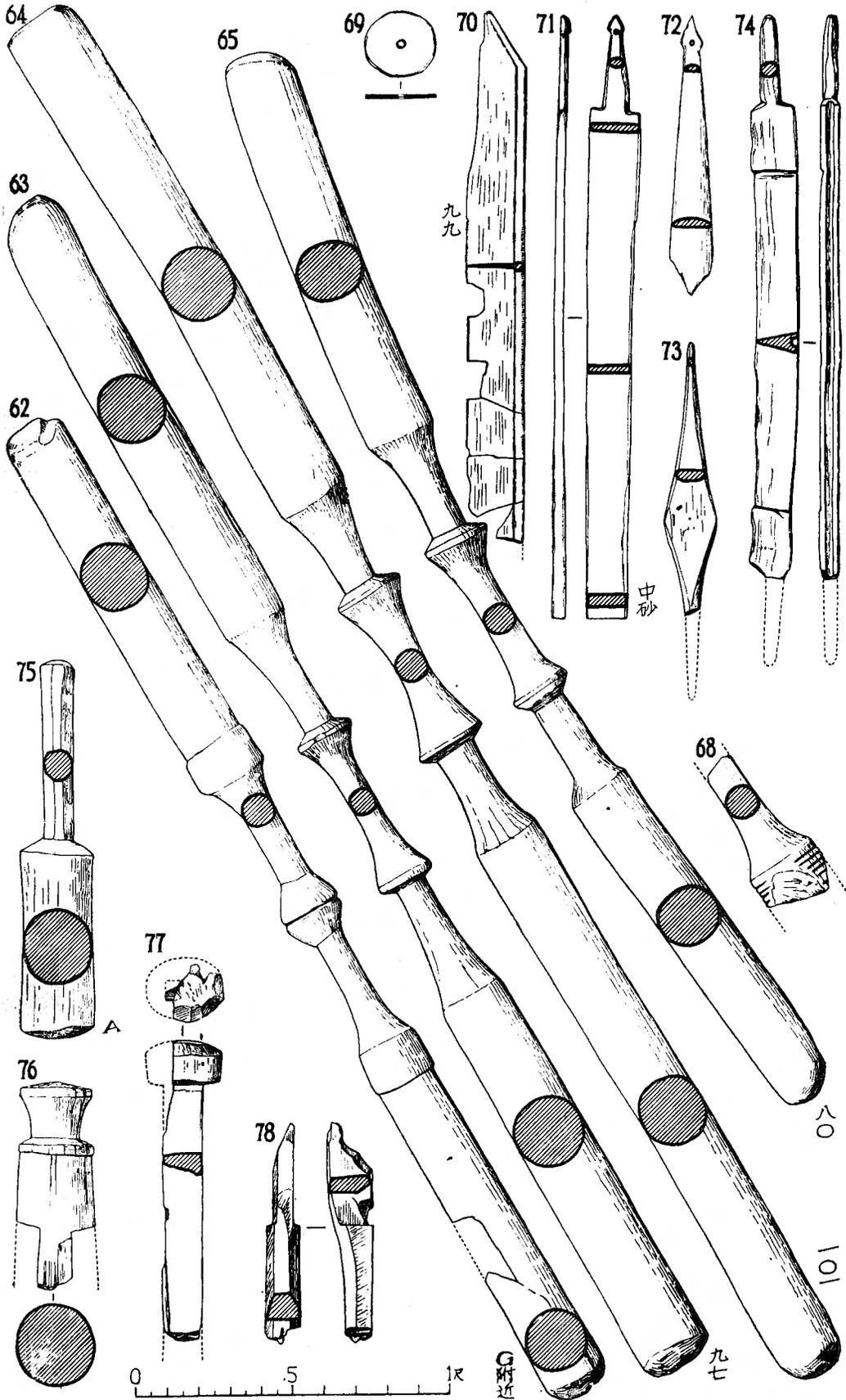
(縮尺 $\frac{1}{4}$)



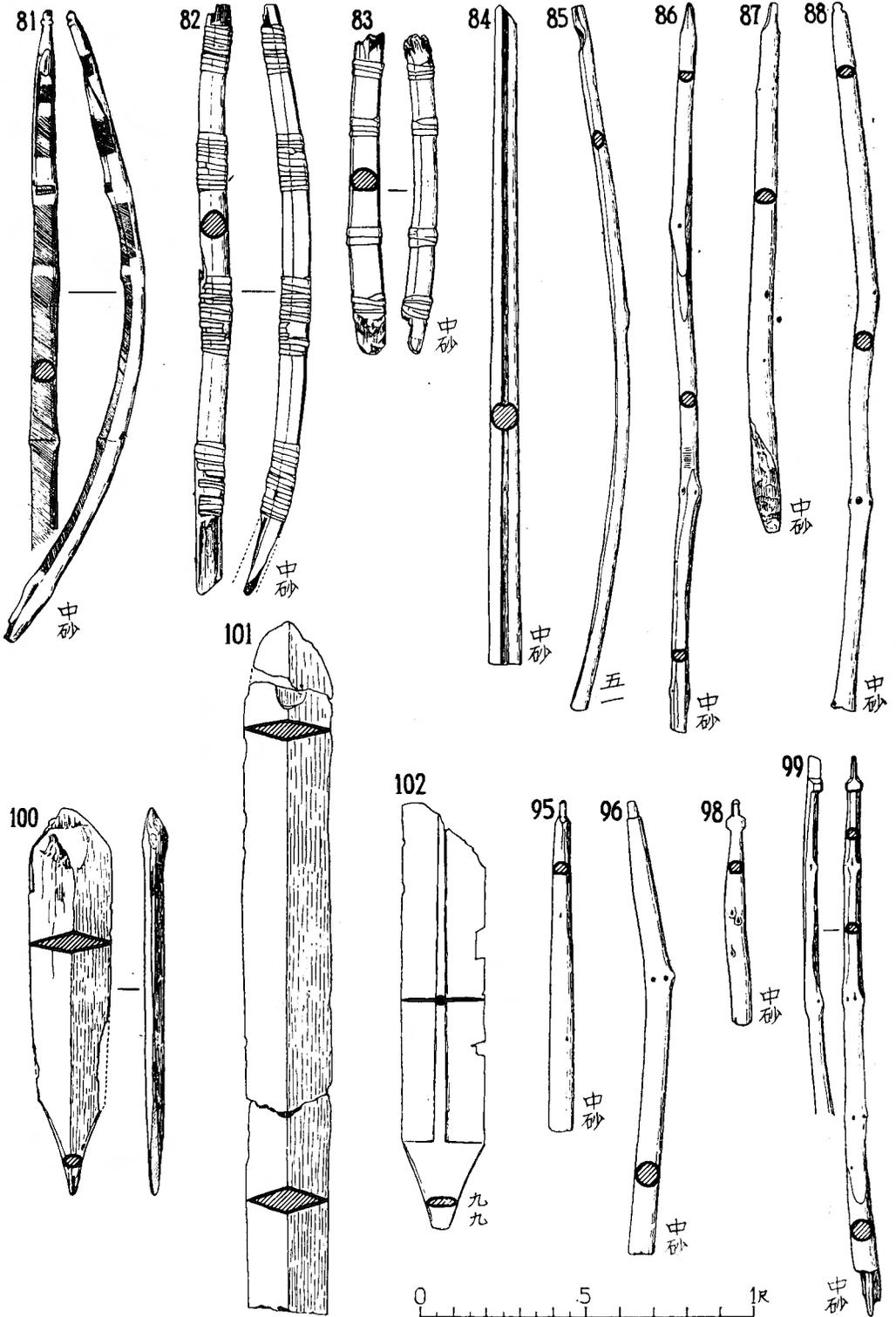
第七十三圖 木器類實測圖 (6)



鋤形木器類

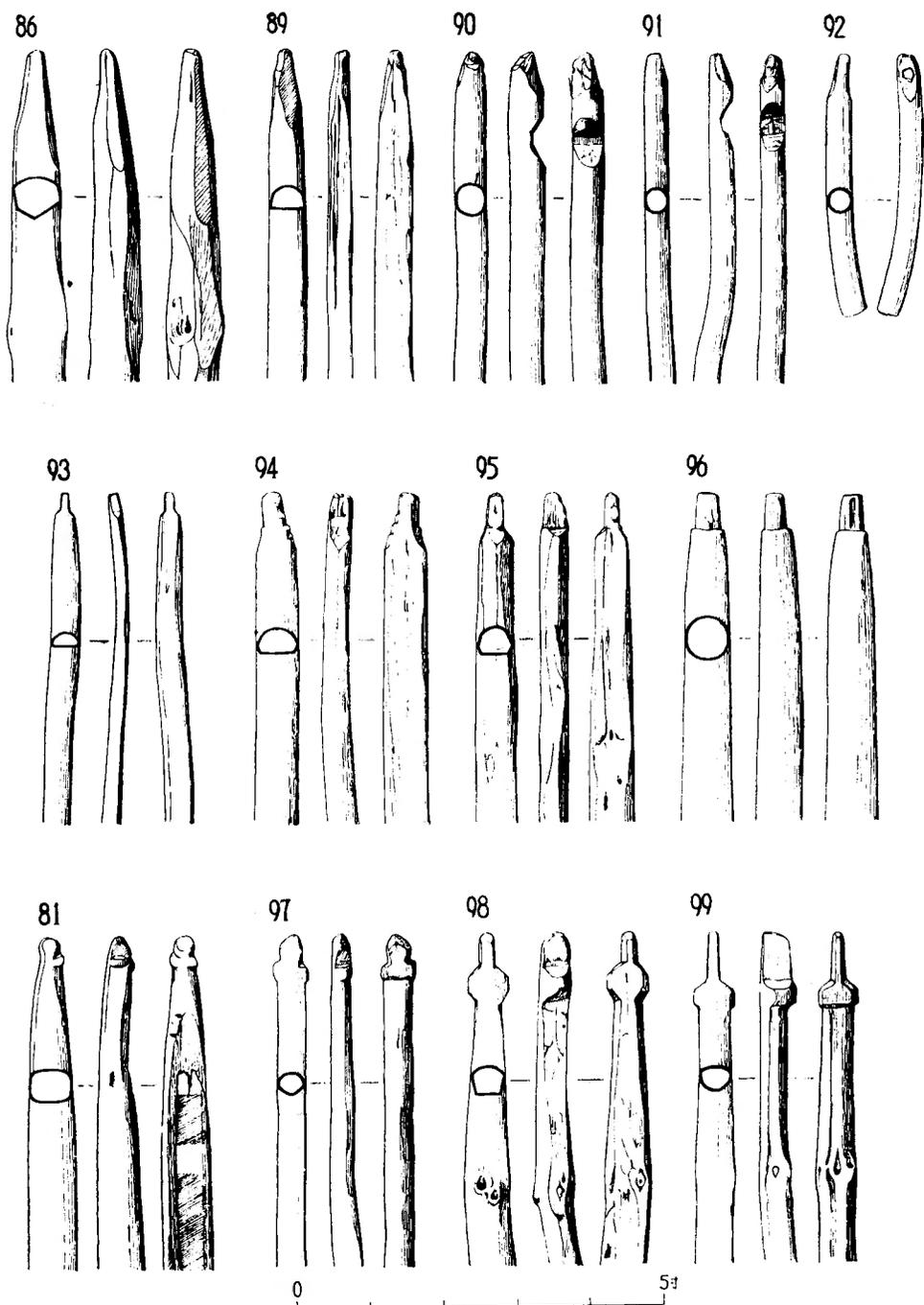


第七十五圖 木器類實測圖 (8)



木弓及劍形木製品

(縮尺 $\frac{1}{4}$)



小型丸木弓弭聚成圖

(縮尺1/4)

木製容器類 (圖版第五七—第六七
第六八—第七十圖)

木製容器

木製の容器は其の數量に於いて固より豊富なる土器に較ぶ可くもなく、また完形を保つものも乏しいが、而も器形に鉢盤、高杯等、土器に見ると同様な類を存し、更に筒形容器をはじめ匙及杓などの別個な遺品をも含んでゐて、これ等が其の製作に當り金屬器を用ゐた形迹をとゞめた點などと共に注意を惹くこと以下の記述に示す如くである。

筒形木器

筒形木器(1) (圖版五七) 上部が缺失してゐるので原形を確め難いが、現状の示す所、器體は内部

を刳つて作つた筒形であつて、側面の中程で少しくびれてゐる。もと上部が更に若干擴がつた細長い筒形をなしたものであらうか。形と共に注意を惹くのは外面に極めて整ふた流水紋の彫刻を施してゐることであつて、その稍々太い線の具合は銅鐸に見るそれを髣髴せしめるものがあり、またこの彫線の上に金屬器の使用を察知せしめるものがある。文様の構成は浮彫風に表出せられた六本の線條が一單位となり、器周を四分して、相對する二ヶ所では上位の二線が中の二線に曲折して續き、他の二ヶ所では下位の二線が中の二線に連結されて、二段構成の流水文帯を作り上げてゐる。その文様一帯の幅は約八分あつて、現存部はこれを六帶重ねたものと推察される。なほ最下部には四線よりなる一段構成の別な流水文の一帯を加へてゐる。現存高五寸一分餘、底徑三寸一分。第九九號地點第一様式土器出土、堅穴内發見。

鉢形木器

鉢形木器(2—11) (圖版第五八・六四) 鉢形を呈するものは木製容器中最も多く、大小十餘例を検出し

たが、ほぼ完形を有する小型の二例を除くほかは、すべて一小部の断片であつた。しかして、破片から復原し得る原形は口縁部の開いた簡単な平底の器形を主とし、これに把手などを作り出したもの若干を含んでゐる。先づ主要なものから挙げると、完形を知り得る小型鉢の一例(2)第五七號地點發見は、口徑四寸八分、底徑二寸三分、高さ二寸七分の坐りのよい平底の鉢形で、外側には口縁部と腹部とに沈線帶の彫刻があり、前者は不規則に六分して一重の流水文狀に作つてゐる。材はサクラである。他の一例(4)は前者よりも淺い形で、口徑五寸餘、高さ二寸三分を有し、底部は器體から凸出して作られた徑一寸六分の不安定な平底になつてゐる。材はケヤキである。これに相似た、やゝ厚手の遺品は破片中にも見られる(5)。

次に鉢形木器の残片中で注目すべき資料としては、口縁部に前記の筒形木器と同様な流水文を彫刻した口徑五寸六分のクハ製品(3)や、同じく、口縁部に幅八分の段狀帶を繞らした口徑九寸のケヤキ製大型鉢(8)第六五號地點發見がある。また大型鉢の外側に幅一寸七分、長さ三寸八分、端厚四分の長方形の把手を水平に作り出した遺品もある(10)。この把手を附した木器の形を、現存部の曲率から復原すると、直徑九寸以上の大いさのものであつたことが推され、もと把手が左右に相對して作られてゐたとすれば、現在臺灣の紅頭嶼や南洋の土俗品に見る木製刳鉢に近い形であつたことになる。

なほ丸底を有する小型の鉢形木器も一、二見出された。そのうち6は徑三寸三分、高さ二寸一分あり、また7は徑約三寸あり、内面に黒漆を塗つてゐる點で、今その出土地點を明かにせぬためにこれによつて深く論じ得ない憾みはあるが、注目せらるべきものであらう。

鉢形木器
未製品

以上の様な鉢形木器の諸資料に關聯して、その未製品と目すべき一遺品(11)をこゝに附記して置きたい。それは胴の張つた球形に近い器體の上下を直截して、下面には僅に突出した平底を作り、外面をかなり丁寧に削つたものである。既に外形はほゞ出来上つてゐるが、而もその内部は上面中央を及幅六分餘の工具をもつて僅かに削りかけたまゝで放置してゐるのは、鉢形木器の製作に際し、外面を成形した後、内部を刳取る工程の存した事實を示す貴重な資料である。なほ本品の外側には相對して二個の小突起が作出されてゐる。相似た双耳の鉢形容器は、土器中にも例があるから、これもまたそれに類するものであらう。

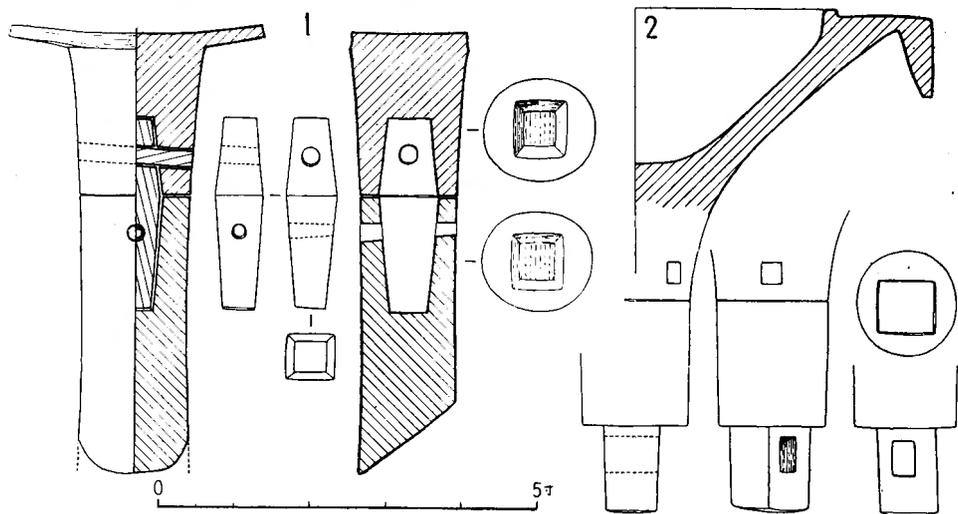
高杯形木器

高杯形木器 12—20 (圖版第五、五九—六三) 木製容器の中で鉢と並んで遺品の多いのは高杯である。その形には口縁部の形狀、脚臺部の長短によつて二三の種類はあるが、いづれも土器の形態と相通すると共に、その上に赤色顔料で彩文を加へたものを見る事もまた土器に一致してゐる。かつ今回發見した十個に近い高杯形木器は、第八二號地點出土の第四様式土器伴出例(18)一個を除いて、他は悉く第一様式土器と共存したものであることは、注意す可きである。

先づ第一様式土器伴出品のうち、ほゞ完形を遺存する資料から擧げると(圖版第一號地點發見例(12)は、淺い皿形の杯部と棒狀の脚部とを一木で削り出し、現在は缺損してゐるが、脚部の下方は裾擴がりに作られてゐたと思はれる比較的簡單な形狀のものである。その口縁部には一條の沈線を刻してあるほかは、特に裝飾的な加工は認められない。口徑五寸六分、現存高三寸九分。これに比してやゝ細部に變化の見られるのは第六五號地點發見例(13)であつて、口縁部を缺いてゐるが、大きく裾を開いた脚臺上部は短い中實棒狀を呈し、なだら

な曲線を描いて杯部についでゐる。杯部と脚臺部との接するところに幅四分の平たい隆起帯を繞らし、それに對して臺脚部には三角形斷面の凸帯一條を刻出して、土器の凸帯の場合と同様な刻目をその上加へてゐる。材はケンボナシを用ひ、表面並に杯部内面は削り方が丁寧であるが脚臺部内面は粗削りのまゝでのこされてゐる。脚臺下徑五寸八分、現存高三寸七分。

以上の二例と少しく異なつた形に復原し得るのはA號地點竪穴出土の杯口縁部(14)と脚臺の一部(15)とを遺存する高杯形木器である(六〇版)。先づ口縁部は、復原口徑八寸八分を有し、口縁端部上面に幅一寸二分の水平縁を作り、かつその内端に幅二分、高さ一分の凸帯を刻出したものである。材はクハを用ひ、厚さ二分といふ極めて薄手の作りで、現在口縁部の二ヶ所において縁端に近く徑一分餘の小孔各一個を穿つてゐるのは、もと四孔を有したものと見られる。脚臺部殘片は徑約一寸五分、長さ五寸八分を遺存する長い柱状のものであつて、下端は斜に缺損し、上端には厚さ二分を有する杯の底部が若干遺存してゐる。本品において特筆すべき點は、これが杯部下端より二寸の位置において二材を接合して組立てられたものである事實である。今これを分解して檢すると(七〇圖)兩接合面は水平に削られ、こゝに邊長八分の方形柄孔が穿たれてゐて、その深さは下材一寸五分、上材一寸、共に孔底でやゝ廣さを減じてゐる。この孔に挿入せられた柄は、接合面で幅七分、兩端で約五分、長さ二寸五分あつて、上下兩端に向つて截頭方錐狀に若干細めて削られて居り、その大いさは柄孔と良く合致してゐる。更に柄を箆込んだ後に外部よりそれぞれ徑約二分の木製目釘各一個を



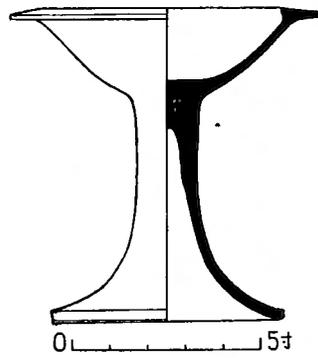
第七十七圖 木製高杯接合部詳細圖(縮尺 $\frac{1}{4}$)

打つて固定してゐるが、上下の目釘の位置が互に直交し、方形断面を有する柄に對し各その面を異にして打つといふ、細心なる注意の拂はれてゐる事實は、加工の精巧さと相まつて看過すべからざるものがある。さてこゝに並記した杯口縁部と臺脚部との二資料は、共にA號地點の同一堅穴内より出土し、肉眼的觀察による材質、加工等に相近いものが認められるといふ以外に、これをもと一個體に屬するものであつたとする確證は得なかつたが、これを以て試みに一器を復原するならば、その形は北九州地方の古式彌生式土器中に見る高杯(第七十圖)の形狀を髣髴たらしむるものがある。いづれにもせよ本資料によつて、木製高杯の一種に脚臺柱狀部の長さ六寸を超える長大なものがあり、その製作に際して杯部と脚臺部とを別材で彫成し、これを接合して一器體を構成する風のあつた事實が知られたわけである。

なほ高杯の脚臺下部の殘片は他に二例を見る。その一例(16)は復原下徑七寸四分、薄手の作りで、下端

から二寸三分の處に段を刻し、段下部と、下端より一寸餘の位置とに、一直線狀に二個の小孔が並んで穿たれてゐる。かゝる小孔列は現存殘片中二ヶ所に見られる。器の表面は美しく削られてゐるが、内面は幅四分の鑿痕を残した粗削りのまゝであることは高杯脚臺部に共通した手法である。他の一例(17)はA號地點出土品で下徑七寸六分、厚手の作りで、高さ二寸四分の間を残し、破片の上端に段の一部が遺存することは前者に等しい。しかし本品で

彩文ある
高杯形木
器



第七十八圖 筑前須玖
發見高杯形彌生式土
器圖 (縮尺 $\frac{1}{4}$)

はこの段から下方に、表面に赤色顔料を用ひた彩文が施されてゐて注意をひく。その彩文は今、下半部が消滅してゐるが、平塗りの木葉狀文を縦位に描き、上端に弧形を配したものであつたと推定せられる(圖一)。

赤色彩文ある木製高杯は杯部殘片中にも三、四の資料を検出し得た(圖二)。そのうち口縁部を遺存する第八四號地點發見例(19)は復原口徑一尺三寸四分、厚さ三分とい

ふ大型品で、加工も頗る精巧な品である。四〇度に近い角度で直線的に開いた杯の口縁部を、少しく丸味を持つて水平に切り、内面に僅かの段を形作つてゐる。彩文は外面に施されてゐて、杯部を四等分して大きな木葉狀文を描いたものであつたらしい。その四等分線や木葉狀文の輪郭、軸線等を生地のままに残してゐるほかは、すべて赤色で塗りつぶしてゐる。しかしてその平塗りの部分は、初に線描にした輪郭線とは顔料の濃度が少しく薄かつた爲に、施文の過程が看取せられる。ケヤキ製である。第八八號地點發見例(20)もまた同様な大

型高杯の杯下部斷片であつて口縁部を缺いてゐる。その文様は水平帶で上下に分けられてゐて、現在明瞭に遺存してゐる下帶の文様は、上下より相對する弧形を交互に配してをり、土器にもその例を見た特色のある構圖であつてもと全圓を五區分して文様を割付けたものと認められる。上帶の施文もまた同様な種類であつたと推測される。なほ本品は發掘當初より二片に割れて居り、その斷面に短い銅の細線が打込んであつた。これは一度破損したものを接合して再度の用に供した事實を示すのであらう。なほ本資料は高杯の杯底部が臺脚に接する部分の破片で、その破損部の形により、もとの脚臺上部の徑が約二寸七分あつたことが知られる。他に彩文が殆ど消滅してゐるのでこゝに圖の掲出を省略した、脚臺上徑二寸四分の一破片がある。

第四様式土器に伴出した唯一例である第八二號地點發見の高杯(18)は、口縁部外徑八寸二分を有する精巧な作りの杯部を完存せる資料である。口縁端部は上面に幅一寸三分の水平縁を形成し、その内側に幅二分高さ一分の突帯を繞らしてゐることは、前記A號地點發見例に等しいが、本品では更にその外縁が下方に垂れて、幅一寸の飾縁を構成してゐる點で前者と異り、かへつて第四様式高杯形土器の形態と完全な一致を示してゐる。器壁は厚手の作り(厚さ四分)で、深さ二寸の比較的淺い杯部は、なだらかな曲線をもつて徑一寸四分の長い柱脚部に移行してゐる。今、脚臺下部を缺損してゐて、本來の器高を知りがたいが、殘存高六寸六分あつて、かなり高い形のものであつたことは推察に難くない。本遺品もまたその長い脚臺部を納繼ぎの方法によつて作成したものであるが、前記A號地點發見例とは異つて、

杯部と脚臺部との二材の中間に、兩端に柄を作り出した第三の材を挿入して一器を構成するといふ、すこぶる複雑な手法を示してゐる(第七十圖)。この中間材は器面に現はれた部分の長さ一寸六分五厘あり、上方、杯部に嵌りこめる柄の大きさは知り得ないが、下方には邊長八分、長さ一寸一分の方柱形の柄を突出せしめてゐる。また柄には幅三分、高さ五分の矩形孔が貫通して穿たれて居り、この中間材と杯部との接合個所にも矩形の目釘が見られるが、兩者は直交せず四五度の位置にある。脚臺部の材は既に失はれてその材質を知る由もないが、杯部の材と中間材とは明らかに材質を異にしてゐて、前者がケヤキかと思はれるにたいし、中間材は木製容器として類例の少いヒノキと鑑別せられたことは、製作に際して色澤を異にする他種の材を探つて脚臺上部に帶狀に挿入し、その裝飾的效果を期したとも解せられる(圖版六三)。

器台形木器

器臺形木器(21・22) 21は中央部がくびれ、上下に開いた臼形の木器で(圖版六四)くびれ部には不規則な刻點のある、やゝ幅廣い凸帶を繞らしてゐる。但し土器の器臺とは異つて、これには底があるから小型の高杯、またはその未製品であるかも知れない。下徑四寸一分、高さ三寸。22は器臺或は木器未製品かと思はれる圓壻體の上面を淺く凹ませたものである。高さ四寸六分、上部徑四寸八分、下部は少しく狭まつてゐる。

方盤形木器

方盤形木器(23・24)(圖版六四)鉢や高杯の様に轆轤を用ひて作つたと思はれる圓形平面の木製容器の他に、長方形の容器が二、三ある。その一(23)は隅丸の矩形を呈する平な底面の四隅に近く、短小な突起狀脚を作出した木器の破片で、現在ほゞ底部の半ばのみを遺存してゐる。

残存せる一邊の長さは約六寸五分あつて、これに三寸五分の間隔を置いて徑六分、高さ五分餘の乳頭狀を呈する二個の脚がある。完形にあつては四脚を有してゐたものであることは疑がない^①。四方の縁は底面と一一〇度の角で立上がつてゐるが、上部また高さ一寸を殘して缺失してゐて原形を知りがたい。北方砂層出土。

その二24は側縁の斜に、立上がつた、平底の長方形の木盤の殘片と推測せられるものである。今、その一方の隅角部を存し、一側は傾斜急に、これに隣れる一側はゆるやかに作られてゐる。現存長一尺三寸五分、高さ三寸三分、厚さは九分ある。第八七號地點出土。他に俎狀の盤に類した一小片があつたが破損して殘つてゐない。

舟形木器

舟形木器 25 (圖版六四) 容器といふにはやゝ性質の明かでない點を存するが、長方形板狀材の一面を舟形に淺く刳り、一端は舳の様に細く凹ませ、他端に向ふほど淺く扁平に作つて端を直截した木器で、細くなつた端には長さ二寸四分の棒狀把手を作り出し、直截端に近く溝狀の凹みを設け、その兩側部に切込みを作つてゐる。この凹溝部に更に他の材片を結合せしめて一器をなしたものであらうか。長さ二尺一寸、幅四寸八分、凹部の深さ一寸ある。調査着手以前に唐古池の西南隅泥土中から檢出されたものである。

匙形木器

匙形木器 28 | **30** (圖版五六) 長い柄と卵形平面の淺く凹んだ頭部とを有する形において、今日の匙と著るしく異るところのない木器が二例ある。一は頭部の、他の一は柄部の破片であるが、兩者相補つては、その原形を知ることが出来る。頭部の破片(28)は長さ四寸餘、幅二寸七分、高さ一寸一分あつて淺い凹面を呈し、一端はやゝ強く尖り、他端に幅七分の柄を作り

出してゐる。發掘當時には全體を赤く彩色した状態がなほ窺はれた。第六〇號地點竪穴(第一様式土器出土)發見。柄部の方(29)は現存長八寸七分、柄のみの長さ七寸五分あつて、斷面形は上面がほぼ平で下面は半圓形に近く、頭部に接するところで幅九分あり、柄端に至るに随つて漸次幅を減じ、柄端は少しく曲折させて菱形の端飾を作り出してゐる。かつ端飾の裏面には乳頭狀小突起を刻出し、これに接する柄の上面に×形の圖形を中にして前後に二、三條の直線を加へた線刻の文様を施してゐる。頭部は僅に一部を残すのみで缺失してゐる。材はイヌガヤを用ひてゐる。

なほ以上の様な完成した木器ではないが匙形木器の製作過程を示す未製品一例(30)がある。今、柄端を缺失してゐるが長さ一尺六寸あつて、そのうち頭部は長さ約六寸、幅三寸三分の先端の尖つた卵形を呈し、柄に對し少しく屈曲した形に木取りをしてゐる。全體に粗削りのまゝで、柄は斷面方形を呈し、匙頭にはまだ凹みを彫り込んでゐない。第八七號地點竪穴内發見。

杓形木器

杓形木器(31)

(版五)

頭部が圓形平面の深い鉢形を呈する長柄附の木器を、杓と呼んで匙とは區別して取扱ふことにする。その遺例はA號地點出土の一個である。頭部は高さ二寸六分、口縁長徑五寸一分、底徑二寸あつて、轆轤製でないため、やゝひづんだ形をした簡單な直口の鉢形で、口縁部外側に幅四、五分の段を形作つて居り、内面には鑿痕が顯著に認められ、その底部は僅に突出して作り出された平底である。柄は幅一寸、厚さ六分内外の矩形斷面を有し、鉢形の外底側よりはじまつて器壁に接しつゝ、水平面に對し約四〇度の角度で斜に伸

把手附杓
形木器

び、口縁端より四寸七分の長さにとつて曲折して三角形の端飾を作り出してゐる。頭部を合して全長九寸七分に達し、重厚な作である。材はケヤキを用ひてゐる。

把手附杓形木器 32

(圖版四六)

口縁部を破損してゐるので原形の復原は困難であるが、長徑約六寸、高さ一寸五分の浅い扁圓形の鉢形木器の口縁部に、幅一寸一分、長さ一寸三分、厚さ二分の水平に突出した短い把手を附したものである。把手端は丸く削り、略ぼ中央に徑一分の小孔を穿つてゐる。平面形において把手は短軸上に付き、短軸に沿ふ斷面部を見るに、器壁の厚さは柄に近づくに従つて薄く(厚さ二分)、反對側ほど厚く(三分五厘)なつてゐるので、本来一個の把手のみを有する形に復原し、杓形木器の名を與へた。もし、しっかりとすれば把手の小孔に紐を通し必要に應じて懸垂したものであらうか。

木製容器
未製品

木製容器類未製品其の他

(圖版第六六・六七)

木器未製品中には既記の各項中にも例示した様な、ほぼ外形の加工を終了して、それより製作せられるべき器物の形狀を明示するものもあるが、他により多くの完成形態不明の資料が見られる。それらのうちで、木製容器の製作過程とも考へられるものを、こゝに一括して擧げることにする。

高杯形木器と關聯あるかと考へられるものに、第六五號地點出土の扁平な鼓胴形品(26)がある。不整橢圓形に加工した兩面の平な木片の周側に、粗削りの刳込みを施して鼓胴形に作つたもので、加工に用ひた幅の廣い利器の刃痕が無數に残つてゐる(圖版六七)。長徑一尺六分、短徑八寸一分、高さ四寸七分。

また杓形木器の未製品とも見られるものに第七八號地點發見に係る比較的太い方柱形

の柄の一端に扁球形の頭部を作り出した遺品がある(34)。柄の端は一面より斜に削り取られてゐて、全長一尺五寸三分、そのうち球形部は長さ五寸七分ある。また第四九號地點發見の柄鏡形木製品(33)は把手附杓形木器(32)との類似が考へられるものである。これは一面が平で、他面が少しく甲盛りとなつた徑六寸六分、中心の厚さ一寸二分、周圍の厚さ六分の圓盤形體の一側に、長さ一寸八分、幅一寸五分の矩形の柄を作り出したものである。加工は相當入念であるが、現在の形を以て完成品と見ることは困難である。

次に35の様な、上面の平な不整形體の一方に、その上面から斜に突出する厚い柄を作り出した(現存長一尺三寸五分、幅四寸五分)未製品の如きをも、匙杓の類と關聯させることは少しく躊躇せられるところであり、第八八號地點發見の、一面が平で、他面には中心より偏して突起があり、周縁に向つて厚さを減ずる不整圓形の陣笠狀木製品(36)(長徑一尺二寸九分、短徑一尺八分、突起厚二寸五分、周厚六分)や、南方部泥土中出土の底面が菱形になつた截頭錐形品(27)(長九寸、幅四寸三分、高さ四寸五分)に至つては、全くそれから作らるべき製品の形態を判じがたい。

木製耕具類 (圖版第六八―第七一 第七十一―七十三圖)

耕具類

本遺跡出土の木器に於いて上述の容器類と並んで著しい一群をなすのは農耕關係の器具である。これには耕作に關するものと收獲後の用器との二類があつて、前者に屬する鋤、鋤、後者の堅杵がそれ、多數を占めて居り、彌生式遺跡からの出土である點が、既に一部人士の注意した本邦原始農業の問題に重要な資料を提示するものである。いま前者からは

平鍬類

じめて稍々詳しく出土品の實際を擧げよう。

鍬類(圖版六八)木製の農耕具中出土例が最も多く、成形品十數個を存するほかに、多數の未製品を數へて、その製作の過程を察知せしめる事實を示すものも多い。概ね形は長さ一尺三、四寸、巾六寸内外、厚さ二、三分の長方形を呈する平鍬を最多とし、同じ平鍬の類に屬するものに兩側に刃込みを作つて頭部を狭く、刃先を廣く作つた型もある。また長さ一尺四寸餘、巾三寸の狭長な體の兩端に刃を設けた、諸手鍬ともいふべき型があり、刃先に數本の棒狀突起を作り出した馬鍬の種類に屬するものをも見受ける。なほこれらのうち第一様式土器出土地點から發見せられた大部分の遺品には、柄の着裝に資する裝置として、その一面に長さ六寸、巾二、三寸、厚さ一、二寸の舟形隆起部を作り、これに徑一寸餘の斜孔を穿つてゐることがその通性として注意せられる。

平鍬 1

平鍬類(37・38・40) まづ最も遺例の多い平鍬について典型的な一例を擧げると、第八八號地點堅穴から堅杵・陣笠狀木製品等と共に出土したものの(37)は、現在上邊の一部を缺くが、長さ一尺三寸五分、頭部幅五寸六分、刃部巾四寸六分のほぼ長方形を呈し、上半部に作り出された舟形隆起部の着柄孔は、器體に對し七十八度の角度で上方に傾いて貫通してゐる。その刃先が磨滅してゐるのは實用に供したことを示すものであらう。材はシラカシで、全面に美しい木理が表はれてゐる。完形を存するものはこの一例のみであつたが、破損せる遺品中には同じ形に復原すべきものが多數に存し、未製品もその一部を圖示した如く、またこの形をとるものが多く、これが當時において最も普遍的な平鍬の型式であつたことが察せられる。

のである。なほ中央砂層から出た一例(40)は着柄部の隆起が圓形をなし、その下方に向つて縦に隆起帶の通つてゐる點をはじめ、弧形を呈する頭部に隆起縁を作り出してゐる點、全體の形の比較的小さい點などに差異はあるが、同じ平鍬のうちに屬せしむべきものであらう(現存長七寸弱、刃部を缺く、復原幅四寸餘)。

平鍬 2

第九七號地點竪穴から出土した平鍬(38)は、前者とは形の違つた入念な作りのものである。即ち上邊の兩隅を斜に切落し、體の左右兩側に刳込みを設け、刃の部分で廣がつてゐる。またその着柄部の隆起は上部が丸味を持つた形のもので、貫通孔は器體に對し四十度に傾いてゐる。全體の大きさは長さ一尺四分、刃幅六寸二分あつて、厚さは僅かに一分五厘といふ薄い作りである。

平鍬 3

未製品からその存在が推察せられる平鍬の他の型式は、體の上半部において兩側に刳込みを加へた着柄隆起のない形のものである。第二七號地點竪穴から第四様式土器と伴出した完成形に近い一個(51)と、これに相重なつて發見せられた(圖版第二・三)未成品(52)とがその資料である。刃部は幅廣く薄く作り、頭部は左右の刳込みによつて幅を狭めると共に、一段厚みを増して木取りをされてゐるのは極めて合理的な手法と思はれる。着柄部の隆起はないが、或はこの頭部の厚みを利用して着柄孔を穿つたものであらうか。いづれにもせよ、唐古遺跡においては珍らしい第四様式土器に伴出する平鍬が、着柄隆起をもたぬ型式である事實は注目に値するであらう(圖版六・九)。

諸手鍬

諸手鍬 41—43 (圖版六・八) 狭長で少しく弓なりに反りをもつた身の内面中央部に着柄隆起を

設けた、兩端に刃のある型の鍬は三例を發見した。その二例(41、43)は半ばを破損してゐて僅かに諸手鍬たることを推し得るに過ぎないが、第九七號地點堅穴から檢出した他の一例(42)は幸にしてほゞ完形を存してゐる。これは長さ一尺四寸二分、幅三寸三分、厚さ三分餘の比較的重厚な作りで、兩端の刃部が圓形を呈すること、斷面が平でなく中軸線に沿ふて兩面にかすかな隆起帯が認められること、着柄の貫通孔が正しく身に直角に穿たれてゐることなどの細部において、平鍬とは異つた特色が窺はれる。南西部泥土中から出土した破損品(43)は、身の横斷面が、外面に鎬狀の稜線を有し、内面は中凹みに作られてゐる。(42)の材はシラカシである。

馬 鍬

馬鍬(44) (圖版六八) 馬鍬或は熊手ともいふべき木製品の發見は一例のみで、かつ焼け損じてゐる。器體は扁平な梯形狀を呈し、下部に五本の棒狀の齒が削り出されてゐたものと思はれる。着柄のための舟形隆起を有することは他の鍬に等しく、貫通孔は七十度に上方へ傾斜してゐる。しかもこの孔の中には挿入せられた鍬の柄が、そのままに箆入して焼け残つてゐるのである。現存長五寸七分、本來の幅は五寸弱と想定せられる。

平鍬未製品

平鍬未製品 39・49 | 52 (圖版六九) 各種の鍬類の中で平鍬には以上の様な完成品と共に、その未製品と目される遺品が多い。今これらの遺品を通觀してその製作過程の復原を試みると、先づ幅一尺餘、厚さ二、三寸の長い板材を切り出し、その一端より順次所要の鍬の大きさを劃して兩側を粗削りにし、數個の鍬の連續體を作るのである。その一面には一つの鍬ごととに一個の舟形隆起が鳥狀に彫り残されて、身の厚さは一寸内外に削平せられる。第四〇號地

點竪穴出土品(50)は即ちかゝる段階に當るもので、もと三個體分連續してゐたが、發掘の際に破損して、今二個體分、二尺五寸五分を存してゐる。北方砂層出土例は隆起のない式であるが、やはり三個體分連續してゐる(52)。次いでこれを一個體毎に切り離したのが、第七八號地點出土例等である(39・49)。この切斷は鋸等を用ひず鑿狀の利器でV字溝を刻して不手際に行はれてゐる。而して第四〇號地點出土品の上部隆起附近に残された爪痕から推察すると、使用した利器は幅六分前後の刃先の直な比較的薄手の工具であつたと考へられる。さて、それから舟形隆起の形を整へ、柄孔を穿ち、身を更に薄く削つて完成品を得たのであらう。材はその多くがシラカシを用ひてゐることも注意すべき點である。

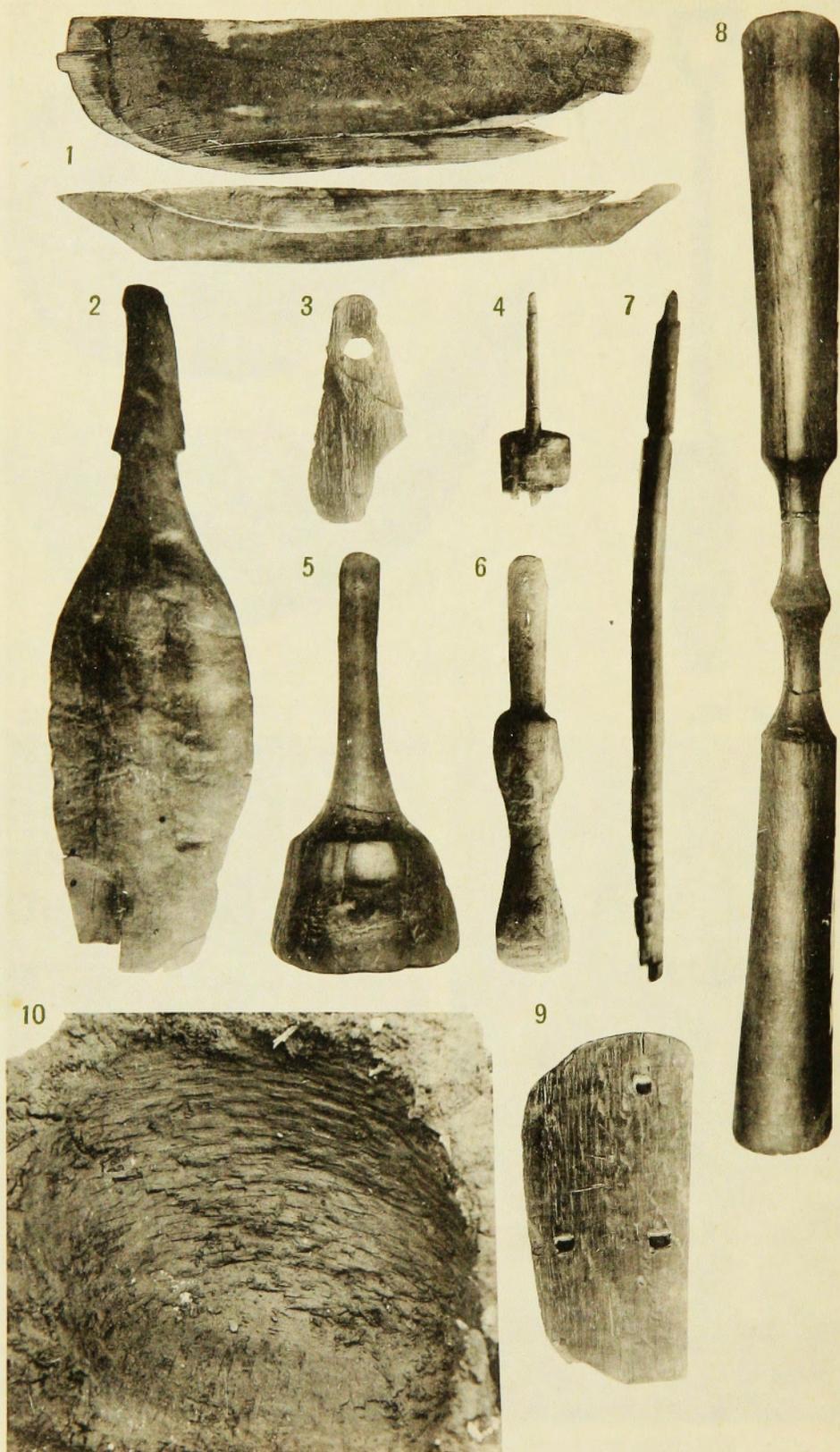
鍬の柄の 着裝

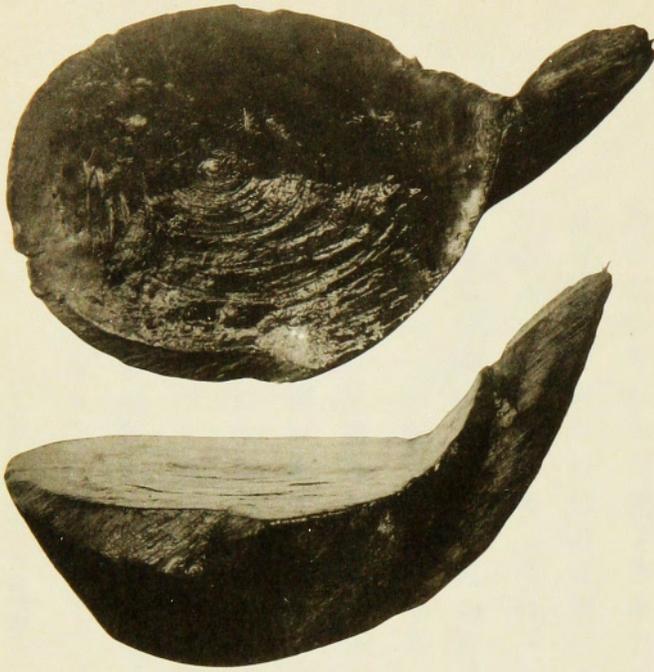
以上の鍬類は馬鍬の一例を除いて、すべて鍬身のみが遺存し、これに柄を着裝すべき貫通孔が穿たれてゐるにもかゝらず、柄の遺存したものがなかつた。かつまた鍬身とは遊離した柄と認むべき遺品としては、第九七號地點竪穴内發見の、これに當るかとも見られる一個の未製品(圖版第七五、一)を除いては、他に全く檢出せられた例のなかつたことは、なほその理由を確かめたいが、注目すべき事實と思ふ。唯一例の馬鍬においては、これが何等かの理由で火中して焼け残つた品物であるが故に、はからずも木製の柄を着裝したまゝで遺されたものと判斷されるのである。その柄は僅かに鍬身に近い長さ二寸ばかりの部分を含めてゐるにすぎぬので、全形はわからぬが、この部分は身の柄孔の形に應じた橢圓形斷面の圓棒狀を呈してゐる。

右の例によつて鍬の柄が木製の圓棒狀品であつたことは推察されるのであるが、こゝに

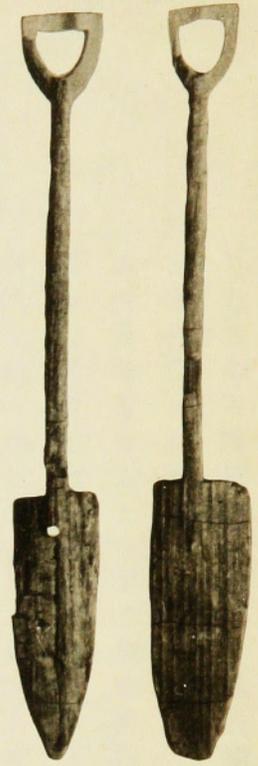
第七十九圖

上總菅生遺跡出土木製品

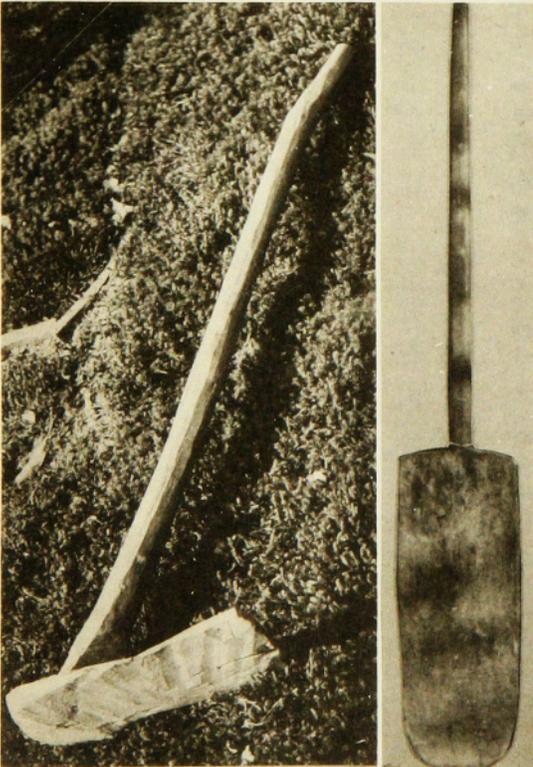




(一) 筑前比惠發見杓形木器未製品



(二) 美濃日野發見鋤形木器



(三) 飛驒地方現用木製鋤及鋤



(四) 朝鮮慶州附近現用堅杵

鋤

注意すべきはその柄孔と鋤身とのなす角度である。諸手鋤の柄孔が器體に直角に穿たれてゐることは當然としても、他の鋤類においては、舟形隆起部の柄孔は器體に對して四〇度乃至八〇度の傾斜で上方に傾いてゐる。^④この舟形隆起部の存する面が柄の手もとへ伸びる内面であることは諸手鋤の例に徴して動かしがたいとすれば、これに眞直な柄を附した場合には、柄と鋤身とは一四〇度乃至一〇〇度の鈍角を以て交はることになり、鋤としては使用に耐へぬことになるのである。従つてこれに用ひられる柄は、先端において直角程度に屈曲したものでなければならぬのである。今日使用せる鐵鋤の或物においても一旦上方に傾斜せしめた後、これを下方に曲折せしめて柄を挿入する着柄装置を有するものを見受けるが、これらは鋤身に當へる衝撃を減少する装置として、力學的な合理性を有するものであるといはねばならない。

鋤類 55.59.60 (圖版第六八・七〇) 先端に刃を有する扁平な器體の上端から同じ材を以て作られた長い柄が同一平面上に伸びてゐる形の木製品である。原形をほゞ復原し得るもの一個と、刀體部の破片二個とがある。全形を知り得るのは第六〇號地點堅穴上部から發見せられた遺品⁵⁵で、刃部は幅六寸弱、厚さ三分の扁平體で先端は丸味をもつて細く尖つた形に作られてゐる。これから柄につゞく部分は失はれてゐるが、別に存する柄は長徑一寸の扁圓形で、上端に長さ三寸五分の柄頭を丁字形に作り出した、繊弱な感じのものである。^⑤現在柄の長さ二尺、刃部の長さ八寸を殘してゐるが、未製品の形狀から推すと、全長はなほ一尺餘を加へたものであらうと思はれる。イチキガシ製。

刃部のみを存する一例(59)は長さ六寸七分、幅三寸三分、厚さ二分餘の小型品で、先端は半圓に近い形に丸く尖つてゐる。柄は幅一寸九分、厚さ四、五分の板狀を呈して上方に伸びてゐるが、現在長さ三寸餘の部分で折損してゐる。この柄の器體と接する部分は長さ一寸餘にわたつて、一面の兩側に斜の面取りを施してゐるのは注意すべき點である。イチキガシ製である。他の一例(60)は一面の上部及び兩側に細い縁取りの作り出しがあり、反對面の中央上部に柄につゞく隆起帶が認められて、恰も現在のスコップに髣髴たるものである。長さ七寸五分、復原幅四寸八分、厚さ三分、先端は角でやゝ丸味を帯びた形に作られてゐる。

鋤未製品

長方形體の一端に長い柄を作り出した形から考へて鋤の未製品かと推される木製品が二例ある。そのうち第四〇號地點堅穴發見例(53)は全長四尺七寸餘、厚さ六分内外、そのうち器體部は長さ二尺一寸、幅六寸あり、柄の幅二寸七分、その上端は幅五寸餘に擴がつてゐる。

第十三號地點附近發見の他の一例(54)はこれより少しく工程の進んだもので、全長四尺四寸七分あり、そのうち器體部は長さ一尺六寸二分、幅五寸一分、厚さ七分餘、柄部は幅一寸八分、厚さ一寸の矩形斷面を有してゐる。この兩者が未製品であることは認められるとしても、それが鋤製作の過程であることを確認するものは形の類似以外にないのであるから、別に小舟の擽と見るのもまた相當有力に考へうる場合もあることを附記して置く。

斧頭狀木器

斧頭狀木器(56—58) (圖版七一) 以上の様な鋤と認め得るものと、形の上に相異があるが、同じく長い柄の一端に刃部を作り出した木器が三例ある。その中で刃部の加工の最も整つてゐるのは第六〇號地點堅穴内發見の遺品(58)で、柄の一端を斧頭狀に幅廣く蛤刃形に作り、兩側

面に三角形の突起を作り出した様は、有角石器と呼ばれる磨石器の形に近いものがある。しかし、その大いさははるかに大であつて、刃幅三寸七分、厚さは突起部で最も厚く二寸五分を有し、柄の径は二寸二分あつて、現在長さ一尺二寸二分を残して上部を缺失して居る。この重厚なる製作を以て完成せる形と見るには若干の疑問を残すが、前述の鋤がやゝ纖弱であるのに比して、これは耕具としても十分役立つ堅牢さを備へてゐる。材はアベマキである。他の二例もまた柄の上部を缺く上に共に更に加工が不完全で、未製品と見るの外はなく、第九九號地點堅穴發見例(56)は現在の長さ二尺三寸七分あり、刃先から約六寸の位置に左右に不整形の突起を作り出し、柄は多角形断面を呈する粗削りの工程にある。他の一は第五六號地點堅穴發見品で(57)現在の長さ二尺三寸餘、刃部の工作は整はず、突起も一側にやゝそれらしいものを見るに過ぎない。この三者が孰れも第一様式土器に伴出した事實によつて、こゝに斧頭様の刃部を有する長柄の木器の一型式の存在を肯定することが出来るであらう。

犁頭狀木製品

犁頭狀木製品(45—48) (圖一版) 先端に鈍い刃のある棒狀の器體に、斜に上方へ突き出た突起を作り出した形の木製品が四例ある。これに二種あつて(1)そのうちの二例(45、46)は高い矩形断面を有する器體の下面が、先端に向つて弧形に反り上がつて、幅一寸餘の厚い斧頭狀の先端部を形成するに對し、(2)他の二例(47、48)は扁圓形断面の器體の先端を、比較的薄い劍頭狀に作つたものである。いづれも先端から七八寸のところを缺失してゐるので、これにどのような柄が付けられてゐたかわからないが、上面の突起は完存する一例(46)では長さ二寸餘で

終り、その頂部が二又に切り込まれてゐる。(1)の形では器體の先端から一つの弧狀の曲線を描いて、あまり幅を減することなく突起が作られてゐるに對し、(2)の形では突起の幅が狭く、先端に向つて弧狀に流れる曲線が、劍形部の中ほどまで鎗狀にのびてゐる。この方が種の點で華奢な感じをもつてゐるのである。なほ45は先端からの長さ五寸二分あつて、その一端が垂直に切斷せられ、こゝに深さ二寸に及ぶ矩形孔が穿たれてゐる。他の部分の形や大きさが全く一致してゐるから、46の如き木製品の先端部を別な木材で作つて固定したこともあつたと考へられるのである。45・46はクヌギ製であり、47はサカキで作つてゐる。

木製器具類 (圖版第七二—七四 第七十四圖)

木製の耕具類に對して、豎杵・槌その他の器具類もまた多數に發見せられた。しかしその形態が整ひ、製作の優秀なるにもかゝらず、本來の用途を識別しがたいものがあるが、今、器具類なる總稱のもとに列擧することにする。

豎杵

豎杵 62—68 (圖版七二) 器具類中最も著しい豎杵は六ヶ所の豎穴と、豎穴の形狀を確かめ得ない泥土中とから、いづれも第一様式土器に伴出し、發見例は十數個に達してゐる。その形は長さ四、五尺、徑二寸餘の棒狀體の中央部一尺餘を徑一寸餘に細く削つて把握に便にしたもので、把握部の形狀によつてまた二種に分かつことが出来る。即ちその一はG號地點附近發見例(62)の如く、把握部の中央に算盤玉狀の突起を作り出した型である。但しこれは本遺跡においては僅かに一例を見出したに過ぎない^⑦。他の多數例に共通した型は把握部の中

央に五六寸の間隔を置いて二個の節狀突起帶を作り出したものである(63—97)。なほ破片ではあるが把握部に接して數條の刻線を繞らした例がある(68)。

上述の鋏類には著しい使用の痕を認め得なかつたに對し、杵にはその兩端に使用による磨損の存することを顯著に見られるものが多かつた。圖版第七二の(二)はその特に甚しい例を示したものである。従つて杵の長さの如きも、使用によつて若干の減少を來たしてゐることも考へられるが、完形を存するものについて計測すると、第一〇一號地點發見品(64)はツバキを用ひ五尺に達して最も長く、第九七號地點發見品(63)はアベマキ製で四尺三寸五分、第八〇號地點發見品(65)は三尺八寸、G號地點發見例(62)は三尺五寸七分である。

槌形木製品

槌形木製品(75)(圖版七三) 徑二寸四分、長さ一尺二寸餘の丸材の一半を細く削つて柄を作り出した木器で、柄は粗削りのため徑一寸の多角形斷面を呈してゐる。槌體部には若干の使用による損傷が認められ、その形の示すところ、現用の横槌、或ひは砧に類してゐる^⑤。クヌギの樹心を含まぬ材を用ひ、A號地點堅穴(第一様式土器出土)内よりの發見である。

筥形木製品

筥形木製品(71)(圖版七三) 長さ一尺九寸三分、幅一寸六分、厚さ三分五厘の細板の一端を削つて、圖の如き形の柄を作り、柄の端に近く一孔を穿つた木製品である。なほ相似た柄の構造を有する原形未詳の一木製品に72の如きものがある。

兩把刀形木製品

兩把刀形木製品(74)(圖版七三) 復原長二尺一寸、幅一寸四分、背部厚さ六分の銳角三角形斷面を呈する細板の兩端三寸餘を細く削つて把とした木製品で、今一方の把部を缺失してゐる。圖示した一面には兩端の把手の基部から約二寸の間が段狀にやゝ厚く作られてゐて、使用

の際に於ける表裏の別の存したことを察せしめるものがある。なほ背部には深さ二分の凹溝が全體にわたつて彫り込まれて居り、又の線は心持ち内反りになつてゐる。材はクハである。

品 鋸形木製品

鋸形木製品 70 (圖版七四)

現存長約一尺七寸、幅一寸九分前後の、長く扁平な木製品で、背はやゝ厚く、丸味を帯びた隆帯(厚さ三分)を作り出して居り、又の方は薄くて糸の如きものが喰ひ込んだかと思はれる様なこまかい線狀の疵が、約六、七厘の間隔を以て、密に跡づけられてゐる。この點一見鋸齒の様に見えるので、上記の假名を附けた。しかし、この細疵は背の隆帯面にも残されてゐる。本木器の用途考究の鍵はこれにあるであらうが、今詳にし難い。その原形を保つ一端は背側より三十五度の角度で斜に切られ、隆帯はこれに沿つてその太さを減じつゝ、又側先端に及んでゐる。材はサカキを用ひてゐる。なほこの木器の表面には濶葉樹の葉が附着殘存してゐるが、もとこれを以て包みなどしたものと考へるべき明證もなかつた。第九九號地點堅穴第一様式土器出土内發見。

車 木製紡錘

木製紡錘車 69

徑二寸一分、厚さ二分の小圓板の中央に、徑二分餘の孔を穿つた小型の木製品である。重量の餘り大でない木片を紡錘車に用ひることは、その效果において土製、石製等の品に劣ると思はれるが、とにかく一の實例をなすものとして記す可きである。

其他の器具類

全形を残してゐないためにその形状もまた用途も判断しがたい木製品の若干について、圖によつて略述すると、73は中央幅一寸七分、厚さ四分、現存長八寸六分あつて、細長い菱形に復原せられる兩端の尖つた木器のおそらく未製品であらう。76は徑二寸六分餘の圓形斷

面を有する棒状體の一端に圖の如き刳型を施したもので、心持材を使用してゐる。また77は幅一寸三分、厚さ七分餘の矩形斷面を有する角材の一端に徑約三寸の圓形頭部を作り出したもので、破損部は火に焼けて一部炭化してゐる。78は一邊一寸の不整五角形斷面を有する材の一端を少しく幅廣く、かつ薄く削つて圖の様な形を作り出した未製品の斷片である。61は一端を丸く作つた長さ三尺一寸、幅六寸六分、厚さ三分の大きな長方形の木板で、圓端に近く一側に小方孔一個と、少しく離れてやゝ大型の長方孔二個を兩側に相對して穿つてゐるが、その性質は全く知ることが出来ない。北方砂層出土。なほ圖版第六七に示した槌頭狀の木製品(79)は二例あるが、或は未製品かとも考へられる。

木製武器類 (圖版第七六—第七八 第七五—七十六圖)

武器

武器として擧ぐべきものは各種の弓と劍形木製品とである。

弓の出土例は割合に多いが、いづれも斷片で完形を知り得るものが無い。併し現存品の形狀より推してその間に大小二種の別が考へられる。そして加工の整正な丸木弓の斷片は中央南方兩砂層より出土し、小型にして加工粗放な弓の中には堅穴から出土したものもある。材はイヌガヤが大部分であつて、一例のみクハを用ひたものを存する。

樺纏黒漆塗弓

樺纏黒漆塗弓 (圖版七六) (80—83) 武家時代の滋藤の弓の様に、適宜の間隔を置いて細く切つた

櫻樺の皮を纏き、その上から黒塗をかけた精巧な弓が四例までもある。これらはいづれも中央砂層よりの出土品であるが、その一(82)は現存長一尺七寸餘、徑八分を有するほゞ弓の中

央部の破片で、二寸乃至二寸七分の間隔を以て樺纏がある。その二(83)は現存長約一尺、徑一寸の斷片で、樺纏は二、三條を以て一帯とし、二、三寸の間隔で配してある。なほこの弓で注意すべき點は、その一側を削ぎ取つてゐることである。これは奈良時代前後の丸木弓に通行的に行はれる樋ひと同じく、弓の撓屈力を調整する意圖に出でたものと解せられる。その三(81)は約二尺弱の破片であるが、弭部を残存する。弭部は簡單に切込を與へてあるに過ぎぬが(第六圖)弦を装するにはこれで充分であつたことは近世の半弓の例からも推知される。この弓もまた前者と同様に一側を稍多く削り、その斷面が扁圓形を成してゐる。且つ注意すべきは樺纏がつねに節の部分に行はれてゐることである。これは弓材に犬樫を使用する點から、材質上、等間隔に節があつてその部分が特に折れ易いために施した補強工作と見る可きである。弭部は木弭か本弭か詳かでないが、今假に木弭の位置に置いて圖示した。80もまた同様な弓の樺纏の脱落した遺品である。以上の四種並びに次の84などをその太さからものと形を推定すると、長さ六尺乃至七尺前後の正倉院や奈良の般若寺に現存する丸木弓に匹適したものになる。

黒漆塗弓

黒漆塗弓(84) 加工の最も整正な弓であつて丸く美しく削り、その一側面には稍深目に樋

を彫つてある。現存部は二尺に少し足りないが、太さは九分あり、一端が稍々細くなつてゐる點から考へると把握部に近い斷片であらう。薄く黒漆を施し、これには樺を纏かない。

この形に至つては正倉院御物などと異なる所がなく、また陸前漆山古墳出土の黒漆丸木弓(帝室博物館藏)と、殆んど同一と見られるのである。

小型丸木
弓

小型丸木弓 85—99 (七圖七版) 樺纏や塗漆を加へない簡粗なイヌガヤ製の丸木弓の一群は中央砂層等から極めて多數に發見された。いづれも二尺内外の破片で全長を明かにせぬが、材の太さは徑七分乃至四分で前記諸例よりは細く、随つてその長さも精巧な弓よりは短かいものであらう。これらの小型弓においては弭部の加工に精粗各種の手法の並び行はれた事が認められる。即ち 98、99 の如き丁寧なものや、86、89 の如き簡略な例があるが、その一つについては聚成圖 (六圖七十) に譲つて置かう。

以上の弓は主として中央砂層において出土し、嚴密には土器様式との關係が明かでないが、小型丸木弓のうちには第五一號六五號地點堅穴等において確實に第一様式土器に伴出した例があり、彌生式文化の遺品であることは疑を容れない。

劍形木製品

劍形木製品 (100—102) (七圖七八版) 前述の弓の如き實用的な武器ではないが、廣鋒の銅劍銅鉞類を

思はせる様な劍形の木製品が三例ある。その中で最も大型に屬するものは (101) 鋒先から長さ二尺六分の間を殘存し、幅二寸五分、中央の厚さ八分、兩面に鎬があつて、斷面菱形を呈し、兩側縁は刃の如く鋭く、先端は丸味をもつた鋒を形作つてゐる。使用材はアベマキである。第二例 (100) はこれに比して遙かに短く、作りも粗末であるが、莖の部分を殘して居り、不手際ながら鋒先の成形も見られて、前者と同様な菱形斷面を有する劍形木製品の完形を知ることの出来る遺品である。長さ一尺一寸五分、幅二寸五分、中央部の厚さ六分といふ大いさで、基端から三寸ばかりの間を、兩側から斜に削り取つて三角形の莖を形作つてゐる。本遺品には表面に赤色顔料を塗つた痕跡がある。劍形木製品の中で最も精巧なものは第九九號

地點竪穴第一様式土器出土内發見の遺品(102)である。不幸にも鋒部を缺失し、莖部から劍身へかけて長さ一尺二寸七分を残してゐるが、極めて薄手の作りで幅二寸五分に對して、鎬部の厚さは三分に過ぎない。莖先より二寸六分のところに一線を劃し、及關を作つて、三角形の莖と劍身部とを分かち、劍身中央には兩面に幅約三分の蒲鉾形の隆起帯を作つて、鎬とし、平の部分は一分五厘の厚さから、次第に薄めて側縁を及としてゐる。例を他に求めると平形銅劍の形に最も良く似てゐる。本品もまた赤色に塗られて居り、材はイチキガシである。

木製裝身具類 (漆器類) (圖九版)

裝身具類

木製品中にはなほ上記の種類のほか、小型の裝身具類が數點見出された。しかるにこの種の遺品は悉く表面に漆を塗つた漆器の範疇に屬するものであつて、先に鉢形木器の一例においても内面に塗漆のある資料を擧げたが、今や明確に唐古彌生式文化第一様式土器期に漆器の既に存した事實を立證し得るのは特筆す可きである。

透彫漆塗飾板(圖九版第七九上) 幅九分、厚さ一分弱の少しく弧形を呈する薄板に七寶繫様の圖形を透彫にした全面朱漆塗の木製品である。今、長さ三寸八分を残し、一端を缺失してゐる。文様は兩面において全く同様であつて、いづれも兩側縁に沿つて各一條、中央に、二條の隆起線を浮彫とし、その間に相對する二つの弧形を輪郭とする細い木葉狀の圖形を、斜に、かつ交互に方向を異にする様に配して透彫としたものであつて、あたかも今日の七寶繫文と一致した連続的な文様効果を發揮してゐる。一端は直線的に切られて居り、全體が僅かに彎曲

した形のものであるといふ以上に原形を推定することは困難である。材は腐朽甚しきため決定的ではないがヤマガキらしいといふ。第五二號地點堅穴より第一様式土器に伴出した。

木製漆塗腕輪(圖版第七九下) 弧状の木製品で、断面形は内面の平な蒲鉾形を呈してゐる。二例あつて、共に圓弧の一部を残存するに過ぎないが、もとの形は環状をなしたものと思はれる。^⑨第五一號地點出土例は黒漆塗で外徑二寸八分、幅八分餘、厚さ三分あり、材はクハを用ひてゐる。他の一例は黒漆を塗つた上を朱漆で仕上げ、外徑三寸、幅七分、厚さ三分ある。共に内面には漆を用ひてゐない。

漆塗櫛

漆塗櫛(圖版第七九中) 幅三分、厚さ二分、長さ一寸餘の弧形を呈する朱漆塗製品の殘片である。

木質部は腐朽し去つて、漆膜のみを残すにすぎぬがその一側邊に並んだ齒列の跡によつて、これが櫛の頂部に當る破片であることが推されるのである。頂部に残る空孔から復原される櫛齒は幅六厘、厚さ一分二厘の扁平な斷面形のもので、これを密に十五本並列し、頂部を弧形に凹ませて、両面からいづれも二分の間隔を置いて添へられた、同じく弧形に曲げた細材各二本で固定し、これに全面に朱漆を厚く塗つたものである。弧形に凹んだ頂部は完全に漆で蔽はれて居り、その兩端のみが多少突起しかつ破損してゐる。齒列は頂部から齒端に向つて少しく末廣がりになつてゐた事が知られる。彌生式文化の櫛としては唯一の例であるばかりでなく、その形式が後の古墳發見品と異なる點が注目される。^⑩ A 號地點堅穴(第一様式土器出土)内發見。

編物類 (圖版第八) (〇一八三)

編物

本遺跡發見の植物製遺物には以上の如き木材を削つて器物を作り出した木器類のほかに、竹葎防己などを編んで製作した各種の編物類がある。これにもまた籠の如き容器に屬するもののほかに、敷物や家屋の壁材などに用ひられたと見られる建築材料があり、その編方に各種の方式の存することと相俟つて、當時における編物工藝の進歩を窺ふに足るものがある。

たゞこの種の遺品は永く濕潤なる土中にあつて辛ふじてその形態を遺存したとはいふものの、半ば腐朽して脆弱である上に、乾燥と共に崩壞消失して木器よりも一層保存が困難である爲、粘土中に印せられた陰像から石膏型を作成した以外には、一、二を除いてほとんど實物の採集が不成功に終つたのは止むを得ないことであつた。従つて、以下に記載する諸資料もすべてその全形を確かめ得たものがなく、その一部分の検出によつて遺品の存在を知り得たに止まることは遺憾とするところである。

籠

籠類 (圖版第八) 薄く剥いだ幅一分前後の竹條^⑩を以て編んだ籠は、八號、第二二號、三二號、五二

號、八三號、九七號、九九號各地點より檢出されたが、既に土中において壓縮せられて變形破損してゐるため、その全形を見るべき資料なく、たゞ伴出土器から推して、それが既に第一様式土器期において廣く使用せられ、第二、第四様式土器期にも出土例を見るにより、各土器様式を通じて行はれてゐたことが考へられるのである。

しかし、これを詳しく観察する時、第一様式土器件出例中にもその編方に二、三種の異つた手法の並び行はれてゐることが知られる。即ち主として用ひられる籠の主要部の編方は縦横共に同じ幅の竹條を用ひて密に並べ、相交はる竹條の二本分を以て一目として、左右は横條の一本分づゝ目をづらせ、斜に連続する一種の綾文様を編出したものであるが、別に二條を一組として同様な編方を行つた複雑なものも行はれてゐる。これとは異つて縦條には幅のやゝ広いものを疎に置き、横條をこれに交互にからませながら密に編上げたものもある。この手法に屬するA號地點發見の大型籠は、縦に幅一分五厘の広い竹條二本を一組として用ひ、横には幅一分の狭いものを使つた特色ある遺品であつた(圖版一)。

籠の口縁部の編方は材に大小の差はあるが、器體の編方に關係なく一定してゐる。即ち縦條は器體のそれを延長し、別に器の内面から横條をこれに重ねて、第三の竹條を横條に斜に巻きつけて行きながら、同時に縦條にからませて固定する方法によつてゐる。なほ、底部の編方を窺ひ得る資料は僅に一例であつて(圖版上)これでははじめに縦條を底の中心に放射狀に集め、編むに従つてそれを一條づゝ離して行く様にしてゐる。當時の編籠の技工としては河内國府發見の資料^⑩に見られる様な、底部をはじめ方形に編んで、上部に到るに従ひ漸次圓形に移して行く方法も用ひられたことと思はれる。器體に左右對照的な綾目を編出したもの(圖版3)などはこの方底の例と見てよいであらう。

要するにかくの如き編籠の手法は本遺跡の出土品にのみ特有のものではなく、從來發見されたわが國石器時代遺跡よりの發見例^⑪や、また彌生式土器、土師器等に型を寫した遺例と

編蓆

も共通しわれゝの今日使用する各種の日用品にも同じ技術を傳へるものがある。
編蓆(圖二版) 葎の類の莖の一側に裂目を入れて展開した幅八分前後の素材で編んだ蓆状の敷物は第三五號地點(第二樣式土器伴出)第四〇號地點(第一樣式土器伴出)及び北方砂層などから検出せられた。その編方は籠の或る物と同様で、横二條を以て縦の一目とし、左右に一條づゝづらせて斜に走る綾目を編出す方法を用ひてゐる。要するに大陸各地で今日用ひられてゐるアンペラと同じ手法のものである。

防己編物

防己編物(圖三版) 眞直に延ばして揃へた防己ソウジを密に並べ、五分以上の間隔でまばらに配した幅約二分の櫻皮を、防己の二本目毎に交互に通して編んだ、籠様の特色ある編物は、主として第一樣式土器を出土する豎穴内部からしばしば検出せられた。その發見地點番號を列擧すると、第一〇號、一九號、三五號、四八號、四九號、五二號、六〇號各地點である。この編物はその縁邊に特に細い丸材を編み込んで補強したものなどもあり、通じてかなり面積の廣い編物であることが發掘の際に注意せられてゐるので、おそらく建築用材の一部ではなかつたかと考へられるのである。

なほこの編物について想起せられることは、これと同じものが滿洲國熱河省方面に分布する彩陶遺跡出土の粗質土器底面にしばしば印せられてゐる事實^⑬である。同様な現象は甘肅の彩陶においても注意せられてゐる半面^⑭において、わが國の繩文式土器に見る各種の編物の壓痕中にはこれと一致するものがない様である。もつとも彌生式土器關係の遺品としても、本遺跡以外に未だその發見を報じたものはない。

其他の植物製品 (圖版第八四)

其他の植物製品

植物の枝莖の利用はなほ各種の方面にわたつてゐる。例へば防己について見れば建築物の屋壁の構材を結び合はせるに用ひた遺品(圖版第六下)のあるほか、一々についてその目的を確かめたいが、細長い木片に密に防己を巻きつけたもの、數條の防己をより合はせたもの、或は小さい輪形に作ったものなど數多く發見せられた(圖版六)。その他、斜に折り曲げた莖を並行に列べて組み合はせた製品が、第八四號地點で土器底部破片の上に乗つて檢出された例があり(圖版第七三)、莖繩の使用は第二號地點の土器中から何物かを括つて入れたと覺しい輪形を呈して發見された例や、しばしば土器の頸部に巻きつけられたもの、あつた事實によつて知られた。檜皮なども屋根葺材(同)に用ひられたほか、外徑六寸ほどの輪形に束ねて更にその一部を巻き固めた、土器を置くための敷臺の様なものにも作られてゐる(同)。なほ特に加工の迹はないが、長さ九寸餘りの葦の軸に酸化鐵を赤く塗つた一例があつた。

網て包んだ土器

また、獨立した器物ではないが、莖や防己で編んだ網狀の被覆で土器を包んだものも發見せられた。莖製のもののは第四五號地點下層發見例の如く、發掘時にそれを認め得るのみで、採り上げようとするに土器から離れて崩壊してしまふために、詳細を記録に残すことすら出来なかつたが、防己製の一例は幸にして石膏中に固定して保存することが出来た(圖版五三)。これは南方砂層からの發見品で、第一様式に屬する壺形土器の器腹に、粗く縦横に交叉する防己の網を作り被せ、頸部には同じく防己を水平に巻きつけたものであつた(圖版第八四上)。その

編方は先づ頸部と下腹部とに各二本の防己をより合はせて水平に繞らし、別に長い一本の防己を取つてこの上下兩帶に交互に引懸けて折返へしながら、約七分の間隔で土器に沿つて縦方向に取付けて行き、しかる後に、上下兩帶の間を一寸乃至一寸五分の間隔に、二本の防己で先の縦帶をより込みながら水平に通した横帶を七條入れたものである。

頸に繩を
巻いた土
器

かくの如く土器を網狀の被覆で包むことは、携帶移動に際し破損しやすい土器の保護に主要な目的があつたものと推されるが、携帶等の便のために土器の頸部に繩や樹皮を巻き結んだ例もまた多数に發見せられた。發掘當時われゝの注意に上つたものは、第七號・二五號・二六號・四五號下層等の各地點で、いづれも第五樣式土器に屬する遺例であつたが、これもまた殆ど採集に成功しなかつた。そのうちで幸にして繩を土器に附着せしめたまゝ採り出し得た第二六號地點發見の二例(圖版第八四下)についていへば、その一は折り曲げた藁繩を土器の頸部に巻き、その末端を曲げた箇所に通して引き締めただけの簡単な方法で、これをもつて手に提げられる様にしたものであつた。今一つの小さい土器の方は、これとは少しく異つた結び方の様に見られるが、結び目の部分が崩れたので詳細を知ることが出来ない。

木葉で口
を包んだ
土器

更に珍らしい遺例としては土器の口部を木葉で包み封じたまゝで發見せられた土器が二例あつた(圖版八五)。共に南方砂層の下部から檢出した第一樣式壺形土器であつて、何枚もの大型の濶葉樹の葉を方々から渡して口部を全く包み覆ひ、頸部でその上から數條の草莖を巻きつけて縛つたものである。なほその一例は笠形の蓋形土器を壺の口に逆に被せた上から木葉で包んだものであつた。この兩土器の内部には泥土のほかには遺存するものはな

瓢箪

かつたが、使用せられた木葉は黄色を呈してなほ水々しく、暫時の保存に耐えたのであつた。最後に第五一號五二號六五號地點等では、檢出された瓢箪の果皮のことを附記して置かねばならない。これらは確實に容器として使用せられたといふ明證を缺くとはいふものの、恐らくその事實を肯定して誤ないであらうと思はれるのである。

以上の如き諸遺品は整つた籠や木器類に比してなほその技術自身は原始的なものであるが、各方面に對して植物性質材を利用した状態の一斑を察知せしめるに足るものであり、また他遺跡には好例の少い事實として重要視せらるべきものであらう。

木器の用材

木器の形式と用材との關係

本遺跡發見の各種の木器類の調査に際しては、いさゝか期するところあつてそのうち七十餘點を撰び、本學助教尾中文彦氏に托して顯微鏡検査による樹種の鑑別^⑩を乞ふたのであるが、その結果は既に上來の記述中に記載した如く、一々について木器の用材を知り得たのみでなく、それらを通じて製品の使途による材種の選擇が顯著に行はれてゐるといふ注目すべき事實が判明したのである。これ全く尾中氏が當教室の研究に熱心なる協力を與へられ進んで、この事實を指摘せられたによるものであつて、われわれの深く感謝するところである。

今、その實際を明確ならしめるために、木器の形狀と用材との關係を表示して若干の解説を加へることにしよう。

容器類の
用材

第六章 木器類及び植物製品

| 材種 | 用途 | 容器 | | | 装飾品 | 武器 | | 器具 | | | 耕具 | | 計 |
|-------|----|----|----|----|-----|----|---|----|---|----|----|---|----|
| | | 鉢 | 高杯 | 匙杓 | | 弓 | 劍 | 杵 | 槌 | 其他 | 犁 | 鋤 | |
| ケヤキ | | 5 | | 1 | | | | | | | | | 6 |
| サクラ | | 2 | 1 | | | | | | | | | | 3 |
| クハ | | 2 | 1 | | 1 | 1 | | | | 2 | | | 7 |
| ケンボナシ | | | 1 | | | | | | | | | | 1 |
| ヒノキ | | | 1 | 1 | | | | | | | | | 2 |
| イヌガヤ | | | | 1 | | 24 | | | | 1 | | | 26 |
| ヤマガキ | | | | | 1 | | | | | | | | 1 |
| イヌマキ | | | | | | | | | | 1 | | | 1 |
| ヤナギ | | | | | | | | | | 1 | | | 1 |
| ツバキ | | | | | | | | 1 | | | | | 1 |
| アベマキ | | | | | | | 1 | | 2 | | | | 3 |
| クヌギ | | | | | | | | | 3 | 1 | | 2 | 6 |
| サカキ | | | | | | | | | | | 1 | | 2 |
| イチキガシ | | | | | | | 1 | | | | | 3 | 4 |
| アラカシ | | | | | | | | | | | | 1 | 1 |
| アカガシ | | | | | | | | | | | | 3 | 3 |
| シラカシ | | | | | | | | | | | | 5 | 5 |

先づ容器類の用材にはケヤキ・サクラ・クハ・ケンボナシ・ヒノキ・イヌガヤ等の使用が認められるが、轆轤工作による鉢・高杯の素材としては、木理が堅密で、かつその割合に及物の當りが、軽軟であり、粘力があつて折れる憂がなく、水湿にも強いので、今日でも挽物や漆器の木地として愛用せられるケ

耕具類の 用材

ヤキを主用し、同じく今日その材質と加工後の光澤とによつて挽物用材としても喜ばれるサクラクハ等を以てそれを補つてゐることは、極めて適確なる撰材といふべきであらう。ヒノキが木工用材として適することまた周知の如くであり、ケンボナシは外觀材質共にクハに類し、用途もまた同様な材種である。また裝飾品においても、腕輪の如き挽物にはクハを用ひ、精緻な透彫細工には材の堅硬緻密なヤマガキを採用してゐるのである。

これと最も對照的な撰材を示してゐるのは耕具類である。鋤及び鋤(或は櫛)の用材として用ひられた、アカガシ・シラカシ・イチキガシ・アラカシ等のアカガシ屬の材種は、その質が堅硬で割裂しがたく、強い弾力と靱力とをもつてゐて、はげしい力を受ける様な用途の器物やその柄を作る場合に、今日も専ら用ひられてゐるものであるから、この撰材についても木材の性質に對する知識の正しさを認め得るのである。犁に作られたクヌギ・サカキの二種の材のうち、前者は今日では主として薪炭の料とされてゐるが、またカシに匹敵する物理的強度を備へた材種である。

器具類の 用材

器具類はその用途の各方面にわたるものを含んでゐると考へられる點と相應じて、その用材もまた各種にわかれてゐて、容器と同じくクハを用ひたものもある。しかし、中でも杵や槌として、若干の打撃を受ける用途に主用せられたものはカシハ屬のクヌギやアベマキであつた様である。この種の材がそれに適した強度をもつてゐることは既に述べたところである。その他のイヌガヤ・ツバキ・ヤナギ・サカキ等の使用は、その一々については材の軽さや耐水性などの考慮せられた場合もあつたであらうが、また一面には容器や耕具の製作

武器類の
用材

に働くことの出来ない良材を、それに比しては嚴密なる撰材を要せぬ器具の製作の場合には、使用することを避けたものかと考へられるのである。この點から見れば、劍形木製品の材にイチキガシ或はアベマキを用ひてゐることは、たとひそれが形を武器になぞらへた儀器的なものと解せられるとしても、なほ相當の強韌さを備へてゐて、或る程度の武器的な使用には耐え得たであらうと思はれることが注意せられるのである。また同じ武器でも弓の類が僅に一例のクハを使用した遺品を除いて、一樣にイヌガヤを撰び用ひてゐることは、製品の形狀と特別な彈力を必要とする使用目的とから考へて、また當然の處置である。

木器類の
木取り法

更に、これらの木器類を木取りの點から觀察すると、第一に氣づかれるのは心持材の使用を避けてゐる事實である。堅杵の様にその形狀から見て、自然の丸太をそのまま加工して使用すればよいかと思はれるものにおいても、實際には、はるかに大きな木材の樹心以外の部分を探つて圓棒狀に削つたものが多く、弓の類を除けば、心持材を用ひた遺品は僅に一、二例の堅杵その他の器具類中に若干例を見るのである。樹心を含む材は節や乾裂の度が大きいのであるために、建築用材としてはいざ知らず、この種の木製器物の製作には支障を生ずる場合が多いから、木材のかゝる部分の使用を避けてゐることは極めて賢明な木取りといはねばならない。第二に注意すべき點は、特に木製容器の木取りに當つて、常に木材の半徑の方向に縦斷した柁目を呈する面を口縁部の上面として器形を刻出してゐる事實である。圓形の平面を有する容器の形を、圓形の横斷面を有する木材から作り出すには、その圓さの共通性を利用し、木材の横斷面を口縁面として木取りするならば、いかにも簡單であらうと思

ふ人があるかも知れないが、その様な方法は、心持材の排さるべきことを熟知してゐた唐古彌生式文化人にとつては、思ひもよらぬことであつた。彼等が、例へていふならば直径一尺の木製容器を得るためには、直径二尺以上の木材を必要とする様な木取り法の原則に従つた理由は、恐らく木材の諸断面のうちで、この柾目縦断面が最も乾燥による狂ひの少い面であることを経験によつて知り、意識して製品の變形を防ぐに一番適した處置を採つたものであらう。

これを要するに、唐古遺跡に彌生式文化の大きな足跡を残した人々は、當時既に各種の木材についてその材質の特色を熟知し、用途に應じて適當なる樹種を撰擇するの用意があつたのみならず、その木取りに際しては製品の狂ひを避けるべく一定の法式に従つたものといふべきであつて、かくの如きは木材の加工と使用とに多年の経験を積まずしては望みがないところであり、考古學上、極めて重要視されるべき新事實といはねばならない。(小林末永)

【註】①同様な底部に四個の突起狀脚を附した木製容器は、大和新澤遺

跡からも發見せられたことがある。樋口氏の報告によると、そ

れは底徑三寸弱のやゝ橢圓形を呈し、本例よりはかなり小型の

木器であるが、彌生式文化においてはこの種の四脚を平底面に

作り出した木製容器が一般に行はれてゐたことを證するに足る

ものであらう。樋口清之氏「大和雜報(其四)十一 新澤村の有機

質遺物」(『考古學雜誌』第十七卷第八號、昭和二年八月)參照。

②筑前國福岡市比惠彌生式遺跡發見の遺物中に一個の杓形木器未

製品があるが、その資料もまた外形の彫作を終へてゐるにもか

かはらず、頭部の上面に未だ凹みを剝込んでゐない。前記の鉢

形木器未製品をも想起するならば、以つて當時における木製容器製作工程の一斑を察することが出来るであらう。第八十圖(1)參照。

③上總菅生遺跡發見の木製品中にも耕具と推定される數齒を有する木器がある。但し、それは柄が器體の上方に伸びた形のもの

で唐古發見例とはやゝ性質を異にしてゐるが、上代にこの種の

耕具の行はれた事實を示すに足るものである。(第七十九圖)。

大場磐雄氏「上總菅生遺蹟の一考察(二)」(『考古學雜誌』第二九卷

第三號、昭和十四年三月)第四圖・第五圖參照。

④上總菅生發見の木製鋏もまた同様な着柄隆起部を有し、柄孔は

上方に向つて傾斜してゐるといふ。唐古發見の諸例と軌を一にしてゐるわけである(第七十九圖³)。大場磐雄氏前出論文第一圖参照。

⑤上總菅生遺跡からも類品の發見があるが、それが木鋤として使用するには極めて脆弱であるところから、大場氏は醸造・染色や馬糞を掻き混ぜる器具としての用途の別に存することを考察して居られる。大場氏前出論文参照。

なほ美濃日野遺跡においても類品數個が土師器を伴つて發見されてゐる。これには柄頭が今日のスコップの様に作られたものがある(第八十圖²)。小川榮一氏「岐阜市日野發掘の彌生式土器を伴へる木製具に就いて」(『考古學』第八卷第八號、昭和十二年八月)。

但し現在においてもこの種の金屬製刃部を用ひない木製品が雪掃その他のための鋤として使用せられてゐる土俗例はある。參考として飛騨地方の例を掲げて置く(第八十圖³)。

⑥この木器のうちでも(2)の型式は石斧類を取りつけて用ひる木柄の形に似た部分がある様にも見えるが、種々の點からさう考へることが出来ない。

⑦上總菅生遺跡發見の一遺品はこの型式のものであつた(第七十九圖⁸)。大場氏前出論文第十五圖参照。

⑧上總菅生遺跡からも形状はやゝ異なるが槌形の木器が二個發見されてゐる(第七十九圖⁵・6)。形状の相違が、また用途の別に關聯するであらうことを考へるならば、早急に命名することは危険であるが、假りに槌形の名を冠して取扱つた。大場氏前出論文第十二圖参照。

⑨陸奥是川遺跡から發見せられた各種の漆器中に、環狀を呈する木製漆塗の腕輪がある。比較對照せらるべき資料である。喜田貞吉博士・杉山壽榮男氏『日本石器時代植物性遺物圖錄』(昭和

七年一月刊)第二十四圖版13参照。

⑩陸奥是川遺跡發見の數個の漆塗の櫛の中に、かへつてやゝこれに近いものがある。杉山氏同上書第二十四圖版3参照。腕輪と共に將來是川文化の性質を考究する上に一の論據を與へるものであらう。

⑪A號地點發見の遺品について尾中文彦氏の檢鏡を乞ふた結果、竹の皮に近い部分を使用してゐることが判明した。

⑫河内國南河内郡道明寺村國府發見の彌生式土器に、籠の内部に粘土を塗つて成形した鉢形土器があつて、籠の編方を詳しく知ることが出来る(富民協會農業博物館本山考古室藏)。

⑬陸奥國三戸郡是川村中居、羽後國飽海郡田澤口村高畑、武藏國南埼玉郡柏崎村眞福寺の諸遺跡から同様な編方の籠を母體とする藍胎漆器が發見され、中居からは通常の籠も出土してゐる。喜田貞吉博士・杉山壽榮男氏前出書参照。

⑭籠を型として作つた土器は河内國府例のほか、伊勢花岡・備前金藏山古墳及び帝室博物館藏の發見地不詳品(常陸木原或は同福田發見ともいふ)等がある。このうち備前金藏山古墳例が土師器に屬せしむべきものである。佐藤美津夫氏「備前金藏山古墳出土の鉢形土器」(『考古學』第八卷第一號、昭和十二年一月)。

⑮濱田耕作博士・水野清一氏『赤峰紅山後』(『東方考古叢刊』甲種第六冊、昭和十三年九月)参照。

⑯N. Palmgren, "Kansu mortuary urns of the Pan Shan and Ma Chang groups," (Paleontologia Sinica, Series D, Vol. I, Pt. I, Peking, 1934) Pl. XXXIII.

⑰本研究の専門的な報告は別に尾中文彦氏「古墳其の他古代の遺構より出土せる材片(其の二)(大和唐古の彌生式遺跡より發掘されたる先史時代の木製器具に就て)」(『日本林學會誌大會號』昭和十四年三月)として發表されてゐる。

第七章 石器類 (遺物 四)

(圖版第八八—第九八)

唐古遺跡が畿内における相似た遺跡の中でも特に石器類の發見に富むことは、従來行はれた小試掘並に表面採集の所見に基づいて、廣く世に知られたところであるが、今回の發掘の結果もまた、その數量^①においても、種類においても、注目すべき豊富な石器類を發見し得て、單に従來の知見を裏切らなかつたばかりでなく、進んで種々の新事實を明かにすることが出來たのである。

今回發見
の石器數

本調査の期間中に發掘並びに採集し得た石器類の總數は實に四四七個の多きに達するが、今これを通觀するに、中で最も數多いものは讚岐石^{サヌカイト}を原料とする石鏃・石鎗等の打製石器類(五九三%)であり、外にまた主として火成岩變成岩等を以て作つた石庖丁類(二五・一%)、石斧類(八・九五%)その他の磨製石器類がある。このうちには彌生式文化の石器として特色ある類に數へられてゐる磨製石劍等の發見數がなほ僅少にとゞまり、磨製石鏃の如きに至つては遂に今回はこれを檢出し得なかつた點などを考慮するならば、以上の資料の示す數比は唐古石器の大體の輪廓を示す程度のもものとして取扱ふべきであらう。とはいふものの、讚岐石を使用せる打製石器類が量的に過半を占めてゐるといふ現象の如きは動かしがたい

事實であつて、本遺跡における石器の傾向を特色づけるに足るのみでなく、ひいては近畿地方彌生式石器の著しい通性の一として認めらるべきものである。よつて先づこの打製石器類より始めて以下項を分つて各種石器の記述を進めよう。

打製石器類 (圖版第八—九三) 第八十一圖

打製石器 の種類

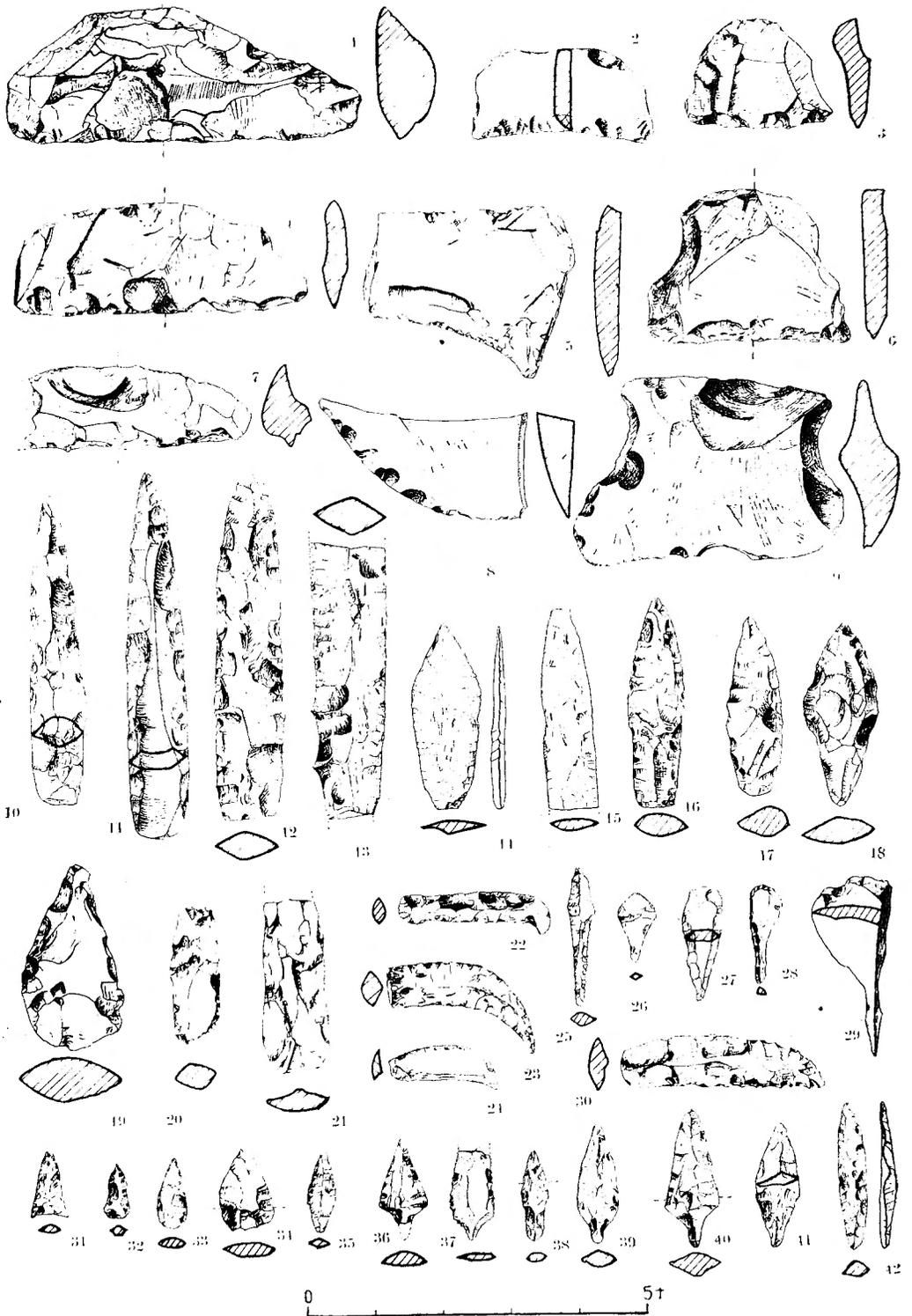
ひとり整形を終へた完成品のみにとゞまらず、使用可能な剝片類、原石類の主なるものを合すれば、その數三〇〇個近くの多數にのぼる打製石器類は、二、三の例外を除いて、いづれも黒色を呈し、貝殻狀斷口並びに高度の光澤の窺はれる讃岐石から成つてゐる。今これを大別して鎌形石器、庖丁形石器、石鎗、尖頭器、石鏃、石小刀、石錐等の名稱のもとに一括するが、なほ加工の過程にあるかと思はれる遺品を多く含むほか、成品においても形態上容易にその所屬を決しがたいものがあつて、往時これらの石器に與へられた機能の分類には、期して及ばぬところが多いことを恐れるものである。しかも一面においては、各型式が相互に聯關を有する點があつて、それが未製品の分類の困難を助長してゐることも考慮されねばならぬであらう。

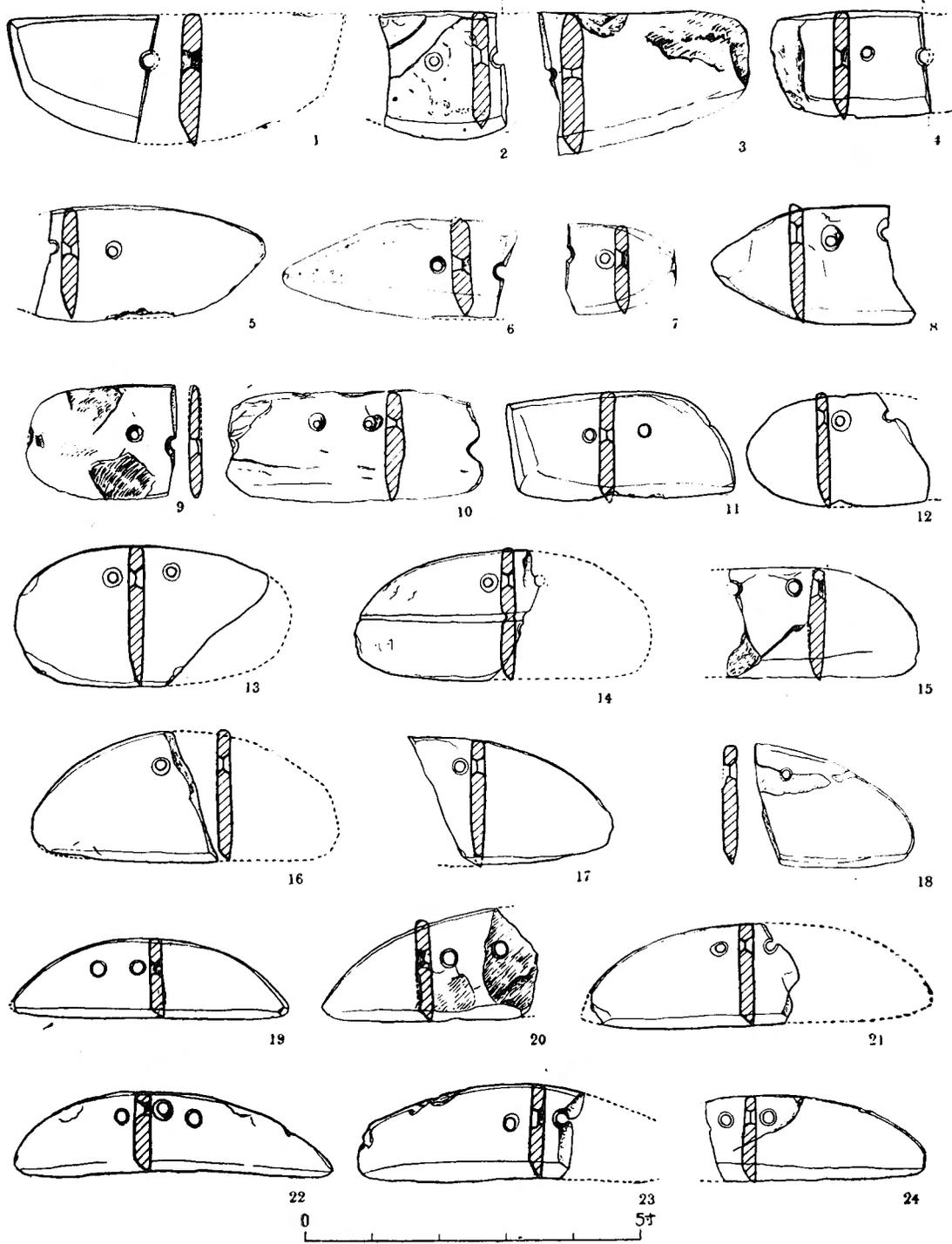
鎌形石器

鎌形打石器類 (圖版第八—八七)

體の一側が直線形で、他側が弧形に曲がつて共に及となり、かつ基部と尖つた先端との區別を、明かに作り出してゐる打製石器を假に鎌形石器と總稱した。この種の石器のうちで眞に鎌形の名にふさはしいものは、その如く比較的身幅の廣い扁平な形を有し、基端の直線に切られた品である。直及び先端よりほゞ三分の一の處にやゝ新

第八十一圖 石器類實測圖 (1)

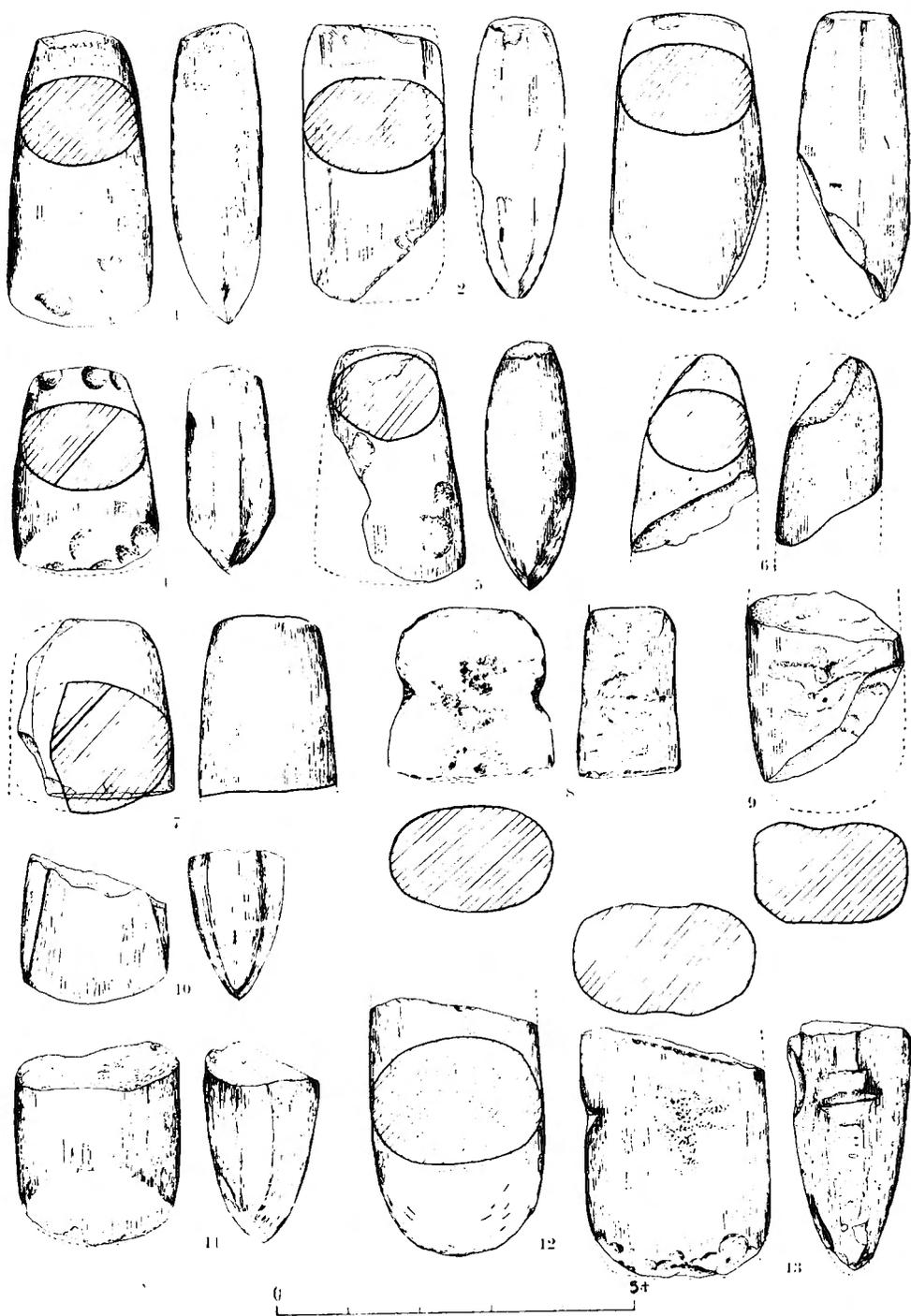




石 庖 丁

(縮尺 $\frac{1}{2}$)

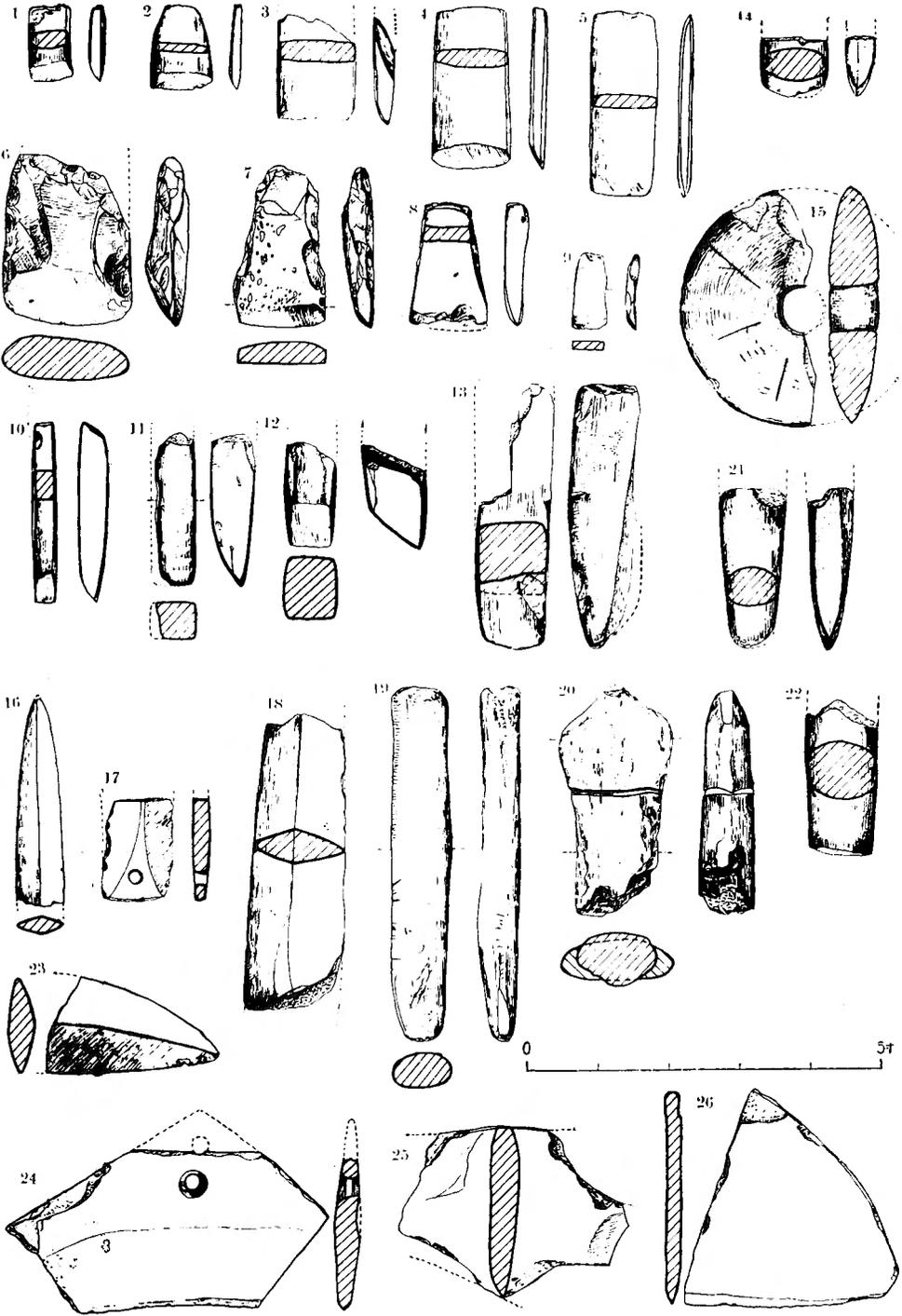
第八十三圖 石器類實測圖 (3)



太型蛤双石斧

(縮尺 $\frac{1}{2}$)

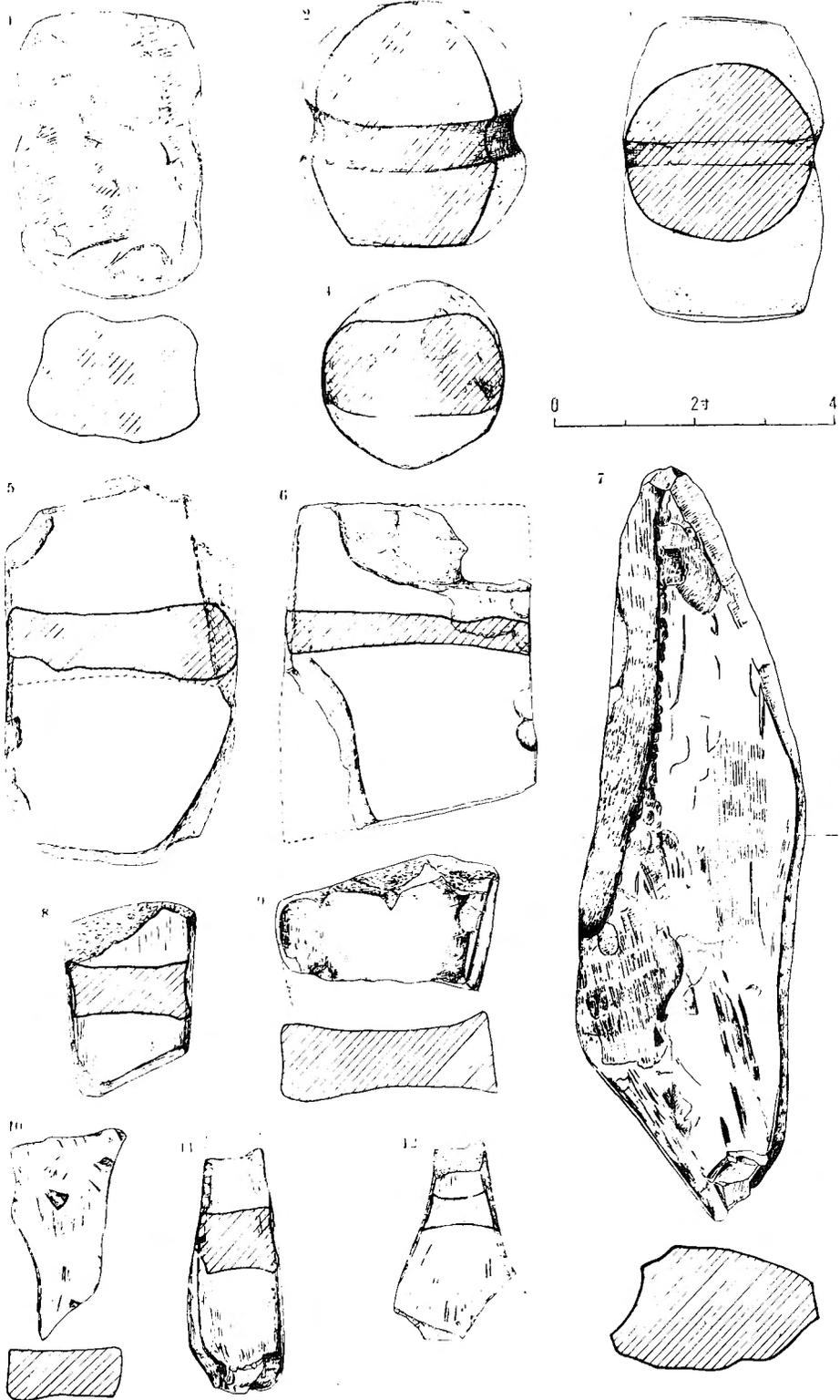
第八十四圖 石器類實測圖 (4)



片双石斧·磨製石劍·石棒其他

(縮尺 $\frac{1}{2}$)

第八十五圖 石器類實測圖 (5)



石槌類及砥石

(縮尺 $\frac{1}{8}$)

しい打裂面を有する及こぼれがあるほかは、破損を見ない完好な遺品であつて、長さ四寸三分、幅一寸六分五厘、厚さ四分の大きさを有し、第八五號地點第一様式土器出土、堅穴よりの發見にかゝるものである。未完成品中にもこの種の完成形を想はせるものが若干ある。

ところが、同じ様な長さ四、五寸、幅二寸前後の大型品のうちに、前者よりも厚手の一群がある。即ち1の如く、長さ五寸二分、幅二寸に對し、最厚部一寸に近い斷面三角形を呈する類であるが、このうちには15や第六〇號地點發見の一遺品の如く、その面に僅かながら磨研を加へたもの存することが注意せられる。しかし、その磨研は及部の形成には全く關與することなく、單に兩面の凸部を修正するにとまつて居り、第六〇號地點發見例の如きは打製による石器形態の完成に至る前に、これを行つたと見られるものがある。従つて、この種の打製、磨製兩手法を用ひた讚岐石製石器が、果してたま／＼完成せる打製石器に磨研を加へたに過ぎぬものであるか、或は磨製によつて仕上げを完成すべき石器の製作過程にあるものと解すべきかは、俄かに決しがたいところであるが、後に記さうとする讚岐石を用ひた磨製の鎌乃至戈(圖版第九六頁)形石器との關聯を示す遺品として特記して置きたい。

小型鎌形 打石器

鎌形石器と總稱した打石器には長さ三寸内外、幅一寸前後の、大きさを有する小型品がかなりある。この類の加工の進んだものは6の如く、腹背兩側に刃を有するのみでなく、先端が鋭利に尖らされてゐて、切斷刺突の用を兼ねた一種のCombination toolsと認められるばかりでなく、圖版第九一・20の石器を通じて從來石小刀の名で呼ばれてゐた先端の彎曲した打製小石器との類似の考へられるものである。就中20の如きは長さ三寸、幅八分、厚さ三分

あつて、腹背兩側刃が密な打調によつてやゝ鋸齒狀に作られた精巧品である。

最後に以上の讚岐石製の諸品とは異つて、黄白色の火山岩を用ひた鎌形石器の一例(圖版第 八八二)を擧げよう。身の幅一寸六分、基端幅二寸五分あつて、今先半を缺失してゐるが、背が直で腹側に内彎する刃部を細かな打調によつて作り出し、兩面、背側等は打裂面を利用したものである。第二八號地點第一様式土器出土、堅穴よりの發見にかゝる。

庖丁形打石器

庖丁形打石器類(圖版第 八 | 16) 讚岐石の剝片を加工して作つた長さ二、三寸の直線形の刃部を有する打石器で、全體の形は横長の矩形(同 11・8)或は頂部の丸味を帯びた楕形(同 9・15・12)を呈し、幅一寸五分前後の大きいさを普通とする。成形に剝片の貝殻狀斷口面をそのままに利用する傾向が強く、刃部を銳利に作つた上に、周縁にも打調を加へたものと、側背等には原石の自然面を残したものとがある。しかし、16の如く刃線の外彎するものは、總數三十四個のうち三、四例に過ぎない。また14は長さ三寸、幅二寸二分あつて、特に幅の廣い形である上に、左右兩側部に列り込みを設けた珍しい例である。

14と同様な手法は16にも見られるが、本品は石質が安山岩で上記諸例と少しく異なるばかりでなく、その形も長さ四寸、幅二寸七分あつて大型品に屬し、刃部の加工も粗末であるのは、自から讚岐石製の一般庖丁形打石器とは用途を異にする、土搔用の石鋏の類を想はせるものである。第九一號地點よりの發見品である。

さて、この種の打石器は從來石匙の名で呼ばれることが多かつたが、繩文式文化の遺物である石匙と區別をするために、家庭用の庖丁(Couteau)といふ意味で庖丁形打石器と名づけた。

のである。第四〇號(圖版第 八 11 號)六〇號八〇號八五號八八號地點等で第一様式土器に伴出した例があるほか、北・中・南各砂層からも發見されてゐる。

石鎗類

(圖版第 九 11 12 號)

銳利な尖端と兩側及とを有する狭長な刺突用打石器で、讃岐石を用ひ、兩面ともに入念な打調を加へて中央部を鑄狀に高くし、斷面菱形を呈するを常とする。これに長さ四、五寸を超える長大なもの(同 11 6)と、二、三寸のやゝ小型の類(同 12 7)とがある。前者は總

大型石鎗

数の六割五分を占める發見例の多いもので、今完形を存する遺品は 2 の長さ四寸六分、幅八分五厘、厚さ四分餘、3 の長さ五寸四分、幅九分、厚さ四分、4 の長さ五寸二分、幅一寸、厚さ四分五厘等、この類としてはなほ短い類であつて、破片中には 6 の如く、現存長五寸、幅一寸一分餘、厚さ五分を有し、もとの長さの七、八寸にも達したであらうと思はれるものがある。かゝる長大な石鎗もまた、長い形に打ち剥いだ剥片に加工して作り得たものであることは、3 の半面にその剥面を大きく残してゐることによつて知られる。これらの石鎗の基端は通常直或は少しく丸味を帯びた形に作られてゐるのみであるが、5 の一例においては基端に近い一側に八分の間隔を置いて二個の突起を作り出してゐる。島田貞彦氏が嘗て攝津森小路遺跡發見の遺例について有棘石鎗と名づけられた類③と同じく、柄の着裝に資する設備であらう。

小型石鎗

小型の石鎗には 9 の長さ三寸一分餘、幅八分五厘、厚さ三分五厘、10 の長さ二寸六分餘、幅八分、厚さ四分等の如く、前者に似てたゞ短い形のものほかに、少數例ではあるが 7 の長さ二寸七分、幅一寸餘、厚さ二分、8 の現存長三寸、幅七分五厘、厚さ二分弱の如く、幾度にもわたる細

かな打調を全面に加へた極めて薄手の精巧なものがある。前者に第二八號地點（第一様式土器出土）發見品のほか中央砂層出土品が多く、後者が共に南方砂層發見例であることは、直ちに以て土器様式の差異に結びつけ得ないとしても、先の長大なる類が多く北方砂層から發見せられてゐるほか、堅穴中より第一様式土器に伴出した例のないことを思へば、かゝる長大な打製石鎗の盛行に先んじて、小型品を使用した期間があつたことを物語るものと解して誤らないであらう。

石鎗の小型品は大型の有柄形或は柳葉形の石鏃と區別することが困難であつて、圖版第九〇の下段の諸品等は、強ひていづれかに分類しようとするのが困難である。27、28の如きは共に長さ二寸一、二分、幅四分餘であつて、前者は南方砂層から、後者は第八三號地點から發見せられ、いづれも第二様式土器との緊密な關係が窺はれる點に意義のあるものである。同様に圖版第八九13—15の如き、一見かのアツシユール型の握り槌グリップを思はせる形の尖頭器もまた、無柄形石鏃との間に形式的連關を有し、判然たる區別を分かち得ないものである。長さ二寸七分、幅一寸六分、厚さ六分を有する13はその大型の類であり、長さ一寸六分餘、幅一寸一分、厚さ三分の15の如きは石鏃にかなり近い。これらの石器中には往々打調が一面のみにとゞまつて、他面に原石の自然面や、剝面を大きく残したものがあり、或は石鏃等の未製品を含んでゐることも考へられる。

石鏃

石鏃類（圖版九〇） 打製石鏃はすべて讚岐石を用ひ、形の完存せるものでは無柄形、有柄形、柳葉

形の三者がほぼ同量づゝ見られるが、破片を通算すると柳葉形が増加して半ばに達する。

その大きさにおいて長さ一寸前後の普通品のほかに、長さ二寸に近く石鏃と呼ぶにははゞかられる様な大型品のあることは既に記した如くである。また、普通の石鏃が中央を鎬狀に高くした菱形断面を有し、二、三分の厚さをもつてゐる中であつて、3・19の如く厚さ一分といふ薄手で加工の精巧なものがあること、無柄形鏃においては、1の如き小型の腸扶式のものも少く、概して長手の形であること等が注意せられる。

石小刀

石小刀類 (圖版第九一・2217)

先の鎌形打石器の小型品に似て、先端が一側へ彎曲した類は、從來石小刀と呼んで、幾内彌生式文化に特有の石器と考へられてゐるが、本回の發見品中にも數例を見る。ことが出来る。石小刀としては、長さ一寸六分、幅五分を有する21の如きが普通の形であるが、18の様に先端の大きく曲がつたものや、17の様に長さ二寸二分餘、幅四分餘あつて、基端を圓頭狀にふくらませ、先端が鈎狀を呈する特殊品も見られる。17・21の兩者は中央砂層發見品である。

石錐

石錐類 (圖版第九一・16)

石錐は巧に加工せられた細い錐體を一端に作り出した打石器で、錐の長短、頭部の廣狭により全體の形狀には若干の差異が認められる。頭部の菱形を呈するものでは1・5等が整つた例であり、頭部の三角形を呈するものでは7・16等を代表とすることが出来る。また9・10の如き頭部と錐部の區別を見ないものもある。1は長さ二寸餘あつて錐の最も長い精品であり、7は全長二寸六分あつて大きな頭部から狭長な錐を作り出してゐる點に興味がある。その他は概して長さ一寸乃至一寸五分の大きさである。中には16の如く先端の磨滅の著しいものがある。なほ13は極めて小型の特殊な打石器で、繩文

式文化の豎形石匙を小さくした様な形をしてゐる。石錐ではないが便宜上こゝに附記して置く。石錐の7と共に中央砂層發見品である。

打製石器
未製品

打製石器未製品其他

(圖版第九
二一—二九)

打製石器並びにその未製品中には、遺存してゐる形狀を以て加工の完成したものと見るべきか、或はなほ製作の途中にあるものと判すべきかの去就に迷ふものが少くない。このことはすべての打製石器について痛感したところであるが、なほ例へば25—7等の圓形乃至矩形を呈する類の如きは圖版第八九16—18に圖示した類と共に皮剝形石器とも稱すべき一群の存在を示すかとも見られる。また1は小型の石鎗の未製品、3、4、9、11等は鎌形打石器の製作の工程にあるものと推されるに對し、三角形の三邊に打調を加へた8や、大型の握り槌に似た形で上面右側の一部にのみ加工を加へた10等は、俄かに成品の形を判別しがたいものである。

更に、未だ製作せんとする石器の形狀を推察させるに至らない、若干の加工ある剝片の類や、單なる核石等に到つては、豎穴中においても砂層においても、かなり夥しい量の發見があつた。この事實は打石器類の製作が本遺跡においても、母岩の産地から携歸せられた小岩塊を用ひて盛んに行はれたことを示すものにほかならないであらう。

石 庖 丁 類

(圖版第九三
第八十二圖)

石庖丁

以上の様な各種の打製石器と相並んで用ひられた磨製石器の中で、最も發見量の多いものは石庖丁類である。この類には二個の紐孔を有する普通の石庖丁のほか、少數の大型

品や石鎌の類が認められるが、先づ前者から記述しよう。

石庖丁類 (圖三版) 石庖丁は總數百十數個發見されたが、完形を存するものは一、二にすぎず、他はすべて破片であつた。しかし、そのうち約九十個は原形を推知し得るので、これについて先づ形の分類からはじめて記述を進めよう。

石庖丁の型式

發見せる石庖丁の形には大きく分けて二種ある。即ちその一は背側が直線形をなす類で、これに(1)刃部が弧形に外彎した1—3と、(2)直刃で全體が矩形に近い4.5・10.12等とがある。第二は背側が外彎の弧形をなす類で、これには(3)直刃で幅の狭い20—26と、(4)直刃乃至外彎刃で幅の廣い11.15—19等とがある。形の上からは6—8等もまた(4)に近いものであつて、これについてはなほ後に述べようと思ふが、記述の都合上(5)類として置く。通じて長さは四五寸あり、幅は型式によつて變化があるが概して一、二寸、厚さ二、三分の大きさを有し、一、二の例外を除いて中ほどに二個の小圓孔を穿つてゐる。この圓孔は同一個體においてはほぼ大きさを等しくし、その中心距離は八、九分である。このうちで發見量が多く、總數の半ば以上を占めるのは(3)の型式である。

さて、細部にわたつて以上の諸型式を比較すると、他の型式ではすべて刃を片面から研ぎ出した片刃であるに對し、(1)、(2)、(5)類では両面から研いで作つた兩刃のものが前者と相半ばしてゐる。また(3)類などの片刃を見ると、厚い身に直接刃を附けてゐるので、身と刃の斜面との境に判然たる稜角を形成してゐるが、(4)類では刃に近い部分ほど身を薄く作つて、それに刃を附けてゐるので、刃の斜面が比較的目立たない傾向がある。次に穿孔の位置につい

ても、(3)(4)類では兩孔が背に接近して穿たれてゐるに對し、(1)(2)(5)類ではやゝ背から遠ざかり、及との中央に近寄つて穿たれたものが多いといふ相異がある。更に(3)類の石庖丁においては、片刃の斜面を上面に置いて見た場合、孔の位置が左右の中心より少しく左方に偏して穿たれてゐる傾向が強く、かつ孔のすぐ右方に當る部分の刃に著しい損傷があり、同じ部分の背にも甚しく擦傷が認められる。23・27はその傷が上面にも及んだ例である。(1)(5)類中にも同様な傷痕を背及び刃に有する例があるが、(4)類にはこの事實が認められない。

石庖丁の石質

これらの石庖丁に使用された石材の石質を検すると、また各型式間に若干の特色がある様である。その最も明瞭なものは(1)類で、發見せる八個がすべて白褐色を呈する變質安山岩製である。(2)類では變質安山岩(4)砂質雲母片岩(5)千枚岩(12)等が主として用ひられ、(3)(4)類は大部分が綠色の輝岩を使用し、少數の千枚岩(15)或ひは綠泥片岩(24)例を見るのである。(5)類に變質安山岩製が多いことは、孔と背との距離が広いことと共に、これを(4)類から區別すべき理由となるのである。今、發見地點の明かな資料についてそれを列擧すると、1は第九三號、2・7は第四八號、3は第四〇號、8は第一三號、13は第八五號各地點より第一様式土器と伴出せるものであり、9・20は第八七號地點の第一第二兩様式土器を交へた堅穴から、15は第一〇六號地點の第四様式土器を出土する堅穴から、それぞれ検出せられたものである。また25は中央砂層、19・26は南方砂層、14・16・17・18・22・27は北方砂層發見品である。

石庖丁の變遷

以上の各方面からの觀察の結果を綜合すると、先づ出土地點との關係から(1)(2)(5)類が第一様式土器と密接不離な關係を持ち、(3)(4)類が圖示した以外の資料をも加へて北方砂層發

見品が多く、第三第四様式土器との關聯の強いことが知られる。換言すれば第一様式土器によつて代表される唐古彌生式文化の初期においては、石庖丁は變質安山岩を主として用ひ、背部の直線形のものが多く、また兩刃の式がかなり行はれてゐたのである。それが石質においては若干の變成岩を交へ、形においては(12)類の如く刃部が直線形をとり、また(5)類の如く背部の外彎する型式を含む點から、(3)(4)類へ移行したことが考へられるのである。即ち輝岩を主として他に若干の變成岩を交へ、背部が常に外彎し、片刃に統一された、第三第四様式土器伴出の型式である。なほ(3)(4)兩類間の關係については、後者が刃部の構造に特色をもつ以外に、前者と異なる點に乏しく、たゞ身の幅が廣いために刃部が外彎する傾向を持つものであることから、これを以て(3)の原型を示すものと解することが出来るであらう。石庖丁もまた回を重ねての使用によつて、時々刃部の研ぎ直しを要したであらうし、その結果、直刃のものも(4)の如く内彎刃となることは容易に考へられるところであるが、更に一歩を進めて、幅の廣い(4)類が使用によつて磨せた結果、狭い(3)類に近くなることが考へられるのである。しかしとすれば使用の度合の比較的少かるべき(4)類に著しい傷痕のないことも當然であらう。石庖丁がかくの如く永く使用せられたことは、穿孔部に達するまで背を研ぎ減らして、なほ用ひられた(13)の如き遺品の存在によつても察せられるところである。

特殊石庖
丁

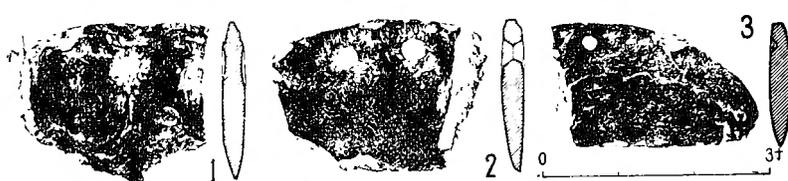
なほ特殊な遺品について解説を加へると、(1)は長さ四寸八分、幅一寸六分のほゞ矩形を呈し、及は兩面からなだらかに研ぎ出したものであるが、兩側に圖に見る様な切込みを作つてある點で珍らしい遺品である。また(1)は長さ三寸四分、幅一寸六分の大きさを有し、左端は

直線に、右端は弧狀に切られてゐるが、後者の弧の中央にはもとこゝに穿たれてゐた孔の一部が残存してゐるので、これが破損した石庖丁を修理した再製品であり、そのために今見る様な特殊な形をとるに至つたことが知られる。現在穿たれてゐる二孔はやゝ孔壁の形狀を異にしてゐて、右方のものが失はれた右端の一孔と共に本來の穿孔であつたと見ることが出来る。また直線形の左端にも刃が研ぎ出されてゐることは注意すべきである。今、兩孔の下方にあたる刃部に著しい刃こぼれが認められる。16は半折した資料であるが、復原長約五寸、幅一寸九分あつて、兩面共に背と刃との中間部に幅一分餘の淺い凹溝を一直線に彫つてゐる點に異色がある。その目的は先の兩側に切込を有する例と同じく、石庖丁を持つための装置に關するものかと思はれるが、具體的なことはわからない。20、24の兩者は今回の發見品中でも珍らしい完形を存する例であつて、20は長さ四寸三分弱、幅一寸二分、二孔の偏在が著しく、孔の右方に當る背頂に擦痕が認められ、24は長さ五寸弱、幅一寸二分、刃が少しく内彎し、三孔を有する唯一の例であり、背頂の中央部約三寸の間にわたつて擦痕のあることも特異である。

石庖丁未製品

多數に發見せる石庖丁のうちには、以上の様な完成せる遺品のほかに、加工の過程において破損等のために遺棄せられたと覺しい未成品が若干ある。即ち圖版第九二、13は原石を石庖丁の形に打ち缺いた最初の工程を示すもので、前者は變質安山岩第六〇號地點發見、後者は輝岩の例である。穿孔はこれを研磨した後に行はれた如くであるが、未製品中には先づ石庖丁の形を整へてから穿孔に着手した場合と、穿孔後に背部刃部を加工した場合とが

大型石庖丁



第八十六圖 石庖丁の穿孔手法 (縮尺 $\frac{1}{3}$)

あつた様である。また穿孔には圖版第九三・30・31の如く錐を用ひて直ちに兩面より圓錐形の孔を穿ち貫通させる方法と、28の如く先づ孔の位置を兩面から若干打ち凹めた後に、錐による穿孔を行つた29・11の例に見られる方法とが認められる(第六圖)。後者は比較的軟質な變質安山岩の場合にも、28の如き輝岩の場合にも例があつて、その使用の範圍を限定することは出来ないが、兩手法は並び行はれ、かつ大部分は直接穿孔する前者によつてゐる様である。

大型石庖丁類 (第八十四圖) 石庖丁に類した磨製石器の破片中に、それから復原せられる原形がかなり大型のものであると思はれる類がある。例へば第八十四圖26は全體の半ばに達しない破片であるが、現存部においても幅三寸あつて、畿内各地に發見例のある刃部の直線形に近い三角形の大型石庖丁の類であると推される。形の大きな割合に厚さは二分で薄く、刃は斜面の目立たない兩刃になつた綠泥片岩製品である。同圖25もまた同様な大型品の破片であつたと考へられるものである。但し本品では圖の右方が上下から大きく欠き取られてゐて、一見するとそれがこの石器を鎌の様に柄に着裝する場合の便に資したものと解されぬでもないが、さう見るためにはやゝ復原し得る身の長さが短かすぎる様である。千枚岩製で刃は少しく内彎してゐる。

この種の遺品中、最も整つてゐるのは同圖24(圖版第九六第10)である。現在その兩端を缺失してゐる。

るが、三角形の頂部を水平に切つた形の石器である。刃部は少しく内彎する兩刃の作りで、身の中ほどから刃に向つて厚さを減ずる様に研ぎへらしてゐるために、こゝにかすかな稜を形成してゐる。頂部に近くやゝ大きな圓孔一個を穿つてゐることは、この型式の石器に常に見るところと同様である。しかるに、現狀において水平に切られてゐる頂部には、中央に別な穿孔壁を残してゐて、本品がもと完全な三角形を呈し、現在よりも上部にあつた孔によつて使用せられたことがあつたと推されるのである。何等かの事故によつて、その頂部が缺損した後に、破損部を研磨して現在の一孔を穿つて再用したのが今見る形であると考へられるのは面白い事實である。粘板岩製で、残存長四寸五分、幅二寸一分餘、厚さ三分五厘ある。

磨製石鎌

圖版第九六九は讚岐石を磨いて作つた珍らしい鎌型石器の尖端部破片で、中央部が厚く、兩側を薄く研いであるため、兩面に鎬狀の稜線が認められる。この稜線が一直線でなくて尖端に向つて曲がつてゐること、その位置が表裏において多少ずれてゐることから、本品が石劍の類とは性質を異にすることが考へられるのである。兩側縁は形を整へるために一度平に磨かれてゐるので、銳利ではないが尖端は銳く、その附近に刃こぼれの痕が認められる。前述の少しく研磨を加へた鎌形打石器との關聯において、戈・鎌の如く着裝せられる種類の石器ではないかと思はれる。残存長約二寸五分、幅一寸三分餘、厚さ四分、第六〇號地點(第一様式土器出土發見品である)。

石庖丁類の末尾に附記して置きたいのは圖版第九六一の小石器である。これは石庖丁

と同様に千枚岩を扁平に磨いて両面から錐で穿孔した三個の小圓孔を有する破片であつて、縦に一直線に並んでゐる孔の位置を中心として考へると、原形は長さ約一寸八分、幅一寸一分位の三角形を呈するものであつたかと思はれる。しかし周縁にはどの部分にも及がないから、單なる裝飾的な石製品であらうか。南方砂層發見品である。

磨製石斧類

(圖版第九四・第九五)
(第八十三・八十四圖)

磨製石斧

石斧類はごく少數の半磨製品を除くほかは、すべて磨製の精良なる品であつて、これを大別すると、(1)主として火成岩から成る太型蛤及石斧と、(2)片刃を有する小型の扁平片及石斧、並びに(3)同じく片刃を有する方柱狀の柱狀片及石斧の三者に分かたれるが、いづれも彌生式文化の特色ある石斧型式に屬するものである。なほ別に、これらとやゝ性質を異にするものであるが、一例のみ發見された環狀石斧をも、本節の記述中に加へることにした。

太型蛤及石斧

(圖版九四)

橢圓形斷面を有する太い棒狀體の一端に、兩面から所謂蛤及形の刃部を附した大型の磨製石斧である。完形を存する品は長さ二寸八分乃至四寸といふ比較的短い形であるが、一半を破損せるものの中には、もと全長七、八寸に達したと推されるものが少くない。4の如く短いものに刃部の直線に近い例が多く、長大な形狀に復原せられるに等しく、刃部の著しく弧形を呈するものがあることとあはせて、長期の使用中に度々刃部を研ぎ直すことにより、その長さと刃部の形とに變化を來たしたものと考へられるのである。現狀においても、2・4・10等には刃部の著しい損傷が認められる。石斧の幅はいづれも

二寸から二寸六分の間にあり、断面形また短徑が長徑の六割乃至七割の比例をとる橢圓形を呈して、側面或は體と刃部との間等に明かな稜を形成するもののないことも特徴の一端である。頭部は概して少しく細まつた形をとり、頂部は平に作られてゐるが、しばしばこの部に打撃による破損の跡を留めてゐる。研磨の良好な3においては、頭端から五分のところにはじまる幅一寸七分の間を帶狀に残して、他の部分が黒色に染まつてゐて、着柄装置の名残と認められるほか、7・8・10の諸例においては四方に顯著な凹所を穿つて、柄の着裝に資した場合もあることを示してゐる。^④

石質は輝岩(Proxynite)を用ひたものがやゝ多く(9・3・11・4等)、斑礫岩(Gabbro)(7・6等)、橄欖岩(Peridotite)(10・8等)がこれに次いでゐる。出土地點の明かなもののうち、第一様式土器を伴出せる竪穴中よりの發見品に、後二者の石質に屬するもの數例を見るが、果して石質の相違が土器様式の推移と相關聯するものであるか否かは俄かに判じがたい。完形品についてその大きさを附記すると、1は長さ四寸一分幅二寸、厚さ一寸二分五厘、2は長さ三寸八分餘、幅二寸、厚さ一寸三分、4は長さ二寸八分、幅二寸、厚さ一寸一分五厘ある。

小型蛤刃石斧

小型蛤刃石斧(圖版九、五、15) 蛤刃を有する石斧がすべて以上の如く重量の大なる大型品であるうちにあつて、唯一例ではあるが同じく輝岩製で幅九分五厘、厚さ四分餘といふ小型の遺品を得た。これが通常石器を伴ふ例の乏しい第五様式土器を出土した第四五號地點の發見であることは、石斧の型態と共に稀例とするに足るものである。

扁平片及石斧

扁平片及石斧(圖版九、五、1) 扁平な矩形を呈し、その一短邊に片刃を附し、平な兩面のみなら

す、兩側及び頂部にも磨研を加へて形を整へた、鉋刃の様な形の磨製石器である。1はその特に小型のもので、長さ一寸、幅六分あり、2は形が少しく刃部でひろがつた點に異色のある最も薄い例で、長さ一寸二分、幅八分五厘、厚さ一分餘ある。4は本型式の石斧の代表例ともいふべく、長さ二寸三分、幅一寸一分、厚さ二分あり、3はほぼ同様な形の品の頭部を缺失した破片である。5は長さ二寸六分、幅九分あつて、その形や、細長く、上下兩端に共に刃を附してゐる珍らしい例である。石質は3の如く粘板岩を用ひて刃がその片理面と直交する様に成形したものと、2の片岩や、4、5の黑色粘板岩の例の如く片理に沿つて作つたものがある。これらのうち5は第二八號地點、第一様式土器出土、堅穴内發見、3は南方砂層東部發見品である。他に一個北方砂層發見品がある。

半磨製片 及石斧

半磨製扁平片及石斧 (圖版第九) 機能においては磨研の精良な扁平片及石斧と同様なものと思はれるが、安山岩を打缺いて前者と相近い形を作り、刃部その他を磨研して仕上げた半磨製石斧が若干發見せられた。そのうち大型の6・7は表裏兩面並に周側にも研磨を加へて凹凸を多少修正した上、刃部を入念に研ぎ出してゐるが、小型の8・9は全く打裂によつて得た石片を利用して、刃を研ぎ出し、僅に周側の稜角を磨きへらしたあとの見られる程度のものである。6は長さ二寸四分、幅一寸八分、7は長さ二寸二分餘、幅一寸三分、8は長さ一寸七分、幅一寸一分、9は長さ一寸一分、幅五分の大きさを有してゐる。伴出土器の明かなものは7(第四九號地點發見)、8(第六〇號地點發見)共に第一様式土器を伴つてゐる。

柱狀片及 石斧

柱狀片及石斧 (圖版第十) 厚みの大きい矩形斷面を有する方柱狀を呈し、その一端に五、六

○度の角度に作られた片刃を附した鑿狀石斧である。この種の石斧はその一面に扶溝を有するものがある爲に、從來扶入石斧と呼ばれてゐるが、10の如く扶りを作らぬものもしばしばあり、本回發見した七個中においても、扶りを有することの明かに認められるものは12の一例のみであるから、その名の使用を避けた。またその形には10の如き長さ二寸五分、幅三分五厘、厚さ四分餘の小型精巧なものから、14の如く頭部を缺くも現存長三寸七分、幅一寸、厚さまたそれに近いと思はれる大型品まで、種々あつたことが窺はれるが、通じて粘板岩⁽¹⁰⁾、角閃千枚岩⁽¹¹⁾等の片理面に刃線が直交する様に成形してゐるのは、打撃による刃部の破損を防ぐ爲の考慮として、興味深く看取せられる。この型式の石斧が相當はげしい使用を受けたであらうことは、14の刃部の甚しい磨滅によつても察せられる。10は第八五號地點（第一様式土器出土、竪穴内發見品、11—14は北方砂層發見品であり、他に北方砂層及び南方砂層から檢出した資料が各一個ある。

環狀石斧

環狀石斧^(圖版九五)

環狀石斧はその半を存する破片一個を得た。徑三寸三分の圓盤形をなし、中央部の厚さ六分五厘あつて、周縁には鋭い蛤刃狀の刃を附してゐる。また中央には徑六分五厘の美しく磨かれた圓孔を垂直に穿ち、體の一面には圖の如く放射狀線を刻してゐる。石質は粘板岩で、刃部には使用による若干の磨滅が認められる。

磨製石劍・石棒・石槌及砥石

^(圖版九六—九八)
第八十四・八十五圖

以上に述べた打製石器類、磨製石庖丁類、磨製石斧類の發見量は、いづれも極めて多く、これ

を合すると今回検出した石器總量の九割三分に達するのであるが、なほ他に數量的には貧弱ながら、二三の注目すべき磨製石器の發見があつた。即ち次の諸類である。

磨製石劍類 (圖版第九) 鋭利な尖端と兩側及とを有する細長い形の磨製石器で、いづれも

黑色粘板岩を用ひ、中央に鑄を研出して斷面菱形を呈する精巧な品である。發見せる四個は共に破片であつて、1は鋒部、4は鋒に近い部分、3は基部、2は基部に近い部分に當つてゐる。そのうち基部の形狀を知り得るものは、基部を直線に切り、それに近い部分の側及と鑄とを研ぎ下ろして一圓孔を穿つた3のみであるが、本例によつて、他もまたすべて同様な鐵劍形石劍の型式に屬したものと認めてほゞ誤りないであらう。中に1の如き幅七分の細身のものと、4の如き幅一寸三分、厚さ六分に達する大型品とがあり、側及の處々に及こばれの認められるものもある。1は南方砂層東部發見、2、3は北方砂層發見である。

石棒

石棒類 (圖版第九) 通常、繩文式文化の、殊にその終末期に行はれたといはれてゐる石劍、石

棒類の粗製品が、本遺跡の彌生式土器出土地點から檢出された。⑤ そのうち完形を存するものは比較的扁平な棒狀を呈する、長さ約五寸の小型品で、その一端に近い部分の兩側を叩打して心持ちくびらせ、僅に頭部を作り上げ、他端また兩側に若干の研磨を加へて少しく細くした程度のものである。今、兩側部に刻線狀の傷痕を留めてゐる。石質は輝岩でその自然礫を利用したものである。または前者よりも大型の石棒の頭部破片であつて、頭部は扁平な五角形に作られ、一條の刻線を繞らして身との境を劃するほか、特殊な彫刻文様の類は見られない。石質は雲母片岩で、磨研の程度はごく少部分にとゞまつてゐる。この兩者

がそれぞれ第八七號及び第八四號地點の堅穴中から第一様式土器と共に發見せられたことは注意すべきである。

次に7・8は共に長徑一寸前後の橢圓形斷面を有する棒狀石器で、7(中央砂層發見は斑礫岩製で一端が細まつて兩刃の斧形に作られ、8(南方砂層東部發見は輝岩製で直線的に磨き切られた頭部を有してゐて、いづれも磨研は精良である。この兩者は一面において以上の様な石棒類の破片と考へられると共に、他面、細長い特殊な形態の磨製石斧とも見られるものである。將來の完形資料の發見を待つて決すべきであらう。

石槌類 鋭利な刃部を有する石製利器のほか、石材の重量と強度とを利用した石器として石槌及び敲石の類が少數ある。

石槌の一種(圖版第九 七1・2)は叩打と一部の研磨とによつて、長さ四寸前後、幅二寸餘、厚さ一寸五分餘の形に作り出した石塊の平側四面に、それぞれ二個宛の凹部を打ち凹めたものである。この種の凹部は前述の如く大型蛤及石斧の着柄装置の一方法としても用ひられ居り、本石器の用材もまた共に石斧の或物と同じく橄欖岩を用ひてゐるが、なほ、獨立した石器の一種として認むべきであらう。このうち2は中央砂層より發見せられたものである。

石槌の第二(同3・4)は寶珠形乃至圓筒形の體の中央に一條の凹溝を彫り繞らした grooved hammer の類に入れるべき叩打製石器である。共に雲母質花崗岩を用ひ、3は高さ三寸二分、長徑三寸一分、4は高さ四寸三分、長徑二寸八分あつて、彌生式遺跡から發見されるこの種の石器としては大型品に屬するものである。

敲石

普通に敲石と呼ばれる扁平な圓礫の兩面中央部に打痕を附した石器もまた數個檢出されてゐる(同⁵・⁶)。圖示せる二例のうち、5は第九七號地點よりの發見品で徑三寸七分あり、6はやゝ大きく長徑四寸一分を測る。共に周緣部を若干研磨した様子が窺はれる。

砥石

砥石類(圖八版) 石器その他の製作研磨に用ひたと思はれる砥石の發見例はかなり多かつたが、遺品の形狀は様々であり、その用途の性質上、磨損した遺存品を以て當初の形態を推することは困難である。しかし、通觀するに1・2の如く石材を長さ五寸餘、幅三寸餘の扁平な方板形に切つて、その上面を以て研磨の用に當てたものと、4—8の如く方柱狀に作つてその周圍各面を利用したもののあつたことが察せられる。また3の様に現在一尺一寸に近い長さを有する大型品で、寫眞に見える左右兩面に研磨使用による凹滑面を構成せるものもある。本品においてもその使用面は幅一寸餘の狹長なものであるところから、研磨すべき利器の形狀性質によつて、扁平な面の廣い砥石と、その比較的狹長なものとの別が自から要求せられたものと解すべきであらう。これらの砥石の用材は主として硬砂岩を以て當て、若干、緻密な粘板岩製品がある。なほ1は第八七號地點第一様式土器出土、堅穴内の發見である。

石器の用石

今回唐古遺跡から發見した各種の石器類の個々についての解説は、以上の各項の記述によつて、これを盡くしたが、なほこれらの石器とその用石との問題に關して、若干の考察

を加へたいと思ふ。

打製石器
と讃岐石

先づ打製石器においては、その用石がほとんど讃岐石に限られてゐることと、その數量の極めて多い事實が注意に上るのである。かゝる現象はひとり本遺跡のみに見らるゝところではなく、廣く畿内各地の彌生式遺跡に共通した性格であつて、他地方の彌生式文化には未だこれに類する事實の指摘を見ないこともまた周知の如くである。これは一に打製石器の製作に適した貝殻狀斷口を生ずる玻璃質の讃岐石の原産地が、畿内彌生式文化圏のうち存するが故である。即ち、かの生駒・金駒兩地壘の接觸地帯に噴出した二上山の如きは、中でも主要なる讃岐石原石の供給地と目されてゐるものであつて、樋口清之氏がその北麓に當る關屋方面において、豊富な打製石器類を出土することにより、石器製造地と推される遺跡^⑦の存在を注意せられた事實を以てしても、古代における二上山讃岐石の活用の一斑が窺はれるのである。唐古遺跡發見の打製石器類に使用せる讃岐石に對しても、今日、その産石地を嚴密に限定することは出来ないとしても、相互の地理的關係等よりして、原石を二上山に求めた場合の極めて多かるべきことは推察に難くないところである。

唐古にお
ける打製
石器製作

しかし、讃岐石の原石を二上山に求めたといふことは、必ずしも關屋その他の二上山麓に位置する打製石器製造地にその製品の供給を仰いだといふ意味にはならぬのであつて、唐古遺跡においても、入手した原石の小塊を用ひて石器製作の行はれた事實を示す遺品のあることは既に指摘したところである。かくの如く原石や剝片の夥しい存在によつて、本遺跡において打製石器の製作が行はれた事實を認めるならば、ひいては若干の加工の工程を

舊石器類
似石器

經た打製石器の遺品中にも、なほ完全な製作を終了せぬ段階において、種々の事由により加工を中斷したのもまた含まれてゐると見るべきであらう。同様な現象は既にわれゝが本遺跡の木器についても認めたところである。

ひるがへつて考へるに、およそ打製によつて作られる石器の外観には原石の性質による制約と製作技術に基づく一定の型とがあつて、それがそれゝの文化の個性を示す有力な標徴となる反面において、全く相互に無縁の文化の間に類似した石器技術を示す結果ともなるのである。唐古發見の打製石器中に見出される、若し形狀によつて比較するならば歐洲舊石器に例を取ることの出来る様な遺品もまた、後の場合に屬する偶然の現象に過ぎないことは既に故濱田博士が河内國府の調査に際して相似た遺品について論斷せられた如くである。^③われゝのこの種石器に對する關心は、それが彌生式文化の所産であることを顧みずに、その技術形狀を以て或は舊石器に或は中石器に關聯せしめることにはなく、あくまでもこれらの打製石器が彌生式文化において如何なる意味を持つものであるかといふ點にあらねばならない。今次の調査によつて、かの河内國府發見の大型粗石器に該當する遺品中に鎌の如き機能を有する打製石器の一群を識別し得、またそのうちに一部に留まるとはいへ研磨の工程を経たものを發見した事實は重要視せらるべきである。殘された問題はこれらの石器が使用に適した完成品であるか、先にその存在を想定した様な加工の過程にあるものであるかといふ點の解決にある。

畿内彌生
式文化と
打製石器

畿内彌生式文化における打製石器の發達がこれに適する、讃岐石原石の存在によつて、導

かれたものであることは、縄文式文化における東北地方のチャート製打石器、北海道の黒曜石製打石器の地方的盛行と共に、文化が地理的環境に依存する面を示す現象とすべきである。しかも同じ畿内においても、縄文式文化にあつては讃岐石の使用を見つゝも、これを以て特殊な打製石器の發達を生ずることはなかつた様に觀察せられる事實を想起するならば、畿内彌生式文化における豊富な打製石器の存在もまた、他の半面においてこの文化自體に内在する石製利器への強い要望を無視しては解しがたいところである。それが究極においては金屬製利器の貧困を物語るものであるべきことは論をまたぬとしても、特に第一様式土器伴出品中に、讃岐石製打製石器に研磨を加へようとした努力の認められる事實と相俟つて、初期における磨製に適した石材の不足から、かへつて打製品の普遍化を見たとも考へられぬでもない。古い土器に伴ふ粘板岩製の磨製石劍の例を見なかつたことはしばらく措くとするも、石庖丁において第一様式土器伴出品が變質安山岩を主用し、輝岩を一般に使用するに至つたのは更に後の時期のことであつたと見られる點も、またかゝる解釋を許容するに近いであらう。

磨製石器
原石產地

石庖丁のみでなく、磨製石斧にも使用せられる輝岩や、斑糲岩、閃綠岩或は綠泥片岩等の原石の產地は、近畿中區にはほとんどこれを見ず、南部の山地、即ち紀川以南の所謂外帯に屬する紀州山系に存するものである。これらのうち磨製石斧に使用せられる石材の如きは、彌生式文化においては原石の入手の難易にかゝはらずいづれの地方においても一定してゐる。しかしこれを以て直ちに原石產地との交通交易等の現象のみを想定するのは早計で

あつて、この種の岩石は近畿中區低地帶周邊部の洪積層中にこれを構成する礫として發見し得るものであるとは、中村新太郎教授の教へられたところである。(藤岡小林)

【註】①單に發見せる石器類の總數が多いといふばかりでなく、一種類

の石器の量もまたおびただしい數に上つてゐる。假りに石庖丁に例をとるならば、本回の發見量は同じ大和の高市郡新澤村一遺跡の出土數として報告せられてゐる數の四倍に上るが如きである。吉田宇太郎氏「新澤村石器時代遺蹟報告」(奈良縣史蹟名勝天然記念物調査會第十回報告「昭和三年三月」)
②かゝる打製石器製作の工程については既にジョン・エバンス卿が歐洲の資料について明かにしたところである。

Sir John Evans: Ancient Stone Implements of Great Britain. 1897.

③島田貞彦氏「大阪市東區森小路發見の有棘石槍」(『人類學雜誌』第四七卷第十號、昭和七年十月)。森小路發見石槍の一は左右兩側に各一個の棘狀小突起を有する完形品であり、他の一は一側にのみ一個の突起を有する破片である。

④藤森榮一氏「南信濃發見の一種の抉入を有する石器類」(『考古學』第四卷第二號、昭和八年二月)に楡込石斧と假稱してこの種

の凹所を有する石斧の完形品若干をあげてゐる。

⑤彌生式遺跡からこの種の石棒の發見せられることは必ずしも絶無ではない。河内國中河内郡瓜破村瓜破大和川床遺跡の如きはその一例である。山本博氏「河内國大和川床出土の彌生式遺物に就いて(一)」(『考古學雜誌』第三十卷第十一號、昭和十五年一月)第二十六圖、及同氏「續大和川床出土の彌生式遺物に就いて」(『考古學雜誌』第三一卷第七號、昭和十六年七月)第四圖參照。
⑥二上山の地質については吉澤甫氏「二上山火山研究概報」(『地球』第十四卷第五號、昭和五年五月)に詳し。

⑦樋口清之氏「大和二上石器製造遺蹟研究」(『上代文化』第四・五合併號、昭和六年二月)

⑧濱田耕作博士「河内國國府石器時代遺跡發掘報告」(『京都帝國大學文科大學考古學研究報告』第二冊、大正七年七月)第四章後論第一節「大形粗石器に就きて」參照。

⑨坪井良平氏がかつて本遺跡より發見せられた讚岐石製打石器中にも二個の研磨を加へられた遺品がある。

第八章 土製品及び骨角牙製品 (遺物 五)

〔圖版第九九—第一〇三〕

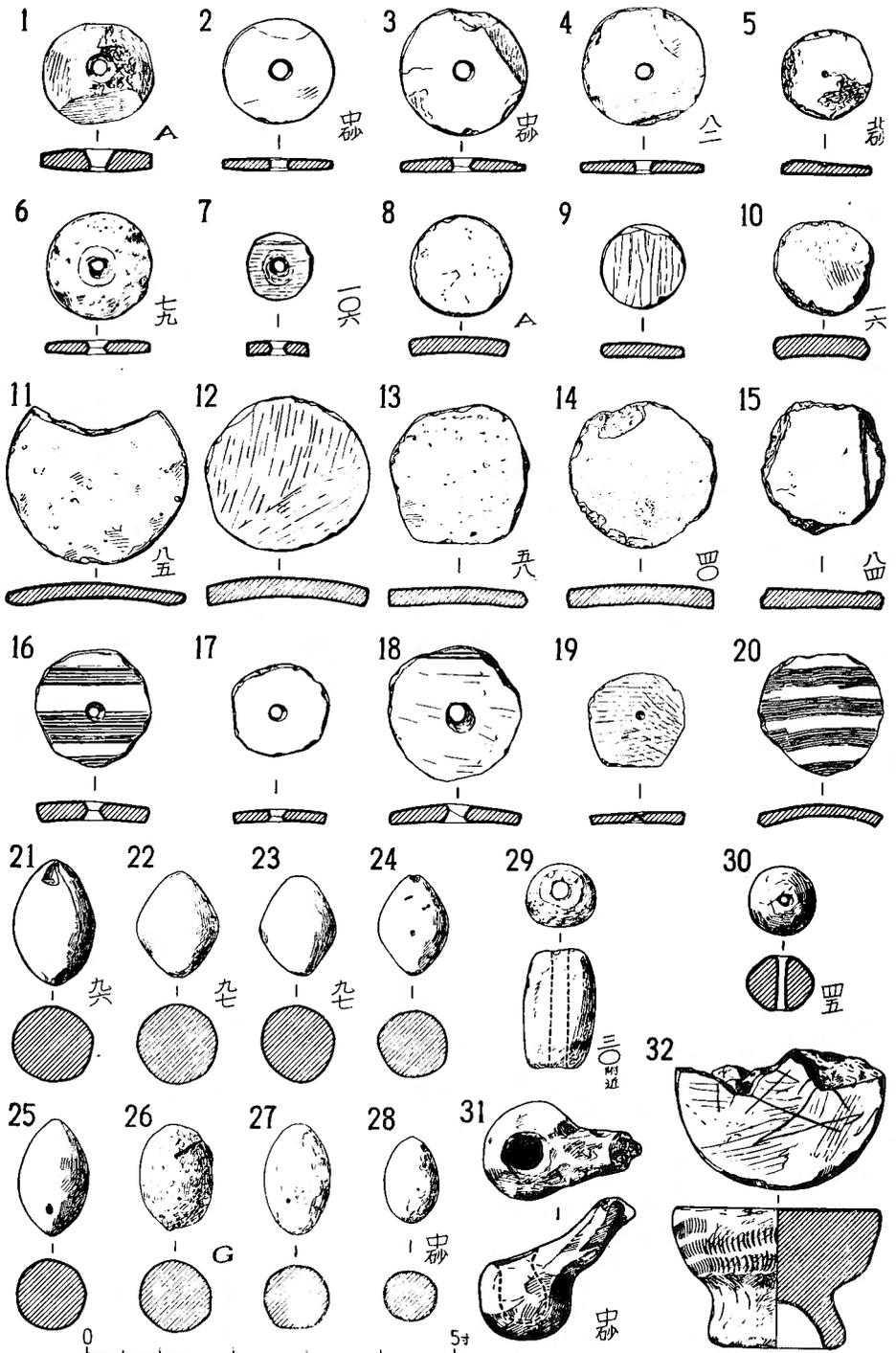
土製品及石製品 (圖版第九九
・第一〇〇)

本遺跡發見の土製遺物として夥しい土製容器、即ち彌生式土器類の存することは、既に前章で詳細に述べたところであるが、そのほかに若干の土製器具類が検出せられてゐるので、本節においてはこの種の遺物について記述を進め、あはせて石器の項で便宜上省略した、これらの土製品と形状用途を同じうする石製品をも紹介したいと思ふ。

土製品の中で最も多いものは、圓盤形をして中央に一孔を穿つた所謂紡錘車の完成品並びに未完成品である。同じ紡錘車の形状を備へた遺品は他に石製品も相當量存し、例外的には既述の如き木製品、角製品も發見せられてゐる。紡錘車に次いで資料のやゝ豊富な土製品は所謂投彈であり、各一例のみであるが、土錘や匙形土製品等も發見せられた。更に土製品と石製品とをそれぞれ一個づゝ檢出した支脚があるが、今、先づ石製紡錘車から記述を始めよう。

石製紡錘車 (圖版第一〇五) 四個の完成品と一個の未完成品とを檢出した。いづれも徑一寸

三分乃至一寸八分、厚さ二、三分のほゞ圓盤狀に作られ、兩面及び周縁を磨研して形を整へ、その中央に兩面より穿つた一孔がある。その未完成品といふのは、形は既に作られてゐるが、



第八十七圖 土製品及び石製品 (縮尺)

一面に少しく穿孔を試みたまゝで放棄されたものである。完成品の一（A 號地點發見）が灰色の變質安山岩製である他は、すべて灰綠色の輝岩を用ひ、しかも前者が第一様式土器出土堅穴内發見例であるのに對し、後者は中央砂層より二例、北方砂層より一例、第四様式土器出土堅穴發見一例（第八二號地點）であることは、前述せる石庖丁の石材の土器様式による變化と合致する點で注目に値する（圖版九上）。

土製紡錘車

土製紡錘車（圖版八十七）完成品は僅かに二例であるが、製作過程にありと思はれるものは十七個の多數に上つてゐる。その形狀並に大いさはすべて石製品と大差ないが、製作法の上で二種の別がある。即ち一は當初より紡錘車を作る目的をもつて製形焼成せられた土製圓盤に、焼成後穿孔を施したものであり、他は任意の破損せる土器の一片を採つてこれを圓形に打ち缺きしかる後に穿孔を行つたものである。第八十七圖における6及び11は前者に屬し、他の多數の例は後者の手法によるものである。

なほ土器片利用の紡錘車未完成品においても、第一様式土器の破片を用ひたもの（圖版八十七）¹² | ¹⁰ | ¹⁵）では、打缺いてほゞ圓形に作つた後、更に周縁を磨いて8の如き形態に作り上げ、改めて穿孔に着手したと思はれるに對し、第三様式土器片等を用ひたもの（同²⁰¹⁶）にあつては、打缺きの工程をかなり不整形なる段階で止めて、直ちに穿孔に移つてゐる違ひのあることが注意せられる。當初より圓盤形の土製品を作つて紡錘車とした二例及び、第一様式土器片を利用したもののうち出土地點の明らかな資料が悉く第一様式堅穴出土品であることは、ここにも土器様式の差異にもとづく製法の變化が窺はれる様である（圖版九下）。

土製投彈

土製投彈(第八十圖 21 | 29七)

兩端が少しく尖り氣味に作られた紡錘形中實の土製品である。長さ一寸六分乃至一寸二分、徑一寸一分乃至七分の大きさを有し、粗製の例(26同)もあるが、多くは表面を平滑に仕上げてゐて、しかるべき目的を以て製作されたことを示してゐる。投彈の名は南方土俗例によつて假りに附したものに過ぎないが、^①他には適確な用途を考へ得ないので、しばらく従つて置く。八個の資料の中、出土地點の明かなものは第一様式堅穴内の發見品三個、G號地點及び中央砂層より發見したものの各一個であるから、第一様式土器に伴ふ遺物と見るべきであらう(圖版一 〇〇上)。

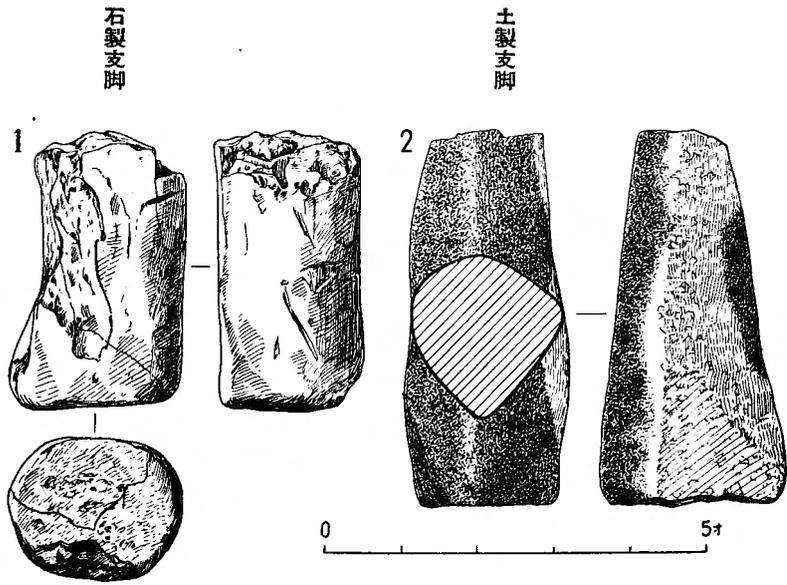
其他の土製品

土錘(第八十圖 七 29十) 長さ一寸六分、徑一寸の不整圓筒形を呈する土製品で、長軸に沿つて徑二分の貫通孔が穿たれてゐる。これは第一様式土器に第二様式土器を混へた第三〇號地點堅穴の附近から採集したものである。

球形土製品(30同) 直徑九分五厘、高さ七分五厘の少しく扁平な球形を呈する土製品で、中央に徑一分の小孔を穿つてゐる。彌生式遺跡發見の土製品としては類例の少い形狀のものである。^② 第四五號地點堅穴内に十數個の第五様式土器と共存してゐた。

匙形土製品(31同) 徑一寸三分、高さ一寸二分の球形を呈する、内部の凹んだ匙頭の一端に、棒狀の柄部を斜に取付けたもので、柄端は少しく缺損するが全長約二寸五分あり、製作は粗造厚手で、もとより實用の品とは思はれない。^③ 中央砂層發見。

異形土製品(32同) 上面は徑二寸九分の圓形平面に作り、下面は徑一寸九分の凹底狀とした、高さ一寸八分の中實の土製品である。中央部は下部よりも少しくくびれ、側面上半部には



第八十八圖 土製支脚及び石製支脚 (縮尺 $\frac{1}{4}$)

二段乃至三段に密に印した爪形文帯を繞らしてゐる。全體の作りは手づくねで、整はないが、上面はやゝ手を加へて平滑にし、不規則な細い刻線を施してゐる。この種の土製品は尾張地方の彌生式遺跡に若干の類例があるが、用途は明かでない。

土製支脚 (第八十圖) 徑二寸内外の断面がやゝ楕圓形を呈する棒狀中實の大型土製品で、底面より高さ三寸五分のところまでを残し、上部を缺失してゐる。底面を下にして直立せしむるに安定よく、體の一侧に著しい剝落の痕があり、且つこの側が特に灰白色に焼けてゐる。これらの特徴によつて、爐中に煮沸用容器を支ふべき土製支脚の一種と見られる (圖版第九七第七)。

石製支脚 (第八十二圖) 本品もまた高さ四寸八分を残して少しく上部を缺失してゐるが、断面は三角形に近い不整形をなし、下部で幅二寸餘を有し、上部に至るほど

細くなつた棒狀體である。花崗岩の自然の小塊を採り、底面に若干の手を加へた程度のものである。しかし、これを直立させると安定はよく、體の一侧を残して著しく煤けてゐることにより、支脚として用ひられたことが推される。第五一號地點第一様式土器出土堅穴内發

見(圖七版第8)。

骨角牙製品 (圖版第一〇三)

彌生式文化の骨角牙製品

從來の知見によると、繩文式文化には骨角牙製の諸器具が豊富であるのに對して、彌生式遺跡よりこの種の遺物を發見することは必ずしも多くなく、それが一つの對照をなすものと考へられて來た。しかるに、今次の唐古遺跡の調査に當つて、十數個の製品と、多數の鹿角原材の類を發見したことは、先づ注目すべき事實とせねばならない。この唐古發見の骨角牙製品を通觀するに、鹿角を原材とするものがその大半を占め、猪牙製品これに次ぐのであつて、骨製品の僅少なることと、その製品の性質において裝飾的用途を有するものが多く、かへつて利器に乏しい事實は、骨角を以て利器を作ること主要な目的とした繩文式文化の様相と、著しく性質を異にすることが歸納せられるのである。以下にその個々について資料の紹介を試みることにする。

鹿角垂飾

流水文飾鹿角製垂飾(第八十圖一) 鹿角の基部をとり、第一枝の上方に當る部分の角幹をめぐ

つて、兩端の丸い長方形二個を以て各段を構成する簡單な流水文を浮彫したものである。現在その流水文の三段目から上部を欲損してゐるので、上方がもと如何なる形狀をなしてゐたかを知り難いが、第一枝の下方に當る角座の一側に、上下兩面より穿孔した小孔一個を有することによつて、或る種の垂飾として用ひられたことが窺はれる。現存の長さ四寸五分あり、背面上半にはやゝ著しい傷痕がある。

鹿角垂飾

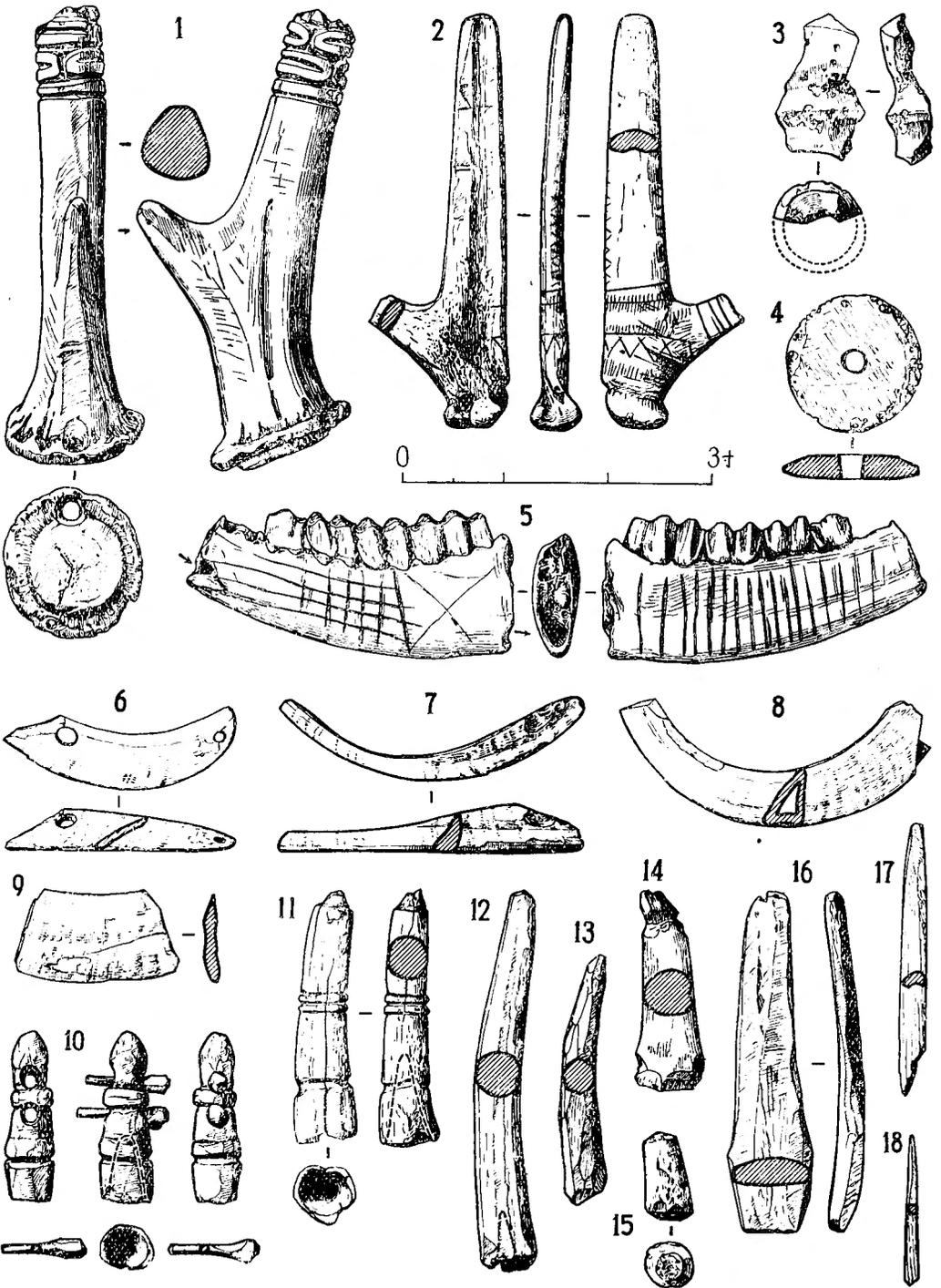
鋸齒文飾鹿角製垂飾⁽²⁾ やゝ小型の鹿角基部を縦に割つて扁平な形とし、その表面に鋸齒文その他を圖の如く線刻したものである。第一枝にも若干の線刻を施してゐるがその先端を缺き、角幹の先は丸味をもつた形に鈍く削られてゐる。角座の部分は少しくふくらんだ形に削り残して、もと上下両面から穿孔した二孔に依つて懸垂に便したものと思はれるが、現在各孔の半面を残して破損し、且つ破損面は其後相當に磨滅してゐる。これも垂飾の類であらう。長さは四寸ある。

猪顎骨飾

猪顎骨製装身具⁽⁵⁾ 老齡の猪の左下顎骨の、第三前臼齒より第三後臼齒にわたる部分を、齒の着いたまゝ三寸一分の長さに切斷し、兩面に簡単な線刻を施したものである。佩用のために特に穿孔する等のことはないが、顎骨下部の髓空によつて紐を通すことが出来る。顎骨面の線刻は舌側面には十七條の縦線を施し、頰側面には六條の縦線と四條の横線とを組合はせて刻してゐる。臼齒には加工の痕跡はなく、今、第四前臼齒と第一第二第三各後臼齒とを遺存する。第三前臼齒は脱落してゐるが、使用當時においてはこれは完備してゐたと見るべきであらう。顎骨を用ひた點で珍らしい遺品である。

猪牙飾具

猪牙製装身具⁽⁶⁾ 猪牙根部の斜面部(前面)を切取つて、長さ二寸二分、幅六分の扁平な弧形を作り、その兩端に各一孔を兩面より穿孔したものである。圖の左端は表面に剝離があつて、破損したものと考へられるが、果して然りとすれば左方の一孔は、破損後、この品を更に佩用せんとして穿つたものであるか、或はもと中央部の孔として穿たれてゐたものであつたかであらう。此の場合、左右の二孔が著しくその大いさを異にすることは注意すべきであ



第八十九圖 骨角牙製品 (縮尺 $\frac{1}{2}$)

る。第六〇號地點(第一樣式土器出土)堅穴内より發見せるものである。

猪牙製品

猪牙製品(同97)

前者の様な穿孔等がなく、或は加工の過程にあるかと思はれる猪牙製品のうちで、9は猪牙根部の斜面部を切取つて、長さ一寸五分五厘幅八分五厘の扁平な梯形状に作つたものである。その兩端部の切斷面には、兩面から行つた擦切操作の痕が見られる。裝身具の未製品でもあらうか。⑥ G號地點第一樣式土器出土發見。また7は猪牙先端部の斜

面部を切取つて、長さ二寸九分、幅は右端やゝ廣く五分、左端(根部)は細く二分の形に作つたもので、各加工部に磨滅の痕が見られるのは何等かの方法で使用したものかも知れない。なほ8は長さ三寸、幅七分の先端の平に磨滅した大きい猪牙の後面に、根本より先端にわたり體に直角に條線狀の傷痕を有するものである。或は自然の傷かとも思はれるが、やゝその範圍が廣きにわたつてゐるのでこゝに附載する。第八八號地點第一樣式土器出土堅穴内發見。

以上は裝飾的な目的のもとに作られた遺物であるが、なほこの他に利器以外の器具として、或は利器の附隨物として用ひられたと覺しい鹿角製品には次の如きものがある。

鹿角紡錘車

鹿角製紡錘車(同)

鹿角の角座の部分のみを切斷して周圍を磨研し、徑一寸三分、厚さ約二分の扁平な圓盤形に作つたもので、その中央に徑二分の貫通孔を穿つてゐる。下面(角座面)は比較的平面に削られてゐるが、上面は三、四の小面より成り、いづれも平行せる條痕を顯著に残してゐて、磨研によつて成形したことが考へられる。第一〇六號地點第四樣式土器出土堅穴内發見。

鹿角製品

鹿角製品⁽⁹⁾ 鹿角を用ひて徑九分、長さ一寸五分内外の圓柱形に作り、頂部を圓錐狀に削ると共に、外面の下端に近く突起部のある若干の線型を繞らしたものである。現在破損して半ば以上を缺失してゐるため、復原は困難であるが、下端面は少しく凹んで作られ、或はこの盲孔があつたものかとも思はれる。使用の目的は定めがたい。第四九號地點（第一樣式土器出土）堅穴内發見。

有栓鹿角製品

弓筈狀有栓鹿角製品⁽¹⁰⁾ 長さ一寸六分、下徑五分の圓錐狀をなし、體の下半に深さ七分の盲孔を穿つた、弓筈形の鹿角製品である。體の二個所には、それぞれ凸帶及び刻線を繞らしてゐる。本品において注目すべき點は、上部の凸帶をはさんで、上下に並ぶ兩面から穿たれた二孔を有することであつて、この孔には各々骨製の孔栓を挿入したまゝの状態で發見せられた。骨栓は共に長さ八分内外あつて、一端は不整形に肥大し、他半は徑一分弱の圓棒狀に削られてゐる。母體の孔内徑は一分五厘に近いため、このまゝの状態では、骨栓は甚だ脱落しやすい状態にあるが、一端が太く作られてゐるので、栓が孔中を自由に通過することはない。かくの如き特殊な骨栓を使用する目的は、弦の類を調節固定する必要にもとづくものかと推測せられるが、これを弓筈とするには疑問があり、なほ他に適確な用法を考ふべき資料を持たぬ⁽⁷⁾。A號地點第一樣式土器出土堅穴内發見。

鹿角刀子把

鹿角製刀子把⁽¹¹⁾ 鹿角の側枝をとり、その基端より内面に深さ一寸の盲孔を穿つたもので、長さ二寸五分、下徑六分を有し、體の中央よりやゝ上部に凸帶二條、下端に近く凹線一條を彫刻してゐる。その形狀より見て、刀子把たることが推される。發見當時、本品の孔中に、鐵

鹿角未製品

鏽を認めたことは、この推定を裏書きするものである。中央砂層發見。

鹿角の一部を切斷して若干の加工を施してゐるが、完成せる形状を得ずに放棄せられたものも少からず檢出せられた。即ち基部に切斷の痕ある角枝(第九圖¹²⁺)、全面に削痕の認められる角枝(第十三圖)、基部を切斷した後、先端をも切斷せんとして中止した角枝(第十四圖)、切斷せられた角枝先端部の小片(第十五圖)等は、弓筈や刀子把の類の製作に聯關する資料と考へられるものであるが、第一〇六號地點發見の一角製品(第十六圖)は、縦割した鹿角の一片をとつて圖の如く下部に近く少しく幅廣くなつた長方形扁平體を作つてゐて、これは前者の類とはやゝ趣を異にし、別種の鹿角製品の存在を暗示するものである。

鹿角の加工

かくの如き鹿角製品の製作には、これに先立つて所要の大きさの素材を鹿角から切斷する操作が行はれたことが、また遺存せる資料によつて知られる。この類にあつても數多く檢出せられたのは、各所に切斷痕や切斷溝を刻した鹿角であつて、例へば圖版第一〇三五に示したものは、第一枝を基部より切斷し、更に角幹の第一枝肩上方部に切斷溝を刻したもので、共に擦切操作によつて角材を繞る凹溝を刻し、漸次この溝を深めて所期の目的を達せんとしたものである。かゝる鹿角における切斷箇所は、いづれも側枝の分岐點を避けて、肩の上下でこれを行つてゐることが注意せられる。しかし、太き角幹の切斷には擦切操作によることの困難さが感じられたと見えて、一線を境として兩側より大きく斜に切り込み、それを角幹の周圍に及ぼして後、切斷したのもあり(圖版三一)、この手法では切斷部には粗い斜面が多數に残される結果となる。なほ本資料では角幹の表面が四方から荒削りが加へられ

て、方柱状を呈することを附記して置かう。さて角幹切斷の困難に關聯して、所要の素材が扁平なるもの場合には、先づ角幹を縦割りにして、しかる後に擦切操作により切斷を行ふ方法が採られたことを示す遺品もある(圖三版³)。なほかくの如く多方面にわたる鹿角製品の原材料の採取には、狩獵による捕獲獸にまつことが多かつたと思はれるのであつて、圖版第一〇三五に示す鹿角が頭骨に接續したまゝ加工せられてゐるのをはじめ、同6の如く、角部を切斷する爲の削痕の著しい頭骨片などのあることは、これを證するに足るであらう。しかし、その半面において、先に記した流水文飾鹿角垂飾の如きは、むしろ落角を利用したと見られるものであること^⑧を、あはせて考慮する必要がある。

骨製品

骨製品(圖^{第十八}・^{十九})

骨製品としては尖頭器ともいふべき、一端の細く削られた棒状のものが二個檢出せられた。いづれも體の半ばを缺損してゐるので、もとの大いさ及び形狀を知りがたい。大なる方^(17同)は鹿の掌骨を用ひたもので、第一〇六號地點^(第四樣式土器出土)堅穴内よりの發見である。

かくの如く製品としては骨製器具の發見に乏しいが、獸骨に擦切操作を加へた骨器原料はなほ若干例を檢出して居り、骨製品の製作もまた必ずしも甚だしくは僅少でなかつたことを察せしめるものがある。即ち圖版第一〇三四は鹿掌骨の上部關節端より約一寸の所に擦切溝を刻せるものであり、同2は同じく鹿掌骨を下部關節端より約一寸の長さ、擦切操作によつて切斷せるものである。共に上下端の關節部を除いた中間の部分を以て、各種の骨製品の製作素材とする目的に出たものであらう。(小林)

【註】①田中幸夫氏が「投彈形土製品について」(『考古學』第七卷第十號、昭和十一年十二月)と題して筑前・筑後に於ける資料を紹介せられた際の命名である。たゞし、大和唐古遺跡の諸例を除いては、北九州以外からこの種の土製品の發見を報じたものを見ない。

もつとも、かつて越中發見の同様な石製品が紹介せられたことがあるが、今、伴出土器を詳にしない。八幡一郎氏「石彈子か」(『人類學雜誌』第四六卷第一號、昭和六年一月)。

②伯耆岡米子市陰田遺跡發見の遺物中に類品がある。また同一形の土製品は常陸福田貝塚その他の縄文式遺跡から多くの發見例がある。しかし今直にこれを以て兩者の間に直接の關係を論ずべきではなからう。

③彌生式遺跡から匙形土製品を發見することは必ずしも稀有の例ではない。その中には紀伊綾代遺跡例の如く、實用に供し得る程度の大きい形状を備へたものもある。浦宏氏「紀伊會津川々床彌生式遺跡調査報告」(『考古學』第九卷第七號、昭和十三年七月)第二圖参照。

④吉田富夫氏が「尾張國發見の彌生式土製品」(『考古學』第七卷第

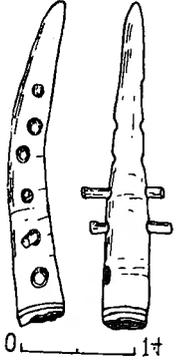
八號、昭和十一年八月)と題して紹介せるもの、小栗鐵次郎氏が「名古屋西志賀貝塚(其二)」(『愛知縣史蹟名勝天然紀念物調査報告』第十二、昭和九年)の報告中に圖示せるもの、藤澤一夫氏が「尾張發見の粗痕ある土器」(『日本原始農業』昭和八年十一月刊)として挙げたもの等の一端に圓形平面を有する中實の土製品の一群と相似た性質のものと考えられる。

⑤小林行雄「土製支脚」(『考古學雜誌』第三一卷第五號、昭和十六年五月)参照。

⑥同様な形状を有しそれ、二孔を穿つた猪牙製裝身具が陸前類澤貝塚(縄文式)から數個發見せられてゐる(近江長濱下郷共濟會鍾秀館藏)。參考とすべきであらう。

⑦播磨姫路千代田町貝塚發見例に六孔を有し、そのうち二孔に栓を殘した鹿角製品がある。これを同一性質の遺品とすれば、二絃乃至六絃を張つた器物の存在が推論せられることになる。小西孝四郎氏「姫路貝塚の發見」(『人類學雜誌』第三一卷第八號、大正五年八月)参照。

⑧直良信夫氏の教示による。なほ本節における骨角の分類については氏に負ふところが多い。



第九十圖 姫路千代田町貝塚發見鹿角製品

第九章 自然遺物類 (遺物 六)

〔圖版第一〇四—第一〇八〕

植物性遺物の保存條件

上來の豊富な人工遺物のほかに、本遺跡には當代人が狩獵の對象としたであらう哺乳動物の遺骨、また食料となり得た植物性遺物類をも殘存してゐた。本項には是等の動植物性遺物を一括、其の性質を概觀すると共に、他方此の種一般自然遺物類並びに既記骨角牙器木器類等の材料にも言及して、當時の自然環境を窺ふことにしよう。

二者のうち動物類、就中、本遺蹟に多い哺乳動物の遺骨は繩文式土器を標識とする貝塚遺跡にあつては普通に見受ける處であるが、植物性のそれに到つては寧ろ稀であつて、從來やや多量に出上した例は昭和の初に調査を見た青森縣西津輕郡是川の遺跡を著しいものとし、^①近くは時代の下る高市郡嶋公村の傳藤原宮趾に於いて見出されたもの等があるに過ぎない。この事は固より當時植物類が少なかつたからではなく、そのものゝ性質上現在まで保存されることが困難であつた事に依るのである。上記是川遺跡に於いてこれ等が遺存したのは、該地層がたまたま其の保存に適した特殊な泥炭層であつた爲であり、傳藤原宮趾の場合でも亦地表下一七六乃至一九一米の深位にある綠色泥土層及びその下位の細砂層との境に當る部位にあつて腐朽を免れるに好い特殊な狀況の下にあつた事に依る。本遺跡にあつても既述の如く、遺跡自體が低濕地に立地して、植物の繁茂に適したと云ふ以外に、

これ等の埋没遺存した層が、その性質に於いて腐朽を妨げるに役立つた爲に幸に殘存したに過ぎないのである。この事は遺存の關係品が砂層に於けるよりも、所謂竪穴底部の泥土層中に著しいものがあつたこと、而して果實種子の如きものは時に砂層中から見出された事實等がこれを雄辯に物語つてゐる。

哺乳動物
の遺骨

さて右の所謂自然遺物の著しい二類中、先づ哺乳動物の遺骨類に就いて見るに、從來比較的この類の少い彌生式系遺跡の間にあつて、本唐古の場合には上記の様な保存に好都合な状況にあつた爲かも知れぬが、多數の骨角を遺存してゐた。これは既に述べた獸骨類に加工した所謂骨角牙器類の存在と共に此種の遺跡中にあつて一の特殊な色彩を與へるものである。是等發見の多數の遺骨類に就いては、主としては早稻田大學理工學部の直良信夫氏、また一部は東京帝國大學教授長谷部言人博士の調査を煩はしたのであるが、直良氏の鑑定に依ると、遺骨類から推される哺乳動物は、犬、猪、鹿、牛であつて、これに長谷部博士の調査に係る猿が加へられる。而して其の大部分を占めるのは鹿と猪とで、特に後者が多いと言ふ點は、一般石器時代の貝塚に見るのと異なる所がない。いま夫等の種目を舉げると、先づ食肉類たる犬科に屬するものとしては山犬(日本狼)(*Canis hodokylax* Temminck) (圖版一、四) 日本犬 (*Canis familiaris japonicus* Temminck) 狸 (*Viverrutes viverrinus* Tem. et Sch.) (圖版三、三) が數へられ、最も多い偶蹄類では猪科の猪 (*Sus leucomystax leucomystax* Tem. et Sch.) (圖版三、四) 鹿科の日本鹿 (*Cervus nippon nippon* Temminck) (圖版二、一) と牛科の家牛 (*Bos taurus domesticus* Gmelin) とであり、これに靈長類の猿科に屬する日本猿 (*Macaca fuscata* Blyth) (圖版一、二) が加はつて、三目五科七種となる。遺

家畜

骨の個々の計測^③は註記に譲つて、その主なものに就いての調査者の所見をば遺跡に於ける状況と併せ録すると、先づ最も出土量の多かつた猪は自餘の獸骨と同じく大部分が堅穴内から見出されたのであつて、直良氏に據ると其の個體は實に二百頭を超へると言ひ、而もそれがすべて一種であつて、牝牡兩性とも幼獸から老獸に亙つてゐる。猪に次いで多い鹿は鹿角の外、遺骨にあつては肢骨と肩胛骨を主として、特に後者に目立つたものがあつた。

右の二者に較べると他の種目の遺骨は孰れも出土例僅少であるが、中で日本犬と家牛とは共に家畜たることを示す點で注意せられる。前者即ち日本犬の出土例は二つで、一は第一一號地點、他は第一〇六號地點堅穴内から發見せられ、共に下顎骨である。家牛の遺骨は左側の肩胛骨であつて、不幸にも今日其の出土の局部を明かにせぬが、直良氏に依ると、其の大きさや各部の性状など現生種と著しく異なる所がないとのことである。犬科では別に山犬の下顎骨が第八五號地點堅穴内より檢出せられ、同氏はそれを以て西比利亞狼に近いものと見做してゐる。

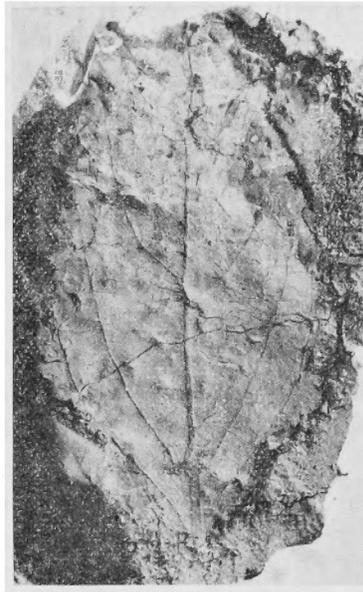
猿の遺骨また一例に過ぎないが、基底部を缺くとは云ひ乍ら頭骨の大半を遺存するもので、従來の出土例が寧ろ顎骨乃至四肢骨に限られた事からすると、貴重な新資料をなすものである。長谷部博士に従へば、この猿は現生産の猿のうちでは秩父産のものに最も近いといふことである。^④

結 獸骨類小

之を要するに本遺跡發見の哺乳動物類の遺骸の示すところは、其の主要なるものにあつては繩文式貝塚出土品と殆んど異なる所がなく、それ等は野獸として森林のうちに棲息し

たものなる事が明かである。して見れば自から當時の大和盆地周囲の山々が、今日よりも一層森林で被覆されてゐたことが推測される次第である。尤もかゝるうちにあつて家牛骨の存在は異例をなすものであり、これが遺跡成立當時のものとする、一方既に家畜の萌芽の存した點が重要視せらる可く、他の遺物から推される點ともさして支障せない。たゞ此の重要な資料の出土地局部の明かならぬことは遺憾とすべきである。

貝殻類



第九十一圖 クスノキの葉(實大)

次に本遺跡ではなほ僅少例ながら貝殻類の遺存も挙げられる。認め得た其の種類はアカニシ (*Rapana thomasi* Grosse) とヤシヅミ (*Corbicula lema Prime*) アハコ (*Haliotis gigantea Gmelin*) イシガヒ (*Umbro douglasia nipponensis Martens*) イタヤガヒ (*Pecten lagunculus Sowerby*)^⑧などを挙げる事が出来る。遺例が僅かに數片に過ぎない爲に固より明瞭

になし難いが、大型マシジミを見ることは本報告の上半に於いて盆地中央部がもと湖沼をなしたとした想定と併せ考へることに依つて、右の名残をとゞめたものとする事は必ずしも不合理ではなからう。たゞ右の湖沼地が他のアカニシ其他が生棲する程に海水の侵入した大規模なものとすることは到底考へ得べくもない。さればこの方は寧ろ舊大阪灣に生棲したものと解す可く、之は魚骨小破片(種類不明)の存在と共に兩者の交通關係を推さ

植物性遺物

しめる資料と見られるのである。

第二の植物性遺物はその遺存が稀な事實に加ふるに保存状態が比較的良好であり、中にはその樹葉が粘土中にはさまれて半化石狀に残存して居り(第九十圖一圖)、また樹皮等が其の本來の儘で遺つてゐたのは興味を唆つた。いま是等植物性遺物のうちで一般木材に就いては本學尾中文彦助教授の亦主要な部分を占める種子乃至果實類に就いては、奈良女子高等師範學校教授小清水卓二氏の鑑定並びに記述に基き其の概要を次に録する事にする。

木材

先づ落葉樹が當時にあつて建築其他種々の器材として用ゐられてゐたことは、既に述べた木製利器類の材が尾中助教授の顯微鏡検査の結果、概ね此の種落葉の濶葉樹であることから立證されたところである。⑥ 即ち高杯、椀等にはケヤキ (*Zelkova serrata* Makino) タン (*Lorinus alba* L.) サクラ (*Prunus Prunoid-Cerasus* Indl.) 等が、杵類にはクヌギ (*Quercus serrata* Thunb.) シンキ (*Camelia japonica* L.) 鋏鋤類にはアカガシ (*Quercus acuta* Tsunb.) 等を更に小屋用杭に於いてもこの種材料を使つてゐるのであり、弓のみは常綠樹のイヌガヤ (*Cephalotaxus drupacea* S. et T.) の丸木が利用され、他に小數の同ヒノキ (*Chamaecyparis obtusa* S. et Z. (圖版第 八七二)) 及びイヌトキ (*Podocarpus macrophyllus* D. Don.) らしきものを見るのみであつて、針葉樹は極めて少く、本遺跡人のこれ等落葉樹との緊密な關係を如實に物語るものがある。序に同様な當代人の植物利用を残存の遺物に就いて擧げるならば、なほ櫻の樹皮(圖版第一)とアケビ (*Akebia quinata* Decne.) の蔓とを結び合せて作つた編物や同じくアケビを木片にからみつかせたもの、如きがあり、是等から當代編物細工に用ゐられた材が櫻皮、竹片、アケビ、フヂ (*Histaria fulvibunda* DC.) の

類であつたことが推される。其他天然の儘の木片には、他にアキニレ (*Ulmus parvifolia* Jacq.) ヌルデ (*Rhus javanica* L.) ヤナギ (*Salix babylonica* L.) アヘマキ (*Quercus rababitis* Bl.) キンタ (*Platanus japonica* Maxim.) 等の落葉樹その他サカキ (*Sakakia Ohmacea* Nakai) 等が存在してゐた。

一般種子
及び果實
類

次に發見せる種子果實類を見るに、先づ量的に見て最も多いのは薔薇科に屬するモモ (*Prunus Persica* Sieb. et Zucc.) の核(内果皮である。此の種核は更に二つに分せられる。其の一つは小清水氏の提唱する極めて小形の丸味を帯びた原始形の古代モモ (*Prunus Persica* var. *antiqua* Koshimizu (圖版第一) であり、他はそれと違つた野モモ (*P. P.* var. *subspontanea* Makino) (同³)である。これ等の核に關して同氏は從來大和で見出された同種遺品のうち、高市郡新澤村一の彌生式遺跡から多數に出土したものがすべて小形の古代モモであつたのに對して、^⑥時代の下の傳藤原宮跡、平城宮跡、奈良東大寺南大門柱下等より出土の桃核が、通じてその大さを増したる野モモ或は栽培モモである事を指摘してゐるが、本遺跡に於いて二者の並存する事實は興味を惹くものがある。それは孰れとしても此種桃核の多量なる遺存は、食用に供せられたことは論を俟たないと思ふ。現に其の或者には次の胡桃の場合と共に鼠の咬齒痕を印したものを含んでゐることが注意せられるのである。第二に量の多いのは胡桃科に屬するオニグルミ (*Juglans Sieboldiana* Maxim.) (圖版第二) とヒメグルミ (*Juglans Sieboldiana* var. *cordiformis* Makino) (同¹) の核である。此種の落葉樹の種子は次に若干例を見る處のトチノキ (*Aesculus turbinata* Blume) (同⁵) カヤ (*Torreya nucifera* Sieb. et Zucc.) (同¹²) クリ (*Castanea crinata*

文化的植物

Sieb. et Zucc.) (7) アラカシ (*Quercus glauca* Thunb.) (8) ショ (*Pasania cuspidata* Qerst.) (11) ブドウ (*Vitis vinifera* L.) エビヅル (*V. Thunbergii* var. *typica* Makino) ヨシ (*Trapa natans* var. *bispinosa* Makino) 等のそれと共にまた食用に供せられたものと見て誤りはあるまい。而して是等の中でクリの實は比較的大型であるのが注意される。

なほこの種の食用に供せられた類としては、ほかに稻等の文化的植物があげられる。即ち稻 (*Oryza sativa* L.) 同粃殼胡蘆科に屬するユフガホ (*Lagenaria vulgaris* var. *calvata* Ser.) ヘウタン (*L. vulgaris* var. *Gomrda* Ser.) の種子並びに果皮 (71.2.3.) マクハウリ (*Cucumis Melow* var. *makura* Makino) の種子 (14.1.) 等がそれである。是等のうちイネにあつては、刈取つた穂莖葉をーからみに結んだもの (84.1.)、稻穂の集塊したもの (21.) などが焼米の形で多量に存することは特に注意を惹く。焼米はすべて炭狀に黒くなつてゐて、塊狀をなし、個々の米粒は密接して、其の本來の大いさを窺はしめるものがある。また粃殼のみが炭化せずに遺存した例もしばしば検出せられた。なほ之に關聯しては、藁束塊をも擧ぐ可きであらう (3)。これはヒノキの樹皮などと共に往々堅穴の基底部に層をなして殘存し、もと家屋の用材として屋根を葺く用などに供せられたのではないかと思はしめるふしがある。ヘウタンでは第五二號地點堅穴から出た果皮が著しく、これは其の柔い肉部を除いて乾したものであり、一種の容器であつたことが察せられる (71.1.)。

如上の外若干ではあるが、なほブナ科のクヌギ (*Quercus acutissima* Carr.) (6) 榆科のムクノキ (*Aphananthe aspera* Planch.) (13) エノキ (*Celtis sinensis* var. *japonica* Nakai) エゴノキ科のエゴノ

キ (*Syrax japonicum* Sieb. et Zucc.) ムクロシ科のムクロシ (*Sapindus Mukurosi* Gaertn.) (同) 等の落葉樹の種子、山茶科のヤブツベキ (*Camelia japonica* var. *spontanea* Makino) (8同) 松杉科のアカマツ (*Pinus densiflora* Sieb. et Zucc.) 等常緑樹の種子及び果實並びに毬果も見受けられたのであり、亦出土の土器の底部に印した葉脈からは右のトチノキの實際が知られ^⑦、なほ低濕地を好む雑草の類にミゾソバ (*Persicaria thunbergii* var. *typica* Harushima) の種子、ヨシ (*Phragmites longirivulis* Steud.) の莖の遺存をも擧げ得るのである。是等のうち最後の二者は、上記イネ並にヒシの實の遺存と共に當時に於ける本遺跡の地形を物語るに役立つ資料である。

植物遺物
小結

之を要するに本遺跡出土の植物性遺物の示すところ、それ等が野生なりしか或は栽培せられたるものなるかに就いては明かならぬ點を残すとするも、食用に供せられたと認むべき植物の種子並びに果實類の多種であつたことが知られるのであり、他方其の植物自體よりすれば、水邊の雑草と認むべき若干の外、大部分が森林性の潤葉樹より成ることが確められる。此の後者は前述動物の遺骨が森林性獸類を主とする事實と共に、當時の遺跡地帯の自然環境を推さしめる點で注目し値する。尤も兩者から考へられる森林は、盆地周囲の山に密生したと見る可きであつて、聚落附地の低地までもが、全部そうであつたと云ふのではない。本聚落地帯は既に遺跡の地形の章に見た如く、流路常ならぬ盆地河川の三角洲を以てめぐらされた一面の低地であり、引いて其の處々になほも沼狀の水溜り等が存したのであらう。この事は他方に低濕地に適した植物性遺物の殘存がまた裏書きするのであり、特にうちにイネの耕作を推想せしめるものの存する事に依つて若干の開拓の行はれてゐた

ことをすら推測せしめるのである。但し潤葉樹或は針葉樹の或者にあつては附近の地帯でも比較的變動を見ない部分に自生したものが無かつたとは固より言ひ得ないのであり、殊に風よけ其他の防備の意味からも聚落の周圍に植えられて、その果實が兼ねて食用に供せられたことも上記小清水氏の桃核に關する所見から推測の可能を思はしめるのである。前段に擧げた土器の底部に葉脈を印するものを見ることも、またかゝる落葉樹が聚落附近に存して成形後の日乾しに利用せられた結果とすべきではなからうか。(藤岡)

【註】①杉山壽榮男氏「石器時代有機質遺物の研究概報——特に是川泥炭層出土品に就いて」(『史前學雜誌』第二卷第四號・昭和五年)

②小清水卓二氏「高殿出土植物遺品の調査」(『日本古文化研究所報告』第二、昭和十一年十一月刊)

③一、山犬(計測數の單位は凡て耗、以下之に倣ふ)

| | | | |
|------------------------------------|--------------|--------------------|--|
| 下顎骨長(7) | 齒槽前緣より髁狀突起迄) | 一二三・五 _程 | |
| 下顎枝骨高 | | 五七・五 | |
| 下顎骨體高 | | — | |
| P ₁ 位置 | | — | |
| P ₂ 位置 | | 一一・五 | |
| P ₃ 位置 | | 一〇・〇 | |
| P ₄ 位置 | | 一一・二 | |
| M ₁ 位置 | | 一三・〇 | |
| M ₂ 位置 | | 一一・五 | |
| M ₃ 位置 | | 一〇・五 | |
| P ₁ -M ₃ 齒槽長 | | 八三・五 | |
| P ₁ -P ₄ 齒槽長 | | 四四・五 | |
| M ₁ -M ₃ 齒槽長 | | 四二・五 | |

| | | | |
|----------------|------|--|-----|
| | 齒槽長 | | 齒槽巾 |
| P ₁ | 五・〇 | | 三・一 |
| P ₂ | 一〇・五 | | 四・五 |
| P ₃ | 一三・〇 | | 五・〇 |
| P ₄ | 一六・〇 | | 七・五 |
| M ₁ | 二七・五 | | 九・〇 |
| M ₂ | 一〇・五 | | 六・〇 |
| M ₃ | 六・〇 | | 四・〇 |

二、家犬(第一〇六號竪穴發掘上顎骨片)

| | | |
|--|--|------|
| 上顎骨左右徑 | | |
| C 位置(右側のみ) | | 一四・五 |
| P ₁ 位置(右側のみ) | | 一三・五 |
| P ₂ 位置(右側のみ) | | 一六・〇 |
| P ₃ 位置 | | 四〇・〇 |
| P ₄ 位置 | | 五二・〇 |
| M ₁ 位置 | | 五二・〇 |
| M ₂ 位置 | | 四六・五 |
| P ₁ (齒槽)-M ₃ (齒列長) | | 五一・五 |

P₁ (齒槽) — P₄ (齒列長)
 M₁ — M₂ (齒列長)
 (C₁とP₁との間隙長 二・五)
 (P₁とP₂との間隙長 三・〇)

齒冠長 齒冠巾

頰側齒 舌側齒
 冠高

C (齒槽) 九・五 五・五
 P₁ (齒槽) 四・五 三・〇
 P₂ (齒槽) 七・〇 二・〇
 P₃ (齒槽) 一〇・〇 三・〇
 P₄ 一六・五 八・一
 M₁ 一〇・〇 一三・〇
 M₂ 六・〇 九・〇

三、狸(右側下顎骨)

下顎骨體高

下顎骨體厚

P₁ 位置 五・〇 +
 P₂ 位置 五・〇 +
 P₃ 位置 四・七
 P₄ 位置 一・〇
 M₁ 位置 一・五
 M₂ 位置 一・五
 M₃ 位置 一・五
 P₁ (齒槽) — M₂ (齒槽) 齒列長 四二・〇
 P₁ (齒槽) — P₄ (齒槽) 齒列長 二二・〇
 M₁ — M₂ (齒槽) 齒列長 二一・五
 齒冠長 齒冠巾 頰側齒冠高
 P₁ (齒槽) 三・〇 二・一
 P₂ 五・〇 二・一
 P₃ (齒槽) 六・〇 二・五

四、猪(右側下顎骨、牡、成獣骨)

下顎骨長(L₁) 齒槽緣より角狀突起まで
 下顎骨長(L₂) 齒槽緣より髁狀突起まで
 下顎枝骨高

下顎骨體高

下顎骨體厚

P₂ 六〇・〇 二八・九
 P₃ 五九・五 三一・四
 P₄ 五八・〇 一三三・〇
 M₁ 六五・五 二六・〇
 M₂ 五四・五 二六・〇
 M₃ 五一・五 二八・五
 下顎連合部前邊角度 七〇度前後
 I₁ — I₂ 齒槽長 三七・五
 I₁ — I₃ 齒隙長 三五
 I₁ — C 齒隙長 二・五
 C — P₁ 齒隙長 八・〇
 P₁ — P₂ 齒隙長 一五・〇
 P₁ (齒槽) — M₂ (齒列長) 一三五・〇
 P₁ — P₂ (齒列長) 五九・〇
 M₁ — M₂ (齒列長) 七五・五
 下顎關節面長×巾 一七・〇×二九・五

I₁ (齒槽) 九・〇 二二・五 純齒 頰側齒 舌側齒
 I₂ (齒槽) 八・五 一一・五 冠高 冠高 冠高

第十章 後 論

今次の唐古遺跡の發掘は、たまく／＼與へられた機會を利用したとはいへ、その規模においてわが國の史前遺跡の調査としては他に比を見ぬ廣範圍に及ぶものであり、かつ、永く濕潤なる池底下にあつて植物質遺品の保存に稀に見る好條件を具備したこの地の状態に恵まれて、調査の結果は上來の數章に項を分つて記述して來た様に、その遺跡の性質においても、遺物の種類並びに數量においても、從來の知見をはるかに超ゆるものがあつた。従つて、その間にはかつて論考せられることのなかつた新たな問題の多くが提起せられてゐるのであつて、その個々については既に關係各項において若干の考察をも附記したのであるが、なほ総合的な見地からの考究を必要とすべき事項に對し、こゝにそれを取上げて本報告書の末尾としたい。

第一節 遺跡に關する考察

唐古遺跡
の構成

先づ遺跡について見るに、唐古池内部において彌生式土器その他の遺物を埋藏せる局部の状態には、池の東南方から進んでこれを貫流し、ほゞ一定の幅員をもつて流積した状態にある中、南北の三筋の砂層脈中に包含されたものと、その間に群在する大小百數十基に上る堅穴類中に遺存するものとの二種があり、共に古代人のこの地に居住した事實を立證する

ものであるとはいひながら、遺跡形成の事情において二種の異つた成因が考へられたのである。

このうち砂層脈が舊初瀬川の流砂によつて形成せられ、その堆積面乃至流路の状態を示すものであらうと推されることは、第二章において論及したところである。もつとも中央砂層においては、その縁邊に杭を打つて樹幹を横たへた一種の護岸設備の如きものも検出せられて居り、これらの砂層によつて示される水流が古代人の生活と或る關聯を有した一面が窺はれるが、なほ砂層自體としては自然の地層であつて、發見の遺物はたゞその中に遺棄せられ、或は時に埋置せられたものと解せられるのである。たゞわれは、この自然の地層から發見せられた土器を吟味することによつて、これらの砂層の成生に關し、なほ若干の解釋を導くことが出来る。即ち中央砂層及び南方砂層下部に包含された彌生式土器が第一様式に屬するに對し、南方砂層上部には主として第二様式土器が發見せられ、かつ中央砂層の上方に第一様式土器を包藏する堅穴の營まれてゐる事實によつて、唐古池内部の水流が中央砂層の位置から南方砂層の位置へ移動したことが先づ知られるのであり、次いで北方砂層は、中央砂層の上部を流路を異にして貫流するのみでなく、中に含まれた土器もまた第三、第四兩様式を主としてゐて、前二者よりは新しい時代の堆積であることが考へられるのである。かくて、當時の唐古遺跡の立地たる初瀬川堆積面は、時によつて流路を變ずる水脈を有し、そのほとりに古代人の生活が永く營まれたことを知るのである。

砂層が自然の形成によるものであるに對して、堅穴類は人爲の遺構と認むべきものであ

堅穴遺跡
の性質住居用堅
穴と貯藏
用堅穴

る。本書において堅穴類の名稱を以て總稱した、床面を地下に掘り凹めた遺構は、前述の如く大小各種の規模のものを含んでゐてすべてを同一には取扱ひ難いが、發見例の多い第一様式土器出土の堅穴類に通じた特徴として、隅丸の矩形を呈する平面形の短邊が六尺以上あり、上部に屋蓋の構造を有し、内部には土器、木器、石器などの當時において日常使用せられたと覺しき器物がそのまゝに遺存し、また多量の稻米の收藏せられた例も乏しくなく、堅穴内部において火を使用した事實を示す炭灰の檢出せられるなどの諸點が擧げられるに對し、第五様式土器出土の堅穴類の多くは、平面が徑三、四尺の小型であり、内部には數個の土器を藏するのみで石器、木器等の他の遺物を含まぬばかりでなく、土器の形式においても、貯藏の用に當てられる壺形土器を主とし、内部における火の使用の形迹の全く見られないといふ通性は、甚だ對蹠的である。今、この兩種の堅穴類の性質を比較して見るに、前者は古代人の起居に適する大いさを有し、その内部において各種の器物を取扱ひ、食料を保管し、かつまた火熱を用ゐるなどの、生活の據點となつた明證を有してゐて、廣い意味での住居の遺構と認め得るであらう。この種の堅穴上に屋蓋を附した簡單な建築物が、今日においても農家の作業場、や倉庫として用ひられてゐる例は多々存するのである^①（第九十圖）。しかるに後者はその大いさから推しても、人々の作業や起居の場所に當てられたものでないことが判斷せられるのである。かゝる小型の堅穴内に收められた土器は、その中に、桃の核などを入れた例があるほか、主として壺形土器に限られてゐる點から、この堅穴の目的もまた、食物を容れた土器などを收容するにあつたものと考へられる。しかしその眞の動機が、單なる食物の

第九十二圖

二上山近郊における竪穴家屋



1



5



2



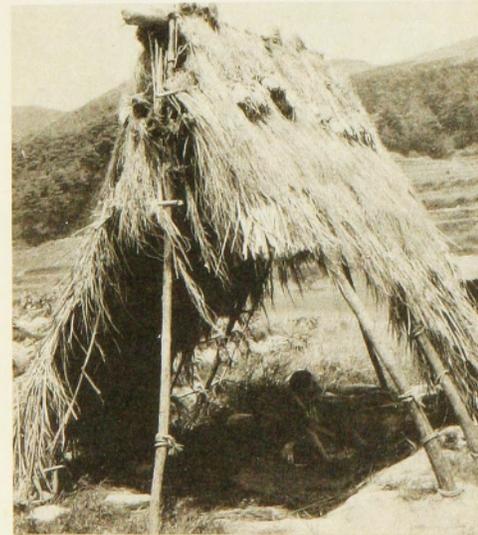
6



3



7



4

貯藏にあつたか、或は儀禮的な行事の一部としてであつたかは、なほ考へて見なければならぬことである。たゞこれが墓壙の類でないことは、同一條件下にある他の堅穴に獸骨類がよく保存せられてゐるにもかゝらず、これには骨片だけに遺存するものがなく、まして火葬の形迹もないことから斷定し得るであらう。要するにこの小型堅穴は一種の「あなぐら」であつたと考へられるのである。

こゝまでの記述においては問題をはずきりさせるために第一及び第五様式土器出土の限られた堅穴のみを取上げて論じて來たが、住居の堅穴は第一様式土器出土地點に限るわけでもなく、貯藏の堅穴は第五様式土器のそれに限るわけでもないことはいふまでもないであらう。たゞ唐古池發見の堅穴類を住居用と貯藏用との二種の區別を含むものとして見るならば、第五様式土器出土地點に多い貯藏用堅穴は、第四様式土器にも、第二様式土器にもその例があるのに、第一・第二・第四の各土器様式に多くを見た住居用堅穴は、第五様式土器出土地點には確かな例が乏しいといふ事實が氣づかれて、それからまた新しい問題が生まれるのである。

高床家屋 の發生

唐古池内部において何故第五様式土器を出土する堅穴には住居用のものが乏しく、貯藏用のみが多いのであらうか。一つの解釋は、兩種の堅穴が地域を異にして作られたと考へることである。貯藏用堅穴に儀禮的な面を認めるならば、それも可能なる一説として存在し得るであらう。しかし、われわれは唐古發見の一土器片に描かれた家屋圖の示す事實に、より強く心を惹かれるのである。それは前章に詳記した様に、第四様式土器の壺形土器の

肩部に描かれてゐる階梯のある高床家屋を表はしたものであつた。これは少くとも第四様式土器の作られた時期には、か様な高床家屋が既に存在してゐたことを如實に證するものである。第四様式土器出土の遺構としては、一方に堅穴住居址もあるが、この兩者の併存を考へ得る限り、その状態が次の第五様式土器の時代にも續き、或は高床家屋が一層普遍化したことが考へられて、第五様式土器出土の堅穴住居址の乏しい理由を其處に求めることも不可能ではないのである^②。起居のための高床家屋と、それに附屬するあなぐら狀の貯藏庫とが、この期の住居を構成する一組のものであつたとするならば、後代にその明確な遺跡を残し得るものが主として後者であることはいふまでもない。唐古池の實際はまさしくその様を示してゐるのではないか。遺跡を検出し得なかつたものに論據を置くことは飛躍を生じやすいが、従來銅鐸面の繪畫(第六十圖)を唯一の資料として、彌生式時代にも高床家屋が存したとのみ想定されてゐた古代住居形式の變遷を、これによつてやゝ具體的に説くことが出来るであらう。

居住地帯
の移動

かくの如く堅穴類には居住用と貯藏用との少くとも二種の區別があつたと考へるのであるが、そのいづれに屬するやを問はず、およそ堅穴の存在は、すなはちその地に人々の居住してゐたことを意味するものであるといふことが出来る。しかるに唐古池發見の彌生式土器を第一乃至第五の五様式に分類して取扱つた場合に、土器としてはそのいづれについても豊富な資料を得たにもかゝらず、堅穴類には、第一、第二、第五各様式に屬するものに比して第三、第四兩様式土器を出土する例が少かつた。即ちこの二様式の土器資料は主に北

方砂層から發掘せられたのである。今、この二つの事實を對比して考へ得ることは、第三、第四兩様式の土器が行はれた時期の人々の住地は、唐古池の外部に中心があり、而してそれが北方砂層中に豊富に包含されてゐることから判斷すると、とりもなほさず北方砂層の上流にあつたものと推察されるのである。唐古池内部において發見された第四様式土器出土の堅穴類が、概して池の東邊に偏した分布を有することも、この推察を傍證するに足るものであらう。これらの事實によつて、唐古遺跡においては時期によつて居住地帯に多少の移動があつたことを考へねばならないのである。唐古池の位置は特に第一、第二及び第五様式土器の時期の聚落の中心であつたのであらう。われゝの調査中に發見された刳拔材を立てた井戸の遺構が第二様式土器の時期に用ひられたものと推されること、第五様式土器の時期に屬する井戸様の遺構もまた二例を検出したことを思ひあはせるならば、一つの共同井戸を中心とした若干の住居の群集が想定せられるが、それが第二及び第五様式土器と關聯して考へられることもまた、上記の考察を裏書きするものといふべきであらう。かくの如き時期による住地の若干の移動が、先に明かにした河道の變化と關係するものであるか否かは俄かに決しがたいが、それもまた一つの由因として考へ得るものではある。

唐古遺跡は大洪水に因るものに非ず

本遺跡の堅穴中には完形を存する多數の彌生式土器に加へて、木器植物性遺物等にも損傷なきまゝで埋没してゐるものが多かつた。これを見、また聞き傳へた人々は、かくの如き破損なき遺物のあることは、到底これを遺棄せられたものとは解しがたいといふ理由によつて、本遺跡は古代人の生活のさ中において突如として起つた水禍の爲に地底に葬り去ら

れたのではなからうかといふかるのであつた。事實、明かに流砂によつて破壊に導かれたと認められる堅穴の實例もまた存したのである。しかし、地層の示すところでは、唐古池の堅穴全般をたゞひと時に蔽ひつくした様な洪水的現象を物語るべき、流積層の存在は認められなかつたのである。まして各堅穴から發見せられる彌生式土器の間には明かな様式差が存し、その土器における五種の様式が五つの異つた時期を示すものであるとする前章の解釋にして誤りなくば、唐古池内部における百數十の堅穴の營造の間には、かゝる五種の土器様式を發展推移せしめるに要しただけの時の経過が含まれてゐるとせねばならぬであらう。かつまたそのうちに含まれた土器様式に應じて、堅穴自身にも時代の先後の關係が存したものとせねばならぬことはいふまでもない。それらがたゞ一時にして埋没したと考へることの不合理はこの點からも論證せられるのである。

堅穴廢棄 の原因

これを要するに唐古遺跡における百數十基の堅穴類は、決して或る一時に廢棄せられたものではなく、永い年月の間にその或るものが作り加へられ、また或るものが棄て去られて徐々に交替して行つたものと解するほかはないのである。それでは住居用堅穴に多くの器物を残し、貯藏用堅穴に食料を藏したまふ、如何なる理由によつて人々はそこから立ち去つたのであらうか。人々はそこから立ち去つたばかりでなく、屋蓋の崩落した堅穴の上には、その内部に住んだ人々の使用した土器と同じ様式の土器片や、獸骨などが遺棄せられてゐて、人々がその地點をさういふ場所として意識して行動したことすら推察されるのである。空想力の豊かな人々ならば、或は此處に鬪争と掠奪との悲劇の場面を思ひ浮かべよう

とするかも知れぬが、この場合にもそれがたゞ一回の、或は單に數回の出來事であつたのでは解釋しきれない遺跡の示す事實がその憶測をさへぎるのである。

筆者として此處に一つの憶説を提出することが許されるならば、かゝる豎穴に住居してゐた人々が生を終へた時に、如何なることが起り得たかを考慮したいと思ふのである。それが父であり夫であつた場合、或は妻であり子であつた場合、そこには種々の條件と解決とが考へられるであらう。その中に、或は人々がその住居を死者に與へて立ち去る様な場合はなかつたものであらうか。それもまた局部的な天災地變と共に、唐古の豎穴類が種々の遺物を内部に藏して貴重な遺跡を形成した原因の一つに考へられるのである。

土師器遺跡の性質

豎穴類に關聯して、彌生式土器に次ぐ土師器祝部土器等を出す小坑の性質もまた一應考へて見なければならぬものである。これが煤の黒々と着いた煮沸用の甕形土器を主として包藏し、その坑の内部を燒藁の如き性質のもので充填してゐることから、貯藏用豎穴ともまた區別されるものであることは容易に考へられるが、さればとて俄かにその性質を決し難いものである。高床家屋が發達した場合の竈の位置構造を考へると、その遺構のみが残り得る場合も思はれるが、この小坑をそれに當てることはなほ躊躇せられるのである。しかしわれわれはこの祝部土器の存在によつて、唐古池の築造が、一部の人々の説かれるが如き應神天皇の御代にまで遡り得るもの^③ではないことを立證し得るのである。

第二節 遺物に關する考察

今回の調査の結果は上來の記載に明かにした如く、遺物に關しても少からざる新事實をもたらすことができた。中でも彌生式土器は其の豊富な資料によつて、様式發展の經過をたどり得たばかりでなく、それを通じて他の遺物及び遺跡の相對的年代の考定に役立つところ大なるものがあり、また稀いな木製遺物の殘存は從來の彌生式文化觀を一變せしめたものと云ふ可きである。是等に就いては既にそれ〴〵の章で論じ及んだが、こゝで改めて一括して唐古發見遺物類を通觀し、その點を明かにしたい。

史前の容 器

ひとり彌生式土器の場合に限らず、一般に土器の盛行した史前の時代においても、他の腐朽しやすい植物質などの材料で作つた容器が、これと並んで用ひられたであらうことは容易に推察せられた所である。たゞ現實の問題として在來の我が考古學者は、そのことを常に念頭に置いてゐたとしても、なほ多くの場合發掘に依つて容易に見出し得る土器類を自から重視する傾向を取り、以つて當代の容器の性質に關する考察を進めることが多かつたのである。

土器の分 化發達

事實、唐古遺跡の調査によつて明かにされたところを見ても、彌生式土器の様式發展のいづれの段階においても、土器の間にはその用途による器形の區別が既に確立せられてゐて、多方面にわたる要求が土器によつて充たされてゐたと思はれる。例へば食物を貯へる容器としては各種の壺があり、その中でも固形物を容れるためには口の開いた壺が、また流動物などを容れるためには細頸の壺が作られ、後には水差形の壺が發達してくるし、また蓋を被せることを原則とする無頸壺なども別に存在してゐる。食物を煮るためには裝飾の少

木製容器 の盛行

い甕形の土器とその蓋とがあり、前者の特に大型のものは水甕などにも用ひられたことであらう。更に食物を盛り供する際には各種の鉢や高杯があり、やゝ下つては器臺の發達も見られて、それ等に就いてはほとんど間然するところがないのである。

それにもかゝらず唐古遺跡の發掘は是等の土器の表徴する史前の文化段階にあつても、かゝる多種の土器のほかになほ少からぬ木製の鉢形や高杯形の容器があつて、人々の生活をより豊かならしめてゐた事實を現實に示したのである。われは新に見出されたこの若干の木製容器資料を通じて、彼等がその用材には剝物に適する樹種を選択し、加工に際しては木取りの上に定まつた方式を守るといふ經驗的知識を有したことや、既に轆轤と金屬利器とを用ひて整つた形の製品を作るといふ高度の技術的段階に達してゐた事實を知るのである。それは云ふまでもなく人々が如何にこの種の木製容器を作るに慣れ、また使ひ慣れてゐたかを察知せしめるものとして、當時における木製容器の役割りに現存品よりも一層大いなるものを與へぬばならぬことを教へるものである。

土製木製 容器の交 流

發見した遺品が實證する如く、當時における木製容器の使用が主として食物を盛り供する器にあつたことは、その質材の性質から理由づけられるところであるが、今、同じ用途をもつこれらの木器と土器とを比較した場合に、特に高杯形容器において、兩者の間に極めて緊密な形式的連關の存することが認められるのは甚だ興味がある。即ち高杯形の土器のうち、口縁部に廣い水平縁を作り出した一形式は、第一樣式土器から第四樣式土器にまで續いて、その間に系統的な變化の跡をもたどり得るものであるが、他方、木製高杯にもこれと全

く同一の形式に屬するものがあつて、その第一様式土器伴出例は水平線を有するのみであり、第四様式土器伴出例は更にその端に縁飾りを垂れてゐる點まで、土器と軌を一にしてゐる事が認められる。處がこの種口縁部の持つ形態的特色は、全く轆轤の使用に基づいて生み出されたと解せられるものであり、またその長い棒状を呈する脚臺部の作成が、木器の場合には二材を納繼ぎにして容易に組立てゝゐる點からすると、本形式の高杯形容器は當初木器として發達した形が、土器にも寫され、後に兩者が相並んで使用せられたものと解して誤りないであらう。このことは第一様式土器群に伴ふて木製高杯が多く、而もそれに高杯形土器の遺例が他様式の場合に比して少い事實とも相應するものがある様に思はれる。

木製容器に發達した手法が土器に對しても適用せられたと解すべき同じ現象の一つとして、更に第一様式土器に見る彩文が擧げられる。それは土器の焼成後に行はれた顔料による着彩である點において、文様を焼き込んだ一般の彩色土器の性格とは違つて居り、かへつて施文の手法及び文様の構圖において、同様な状態にある木器との關聯を考へしめるものである。これは既に赤色、黒色の塗漆の行はれてゐる木器において、それと並んで始められた技術であつたと見るのが自然であらう。

其他各種
容器の共
存

以上の様な木製容器の手法が土器に移された事實と並んで、反對に土器の手法がまた木器によつて眞似られた場合もあつたことは、刻目凸帶を繞らした木製高杯の遺例などによつて知られるところであり、方形盤などの如く土器とは形態上の關係のない木製容器もまた多く用ひられてゐる。更に土製、木製の容器を以てなほ盡くし得ぬ用途のためには、籠の

轆轤の使 用

如き編物や、瓢箪の果皮を利用した容器の使用も行はれたことが、稀有なそれらの实例の残存によつて立證せられたのである。是等のうちには今日なほわれくの使用してゐる器物と大差なきものが含まれてゐて、そこに民族の永い傳統をしのぶことが出来るのも、また唐古遺跡の調査がもたらした收獲の一つに數へねばならない。

吾々は今回檢出した木製容器を取上げて、往時における木製容器の役割りが、現實に得た資料の數を超えてはるかに大であつたことを考へるのであるが、更にそれらから導かれる別個の問題の存在をこゝに指摘して置かねばならない。それは木製容器のうちに、單に上記の如き高杯形の一型式のみでなく、鉢形・高杯形の各種にわたつて、その製作に轆轤工法を用ひた事實を明示するもののあることである。從來彌生式土器の成形法を論せられた際、北九州地方で發見せられる大型の甕形土器の如きは轆轤即ち陶車の使用をまつて始めて製作し得るものであらうといふ見解が發表されたことがあり、われくもまた櫛描文様の發展の裏面に陶車の存在を肯定しなければならぬことを論じて來たが、他方に於いて陶車を用ひない土器製法の存続も認められるが故に、彌生式土器の製作に當り一部に陶車は使用せられたとしても、なほそれは原始的なものであり、或は未だかゝる進歩した技術は存在しなかつたのではないかと疑ふ人も見受けられた。しかるに、こゝに第一様式土器使用の時代において既に木器の製作に轆轤の使用せられてゐる事實を明らかにし得たことは、同じ機構による土器製作の可能性を強めるものであり、延いて時の古きを以て妄りに技術の未熟を豫斷する見解に誤のあることを明かにするものともいふべきであらう。

金屬利器
の存在

木製容器の製作に轆轤を使用したといふ事實は、自からまたこれに要した鋭利な利器が何であつたかといふ問題に觸れて來る。本遺跡發見の石器には鋭利な刃を有する優品もあるが、これを用ひてかゝる精巧な木工がすべて行はれ得たと解釋することはできない。高杯などの脚臺内面に殘された粗い鑿痕に對しては、或は石器の使用を肯定し得るとして、その結果は一層、なめらかな外面・上面の加工に際しての金屬製利器の使用を認めざるを得ないのである。而してそれを想定する根據は次の三點にある。その一は第一様式土器に伴出した彩文木製高杯の修理に銅針を用ひてゐる事實であり、その二は鹿角製刀子把の内部に鐵鏽の附着せる事實から鐵製刀子の存在が考へられること、而して第三は或る種の銅劍を模したかと思はれる木製品の遺存から、第一様式土器の時代が既に少くとも一部には銅利器使用の段階に入つてゐたと認め得ることである。是等の事實に基いて吾々はここに唐古彌生式文化の當初から既に銅鐵の金屬製利器の存在を肯定し得ると思ふのである。

しかし金屬製利器が用ひられたとしても、それがなほ極めて限られた部分についてののみであつたらうといふことは、舶載の銅利器から利器ならざる國産の利器形寶器を導き出した彌生式文化の大きな歴史を反映する本遺跡發見の劍形儀器が木製であることによつても逆に察せられるであらう。或はまた彼等の狩獵の武器であつた弓の型式には、數多く遺存する簡単な小型丸木弓のほかに、樺纒きを加へ漆塗を施した精品が並び行はれてゐるにもかゝらず、矢鏃としては打製の石鏃のみ多く、本調査の規模の大いさを以てしても、なほ

かつて採集せられてゐる一個の銅鏃^⑦の榮譽をうばふ發見を齎すことの出来なかつた事實からも窺はれるのである。たゞわれは從來殆んど豫想せられなかつた各種の木製品の發見によつて、俄かに彌生式文化の内容に著しい豊富さを加へた如く、發見資料の乏しさのみを以て彌生式文化における金屬器の役割を過少に評價することに、考慮の要あるを強調すべきであらう。

石製武器

更に發見せる遺品についての考察を進めるならば、弓矢と並んで重要な武器の一つに數へられる槍身の類が永く石器を以てその用に當てられてゐた事實を擧げ得る。第三様式土器の時期に屬せしむべき北方砂屑出土品に、多數の安山岩製打製石鎗を見ることは即ちその例證であるが、かくの如き長さ五寸乃至七八寸にも達すると思はれる精巧長大な打製石鎗の出現を見るまでには比較的短少な石鎗の行はれた時期があつたと認むべき本遺跡の所見を以つて全般を推し得るならば、打製石鎗は本來讃岐石製石器として特殊に發達したものであつて、磨製石劍とは別個な、より實用的な利器であつたと考へられるのである。前者に比して出土せる資料數は少いが、粘板岩製の磨製石劍もまた主として北方砂屑から檢出された事實によつて、發達した打製石鎗と相並んで行はれた武器形石器と解すべきに近い様に見える。なほ石鎗類が長柄の先に柄の延長線に取りつけられるに對して、鎌形の大型磨製石器のうちには、柄と直交して取りつけられた武器と認むべきものも含まれてゐたことが考へられる。これは第一様式土器と伴出せる遺品があつて、彌生式文化の石製利器のうちに古く戈の系統に屬する一群の存した事實を示すものとしてまた指摘せらる

べきであらう。

石製工具

石製利器の發達は武器以外の工具の類にも認められる。その重量を利用して木材を割るに用ひられた太型蛤及石斧、大小の木器を刳る工具としてふさはしい柱狀片及石斧、鑿や手斧の刃先と考へられる扁平片及石斧など、既に第一様式土器に見られる各種の磨製石斧の發達は、木製器具製作の盛行と相表裏する現象といふべきであらう。精巧な木器の仕上げの工程には、もとより金屬製利器の使用を認めねばならぬとするも、木地の粗削りの工程は石器で事足りたであらうし、發見せる木器未製品に残された大小各種の刃迹もまたこれを證するに近い。

石器技術の消長

精巧な磨製石器の製作は既に第一様式土器の時から盛であつたが、また一方には石庖丁などの、一部の磨製石器に用ひる、適當な石材を決定し得ないで、變質安山岩などで間に合はしてゐる様な状態も見られる。この時期には讃岐石の様な堅い石質の材を用ひても、なほそれを磨き上げようと努力したことが、鎌形打製石器や扁平片及石斧の遺品のうちに認められるほどである。これに反して、讃岐石の打裂片の鋭利な縁刃を利用して、石器の全體の形態には比較的考慮せずに、たゞ切れることを目標にした様な粗末な打製石器の製作が、かへつて各種の磨製石器の發達と並行して第三第四様式土器の時期まで續いてゐることは興味がある。或は唐古彌生式文化は本來金屬利器をもつた石器文化であり、その石器は發達した磨石器文化であつたものが、石器から金屬器への全面的交替の過程において、磨くことを省略した打製石器の流行を來たしたものと解すべきであらうか。打製に適した讃岐

石の原石産地を近くに有するこの地の地理的環境がこの傾向に拍車をかけたであらうことはいふまでもない。既に殆ど石器の伴出を見ない第五様式土器に到つて、その一出土地點を構成した木杭の削面に、明かな鉞様の金屬製利器の刃痕を認め得ること(圖版第2)も、唐古彌生式文化の終りの部分が、もはや金屬利器の普遍化した時期に相當することを物語るものであらねばならぬ。

木製耕具

本遺跡發見の利器には更に豊富な木製耕具類がある。發見せる遺品は主として第一様式土器伴出例であるが、第四様式土器と共存した資料も若干あつて、それらが永く行はれたことを察せしめるものがある。先づ鍬類には種々の形の平鍬をはじめとし、諸手鍬馬鍬などの異つた形のものも並び存する。いま是等に鋤や犁としての用途の推察される遺品を加へて、その一つ一つに見る形態の差異が使用の目的に應ずる變化に基くことを想定し得るとするならば、これはとりもなほさず彼等の日常において、土を耕し土を掘る生活が如何に重きをなしたかを物語るものであらう。本遺跡の堅穴中から豊富に見出された焼米・粃殻によつて示される稲作農業の存在こそ、かゝる多くの耕具を發達せしめた文化の背景をなすものであることはいふまでもない。まだこの種の木製耕具の發見されない以前においては、農耕の生活を營んだことの明かな彌生式文化の遺物中に、必ずあるべく思はれる耕具を尋ねめぐんで、本遺跡からも發見例のある磨製石斧の或るものをそれに當てようとした論者もあつたが、今はその探るべからざることが明かであらう。たゞ今回發見せる木製耕具類のすべてを通じて、柄より刃先に至るまですべてを木材を以て作り、後代のそれの如

石庖丁と
堅杵

き金屬製の刃先を用ひてゐないことを注意して置かぬばならない。

發見せる遺物のみについていへば、收穫の爲の利器もまた金屬ではなかつた。秋の稻穂を摘むに用ひたと見るべき石庖丁は、本遺跡の遺品の間においても、土器様式の變遷に應ずる形態、石質の變化が認められるが、それはなほ紐掛孔を穿つて指に懸けて用ひる範疇にとゞまり、第四様式土器作出例においても木の柄に取りつけて鎌の如く用ひるには到つてゐない。本調査中にしばしば焼米の形で發見された稻米は、常に穂のまゝで一塊となつて密着してゐたばかりでなく、(圖版第一〇) 或る場合にはそれを束ねて穂のすぐ下方で藁で結んだ状態も認められて、(4) 當時の稻の刈り方が穂を摘む方法であり、また穂束のまゝ貯へる風習であつたことが知られたのである。石庖丁が紐孔の一端への偏りや、特定部の損傷以外に、なほ後代の鎌の形から遠いのに對して、明かに本末の區別を示して、それに近い形をもつた鎌形打製石器の存在は、若しその用途を庖丁形打製石器とも區別して考へ得るならば、或は家々の葎草などを刈取るための本當の鎌であらうか。この石器の刃部の磨滅の状態はその様にも解されるのである。利器とはいへないが木製堅杵の顯著な存在は、稻米の脱穀に使用せられる器具として、銅鐸面の繪畫にのみ描き残されてゐた往時の生活を如實に顯現したものであつた。

骨角牙器

繩文式文化においては石器のほか骨角製の小型の利器が豊富に作られて、特に漁撈の用具として愛用せられたことが知られてゐるが、本遺跡發見の骨角牙製の遺品の多くは、主として裝飾的な性格のものが多かつた。またその中には一定の形態上の約束を有せず、骨

裝身具

角の一片を採つて簡単な文様を刻した程度のものであり、他の遺跡からも發見例のある長い鹿角馬骨の中央に線刻を加へた遺品^⑨などと共に、單なる裝飾品ではなく、一種の呪術的な性格をもつものがあるのではないかと考へられる。

裝身具としては整つた形の勾玉などは見出されなかつたが、目ばしいものに木製漆塗の腕輪や櫛の遺存が擧げられるのであり、なほ薄板に精巧な透彫りを加へた漆塗の一遺品も檢出せられた。これらは孰れも第一様式の土器類と作出したものであるから、既に當時において、唐古彌生式文化には漆器の技法が知られてゐたとせなければならぬ。まさに一の新知見とすべきであらう。裝身具に關聯して、土製石製角製等の紡錘車の發見は、是等が機織の爲に作られたものとして、現實に土器の一部に押印せられた壓痕により織物の實際を窺ひ得ることと共に、また記し置かねばならない。今俄かにその用途を識別しがたい數々の木製器具のうちに、實は此の種の機織の器具などが含まれてゐるかも知れない。假りに鋸形木製品として擧げた遺品に跡づけられた、こまかな使用のための傷痕などが、或はそれと關聯せしめ得る様にも思はれるのである。

繩文式土器の存在

彌生式系統の數々の遺物に對する考察の後に、別に觸れて置かねばならぬものに數個の繩文式土器の存在がある。繩文式土器が彌生式土器に先んじてわが國に行はれた石器時代文化の所産であることはいふまでもないところであるが、それが終末において彌生式土器と如何に關係づけられるかに就いては、今日なほ學界の懸案として殘されてゐるのである。この問題を論ずることは資料に乏しい本遺跡によるよりも、たとへば同じ大和ならば

両者が多量に共存した宮瀧遺跡や、或は最近調査の行はれた櫃原遺跡の報告を俟つて後に試みらるべきであらう。たゞしばらく本遺跡の資料に關する範圍のみについていふならば、一個體分に屬する二片の繩文式土器片が北方砂層中から検出せられたことのみでは、なほそれと彌生式土器との同時性を論ずるに足りないとせられるであらうが、他方第一様式土器出土堅穴の遺品のうちに數個の石棒の存する事實は、それが本來繩文式文化の所産であるとする通説に従ふ限り、唐古彌生式文化人がいづれかの繩文式文化人と交渉を持つたことを想定せしめるに近く、また外面に厚く煤の附着した比較的大型の繩文式土器破片の存したことも、本遺跡においてこの土器の使用されたことを物語るものであり、兩者の關係を徵する一つの重要な資料と云ふべきであらう。

唐古遺跡の地に彌生式文化の種が根を下ろし、農耕の營みが開始せられた當時において、同じ大和の地になほ別個の傳統を守つて生き續けた人々が住してゐたことはおそらく認めて誤ないであらう。然らば唐古の彌生式文化人が石器の原料を求めて山に入り、木器の素材を探ねて林に至るその間において、これらの二つの人々の間に自からなる交渉が生じたことはなかつたであらうか。若しさうした場面が豫想せられるとすれば、われ／＼が上來たゞ彌生式文化の現象として、またその遺物として取扱つて來たものうちにも、なほこれらの人々の隠れた協力を考へる必要が認められて來るであらう。思ふて此處に至るならば、わが古代史の研究にはなほ多くの究め盡くされざる分野の殘されてゐることを痛感せざるを得ないのである。

さもあらばあれ、唐古遺跡の發掘は上來詳細に記述した如く、他に比類なき各種の豊富な遺物の發見をもたらし、豊葦原瑞穗國と讚ふる國の塊區もなかなす大和の地に、農を本としての生活にひたすらに勵みつとめた彌生式文化人の、即ちわが遠つ御祖のありし日の様をおそらくはこゝにはじめて鮮やく明かになすを得たのであり、四十年の以前より人に知られた本遺跡の名に、以て不朽の價値を與へ得たものといふもあへて過言ではなからう。

(小林末永)

【註】①参考のために現在畿内地方で行はれてゐる竪穴式建築の實例を

紹介して置きたい。第九十二圖の諸例は大和平野の西方、金剛葛城連峰の東西兩山麓地方に散在する金剛砂採取場の小屋である。外觀は天地根元宮造に類して地上に直ちに葦葺の屋蓋を構築し、その内部を淺く竪穴狀に掘り凹めて藁・蓆等を敷いて居住してゐる。屋蓋は切妻形で妻入りとし、南方或は東方に入口を向けてゐる。竪穴の廣さは長さ十尺前後、幅七、八尺が普通で、屋蓋下部平面形はこれよりやゝ大きく長さ十五、六尺、幅十尺位あり、その高さは七、八尺あつて、丁度六疊敷の室に近い廣さである。

同圖6は畝傍附近の所見で竹材を用ひて構築した大型の竪穴式建築の例である。妻に採光窓などを巧に設けてゐる點がまた參考とせられる。

②このことは唐古遺跡のみについていふのであつて、一般には視部土器使用の時代或はそれ以降まで、竪穴住居址の存續してゐる事實とは別個の問題である。

③『日本書紀』卷十に應神天皇七年に作つたと記されてゐる韓人池を唐古池に比定する假説に出發する議論である。唐古池の外形

が正しく條里の區劃に従つてゐる事實からも否定し得る説である。

④馬田貞彦氏「筑前須玖先史時代遺跡の研究」(『京都帝國大學文學部考古學研究報告』第十一冊、昭和五年八月)三一頁参照。

⑤小林行雄「彌生式文化」(『日本文化史大系』第一卷、昭和十三年三月)

⑥第六章において劍形木製品の一例が平形銅劍の形に近いことを述べたが、それは必ずしもこれを以て平形銅劍を模したものと考へてのことではない。これらの劍形木製品の原型はあくまでも銅劍銅鉞類一般であつて、寧ろかゝる木製品を介して、平形銅劍の如き形態の發生が理解されるのではあるまいか。

⑦森本六爾氏「大和に於ける史前の遺跡(二)」(『考古學雜誌』第十四卷第十一號、大正十三年八月)第十一圖、飯田恒男氏「大和唐古石器時代遺物圖集」(昭和四年十二月刊)第七圖等に圖示せられてゐる。

⑧山内清男氏「磨製片刃石斧の意義」(『人類學雜誌』第四七卷第七號、昭和七年七月)。また森本六爾氏も「彌生式文化と原始農業問題」(『日本原始農業』昭和八年十一月刊)その他の論文におい

て同様な解釋を下してゐる。

④ 河内國府遺跡發見の鹿角製品(本山考古室藏)、尾張熱田貝塚發

見の馬骨製品(東京帝室博物館藏)などが著名であり、近年尾張西志賀貝塚からも鹿角製品が發見された(林鐵次郎氏藏)。